

第 47 回 横須賀市社会福祉審議会 全体会

次 第

日 時：令和 6 年（2024 年） 1 月 31 日（水）

13 時 30 分から

会 場：消防局庁舎 4 階 災害対策本部室

開 会

1 定足数報告

2 議事

（1）横須賀市地域福祉計画答申案について

（2）よこすか障害者計画（第 7 期横須賀市障害福祉計画及び第 3 期横須賀市障害児福祉計画を含む）答申案について

（3）横須賀市高齢者保健福祉計画（第 9 期介護保険事業計画を含む）答申案について

3 答申書手交

4 市長あいさつ

閉 会

【 資 料 】

社会福祉審議会委員名簿

席次表

1－1 横須賀市地域福祉計画の概要について

1－2 横須賀市地域福祉計画案

1－3 横須賀市地域福祉計画に関するパブリック・コメント手続きの結果

2－1 よこすか障害者計画（第 7 期横須賀市障害福祉計画及び第 3 期横須賀市障害児福祉計画を含む）の概要について

2－2 よこすか障害者計画（第 7 期横須賀市障害福祉計画及び第 3 期横須賀市障害児福祉計画を含む）案

2－3 よこすか障害者計画（第 7 期横須賀市障害福祉計画及び第 3 期横須賀市障害児福祉計画を含む）に関するパブリック・コメント手続きの結果

3－1 横須賀市高齢者保健福祉計画（第 9 期介護保険事業計画を含む）の概要について

3－2 横須賀市高齢者保健福祉計画（第 9 期介護保険事業計画を含む）案

3－3 横須賀市高齢者保健福祉計画（第 9 期介護保険事業計画を含む）に関するパブリック・コメント手続きの結果

4 答申書（案）

横須賀市社会福祉審議会 委員名簿

令和6年1月24日現在(敬称略、50音順)

No.	委員名	区分	役職等	所属分科会
1	青木 勝	学識	横須賀市連合町内会 副会長	福祉
2	秋元 孝誠	学識	よこすか就労援助センター 施設長	障害
3	荒木 稔	学識	一般社団法人 横須賀市薬剤師会 会長	高齢
4	井澤 與	学識	横須賀市民生委員児童委員協議会 副会長 (衣笠第1地区民生委員児童委員協議会 会長)	民生
5	石田 恭子	学識	横須賀市障害者施策検討連絡会 (NPO法人 横須賀の福祉を推める会)	福祉
6	磯崎 順子	学識	公益社団法人 横須賀市シルバー人材センター 副理事長	福祉
7	市川 成子	学識	横須賀市障害者施策検討連絡会 代表	障害
8	伊藤 佳子	学識	神奈川県看護協会 横須賀支部 副支部長 (横須賀市立うわまち病院 看護部長)	高齢
9	井上 泉	学識	横須賀市立小学校長会 (横須賀市立大楠小学校 校長)	福祉
10	岩澤 義雄	学識	公募市民	福祉
11	上田 滋	学識	横須賀市連合町内会 副会長 (中央地区連合町内会 会長)	民生
12	海原 泰江	学識	横須賀市障害とくらしの支援協議会 会長	障害
13	加藤 邦貴	学識	医療法人財団 青山会津久井浜クリニック マネージャー	障害
14	金子 将大	学識	公募市民	障害
15	工藤 幸久	学識	横須賀商工会議所 理事事務局長 兼 総務渉外課長	民生
16	白井 幸江	学識	横須賀市民生委員児童委員協議会 会長 (長井地区民生委員児童委員協議会 会長)	福祉
17	鈴木 栄一郎	学識	公益社団法人 横須賀市シルバー人材センター 常務理事 兼 事務局長	高齢
18	関沢 敏行	議員	横須賀市議会 民生常任委員	民生
19	竹内 英樹	学識	社会福祉法人 横須賀市社会福祉協議会 副会長	民生
20	玉泉 隆治	学識	横須賀市民生委員児童委員協議会 副会長 (大楠地区民生委員児童委員協議会 会長)	民生
21	玉川 淳	学識	神奈川県立保健福祉大学 保健福祉学部 社会福祉学科 教授	福祉
22	豊島 佳代子	学識	公募市民	福祉
23	西村 淳	学識	神奈川県立保健福祉大学 保健福祉学部 社会福祉学科 教授	高齢
24	沼田 裕一	学識	一般社団法人 横須賀市医師会 副会長 (横須賀市立うわまち病院 管理者)	高齢
25	橋本 健司	学識	公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポート 神奈川県支部 監査	福祉
26	原 茂良	従事者	特別養護老人ホーム興寿苑 施設長	高齢
27	半澤 栄一	学識	一般社団法人 横須賀市歯科医師会 会長	高齢
28	星名 美幸	学識	公募市民	高齢
29	松尾 和浩	従事者	社会福祉法人 横須賀市社会福祉協議会 副事務局長	福祉
30	松尾 健一	学識	社会福祉法人 横須賀市社会福祉協議会 事務局次長 兼 地域福祉課長	高齢
31	◎ 松谷 有希雄	学識	一般社団法人 日本公衆衛生協会 理事長	障害
32	○ 三屋 公紀	学識	一般社団法人 横須賀市医師会 会長	障害
33	山邊 陽子	学識	横須賀市療育相談センター 地域生活支援課長	障害
34	渡部 俊賢	従事者	横須賀市保育会 副会長 (和順こども園 園長)	福祉

◎:委員長 ○:職務代理者 ※太字の委員は、第45回全体会以降に新たに就任した委員を示している。

所属分科会 民生:民生委員審査専門分科会 福祉:福祉専門分科会 障害:障害福祉専門分科会 高齢:高齢福祉専門分科会

第47回社会福祉審議会全体会 席次表

消防局庁舎4階 災害対策本部室
令和6年1月31日(水)13:30～

出入口

委員長
委員長職務代理者

○	○	○	○	○
---	---	---	---	---

廊下側

傍聴席

出入口

窓側

荒木委員	秋元委員	青木委員	井澤委員
鈴木委員	(空席)	石田委員	上田委員
西村委員	市川委員	礒崎委員	工藤委員
沼田委員	海原委員	井上委員	関沢委員
原委員	加藤委員	岩澤委員	竹内委員
半澤委員	金子委員	白井委員	玉泉委員
星名委員	山邊委員	玉川委員	松尾(和)委員
松尾(健)委員		豊島委員	渡部委員
		橋本委員	

事務局職員

福祉総務課
総務担当

介護保険課

障害福祉課

市社協職員

福祉総務課
企画担当

福祉総務課
総務担当課長補佐

介護保険課長	民生局長	福祉こども部長	障害福祉課長	福祉総務課長

横須賀市地域福祉計画（横須賀市成年後見制度利用促進基本計画 及び横須賀市再犯防止推進計画を含む）の概要について

1 策定する計画の内容

（１）概要

高齢福祉、障害福祉、児童福祉など、各福祉分野の個別計画の基盤となる計画として、「横須賀市地域福祉計画（横須賀市成年後見制度利用促進基本計画及び横須賀市再犯防止推進計画を含む）」を策定しました。

また、横須賀市と横須賀市社会福祉協議会が共に地域への働きかけを行うことで相乗効果が見込まれることから、一体となって本計画を策定しました。一体的に計画策定を進めることで、相互の役割を明確にし、地域ごとに異なる課題に即した支援の在り方を検討するなど、効果的な事業展開を図ります。

（２）根拠法令

社会福祉法第107条第１項（市町村地域福祉計画）

成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条第１項

（成年後見制度利用促進基本計画）

再犯の防止等の推進に関する法律第８条第１項（地方再犯防止推進計画）

（３）名称

横須賀市地域福祉計画（横須賀市成年後見制度利用促進基本計画及び横須賀市再犯防止推進計画を含む）

（４）計画期間

令和６年度（2024年度）から令和11年度（2029年度）まで（６年間）

計 画 期 間

平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
	横須賀市地域福祉計画 （横須賀市成年後見制度利用促進基本計画を含む）					横須賀市地域福祉計画 （「横須賀市成年後見制度利用促進基本計画」及び 「横須賀市再犯防止推進計画」を含む）					
	第５次地域福祉活動計画 【市社会福祉協議会策定】					中間報告 現状把握 計画策定					

(5) 目次

第1章 計画の概要

第2章 現状と課題

第3章 計画の体系

第4章 施策の方向性

第5章 地域福祉の推進体制

資料編

2 計画の策定方法

本計画の策定に当たっては、横須賀市社会福祉審議会に諮問し、同審議会福祉専門分科会（以下「分科会」といいます。）において、具体的な検討を行いました。

なお、分科会長には県立保健福祉大学教授が就任しているほか、公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート、公益社団法人横須賀市シルバー人材センター、横須賀市民生委員児童委員協議会、社会福祉法人横須賀市社会福祉協議会、横須賀市障害者施策検討連絡会、横須賀市保育会、横須賀市立小学校長会、横須賀市連合町内会の各役員と市民公募委員2名を含む全11名の委員で検討いただきました。

3 計画策定の経過

(1) 横須賀市社会福祉審議会：令和5年1月31日

市長から社会福祉審議会委員長へ諮問

同日、第16回分科会において、計画策定について分科会へ付託

(2) 分科会（全8回）：令和5年1月31日から令和6年1月16日まで

(3) 市民アンケート調査：令和5年6月8日から令和5年7月31日まで

対象者	対象者数	回答数	回答率
18歳以上の市民	3,000人	1,256件	41.9%

※住民基本台帳から無作為抽出（令和5年4月30日現在）

(4) 地域別意見交換会：令和5年8月1日から令和5年8月27日まで

(5) パブリック・コメント手続：令和5年11月17日から令和5年12月6日まで

意見の提出者数と意見数：7名から15件の意見提出

(6) 横須賀市社会福祉審議会：令和6年1月31日

社会福祉審議会委員長から市長へ計画案の答申

(7) 議会報告・計画公表：令和6年3月13日

4 今後の実施・進行管理体制など

(1) 推進体制

本計画を着実に推進していくためには、住民一人ひとりが地域福祉活動の担い手であると同時に受け手としても福祉に対する意識や関心を高めることが重要です。そのためには、住民、関係機関、行政といった各主体がお互いにつながり、協力し合える環境をつくり、それぞれが活動に参加・参画していくことが求められます。

このため、分科会における進行管理・評価に加えて、各地域における懇談会等を実施し、計画の推進を図ります。

(2) 進行管理体制・評価方法

個別事業については各個別計画で規定し進捗管理をしていること、地域福祉に関する施策の多くは、事業との因果関係が明確でないことから、本計画においては市民アンケートの回答の変化をもって定性的な評価を行います。

なお、分科会において、着実な進行管理・評価に加えて、各地域における懇談会等を実施し、計画の推進を図ります。

(案)

令和6年（2024年）1月31日

横須賀市社会福祉審議会

委員長 松谷 有希雄 様

横須賀市社会福祉審議会

福祉専門分科会会長 玉川 淳

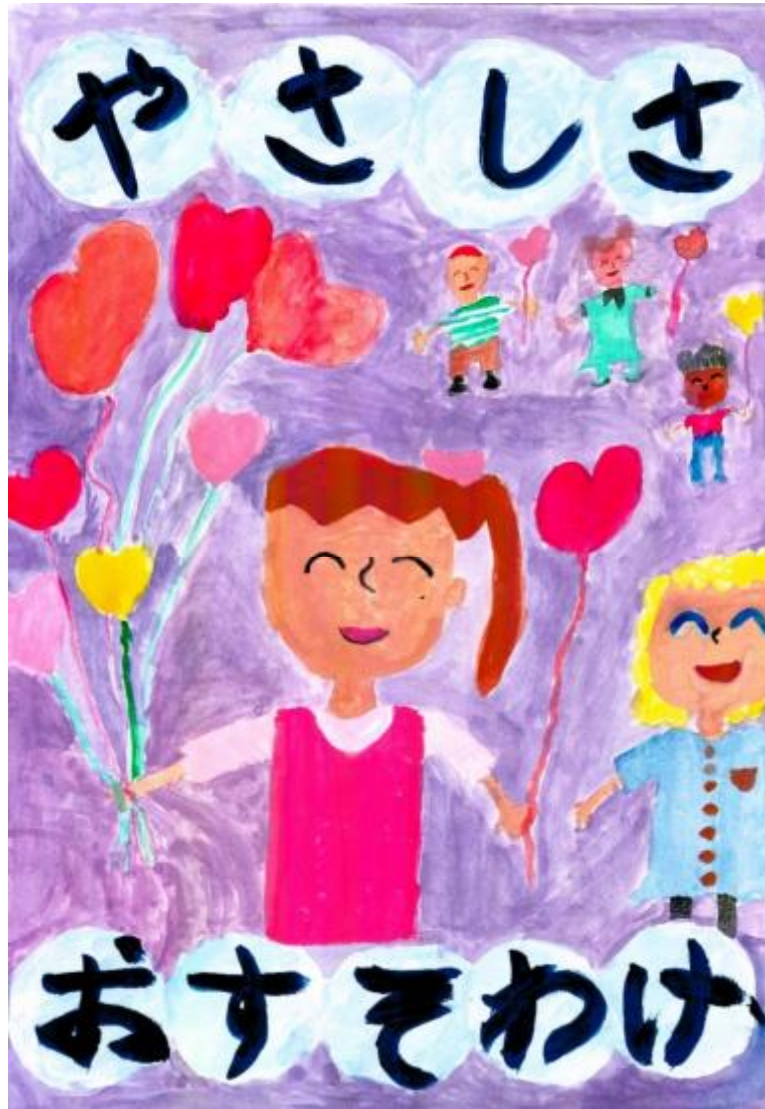
横須賀市地域福祉計画の策定について（報告）

令和5年（2023年）1月31日付け横福総第57号をもって市長からなされた
諮問のうち、福祉専門分科会に付託された標記計画の策定について、別添のと
おり取りまとめましたので、その結果を報告いたします。

横須賀市地域福祉計画

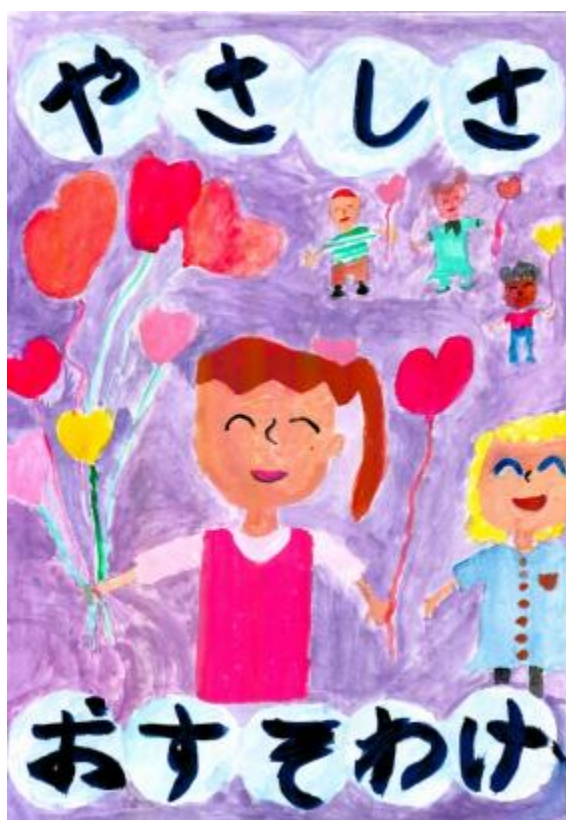
(横須賀市成年後見制度利用促進基本計画
及び横須賀市再犯防止推進計画を含む)
令和 6 年度 (2024年度) ~ 令和 11年度 (2029年度)

(答申案)



令和 6 年 (2024年) 2 月

横須賀市社会福祉審議会



「よかった ありがとう。」
ポスターコンクール

【小学生の部】
市長賞（最優秀賞）
作品名：やさしさいっぱい

津久井小学校

2年1組 ^{ながや}永谷 まこ さん



「よかった ありがとう。」
ポスターコンクール

【小学生の部】
市長賞（最優秀賞）
作品名：私の大切な友だち

武山小学校

5年2組 ^{さくま}佐久間 ^の暖乃 さん

はじめに

市長あいさつ

市社会福祉協議会会長あいさつ

横須賀市地域福祉計画 目次

(横須賀市成年後見制度利用促進基本計画及び横須賀市再犯防止推進計画を含む)

ページ

第1章 計画の概要1

1 計画の趣旨

- (1) 計画策定の背景2
- (2) 基本理念2
- (3) 計画の基本目標3

2 計画の位置付け

- (1) YOKOSUKAビジョン2030及び実施計画との関係 .4
- (2) 福祉分野の個別計画との関係5
- (3) 地域福祉活動計画との関係5
- (4) 計画期間5
- (5) 法との関係6
- (6) 重層的支援体制整備事業7

第2章 現状と課題9

1 現状

- (1) 人口・世帯の動向10
- (2) 高齢者の動向13
- (3) 障害者の動向16
- (4) 子ども・子育ての動向19
- (5) 生活困窮者の動向21
- (6) 外国人の動向22

2 市民意見等の聴取

- (1) 市民アンケート調査結果23
- (2) 地域別意見交換会実施結果27
- (3) 市社会福祉協議会部会員からの意見聴取結果34

3 課題37

第3章 計画の体系39

第4章 施策の方向性41

1 地域における支え合いの基盤づくりの促進

- (1) 地域における支え合いの基盤づくりの促進44
- (2) 地域における健康増進の取り組みの支援48
- (3) 地域における交流の促進50
- (4) 地域における見守り体制の充実54
- (5) 災害に備える地域づくりの促進58

2 包括的・継続的な支援体制の充実

- (1) 福祉の各分野における相談支援体制の強化62
- (2) 家族丸ごとの相談支援体制の拡充66
- (3) アウトリーチ支援の拡充68
- (4) 権利擁護の取り組みの支援
 【横須賀市成年後見制度利用促進基本計画】72
- (5) 防犯・再犯防止に関する取り組みの推進
 【横須賀市再犯防止推進計画】74

3 多様な担い手の育成・参画の推進

- (1) 地域福祉の担い手の育成・参画の推進80
- (2) 地域福祉に関わる専門職等の確保・養成84
- (3) 福祉団体の活動の支援86

4 心のバリアフリーの促進

- (1) 他者に対する思いやりの心の醸成90
- (2) ソーシャルインクルージョンの促進92
- (3) 新たな情報共有の仕組みづくりの推進96

第5章 地域福祉の推進体制99

- 1 評価指標の設定100
- 2 推進体制101

資料編	103
1 計画の策定体制	
(1) 横須賀市社会福祉審議会福祉専門分科会 審議経過	104
(2) 横須賀市社会福祉審議会福祉専門分科会 委員名簿	106
(3) 社会福祉審議会条例	107
2 パブリック・コメント手続の結果概要	
(1) 意見募集期間	110
(2) 意見提出者の数及び意見の件数	110
3 地域別意見交換会における意見（全 17回分）	111
4 用語集	134

第1章 計画の概要



「よかった ありがとう。」ポスターコンクール
【小学生の部】 優秀賞 作品名：にじのヘアーサロン
鶴久保小学校 1年1組 石井 ^{いし} ^{あおい} 葵 さん

第1章 計画の概要

1 計画の趣旨

(1) 計画策定の背景

これまで国は、高齢者や障害がある人、子どもなど、対象者ごとに公的な支援制度の充実に取り組んできました。しかし、「ダブルケア^{*}」（主に介護と育児を同時に行う状況）や「8050問題^{*}」（高齢の親が社会的に孤立している子供の生活を支えている状況）、「ヤングケアラー^{*}」（本来大人がすると想定されているような家事や家族の世話などのケアを日常的に行っている18歳未満の若者のこと）などさまざまな分野の課題が同時に重なり顕在化しにくくなるケースに加え、ひきこもり^{*}や支援拒否による社会からの孤立、虐待や暴力などの社会問題が増加しています。

このような地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、国は属性を問わない相談支援、多様な社会参加に向けた支援及び地域づくりに向けた支援の3つの支援を一体的に実施する重層的支援体制整備事業^{*}を創設しました（令和3年（2021年）4月1日施行）。

さまざまな課題に直面し、地域社会の在り方が変化している中、住民同士が支え合い、住み慣れた地域で安心して快適に暮らし続けるまちを実現するために、地域福祉の中心的役割を担う社会福祉法人横須賀市社会福祉協議会（以下「市社会福祉協議会」という。）と一体となって本計画を策定します。

(2) 基本理念

「誰も一人にさせないまち 横須賀」の実現

全ての住民が多様性を認め合い、それぞれが人生の主役として自律的に生活することができるよう支援していきます。

また、住民が身近な日々の暮らしの場である地域の中で、地域社会の一員として社会と関わり、誰もがどこかにつながり、お互いに支え合いながら生活を送ることができる地域社会の実現を目指します。

市と市社会福祉協議会は地域住民や地域の各主体とともに支援の輪を重ね「誰も一人にさせないまち 横須賀」の実現を目指します。

(3) 計画の基本目標

① 地域における支え合いの基盤づくりの促進

支え手と受け手の垣根を超え、日々の生活において、不安や悩みを抱える人に寄り添います。誰もがどこかにつながるができるよう、課題解決を図るための仕組みづくりを進め、地域における支え合いの基盤づくりを促進します。

② 包括的・継続的な支援体制の充実

地域におけるネットワークでは解決できない課題や誰に相談してよいかわからない課題については、福祉の総合相談窓口である「ほっとかん^{*}」で受け止め、関係機関とともに解決に向け支援していきます。

また、世代や属性を超えて多様化する課題や制度のはざまにあるさまざまな課題を解決するため、課題を丸ごと受け止めることができる相談支援体制を拡充します。

③ 多様な担い手の育成・参画の推進

住み慣れた地域で安心して暮らしていくため、住民一人ひとりが自らの意欲・関心に応じて、自分の能力を生かして地域で活躍することができるよう、多様な担い手の育成・参画に努めます。

また、地域の担い手のすそ野を広げる取り組みや、各福祉分野における専門職等に対する研修の充実など、福祉人材を育成・確保する取り組みを推進します。

④ 心のバリアフリーの促進

「共に生き、共に支え合う社会づくり（ソーシャルインクルージョン^{*}）」という考え方のもと、全ての住民が住民相互の絆を感じ、他者に対する思いやりの心や多様性を受け止める意識を醸成できるよう心のバリアフリー^{*}を促進します。

【語句の説明について】

＊が付してある用語は、資料編「4 用語集」（134ページ以降）に解説を記載しています。
なお、「横須賀市」の記載は省略していることがあります。

【地域の捉え方】

地域福祉は、地域住民と横須賀市、市社会福祉協議会が一体となって推進するものであるため、これまで住民参加による福祉活動の実績を蓄えてきた18の地区社会福祉協議会^{*}の活動範囲を「地域」の単位として捉え、活動を促進しています。

一方で、住民が行う地域活動の中には、生活に最も身近な町内会・自治会、地域の支え合い団体による活動など地区社会福祉協議会^{*}とは活動範囲が一致しない活動があります。

また、地縁によるものではなく、活動の目的や内容によりさまざまな形態をとっている活動もあります。

さらに、情報技術の進展などにより、最近ではSNS^{*}（Social Networking Service）によるつながりなど、バーチャルな社会におけるつながりも広がりつつあります。

このような多様なつながりを踏まえ、本計画では「地域」を暮らしやすさや生活上の課題を共有できる範囲として柔軟に捉えていくこととします。

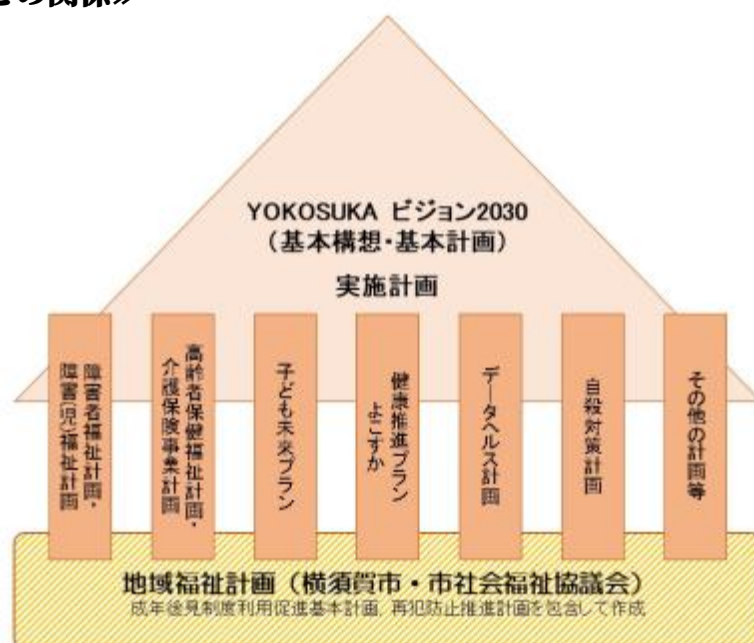
2 計画の位置付け

(1) YOKOSUKAビジョン2030及び実施計画との関係

地域福祉計画は、本市のYOKOSUKAビジョン2030*に掲げる「誰もが自分らしく幸せに生きられるまち」といった分野別未来像を実現するための、各福祉分野の基盤となる計画です。

また、本市の福祉都市宣言*、横須賀市民憲章*、横須賀市地域で支える条例*で目的として掲げる「地域住民が支え合い、安心して暮らせる社会」の具現化に向け、分野に共通する理念を示します。

《図表1 各計画との関係》



【福祉都市宣言*】（平成5年（1993年）6月4日宣言）

横須賀市は、「都市基本構想」において、あたたかい連帯感のある「福祉都市」の実現をめざすことを定めた。市民すべてが、自らのしあわせを高め、健康で文化的な生活ができるよう、人間尊重と相互扶助の心に満ちた豊かでおもいやりのある、明るく住みよい横須賀市を築くため、たゆまぬ努力をする決意をし、ここに「福祉都市」とすることを宣言する。

【横須賀市民憲章*】（平成13年（2001年）12月18日議決）

- 1 すべての国々や人々との交流を深め、国際社会に貢献します。
- 2 海と緑の豊かな自然を守り、うるおいと活気のあるまちをつくります。
- 3 子どもが健やかに育ち、だれもが生きがいを持てるまちをめざします。
- 4 お互いに助け合い、すべての人々が安心して生活できる地域社会を築きます。
- 5 災害に強い、安全で暮らしやすいまちを実現します。

【横須賀市地域で支える条例*（平成25年（2013年）条例第8号）】

第1条 この条例は、地域活動に対する市民、地域活動を行う団体（以下「地域活動団体」という。）及び事業者の役割並びに横須賀市及び市職員の責務を定めることにより、安心して快適に暮らせる社会の実現に向けて、人と人との絆や近隣との連携を深めるとともに、心豊かなまちづくりを推進し、もって地域で支え合う社会を実現することを目的とする。

(5) 法との関係

① 社会福祉法との関係

法第 106 条の 3 第 1 項で定める包括的な支援体制の整備を促進する観点から、平成 29 年（2017 年）改正社会福祉法では、それまで任意とされていた市町村地域福祉計画の策定が努力義務化されました。

なお、国においては、「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉の各分野における共通的な事項」を記載するいわゆる「上位計画」として位置付けられておりますが、本市においては、各福祉分野の基盤となる計画として位置付けています。

令和 2 年（2020 年）改正社会福祉法では、第 106 条の 3 の努力義務に基づき、包括的な支援体制整備を中長期的に進める観点から、第 10 条第 1 項第 5 号を「地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項」と改正し、地域福祉計画を策定する全ての市町村が計画の中に盛り込むよう求めています。

② 成年後見制度の利用の促進に関する法律（成年後見制度利用促進法）との関係

成年後見制度*は、民法の改正等により平成 12 年（2000 年）に誕生した制度です。病気、事故等による障害などの理由により、預貯金等の財産管理や介護・福祉サービスの利用契約や入院の契約などの手続をすることが難しい人の法律行為を支える制度です。

しかし、成年後見制度*が十分に利用されていないことから、平成 28 年（2016 年）4 月に「成年後見制度*の利用の促進に関する法律」（以下「成年後見制度利用促進法」という。）が成立し、平成 29 年（2017 年）3 月、同法に基づく成年後見制度利用促進基本計画（平成 29 年度（2017 年度）～令和 3 年度（2021 年度）の 5 年間）が閣議決定されました。そして令和 4 年（2022 年）3 月 25 日に第二期基本計画が閣議決定されました。

地域住民の高齢化や認知症の増加に伴い、成年後見制度*の需要が高まっていることから、権利擁護が必要な人を早期に発見し、必要に応じて日常生活自立支援事業*や成年後見制度*といった適切な支援につなげることができるよう地域福祉計画に盛り込んでいます。

このように、地域福祉計画と成年後見制度利用促進法は、共に地域住民の福祉の向上を目指しており、相互に関連しながら推進しています。具体的な施策や取り組みは地域によって異なる場合がありますが、地域福祉計画を通じて、成年後見制度*の普及と地域福祉の充実に繋がることが期待されています。

③ 再犯の防止等の推進に関する法律（再犯防止推進法）との関係

平成 28 年（2016 年）12 月に「再犯の防止等の推進に関する法律」（以下「再犯防止推進法」という。）が施行されました。現在の日本において、刑法犯の検挙人員に占める再犯者の割合である「再犯者率」が上昇しており、安全で安心して暮らせる社会を構築する上で犯罪や非行の繰り返しを防ぐ「再犯防止」が大きな課題となっています。

再び罪を犯すことを防ぐため、地域社会での理解と協力とともに、関係機関、民間協力者等の連携により、犯罪をした人等を孤立させることなく、必要な支援につなげることができるよう、再犯防止に関する取り組みについて、防犯に関する取り組みと合わせて、地域福祉計画に盛り込んでいます。

このように、地域福祉計画と再犯防止推進法は、共に地域住民の安全・安心を確保するために地域社会全体で取り組むことを目指しており、相互に関連しながら推進していきます。

（6）重層的支援体制整備事業

重層的支援体制整備事業*は、地域住民が抱える複雑化・複合化した「はざまのニーズ」への対応を行っていくための包括的な支援体制の整備を目的に、市町村の任意事業として令和 3 年（2021 年）4 月に創設された制度であり、「相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」の 3 つの支援を柱として、それらを効果的・円滑に実施するため、「アウトリーチ*等を通じた継続的支援」「多機関協働による支援」を新たな機能として強化し、5 事業を一体的に実施する事業です。

本市では、地域福祉計画が目指す、住民同士が支え合い、住み慣れた地域で安心して快適に暮らし続ける地域社会を実現するため、令和 5 年度（2023 年度）から事業化に向けた検討を進めています。「8050 問題*」など複雑化した支援ニーズを抱えながらも必要な支援が届いていない家庭等への継続的な訪問や医療機関への同行などの支援や、高齢者、障害者、子ども等世代や属性を問わず、多世代・多属性が集う地域の居場所づくりの支援などを本事業に位置付け、継続した支援を通じて本人との信頼関係の構築やつながりの形成を目指します。

《図表3 各事業の概要》

包括的相談支援	○属性や世代を問わず包括的に相談を受け止める。 ○支援機関のネットワークで対応する。 ○複雑化・複合化した課題については適切に多機関協働につなげる。
参加支援	○社会とのつながりを作るための支援を行う。 ○利用者のニーズを踏まえた丁寧なマッチングやメニューをつくる。 ○本人への定着支援と受け入れ先の支援を行う。
地域づくりに向けた支援	○属性や世代を超えて交流できる場や居場所を整備する。 ○交流・参加・学びの機会を生み出すために個別の活動や人をコーディネートする。 ○地域のプラットフォーム*の形成や地域における活動の活性化を図る。
アウトリーチ*等を通じた継続的支援	○支援が届いていない人に支援を届ける。 ○会議や関係機関とのネットワークの中から潜在的な相談者を見つける。 ○本人との信頼関係の構築に向けた支援に力点を置く。
多機関協働による支援	○市全体で包括的な相談支援体制を構築する。 ○重層的支援体制整備事業*の中核を担う役割を果たす。 ○支援関係機関の役割分担を図る。



厚生労働省 「地域共生社会*」のポータルサイト」から抜粋

【「促進」と「推進」の使い分け】

本計画書においては、主に地域の皆様が主体となる取り組みを「促進」、主に市や市社会福祉協議会が主体となる取り組みを「推進」として使い分けを行い、記載しております。

第2章 現状と課題



「よかった ありがとう。」ポスターコンクール

【小学生の部】 優秀賞 作品名：おまつり

汐入小学校 1年1組 ぬまた しゅか 沼田 朱珂 さん

第2章 現状と課題

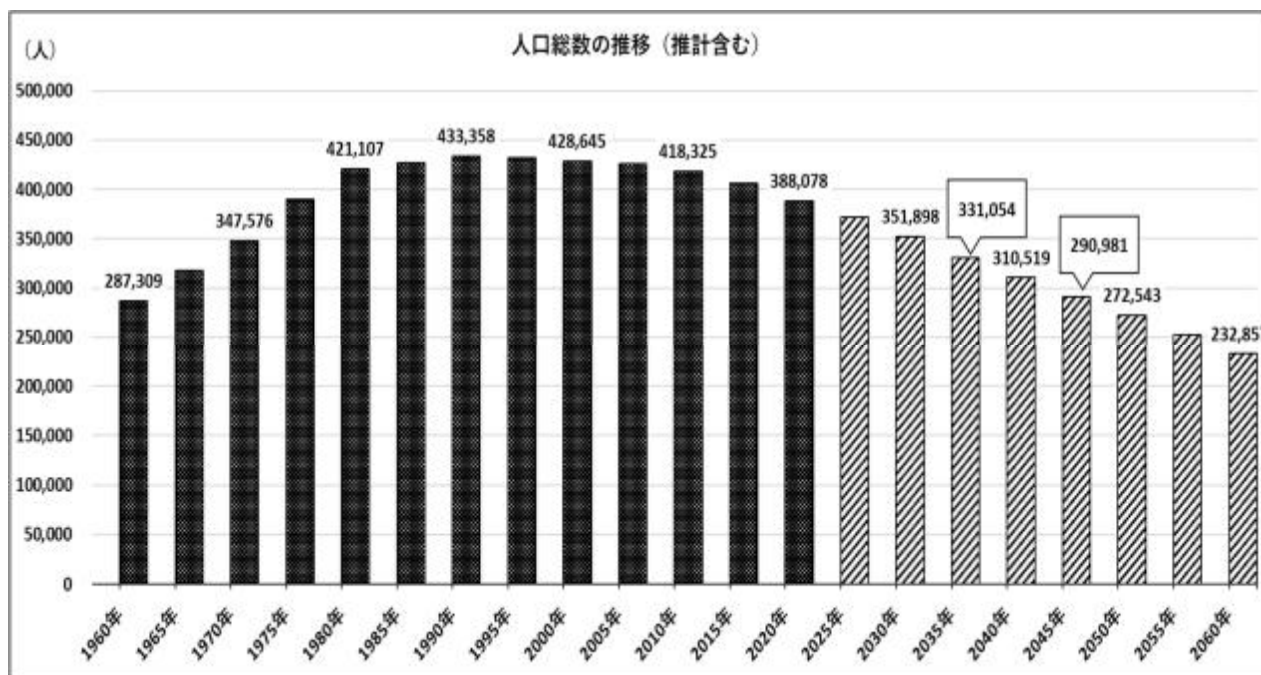
1 現状

(1) 人口・世帯の動向

① 人口

本市の人口は、平成2年（2010年）から令和2年（2020年）までの10年間で約3万人減少しています。令和1年（2035年）には35万人を、令和2年（2045年）には30万人を割り込むと推計されています。

《図表4 人口総数の推移 推計含む》

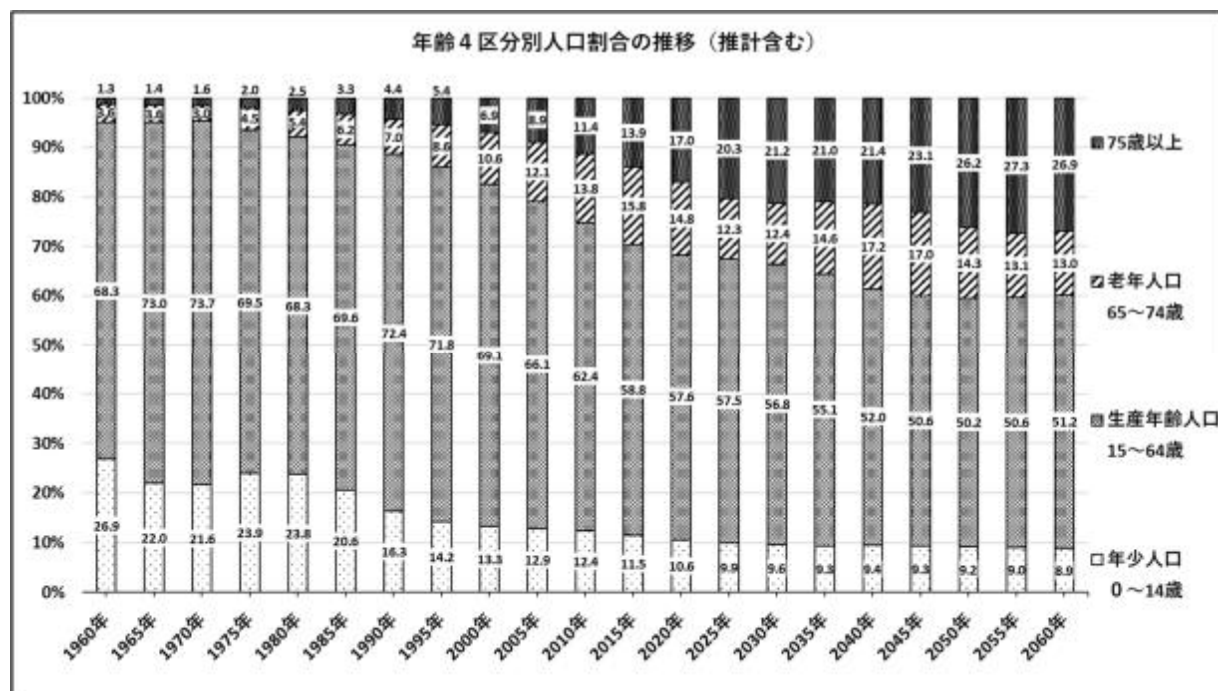


出所）「横須賀市人口ビジョン（令和2年（2020年）3月改訂）」及び「YOKOSUKAビジョン2030*」を基に福祉こども部作成

年齢4区分別人口の割合では、15歳未満の年少人口の割合が減少する一方で65歳以上の老年人口は令和2年（2020年）には3割を超え、少子高齢化が進んでいます。

また、高齢者人口がピークを迎えると予測されている令和2年（2040年）には、高齢者の割合が38%を超えると見込まれています。75歳以上人口の割合はその後も高まり令和3年（205年）にピークを迎えると見込まれています。

《図表5 年齢4区分別人口割合の推移 推計含む》

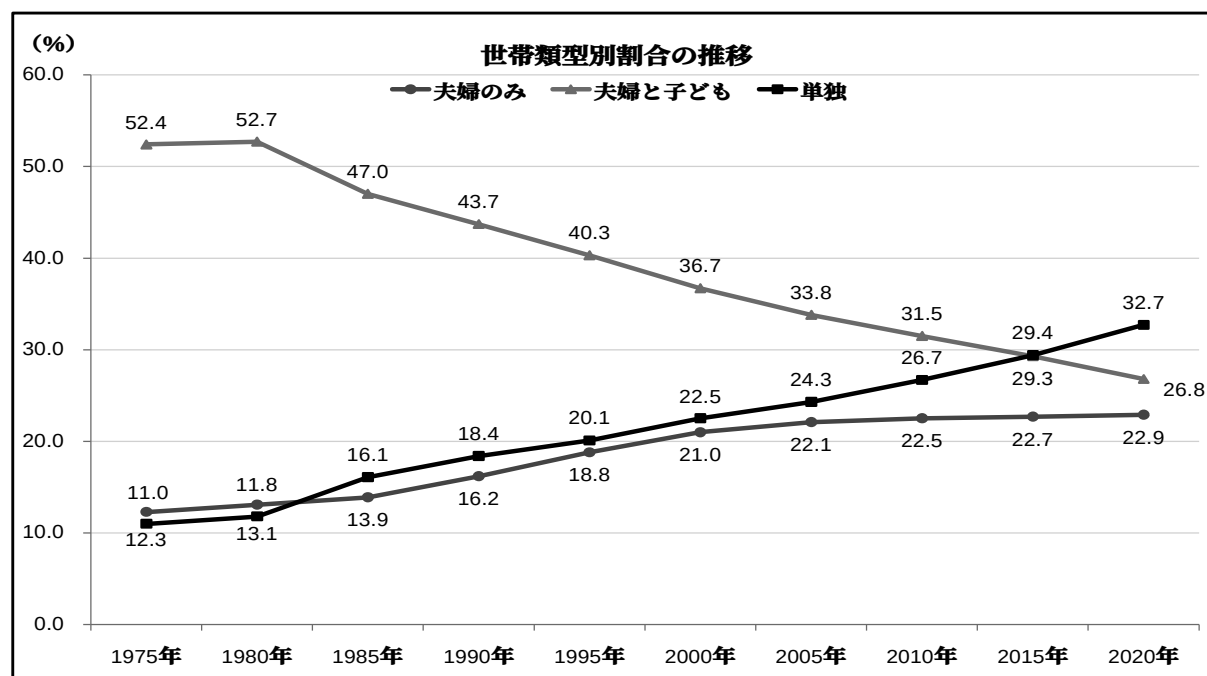


出所「横須賀市人口ビジョン（平成28年（2016年）3月）、（令和2年（2020年）3月改訂）」を基に福祉こども部作成

②世帯

「夫婦と子ども」世帯は減少傾向が続き、「単独」世帯は増加傾向となっています。
平成2年（2015年）には単独世帯が世帯類型の中で最も割合が高くなりました。今後も「単独」世帯の割合が高くなると見込まれます。

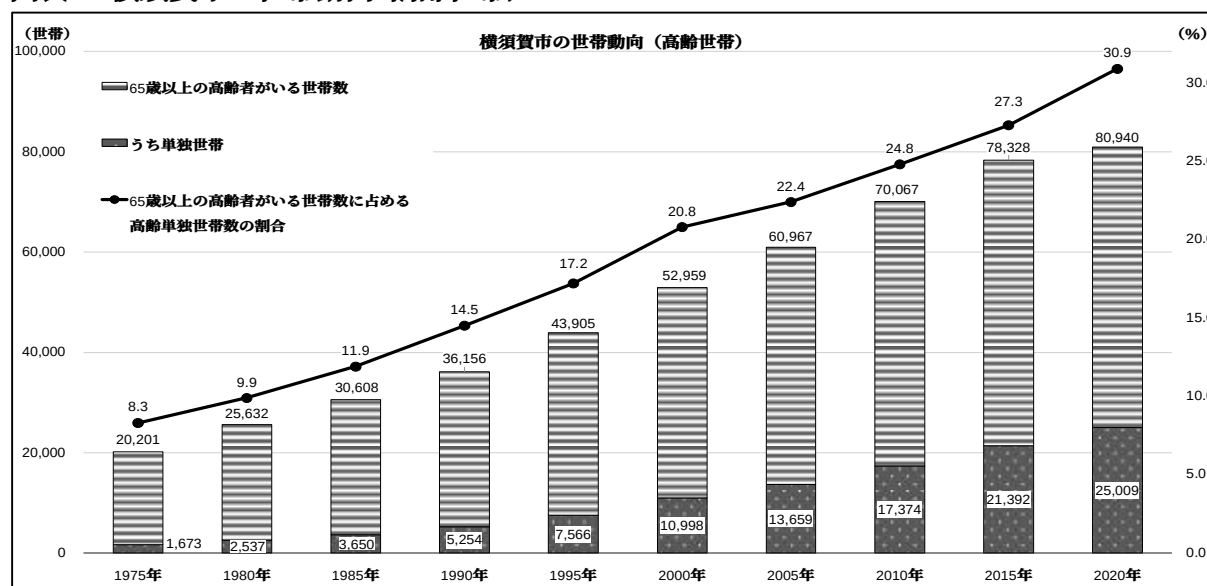
《図表6 世帯類型別割合の推移》



出所) 国勢調査（各年度10月1日現在）を基に福祉こども部作成

65歳以上の高齢者がいる世帯数は年々増加しており、また、65歳以上の高齢者がいる世帯数に占める高齢単独世帯数の割合も同様に高くなっています。

《図表7 横須賀市の世帯動向 高齢世帯》



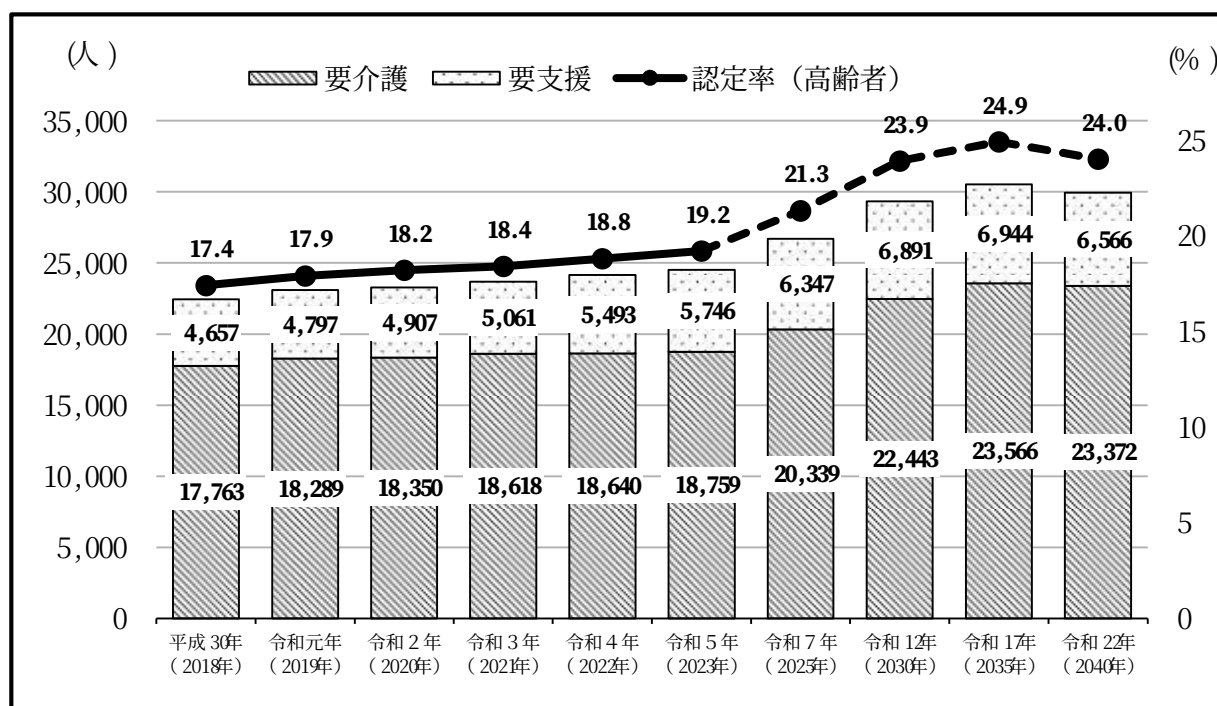
出所) 総務省統計局「令和2年度国勢調査 世帯類型」（令和2年10月1日現在）を基に福祉こども部作成

(2) 高齢者の動向

全国的に少子高齢化が進む中、本市の高齢者人口も増加しています。

本市の要介護・要支援認定者数及び高齢者人口に占める要介護・要支援認定者数の割合も増加しており、介護保険の給付費のさらなる増加も見込まれます。

《図表8 要介護・要支援認定者数と要介護・要支援認定率》

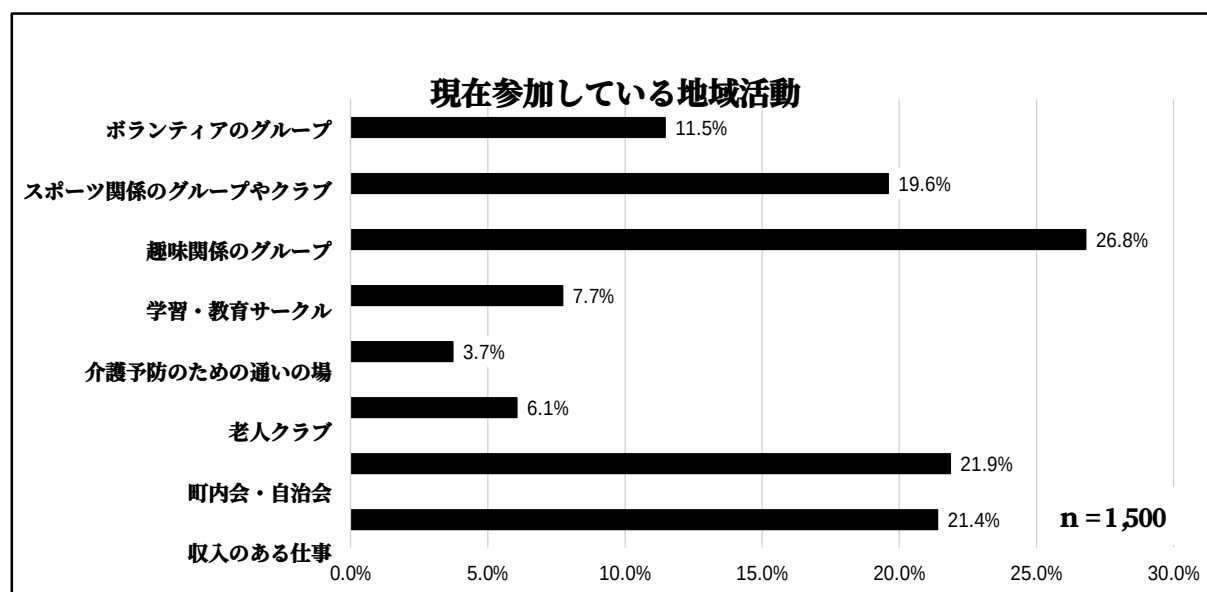


出所)「横須賀市高齢者保健福祉計画(第9期介護保険事業計画を含む)」より引用し福祉こども部作成

日常的な運動や社会的な交流を増やすことが健康寿命の延伸につながるという考えなどから地域活動に参加するという高齢者がいる一方で、参加している地域活動は特にないという高齢者も約4割います。

地域活動において、一番参加率が高いのは趣味関係のグループ（26.8%）、次いで町内会・自治会（21.9%）でした。

《図表9 現在参加している地域活動》

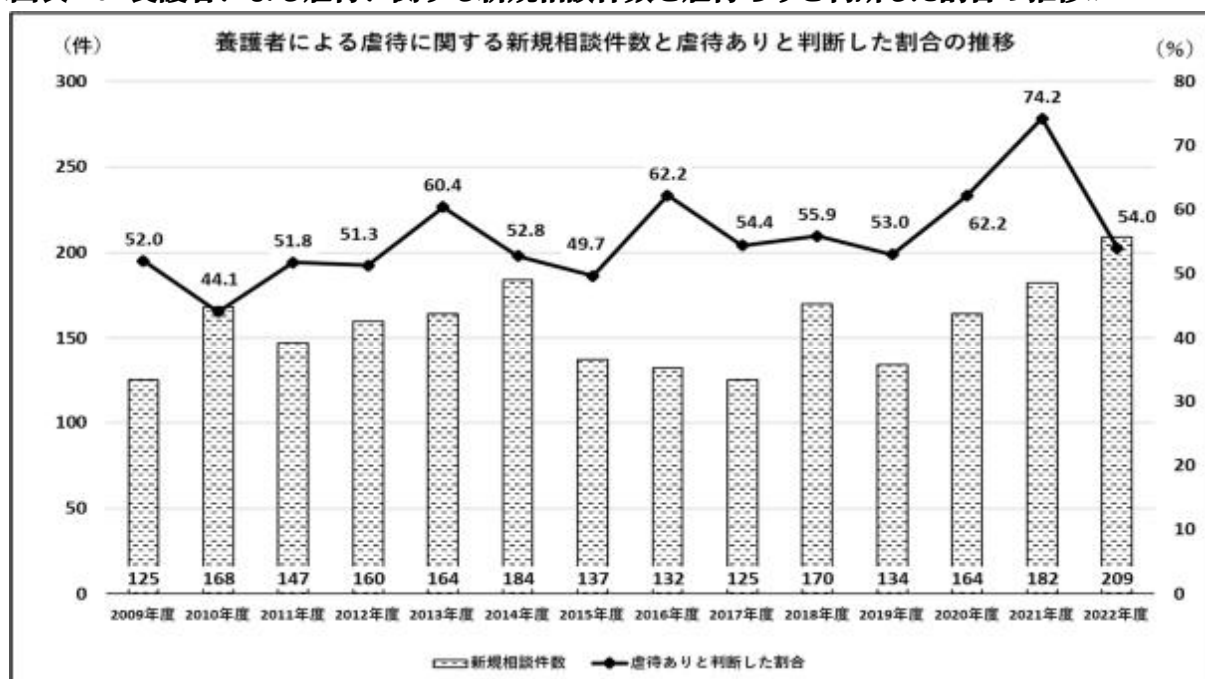


出所)「横須賀市高齢者福祉に関するアンケート調査結果（令和元年12月1日現在）」を基に福祉こども部作成

全国的に養護者による虐待の相談・通報件数は伸びています。これは、わずかでも虐待の疑いがあるケースについては、情報共有を図るという方針のもと警察などの関係機関から通報される件数が増えたためです。

なお、令和4年度（2022年度）は「虐待あり」と判断した割合が低くなっています。これは、関係機関から通報があったケースのうち緊急性を要するものではないと判断されたものが多かったためです。

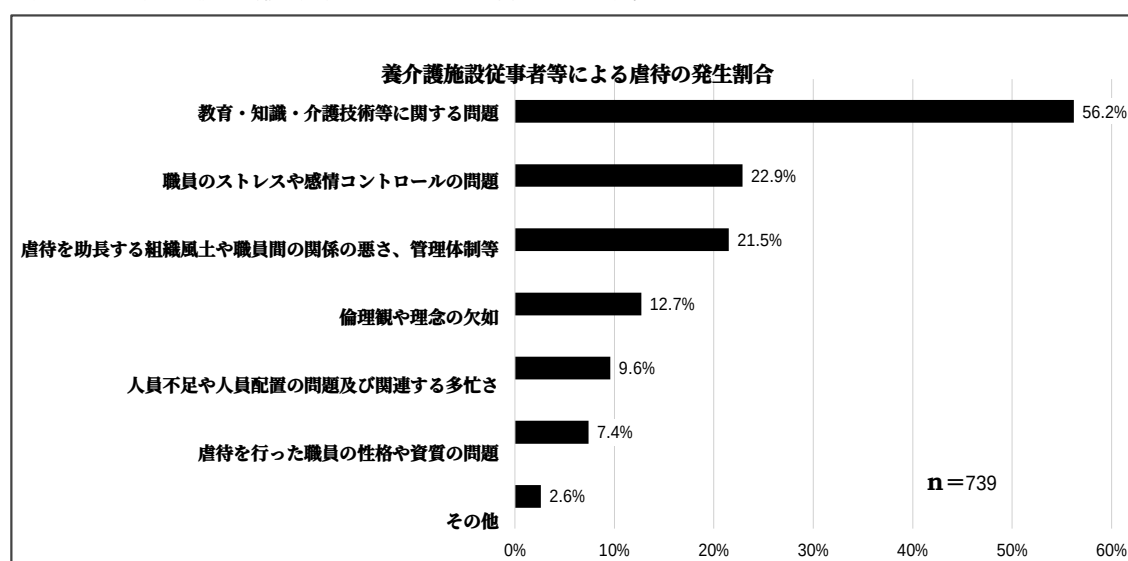
《図表 10 養護者による虐待に関する新規相談件数と虐待ありと判断した割合の推移》



出所) 高齢者虐待通報対応件数を基に福祉こども部作成

養介護施設従事者による虐待の発生要因は介護者に対する「教育・知識・介護技術等に関する問題」が 56.2%、「職員のストレスや感情コントロールの問題」が 22.9% となっています。

《図表 11 養介護施設従事者等による虐待の発生割合》



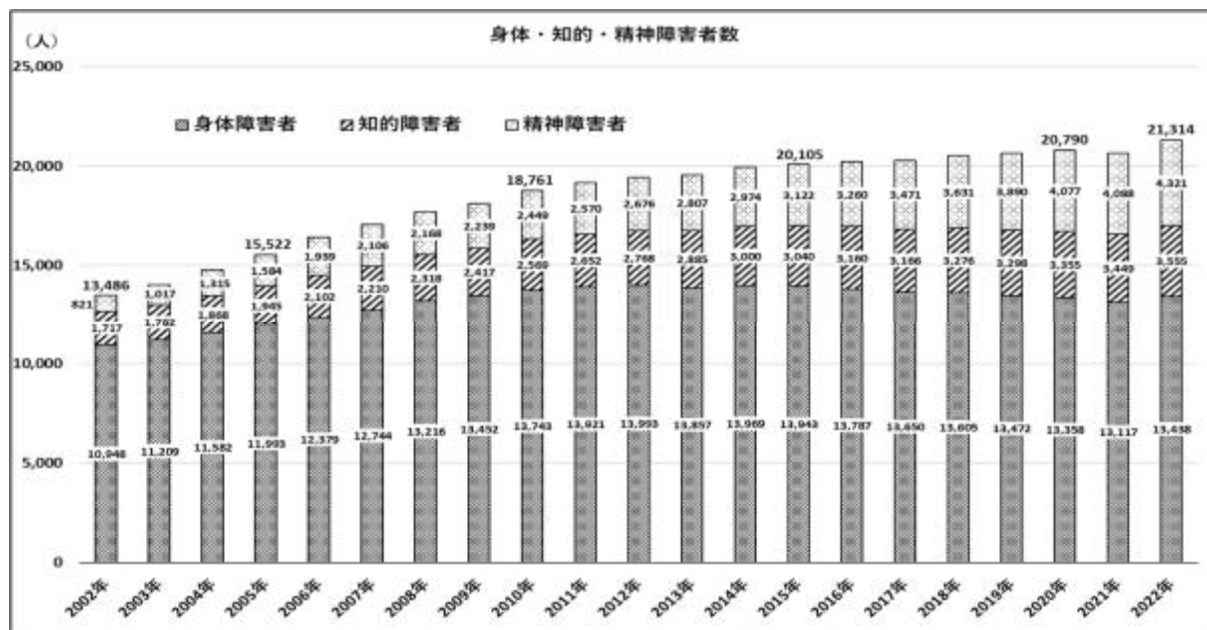
出所) 厚生労働省「『高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律』に基づく対応状況等に関する調査結果（令和3年度（2022年度））（令和4年9月30日現在）」を基に福祉こども部作成

(3) 障害者の動向

全国的に障害者の総数は増加しており、本市も同様となっています。

本市の内訳としては、身体障害者は横ばいですが、知的・精神障害者は増加傾向となっています。

《図表 12 身体 知的 精神障害者数》

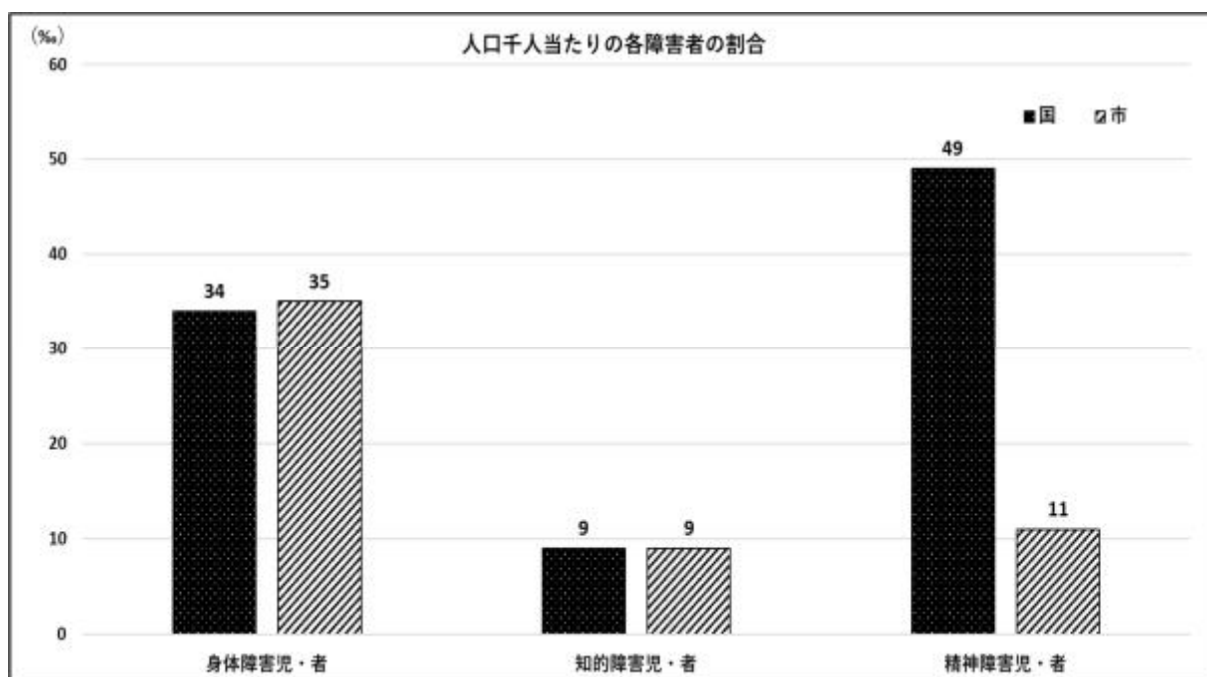


出所)「身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳*交付人数」を基に福祉こども部作成

国では、人口千人当たりの各障害者の人数を身体障害者は34人、知的障害者は9人、精神障害者は49人と推計しています。

本市では、身体障害者及び知的障害者は国の推計と同程度となっていますが、精神障害者は人口千人当たり11人となっています。これは、精神障害児・者については、国と市では集計方法が異なるため、把握数が大きくかい離しているものです。

《図表13 人口千人当たりの各障害者の割合》



出所) 厚生労働省「障害者白書」、総務省統計局「人口推計」及び福祉こども部資料を基に作成

※ 精神障害児・者の把握数 国：医療機関が把握している人数（障害者白書「患者調査」）

市：精神障害者保健福祉手帳*の交付を受けている人数

障害者の虐待に関する相談件数は全体として増加傾向にありますが、実際に虐待と認定された割合は平成30年度（2018年度）に大きく増加したものの、近年では減少傾向にあります。これは、わずかでも虐待の疑いがあるケースについて、情報共有を図るという方針のもと、警察などの関係機関から通報される件数が増えている一方で、虐待認定件数はほぼ横ばいであるため、相対的に認定数の割合が減少しているためです。

《図表 14 障害者の虐待に関する通報件数と通報件数全体における虐待認定数の割合の推移》



出所) 障害者虐待通報対応件数を基に福祉こども部作成

(4) 子ども・子育ての動向

未婚化や晩婚化が進む中、全国的に少子化が進んでいます。

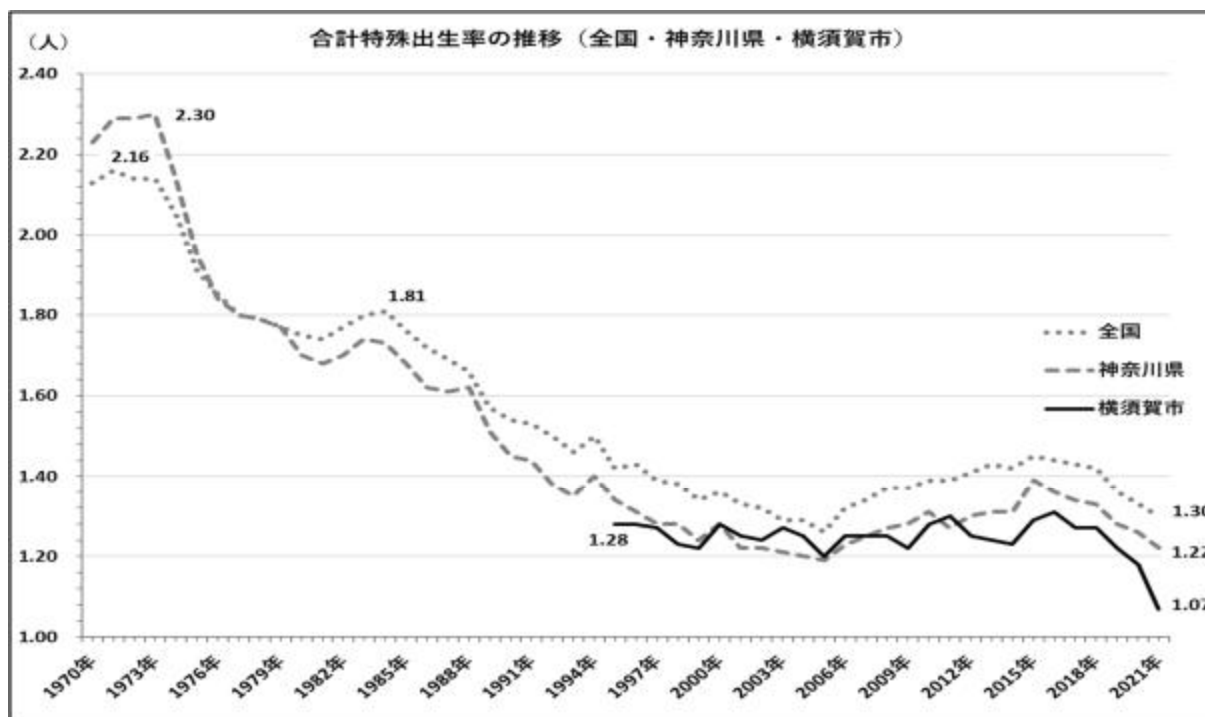
本市も年々、出生数が減少しており、合計特殊出生率*は全国や県内の平均よりも低くなっています。

《図表 15 出生数の推移》



出所「横須賀市人口ビジョン（令和2年（2020年）3月改訂）」及び横須賀市「衛生年報」（各年度10月1日現在）を基に福祉こども部作成

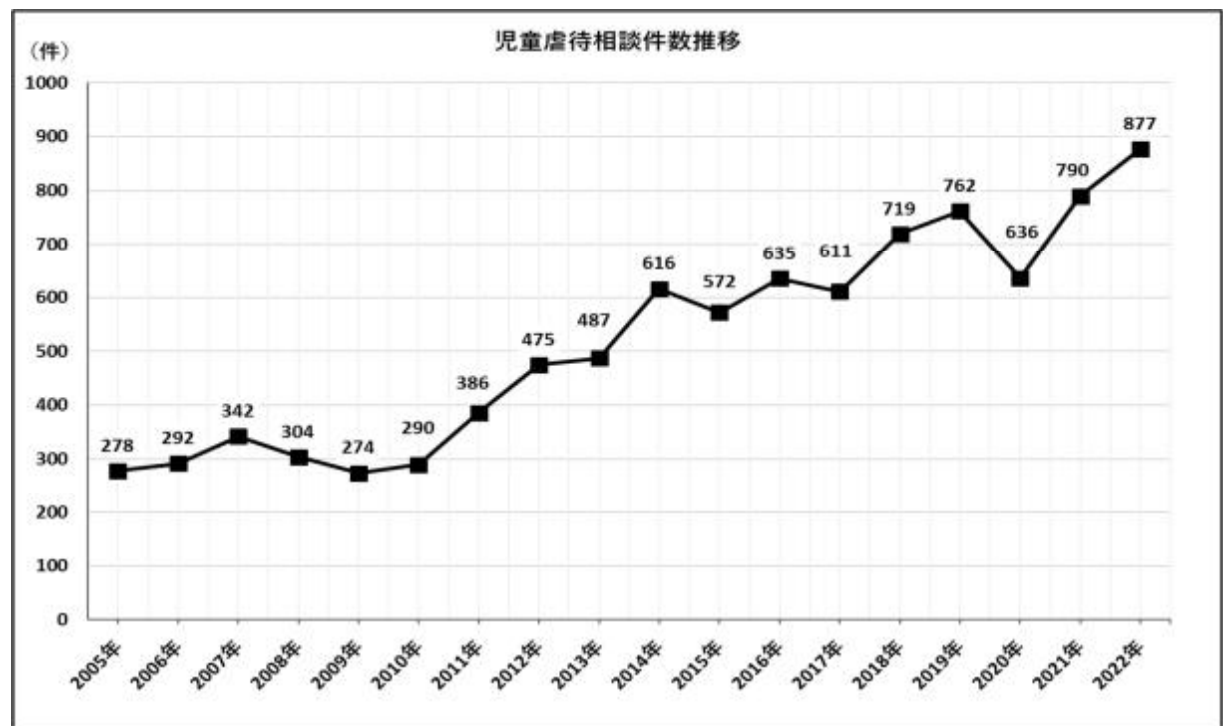
《図表 16 合計特殊出生率の推移 全国・神奈川県・横須賀市》



出所 厚生労働省「人口動態統計」（各年度1月1日現在）及び横須賀市「衛生年報」（各年度10月1日現在）を基に福祉こども部作成

子どもの心身の健やかな発達を妨げ、生命をも脅かす児童虐待の相談件数は依然として増加傾向にあります。

《図表 17 児童虐待相談件数推移》



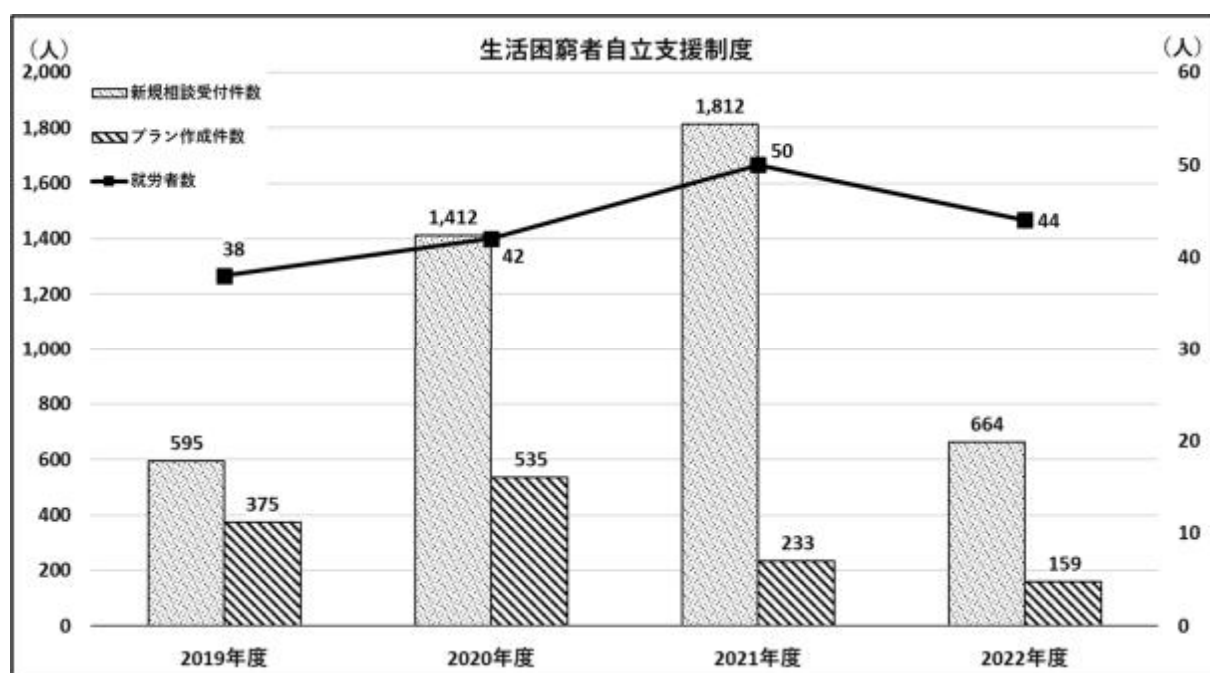
出所) 児童相談所事業概要を基に福祉こども部作成

(5) 生活困窮者の動向

生活保護受給者や生活困窮に至るリスクの高い層の増加を踏まえ、生活保護に至る前の自立支援策の強化を図るとともに、生活保護から脱却した人が再び生活保護に頼ることのないようにするため、平成27年（2015年）4月から生活困窮者自立支援制度*が始まりました。

新規相談の受付件数は増加傾向にあり、2021年度が最も多いです。これは、新型コロナウイルス感染症の影響により、新規相談受付件数が増加したものと考えられます。

《図表 18 生活困窮者自立支援制度における新規相談受付件数、プラン作成件数、就労者数》



出所) 新規相談者数 生活支援課作成「生活相談統計」を基に福祉こども部作成
 プラン数 生活困窮者自立支援統計システム支援ツール
 就労者数 ハローワーク作成「一体的実施事業報告書」

(6) 外国人の動向

本市の外国人の数は、令和5年（2023年）1月1日現在、6,370人で、総人口に占める割合は約1.7%です。直近5年間では、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年（2020年）から令和3年（2021年）にかけては減少しましたが、おおむね増加傾向となっています。

国籍別人数では、フィリピン、中国・台湾、朝鮮・韓国、ベトナムが多くを占めています。

これは、留学や外国人技能実習制度*に加えて、経済連携協定（EPA）*により、フィリピン、ベトナム等からの看護師・介護福祉士候補者の受け入れが進んでいることなどが要因と考えられます。

《図表 19 国籍別人口の推移》

（各年度末現在、単位 人）

国籍別	平成 29年度 （2017年度）	平成 30年度 （2018年度）	平成 31年度 令和 元年度 （2019年度）	令和 2 年度 （2020年度）	令和 3 年度 （2021年度）
総数	5,668	5,823	5,947	6,046	6,023
フィリピン	1,496	1,576	1,610	1,574	1,619
中国・台湾	903	925	921	928	923
朝鮮・韓国	865	829	797	787	773
ベトナム	368	474	575	687	640
米国	450	442	446	457	483
ペルー	286	285	279	285	266
ネパール	227	230	235	239	242
ブラジル	174	191	223	218	211
インドネシア	275	231	159	165	156
その他の国籍	624	640	702	706	710

※在日米軍人、軍属とその家族は含みません。

出所：「横須賀市統計書 令和4年度（2022年度）版」を基に福祉こども部作成

2 市民意見等の聴取

(1) 市民アンケート調査結果

市民の地域生活や地域福祉活動の実態、福祉に対する意識等について把握するため、次のとおりアンケート調査を実施しました。

① 調査の概要

ア 調査対象

18歳以上の市民 3,000人（住民基本台帳から無作為抽出）
（令和 5 年（2023年）4 月 30日現在）

イ 調査期間

令和 5 年（2023年）6 月 8 日から令和 5 年（2023年）7 月 31日まで

ウ 調査方法

配布：郵送

回収：郵送または電子申請

エ 回収状況

- ・配布数 3,000件
- ・回収数 1,256件
 - うち郵送 971件（77.3%）
 - うち電子 285件（22.7%）
- ・回収率 41.9%

② 調査結果（抜粋）

詳細：横須賀市地域福祉に関するアンケート調査 調査結果報告書参照

ア あなた自身のことについて（問1～問10）

- ・「今住んでいるところに住み続けたい」（63.9%）、「横須賀市内のどこかに住み続けたい」（19.9%）を合わせると、約 83%の人が市内に住み続けたいと回答しています。

イ 地域生活について（問 11～問 30）

- ・約 7 割の人が町内会・自治会に加入していると回答しています。
- ・近所付き合いの程度としては「親しく付き合っている」（13.0%）、「立ち話をする程度」（28.2%）、「挨拶をする程度」（45.7%）となっており、8 割を超える人が何らかの近所付き合いをしていると回答しています。
- ・今後の近所付き合いについては、より親しく近所付き合いをしたいと回答した人が多くなっています。
- ・近所付き合いについては、「親しく相談したり助け合ったりするのは当然である」（17.4%）、「わずらわしいと思うこともあるが、必要である」（52.3%）となっており、肯定的な意見が大半を占めています。
- ・近隣で困っている家庭がある場合、「安否確認の声かけ」（53.7%）、「災害時の手助け」（45.3%）、「ごみ出し」（27.9%）、「高齢者などの見守り」（25.3%）ができると回答しています。
- ・住民の助け合いの範囲としては、「町内会・自治会」（58.9%）と回答した人が最も多く、小学校区（7.9%）、本庁（市役所）・行政センター区域（5.9%）、地区社会福祉協議会*区域（2.7%）となっています。
- ・行政と地域住民との関係については、「家庭や地域で助け合い、できない場合に行政が取り組む」（20.1%）、「福祉の課題については、行政も住民も共に取り組む」（42.1%）、「行政だけでは解決できない福祉の課題については、住民が協力して行う」（23.8%）を合わせると 8 割以上が行政との協力に肯定的に回答しています。
- ・悩みや困り事についての相談先として「親などの身内」（46.7%）、「親しくしている人」（45.9%）、「市役所・行政センター」（18.9%）、「近所の人」（14.8%）と回答しています。
- ・相談先から適切な窓口を「紹介された」（18.4%）、「紹介されなかった」（24.9%）となっています。

ウ 地域福祉活動について（問 31～問 40）

- ・ボランティア活動等に参加したことがある人は、「現在、参加している」（6.8%）、「参加したことがある」（26.2%）を合わせると約 3 分の 1、「参加したことはない」が約 3 分の 2 となっています。
- ・今後、地域活動に参加したいと考えている人は、「ぜひ参加したいと思う」（3.3%）、「できれば参加したいと思う」（42.0%）を合わせて約 45%となっています。
- ・今後、参加したい地域活動としては、「町内会・自治会活動」（31.7%）、「高齢者に関する活動」「環境美化に関する活動」（各 30.1%）となっています。

エ 地域福祉活動の拠点について（問 41）

- ・各拠点の「名前は聞いたことがある」と回答した人の割合は 34.7%～44.1%と高くなっていますが、「利用したことがある」と回答した人の割合は 2.1%～9.6%と低くなっています。

オ 福祉に対する意識について（問 42～問 45）

- ・福祉に「とても関心がある」（6.8%）、「ある程度関心がある」（53.3%）と回答した人を合わせると、約 6 割となっています。
- ・「心のバリアフリー*」については、「意識している」（11.5%）、「やや意識している」（31.1%）の合計は約 43%、「あまり意識していない」（39.4%）、「意識していない」（14.8%）の合計は約 54%となっています。

カ 地域福祉の推進について

（市民アンケート問 46 ※自由記述欄に記載のあった 291件）

（ア）子育てについて（26件）

- ・子どもが広々遊べる公園や室内での遊び場を作ってほしい。
- ・両親が共働きで、寂しい思いをしている子ども達のケアにも力を入れてほしい。

（イ）障害福祉について（9件）

- ・災害時、障害者は避難所で肩身の狭い思いをするため、自宅へとどまる人もいと聞いた。安心できる対応をしてほしい。
- ・知的障害のある子どもが地域で暮らすには、親が 24 時間介護をしていることを認識してほしい。暮らしにくいまちであると感じている。

（ウ）高齢福祉について（30件）

- ・交通の便が悪いので、シニアパスや移動販売等を充実させてほしい。
- ・介護を必要とする人を 1 人で支えることは大変なことであった。

(エ) 地域福祉について (95件)

- ・近所で助け合うのは必要なことであると思うが、自身のプライバシーをさらけ出すことに不安を感じる。
- ・引っ越して来た人にとってはすでに形成されているコミュニティには入りづらいと感じる。
- ・子どももシニア世代もあらゆる人が気軽に集まれる場所があれば良いと思う。

(オ) その他 (131件)

- 自身に地域福祉を考える余裕がない 7件
 - ・今の生活を維持するのがやっとの状態で、地域や福祉のことに目を向けること自体が難しい。
- 市政全般への意見 98件
 - ・空き家を活用して、趣味の集まりや託児所等に活用してほしい。
 - ・人口流出が心配。
 - ・毎月「広報よこすか」に福祉に関する地域や行政の動向等のコーナーを設けて提供してほしい。
- 特になし・分からない 26件

(2) 地域別意見交換会実施結果

① 地域別意見交換会実施目的

- ・次期横須賀市地域福祉計画の策定に当たり、地域に対する思いや課題を共有し、各地域において「誰も一人にさせないまち 横須賀」を実現するために必要な取り組みを検討するきっかけとする。
- ・同じ地域で活動する他の担い手との顔の見える関係が築けていない地域については、仲間づくりを進めるきっかけとする。

② 参加者

行政センターの管轄地域ごとに地区連合町内会、地区社会福祉協議会*、地区民生委員児童委員協議会、地区ボランティアセンター、障害者相談サポートセンター、地域包括支援センター*等福祉関係団体のほか、地域住民が参加。

③ 開催実績（実施期間：令和5年（2023年）8月1日～8月27日）

《図表20 地域別意見交換会の開催実績》

地域	開催日程・場所	参加人数
追浜	8月25日（金）追浜コミュニティセンター 第2学習室	12名
田浦	8月24日（木）田浦コミュニティセンター 第2学習室	8名
長浦	8月27日（日）長浦コミュニティセンター 第2・3会議室	14名
逸見	8月19日（土）逸見コミュニティセンター 学習室	10名
本庁①	8月22日（火）横須賀市役所 3号館3階301会議室	26名
本庁②	8月4日（金）横須賀市役所 3号館3階302会議室	22名
衣笠①	8月10日（木）衣笠コミュニティセンター 第1会議室	4名
衣笠②	8月21日（月）衣笠コミュニティセンター 第1会議室	6名
大津	8月8日（火）大津コミュニティセンター 学習室5	13名
浦賀・鴨居	8月16日（水）浦賀コミュニティセンター分館 第2学習室	9名
久里浜①	8月18日（金）横須賀市教育研究所 第2研修室	15名
久里浜②	8月24日（木）久里浜コミュニティセンター 和室	7名
北下浦	8月23日（水）北下浦コミュニティセンター 第1学習室	19名
西（武山）	8月10日（木）武山市民プラザ 会議室A・B	9名
西（長井）	8月1日（火）長井コミュニティセンター 第2会議室	10名
西（大楠）	8月23日（水）西コミュニティセンター 第3学習室	7名
全市①	8月14日（月）横須賀市役所 2号館6階261会議室 （台風7号接近により中止）	—
全市②	8月26日（土）横須賀市立総合福祉会館 2階会議室	6名
	合計	197名

【地域別意見交換会における意見の詳細について】

地域によって現状や課題認識が異なるため、地域別意見交換会における意見を地域別に記載しています。
資料編「3 地域別意見交換会における意見（全17回分）」111ページから132ページまでをご参照ください。

④主な意見（現状等）

1 地域における支え合いの基盤づくりの促進

（１）地域における支え合いの基盤づくりの促進

- ・毎日実施しているラジオ体操は安否確認にも一役買っています。
- ・地域包括支援センター*の職員が地域のラジオ体操に参加し、顔の見える関係が築けています。
- ・町内会加入のメリットがあるように、夏祭りの際に引き換えができる「景品引換券」を回覧板で回しています。
- ・マンション居住者向けのイベントを行いました、近隣の子どもも参加してくれました。
- ・地域のネットワークが形成されており、町内会・自治会、老人会の活動が活発な地域があります。
- ・町内会・自治会の運営方法として、万が一の時、副会長誰もが会長の代行となれるように準備しています。
- ・子ども服や日用品を互いに持ち寄って、必要な人に譲る集まりがあります。その際に、育児に不安のある保護者が集まり、高齢者から話を聞いています。

（２）地域における健康増進の取り組みの支援

意見なし

（３）地域における交流の促進

- ・段差があることで集いの場として利用しにくかった町内会館・自治会館に、手すりを設置することで、利用しやすくなりました。

（４）地域における見守り体制の充実

- ・民生委員児童委員*の欠員区域を、他の民生委員児童委員*だけでなく、地区社会福祉協議会*もフォローしています。

（５）災害に備える地域づくりの促進

- ・防災訓練の際に参加者へ煮込みうどんをふるまっています。ふるまいの時の交流を目当てに参加する人もいます。
- ・夏祭りイベントの際に、防災倉庫や給水場所を巡るポイントラリーを取り入れました。
- ・集合住宅の居住者台帳に血液型などの詳細な情報を書き加えることで、非常事態への対応に役立てています。
- ・避難訓練の際、障害者支援団体の職員を講師として招き、支援方法を学んでいます。

2 包括的・継続的な支援体制の充実

(1) 福祉の各分野における相談支援体制の強化

意見なし

(2) 家族丸ごとの相談支援体制の拡充

意見なし

(3) アウトリーチ支援の拡充

意見なし

(4) 権利擁護の取り組みの支援

意見なし

(5) 防犯・再犯防止に関する取り組みの推進

意見なし

3 多様な担い手の育成・参画の推進

(1) 地域福祉の担い手の育成・参画の推進

- ・サロン*の企画担当を当番制にして、みんながサロン*を企画できるようになりました。
- ・お祭りやイベントの企画や運営等を若手に任せ、時間が足りない準備の部分は高齢者が引き受けるといった形で分業することで次世代への継承を図っています。

(2) 地域福祉に関わる専門職等の確保・養成

意見なし

(3) 福祉団体の活動の支援

- ・防犯パトロールをしていると、児童・生徒が声を掛けてくれます。

4 心のバリアフリーの促進

(1) 他者に対する思いやりの心の醸成

意見なし

(2) ソーシャルインクルージョンの促進

意見なし

(3) 新たな情報共有の仕組みづくりの推進

- ・障害者地域作業所*のお菓子を浦賀奉行所の土産品として、付加価値を付けて販売しました。

⑤主な意見（問題等）

1 地域における支え合いの基盤づくりの促進

（１）地域における支え合いの基盤づくりの促進

- ・世代を問わず地域のつながりが希薄化しています。
- ・地域のイベントが日常的なつながりの生成に結び付いていません。
- ・地域のイベント情報を知ることができず、参加できない人がいます。
- ・新しく住んだ人と顔の見える関係性が築けていません。
- ・学校と地域との連携体制が築けていません。
- ・障害者やひきこもり*など、支援が必要な人の情報を地域で共有できていません。

（２）地域における健康増進の取り組みの支援

意見なし

（３）地域における交流の促進

- ・地域住民が気軽に集える場がありません。
- ・自宅まで車が入れないため、交流拠点に行けない人がいます。
- ・青少年の家や幼稚園など地域の施設が閉鎖されてしまい、集まる場所がなくなってしまうです。

（４）地域における見守り体制の充実

- ・児童委員としての活動が地域に把握されていません。民生委員活動とともに周知に努めたいです。
- ・町内会・自治会に加入していない住民への情報共有が難しいです。

（５）災害に備える地域づくりの促進

- ・災害時などに配慮が必要な人（障害者、ひとり親世帯等）を地域で把握できていません。
- ・災害時の対応を民生委員児童委員*に依存している住民が多いです。
- ・災害時に、一人暮らし高齢者を避難させる方法がありません。

2 包括的・継続的な支援体制の充実

(1) 福祉の各分野における相談支援体制の強化

- ・緊急連絡先がなく、福祉サービスを受けられない高齢者がいます。

(2) 家族丸ごとの相談支援体制の拡充

- ・福祉のサービスを利用することに抵抗感のある人がいます。

(3) アウトリーチ支援の拡充

- ・「8050問題*」など、困っている実感がない人への対応が難しいです。

(4) 権利擁護の取り組みの支援

意見なし

(5) 防犯・再犯防止に関する取り組みの推進

意見なし

3 多様な担い手の育成・参画の推進

(1) 地域福祉の担い手の育成・参画の推進

- ・世代交代がうまく進んでいません。
- ・民生委員児童委員*の担い手が不足しています。
- ・ボランティアの高齢化により、担い手が不足しています。
- ・地域の団体内の人間関係が強くなり、新規会員が入りづらくなっているように感じます。
- ・現役世代への引継ぎができていません。

(2) 地域福祉に関わる専門職等の確保・養成

意見なし

(3) 福祉団体の活動の支援

- ・高齢者の中には、町内にある坂道を自力で下りられない人もおり、買い物の同行支援等を必要としています。
- ・町内会・自治会役員や民生委員児童委員*の担い手が不足しています。
- ・福祉団体の活動が地域住民に周知されていません。
- ・ごみ出しや買い物が難しい人がいます。宅配も利用しますが、注文の下限額があるため、利用しにくいです。

4 心のバリアフリーの促進

(1) 他者に対する思いやりの心の醸成

- ・現役世代の地域への関心が失われています。

(2) ソーシャルインクルージョンの促進

- ・障害者と地域のつながりが築けていません。
- ・一人が好きな人、人とつながりを作ることができない人とどうやってつながるかが分かりません。
- ・地域に住む外国人と顔の見える関係性づくりができていません。
- ・地域のつながりを求めない人がいる場合の対応方法が分かりません。

(3) 新たな情報共有の仕組みづくりの推進

- ・支援を必要とする人に福祉サービスの存在が伝わっていません。

(3) 市社会福祉協議会部会員からの意見聴取結果

市社会福祉協議会では計画骨子の段階で、正会員で構成する各部会の会議等において、部会員に骨子の概要を説明するとともに、部会員からの意見聴取を実施しました。

《図表 21 市社会福祉協議会部会員からの意見聴取実績》

① 実施期間：令和 5 年（2023 年）9 月 15 日～10 月 23 日

部会名	説明の実施日
施設部会	10 月 13 日（金）
民生委員部会	10 月 2 日（月）
保護司部会	9 月 25 日（月）
地区社協部会	9 月 15 日（金）
団体部会	10 月 17 日（火）
教育文化福祉部会	10 月 23 日（月）

② 主な意見

1 地域における支え合いの基盤づくりの促進

(1) 地域における支え合いの基盤づくりの促進

- ・地域共生社会*の実現にはサービスの受け手、支え手という根本的な考え方を改めなければならないのではないか。
- ・「重層的支援体制整備事業*」について記載があると良い。地域での交流（世代間）の必要性については市社会福祉協議会や行政で積極的に進めてほしい。
- ・支え合いを支える側にも負担の多いものがあり、身体的・精神的な不調をきたす状況・事件等も散見される。
- ・支えられる側を対象・中心とした研修・講演だけではなく、支える側を対象とした内容も計画・実施してほしい。

(2) 地域における健康増進の取り組みの支援

意見なし

(3) 地域における交流の促進

意見なし

(4) 地域における見守り体制の充実

- ・事情のある家庭の子どもが安心して過ごせる場所が確保できたら良い。
- ・毎日の見守りは不要かもしれないが、いざという時に連絡ができる頼れるシステム（事前登録でも良いので）があると助かる。
- ・地域での子育てや子どもの育成がどうあるべきかをもう少し深掘りして、目次に記載してほしい。

- ・特に精神障害者の重度障害者は精神保健福祉士又は社会福祉士でないと対話が難しかったり、相談に来ない心配がある。

(5) 災害に備える地域づくりの促進

意見なし

2 包括的・継続的な支援体制の充実

(1) 福祉の各分野における相談支援体制の強化

- ・児童相談所を退所した子どもたちへの具体的な支援がないため、市社会福祉協議会に総合的な相談窓口を設置できないか。
- ・相談しやすい場、環境の整備、制度、専門職育成などできる対策を行う必要がある。
- ・「ほっとかん*」、生活相談担当などの相談支援は相談できるレベルの当事者に限られ、「8050問題*」（親が80代、当事者が50代）の中には行動が難しく相談支援だけでは限界がある。
- ・精神障害者医療費助成制度を2級までにする。自立支援法で知的・身体・精神障害者は必要なサービスを利用でき、市町村が責任を持って一元的なサービスを提供するとされているが、医療費助成は他都市で実施しているが横須賀市では実施されていない。
- ・精神的ハンデがある人への対応は、民生委員児童委員*・社会福祉推進委員*の多くは専門的・具体的な知識を持ち合わせないので大きな壁がある。
- ・認知症高齢者への対応では、被害妄想・暴言・暴力・逆恨み等が激しい認知症が増え、専門職ですら頭を悩ませている。

(2) 家族丸ごとの相談支援体制の拡充

意見なし

(3) アウトリーチ支援の拡充

- ・本当に困っている人はそもそも相談に行くことができないと言われているので、アウトリーチ*などは必要不可欠と感じる。
- ・児童・学生と高齢者、障害者、生活保護者の「はざまに位置する子どもたち」をどう保護・支援していくのか。
- ・横須賀市では病院などの介護訪問は実施しているが、精神障害者の医師の訪問支援がない。
- ・行政や支援機関が訪問支援でアプローチを行うプロセスとなっているが、その中心は専門職であり、家族からの孤立を理由に昼夜を問わない訪問や一方的な電話への対応は専門機関の存在なしでは不可能である。

(4) 権利擁護の取り組みの支援

意見なし

(5) 防犯・再犯防止に関する取り組みの推進

意見なし

3 多様な担い手の育成・参画の推進

(1) 地域福祉の担い手の育成・参画の推進

意見なし

(2) 地域福祉に関わる専門職等の確保・養成

- ・福祉教育の場の提供や人材育成に関する事業はどうなるのか。
- ・次世代の福祉専門職を育成するきっかけづくりとして是非対策をお願いしたい。
- ・地域での多様な担い手の育成・参画における専門職等の確保・養成など関係機関の技量の向上は特に大切である。

(3) 福祉団体の活動の支援

意見なし

4 心のバリアフリーの促進

(1) 他者に対する思いやりの心の醸成

意見なし

(2) ソーシャルインクルージョンの促進

- ・障害者団体のボランティア支援促進とそのため話し合いを実施してほしい。
- ・福祉、教育、医療などにより人口減少を食い止め、子育て世代（生産人口世代）の移住、定着に力を注ぐことを地域福祉計画の一つにすることを提案したい。
- ・行政・各種団体・個人の範囲に関わらず、広く情報共有・意見交換・討議する場を設定してほしい。
- ・家族・親族を対象とした企画により、互いの意見交換・意識変革を促すような場を設定してほしい。

(3) 新たな情報共有の仕組みづくりの推進

- ・良い制度があっても周知がなされなければ意味をなさないと思うので、福祉関係者だけでなく、一般市民にまで届く情報発信が重要である。
- ・地域でどのように福祉に関する情報を掴んでいるのか知りたい。
- ・地域の情報発信力が向上しても、対応力が不足しては支え合いも実を結ばない。

3 課題

1 現状及び2 市民意見等の聴取を踏まえ、課題を以下のとおり整理しました。
それぞれの課題については、「第4章 施策の方向性」に反映させています。

1 地域における支え合いの基盤づくりの促進

(1) 地域における支え合いの基盤づくりの促進

地域における支え合いの基盤づくりの促進
支え合い活動を行う団体への支援の促進

(2) 地域における健康増進の取り組みの支援

地域における健康に関する事業のさらなる情報発信
健康づくりに関連したボランティアの育成・支援

(3) 地域における交流の促進

交流の場づくりの促進
外出しやすい環境づくりの促進

(4) 地域における見守り体制の充実

既存の見守り体制の充実
地域における見守り活動の新しい担い手の確保

(5) 災害に備える地域づくりの促進

地域における支援体制の充実
顔の見える関係づくりの促進

2 包括的・継続的な支援体制の充実

(1) 福祉の各分野における相談支援体制の強化

各福祉分野における既存の相談支援体制の充実
各相談窓口の連携強化

(2) 家族丸ごとの相談支援体制の拡充

家族の困りごとを丸ごと受け止めることができる体制の拡充

(3) アウトリーチ支援の拡充

潜在的な困りごとを抱えた人に気付くことができる地域の見守り体制の拡充
継続的な支援の実施

(4) 権利擁護の取り組みの支援

困りごとを抱えている人が必要としたときに支援を受けられる体制の強化

(5) 防犯・再犯防止に関する取り組みの推進

地域社会における理解と協力の推進

関係機関、民間協力者等の連携による、犯罪をした人等の孤立防止

地域による温かい見守りを含めた防犯活動の継続

3 多様な担い手の育成・参画の推進

(1) 地域福祉の担い手の育成・参画の推進

地域福祉の担い手の育成・参画の推進

負担軽減の取り組みの継続

次世代の担い手への円滑な継承

(2) 地域福祉に関わる専門職等の確保・養成

専門職等の確保・養成

高齢者をはじめとした多様な就労・社会参加の促進

サービスの質の向上、従事者の負担軽減

(3) 福祉団体の活動の支援

福祉団体の活動の支援

4 心のバリアフリーの促進

(1) 他者に対する思いやりの心の醸成

他者に対する思いやりの心の醸成

(2) ソーシャルインクルージョンの促進

多様性を尊重する地域社会づくりの促進

相互理解の促進

(3) 新たな情報共有の仕組みづくりの推進

誰もがその人に合った手段・方法で必要な時に必要な情報を共有できる仕組みづくりの推進

第3章 計画の体系



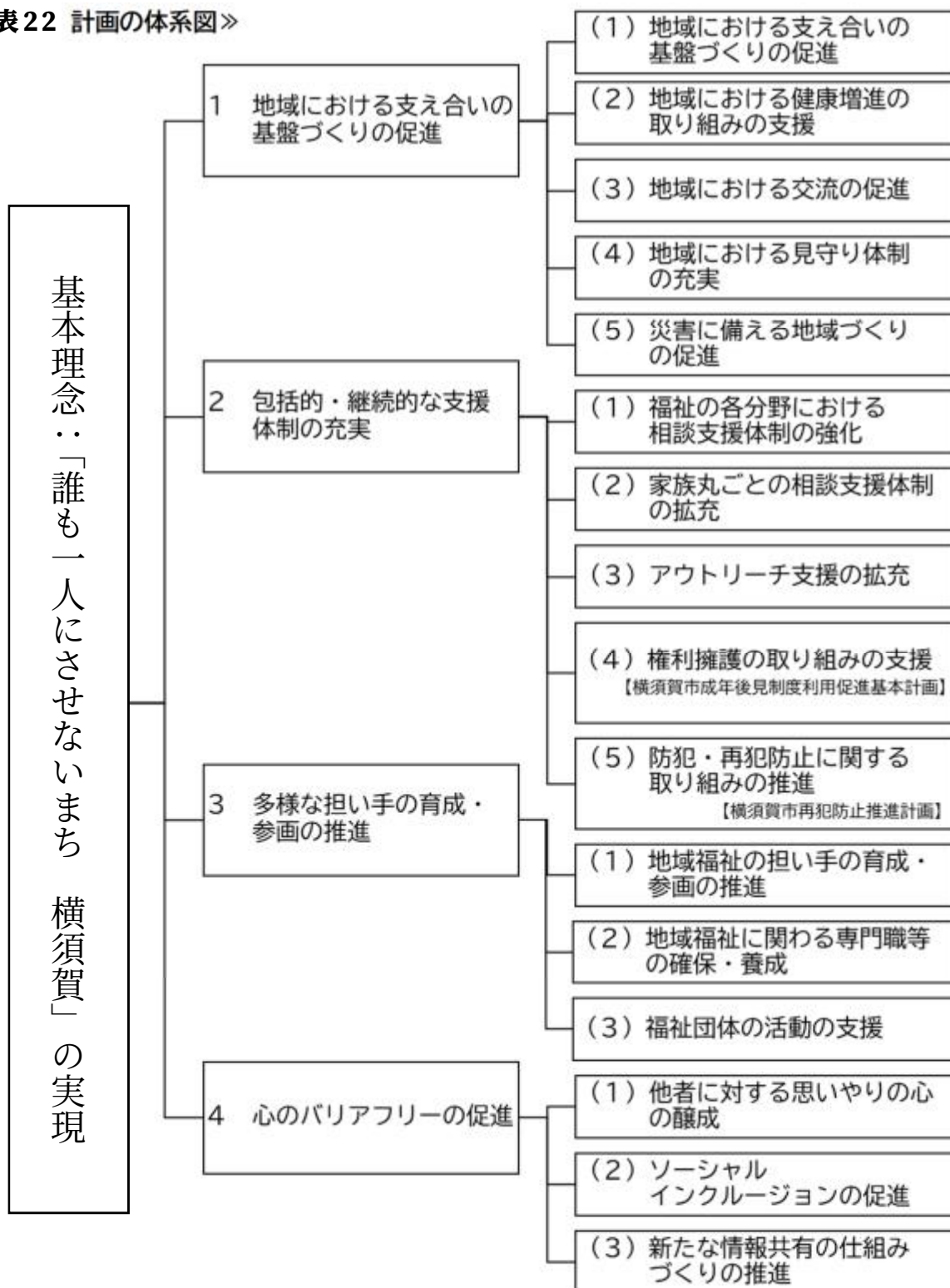
「よかった ありがとう。」ポスターコンクール
【小学生の部】 優秀賞 作品名：みんなできゅう食うれしいな
夏島小学校 3年2組 ^{やまぐち}山口 さくら さん

第3章 計画の体系

地域福祉計画は、各福祉分野に共通する横断的な課題について、「地域福祉」をキーワードに体系を整理した、福祉分野の基盤となる計画です。

本計画は他の個別計画と相互に補い合いながら、それぞれの事業を進めていきます。

《図表22 計画の体系図》



第4章 施策の方向性



「よかった ありがとう。」ポスターコンクール
【小学生の部】 優秀賞 作品名：学んで良かった ありがとう
公郷小学校 4年1組 ^{かまたま}鎌滝 ^{りおな}理桜菜 さん

本章の読み方

この章では、施策の方向性、現状と課題、地域別意見交換会等で示された好事例、計画期間における各主体の取り組みについて、以下のように記載しています。

基本目標のタイトル

施策の方向性の
タイトル

第4章 施策の方向性

1 地域における支え合いの基盤づくりの促進 ●

● (1) 地域における支え合いの基盤づくりの促進

施策の方向性

施策の方向性を
記載しています

- 地域における重層的な人と人とのつながりの中で、日常的な困りごと（地域の生活課題）に気付いた人が寄り添いながら、地域の関係機関につなげられるよう、地域における支え合いの基盤づくりを促進します。

地域住民が持つ「地域のためにできることをやりたい・やってみたい」という思いを応援し、大小問わずさまざまな活動や選択肢の創出をサポートしていきます。

高齢者や障害者だけでなく、社会で生活している人たち誰もが福祉の対象です。福祉を覆っている固定概念、「意識のバリア」を打ち破り、誰もが福祉の一員であるという意識を醸成していきます。

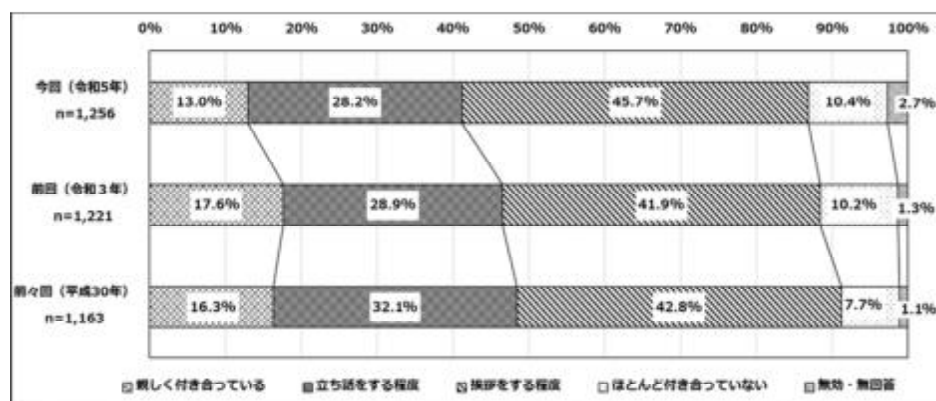
現状と課題

現状と課題を記載
しています

- 市民アンケート調査結果では、問13「どの程度、近所付き合いをしていますか。」という問いに対して約74%が「立ち話をする程度」(28.2%)、「挨拶をする程度」(45.7%)と回答しました。「親しく付き合っている」という回答は13.0%でした。

現状と課題の把握
に使用したデータ
も併せて記載して
います

＜図表 23 近所付き合いの程度＞



＊が付してある用語は、資料編「4 用語集」
（134ページ以降）に解説を記載しています

地域別意見交換会等で示された好事例

- ・ 地域支え合い協議会＊が主催して、「わたしが支える町はわたしを支えてくれる町」と題した講演会を開催しました。町内会長が講演者となり、支え合いの大切さを地域全体で改めて考えるきっかけとなりました。



講演会の様子（地域支え合い協議会＊主催）

計画期間における各主体の取り組み

◎地域住民の取り組み

- ・ 声かけ、あいさつなど、地域とつながる取り組みをします。
- ・ あいさつなど気負わずできる活動を通して、顔の見える関係づくりを行い、お互いの存在を感じ合うことのできる地域を目指します。
- ・ 地域の行事に声をかけあって参加します。

◎福祉施設・関係機関の取り組み

- ・ 自分で情報を入手することが難しい人に対して、地域情報を伝えます。
- ・ 地域の行事などに参加することで、顔の見える関係をつくれます。

◎市社会福祉協議会の取り組み

- ・ さまざまな地域資源＊と連携した事業の展開に向け、協議の場づくりを進めます。
- ・ 各地域における見守り体制の整備と支援を必要とする全ての地域住民が相互に助け合い活動ができる仕組みづくりを行います。

地域別意見交換会
等で示された好事
例を紹介していま
す

施策の方向性の
実現に向けた
各主体の取り組み
を例示しています
（既に行われてい
る取り組みも含み
ます）

第4章 施策の方向性

1 地域における支え合いの基盤づくりの促進

(1) 地域における支え合いの基盤づくりの促進

施策の方向性

地域における重層的な人と人とのつながりの中で、日常的な困りごと（地域の生活課題）に気付いた人が寄り添いながら、地域の関係機関につなげられるよう、地域における支え合いの基盤づくりを促進します。

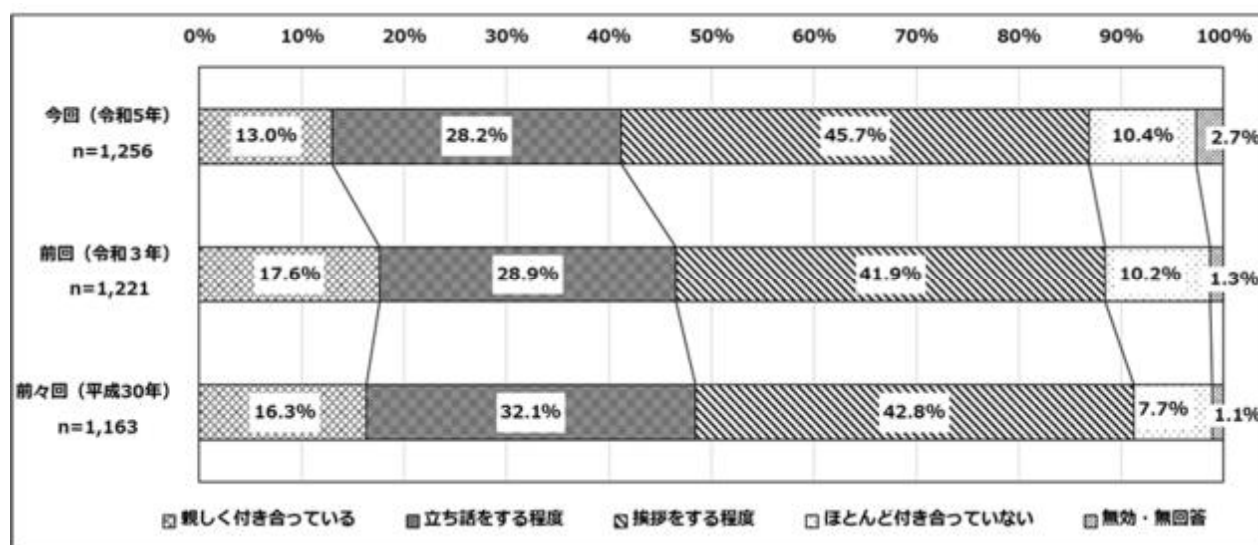
地域住民が持つ「地域のためにできることをやりたい・やってみたい」という思いを応援し、大小問わずさまざまな活動や選択肢の創出をサポートしていきます。

高齢者や障害者だけでなく、社会で生活している人たち誰もが福祉の対象です。福祉を覆っている固定概念、「意識のバリア」を打ち破り、誰もが福祉の一員であるという意識を醸成していきます。

現状と課題

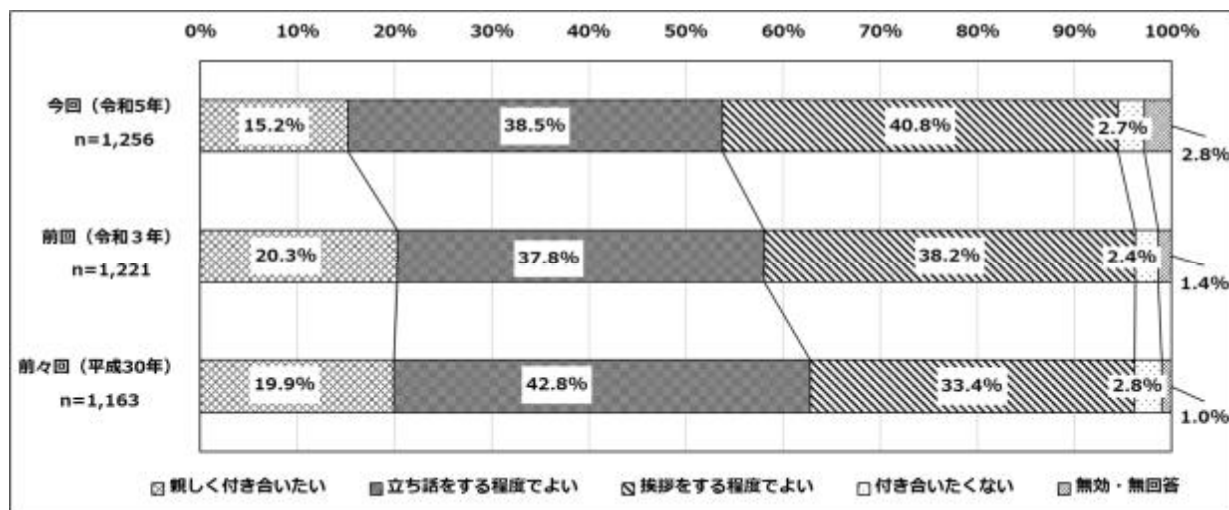
市民アンケート調査結果では、問13「どの程度、近所付き合いをしていますか。」という問いに対して約74%が「立ち話をする程度」（28.2%）、「挨拶をする程度」（45.7%）と回答しました。「親しく付き合っている」という回答は13.0%でした。

《図表23 近所付き合いの程度》



問14「今後、どの程度、近所付き合いをしたいと思いますか。」という問いに対して約79%が「立ち話をする程度でよい」（38.5%）、「挨拶をする程度でよい」（40.8%）と回答しました。「親しく付き合いたい」という回答は15.2%でした。

《図表24 希望する近所付き合いの程度》



また、地域別意見交換会等では、「世代を問わず地域のつながりが希薄化している。」という意見や「地域のイベントが日常的なつながりの生成に結び付いていない。」という意見がありました。

これらの結果から、地域における支え合いの基盤づくりや支え合い活動への支援が課題となっていると考えられます。

地域別意見交換会等で示された好事例

- ＊ 地域支え合い協議会*が主催して、「わたしが支える町はわたしを支えてくれる町」と題した講演会を開催しました。町内会長が講演者となり、支え合いの大切さを地域全体で改めて考えるきっかけとなりました。



講演会の様子（地域支え合い協議会*主催）

計画期間における各主体の取り組み

◎地域住民の取り組み

- ＊ 声かけ、あいさつなど、地域とつながる取り組みをします。
- ＊ あいさつなど気負わずできる活動を通して、顔の見える関係づくりを行い、お互いの存在を感じ合うことのできる地域を目指します。
- ＊ 地域の行事に声をかけあって参加します。

◎福祉施設・関係機関の取り組み

- ＊ 自分で情報を入手することが難しい人に対して、地域情報を伝えます。
- ＊ 地域の行事などに参加することで、顔が見える関係をつくれます。

◎市社会福祉協議会の取り組み

- ＊ さまざまな地域資源*と連携した事業の展開に向け、協議の場づくりを進めます。
- ＊ 各地域における見守り体制の整備と支援を必要とする全ての地域住民が相互に助け合い活動ができる仕組みづくりを行います。

◎行政の取り組み

- ・ 地域に足を運び、地域資源*の情報収集を行い、地域のことを一緒に考え、思いをつなげる生活支援コーディネーターを市及び地域包括支援センター*に配置します。
- ・ 地域で暮らすさまざまな立場や組織の関係者が交わる場を支援し、顔の見える関係や連携体制づくりを進めます。
- ・ 地域におけるさまざまな相談に対して、解決に向けた支援ができるように行政センターの機能強化を図ります。

○○ 町内会・自治会とは ●○

町内会・自治会は、地域に住む人たちが、安全で安心して暮らせる、住みよいまちづくりを目指し、地縁として自主的に結成・運営している団体です。

最近では、近所付き合いが希薄になっている傾向も見受けられます。町内会・自治会はさまざまな活動を通じて、触れ合い、話し合い、協力し合い、お互いの顔が見える関係を築きながら、親睦や交流を深め、連帯感を培う場になっています。

【活動の一例】

- ・ 防災・防犯活動（防犯パトロール、自主防災活動、消火器の設置・管理など）
- ・ 交流活動（運動会、盆踊り、夏祭り、市広報紙や町内会報の配布など）
- ・ 社会福祉活動（登下校時の子どもの見守り、赤十字活動、敬老行事など）
- ・ 環境美化活動（公園や道路、海岸などの清掃、集団資源回収、ごみ集積所の管理など）

(2) 地域における健康増進の取り組みの支援

施策の方向性

市民が自分自身の健康に関心を持ち、積極的に健康づくりに取り組むよう支援していきます。また、さまざまな人々と交流する機会や社会活動に参加する（社会参加）ことは、健康状態の維持向上に大切だということが分かっています。そのため、健康を維持するための食習慣や運動習慣といった生活習慣の改善に加えて、地域や社会とつながることの大切さを伝え、地域全体が健康になるよう取り組んでいきます。

現状と課題

健康・食育推進プランよこすか市民アンケート調査結果では、健康のために主に行っていることがない人の割合が30.7%となっています。

また、地域の人々とのつながりが強いと思う人の割合が32.4%、地域活動に参加している割合は38.9%です。

また、地域別意見交換会等では、「高齢者の健康寿命を延ばす支援をしてほしい。」という意見がありました。

これらの結果から、地域における健康に関する事業のさらなる情報発信と健康づくりに関連したボランティアの育成・支援が課題となっていると考えられます。

地域別意見交換会等で示された好事例

健康づくりに関連したボランティアは、食生活・運動習慣などの生活習慣の改善や身体活動の機会の提供、社会参加の場の提供、食育活動等を行い、地域全体が健康になるよう取り組んでいます。

計画期間における各主体の取り組み

◎地域住民の取り組み

- ＊ 地域で行われている活動に積極的に参加します。
- ＊ 地域のラジオ体操に参加します。
- ＊ 健康診断を受けるなど自らの健康について振り返ります。

◎福祉施設・関係機関の取り組み

- 支援が必要な人について、行政とともに地域で支え合う仕組みづくりを進めます。
- 地域住民を対象とした講演会を開催するなど、地域における仲間づくりを進めます。

◎市社会福祉協議会の取り組み

- 同じ悩みや不安をもつ人の解決に向けて活動する組織づくりの支援を行います。

◎行政の取り組み

- 健康に関するボランティアの育成と活動支援を行います。
- ラジオ体操活動団体の登録や活動の支援を行います。

○● 健康増進に関わるサポーター等の取り組み ●○

◎ヘルスメイト（食生活改善推進員）*の取り組み

ライフステージ*に応じた食育や健康づくりを地域で推進するため、調理実習の実施や共食の場の提供に取り組んでいます。

◎フレイル*サポーターの取り組み

地域においてフレイル*チェックを行い、その予防活動を通して地域住民の健康をサポートしています。

◎介護予防サポーター*の取り組み

地域において運動やレクリエーションなどを通じた介護予防活動ができるよう、取り組んでいます。

(3) 地域における交流の促進

施策の方向性

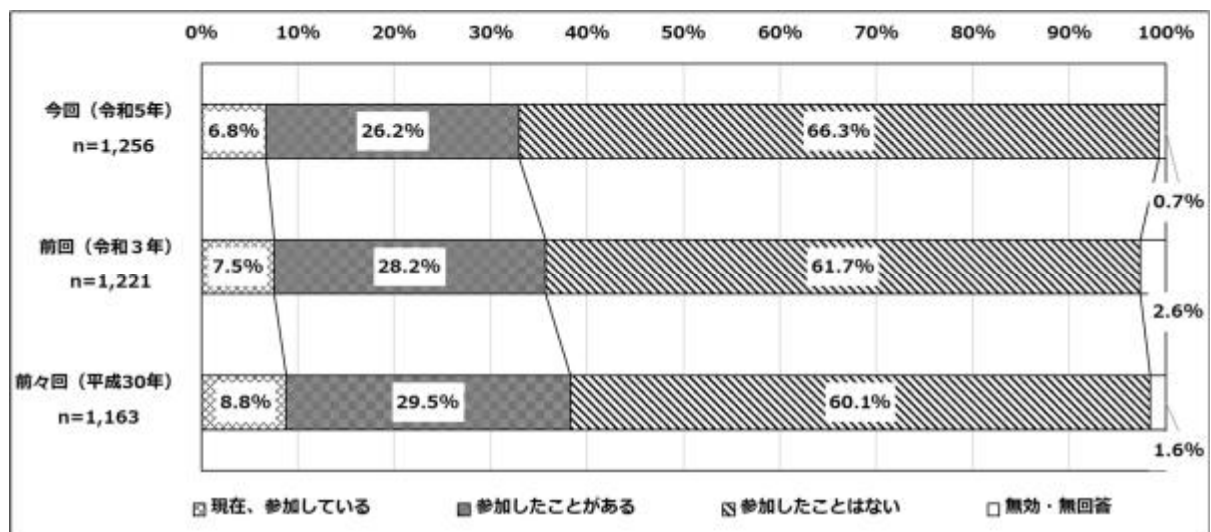
核家族化が進み、地域における近所付き合いや助け合いが希薄化する中、多世代交流は豊かな人間関係を築く機会となります。

地域の人々が気軽に立ち寄り、交流の輪を広げ、そこで出会った仲間と楽しみながら暮らすことができる交流の場づくりや外出しやすい環境づくりに取り組みます。

現状と課題

市民アンケート調査結果では、問 31「『福祉』の分野に限らず、ボランティア活動などの地域の活動（以下、「地域活動」という。）に参加したことがありますか（過去 10 年以内）。」という問いに対して、「現在、参加している」（6.8%）、「参加したことがある」（26.2%）を合わせると 33.0%、「参加したことはない」が 66.3%となっています。

《図表 25 地域活動への参加状況》



また、地域別意見交換会では、「地域住民が気軽に集える場がない。」「青少年の家や幼稚園など地域の施設が閉鎖されてしまい、集まる場所がなくなる。」という意見や「自宅まで車が入れないため、交流拠点に行けない人がいる。」という意見がありました。

これらの結果から、交流の場づくりとともに外出しやすい環境づくりが課題となっていると考えられます。

地域別意見交換会等で示された好事例

- そこに行けば誰かに出会える、地域の中でほっと一息つけるようなサロン*やコミュニティカフェ*があります。そこでは、子どもから高齢者まで世代を超えた交流が生まれています。
- 地区ボランティアセンターの開所時間を小学生の下校時間に合わせ、地域の見守り活動の場とする試みがあります。



コミュニティカフェ*の様子

計画期間における各主体の取り組み

◎地域住民の取り組み

- 商業施設等においては、障害のある人が施設を利用しやすいように車椅子マークのある駐車場は利用を控えるといった配慮をします。
- 広報よこすか、町内会・自治会の掲示板・回覧板で得た地域の情報を共有します。
- 地域の行事に声をかけあって参加します。

◎福祉施設・関係機関の取り組み

- 地域行事に積極的に参加し、顔の見える関係づくりを進めます。
- 福祉施設・関係機関の開放日などを利用して、地域住民に施設・機関の役割を知ってもらい、地域の一員として仲間づくりを進めます。

◎市社会福祉協議会の取り組み

- 地域福祉の活動拠点である地区ボランティアセンターの機能を強化し、さまざまな人が気軽に立ち寄り、居場所にできるような場として住民が主体的に活用できるよう支援します。
- 地域における多様な住民の交流の場づくりや活動を支援するとともに情報発信を行います。

◎行政の取り組み

- ・ 地域の活動や集まりの場に出向き、顔の見える関係づくりを進めます。
- ・ 地域における困りごとや好事例を共有する場をつくりまします。
- ・ 地域活動の参加のきっかけとなるような講演会、研修会、講座等を開催します。
- ・ 外出しやすくなる環境づくりに努めます。

○● 横須賀市における地域福祉活動拠点の紹介 ●○

◎ 地区社会福祉協議会（地区社協）

地区社会福祉協議会*（地区社協）は、地域住民自らが自分たちの生活する地域の福祉ニーズや生活課題を主体的に捉え、問題解決に向けて地域住民が安心して暮らすことのできる、住みよいまちづくりを目指して自発的に活動する住民組織です。

横須賀市内には現在 18の地区社会福祉協議会*があります。

【活動の一例】

- ・ サロン*活動（高齢者、子育て世帯）
- ・ 健民運動会
- ・ 共同募金事業

◎ 地区ボランティアセンター

市内には、18の地区社会福祉協議会*があり、それぞれの地区でさまざまな福祉活動に取り組んでいます。そのうち、17地区にボランティアセンターがあり、ボランティア相談員やコーディネーターがボランティア活動の受給調整や地域での困りごと相談に応じています。

また、地域福祉の活動拠点として同じ地域に住む方々の交流を深めています。

【活動の一例】

- ・ サロン*活動（高齢者、子育て世帯）
- ・ 小・中学校での車いす等の体験学習
- ・ 草刈り
- ・ 傾聴・茶話会
- ・ ごみ出し
- ・ 付き添い
- ・ 登下校見守り

◎ よこすかボランティアセンター

よこすかボランティアセンター*は、ボランティア活動をしたい人と依頼したい人の想いをつなぐ橋渡しをはじめ、関係機関・団体との協働により、さまざまな地域福祉活動に取り組んでいる市社会福祉協議会内の組織です。

【活動の一例】

- ・ ボランティア活動の支援
- ・ 講座、イベント等の実施
- ・ 活動室、福祉機器等の貸し出し

◎ 市民活動サポートセンター

市民活動サポートセンター*は、福祉、社会教育、まちづくり、文化、環境、国際、災害救援など、あらゆる分野の市民公益活動をサポートする施設です。

【活動の一例】

- ・ 交流イベントの実施
- ・ 交流、活動、情報発信の場の提供
- ・ 市民活動に関する相談への対応
- ・ 市民活動団体データベースの公開

◎ 生涯学習センター（まなびかん）

生涯学習センター（まなびかん）*は地域住民の多様な学習ニーズに対応できる場及び機会の充実を図るための本市の生涯学習振興の拠点となる社会教育施設です。

生涯学習の場として、「市民大学」を中心とした講座などの実施、生涯学習情報の収集・提供・生涯学習の相談を行うとともに、施設の貸し出しも行い、地域住民に学習の機会を提供しています。

また、資格等の検定試験、講演会、学会や研究会などの会場としても利用できます。

【活動の一例】

- ・ 横須賀市市民大学（講座）の実施
- ・ 学習設備の貸館（有料）
- ・ 学習施設の開放
- ・ 学習に関する相談への対応

◎ シルバー人材センター

シルバー人材センター*は、60歳以上の高年齢退職者等に就業機会を提供して、高齢者の能力の積極的な活用を図るようにし、高齢者の福祉の増進に資することを目的として設立された公益法人です。

会員は、働いた仕事量に応じて配分金を受け取ることができるほか、各種の技能・技術講習を受けることができます。

【業務の一例】

《一般家庭》

- ・ 除草、草刈り
- ・ 植木・剪定
- ・ 整理収納
- ・ 家事手伝い

《民間企業、公共事業》

- ・ 施設管理
- ・ チラシ配布
- ・ 経理事務
- ・ 受付事務

(4) 地域における見守り体制の充実

施策の方向性

認知症高齢者の増加や障害者・子どもへの虐待、孤独死・孤立死*など、地域で起きているさまざまな課題を早期に発見し対応できるよう、身近な地域における見守り活動を引き続き支援します。

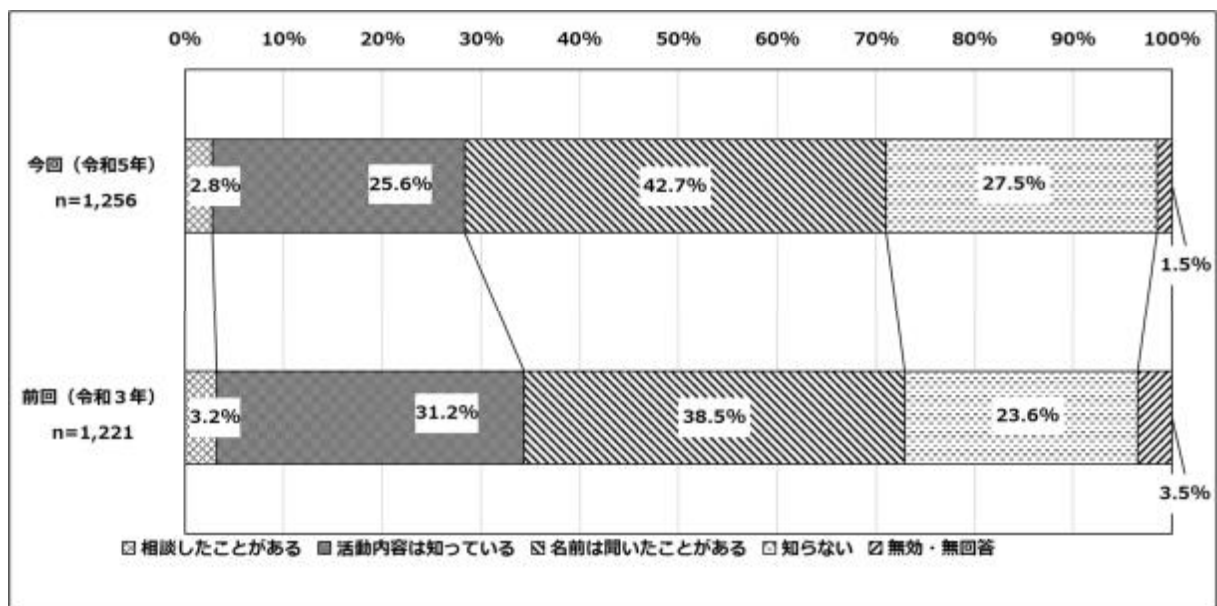
「誰も一人にさせないまち 横須賀」の実現のため、既存の見守り体制へ支援を行うとともに民間事業者との見守り協定等により新しい担い手を確保し、重層的な見守り体制の充実に努めます。

現状と課題

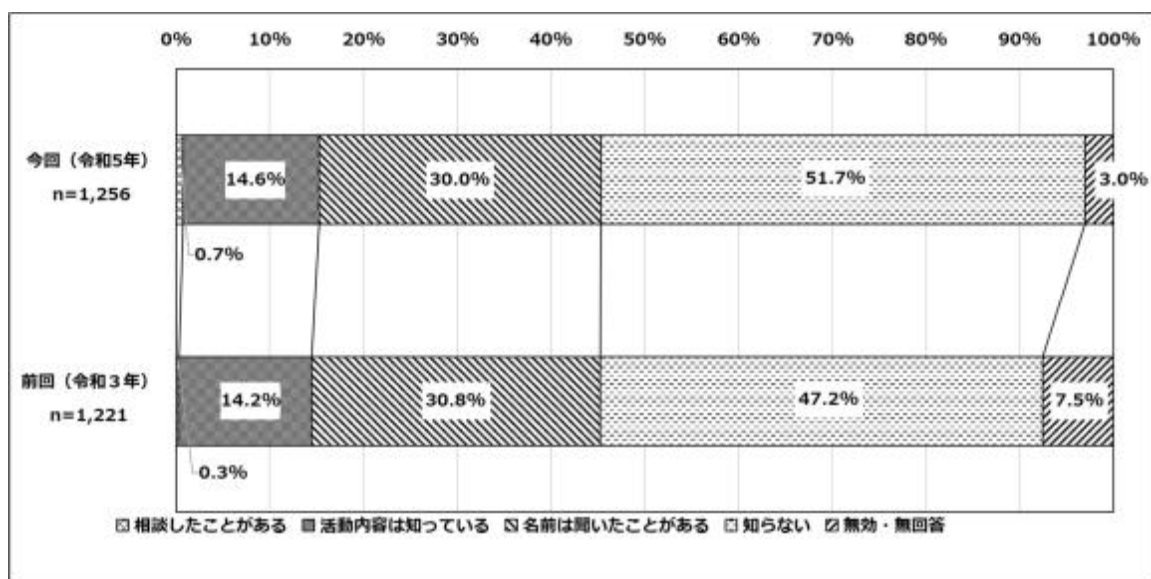
孤独死・孤立死*などの防止のため、個人宅を訪問する機会のある民間事業者等と地域の見守り活動に関する協定を締結しています。

市民アンケート調査結果では、問 16「民生委員児童委員*、社会福祉推進委員*を知っていますか。」という問いに対して 28.4%が「民生委員児童委員*に相談したことがある」（2.8%）、「民生委員児童委員*の活動内容は知っている」（25.6%）と回答し、15.3%が「社会福祉推進委員*に相談したことがある」（0.7%）、「社会福祉推進委員*の活動内容は知っている」（14.6%）と回答しました。

《図表 26 民生委員児童委員の認知度》



《図表 27 社会福祉推進委員の認知度》



また、地域別意見交換会では、「児童委員としての活動が地域に把握されていない。民生委員活動とともに周知に努めたい。」という意見、市社会福祉協議会部会員からは「毎日の見守りは不要かもしれないが、いざという時に連絡ができる頼れるシステム（事前登録でも良いので）があると助かる。」といった意見がありました。

これらの結果から、既存の見守り体制の充実とともに地域における見守り活動の新しい担い手の確保が課題となっていると考えられます。

地域別意見交換会等で示された好事例

- ＊ 民生委員児童委員*の欠員区域を、他の民生委員児童委員*だけでなく、地区社会福祉協議会*もフォローしています。
- ＊ 集合住宅等で、高齢者がいる世帯のごみを同じ階の他の住民が持って行ったり、中学生が通学途中にごみ出しをしたりする仕組みがあります。
- ＊ 買い物が不便な地域で、近隣住民同士や町内会・自治会等で場所を用意し、移動販売車を呼んでいます。

計画期間における各主体の取り組み

◎地域住民の取り組み

- 民生委員児童委員*が「身近な相談相手」として住民の困りごとに気づき、必要な支援が受けられるように専門機関につながります。
- 市社会福祉協議会から委嘱された社会福祉推進委員*が、民生委員児童委員*の活動を支援するとともに、町内会・自治会等の地域活動に協力します。
- 民生委員児童委員*、社会福祉推進委員*、町内会・自治会等で連携しながら、地域住民を見守ります。
- 町内会・自治会に加入していない住民にも情報共有を行います。
- 自身が住まう地域の取り組みだけでなく、他の地域や団体の取り組みについても学びます。

◎福祉施設・関係機関の取り組み

- 地域行事の周知に積極的に協力し、顔の見える関係づくりを進めます。
- 見守り協定締結団体等は、市民の生命の危険が予見される状況に遭遇した場合には警察や消防、市に通報します。

◎市社会福祉協議会の取り組み

- 各地域における見守り体制の整備と支援を必要とする全ての地域住民が相互に助け合い活動ができる仕組みづくりを行います。
- 市と市社会福祉協議会が協力して、地域を超えて交流ができる場づくりを行います。

◎行政の取り組み

- 福祉制度の周知啓発や地域資源*に関する情報発信を行います。
- 関係機関と連携して安否確認など適宜支援を行います。
- 民生委員児童委員*の活動内容の周知を図るため、研修会等を実施します。
- 民生委員児童委員*が住民から相談を受けた際、スムーズに専門機関につなぐことができるよう、研修の実施や情報提供などの支援を行います。
- 市と市社会福祉協議会が協力して、地域を超えて交流ができる場づくりを行います。

○● 民生委員児童委員と社会福祉推進委員 ●○

◎ 民生委員児童委員

民生委員は民生委員法に基づき厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員です。地域のさまざまな生活上の相談に応じ、支援につながるよう必要な情報提供等を行います。また、全ての民生委員は児童福祉法によって児童委員も兼ねていて、子育てに関するさまざまな相談や支援も行っています。

給与の支給はなく、無報酬のボランティアとして活動しています。

【活動の一例】

- ・ 支援を必要とする世帯などの状況把握（家庭訪問や地域での情報収集等）
- ・ 福祉サービスなどの情報提供
- ・ 支援が必要な人の相談への対応、助言
- ・ 行政をはじめ適切な支援やサービスへの「つなぎ役」（見守り活動や安否確認等）

◎ 社会福祉推進委員

社会福祉推進委員*とは、地域住民が共に生き、支え合い、かつそれぞれが自立した生活を送ることができる地域づくりを推進するため、市社会福祉協議会会長が委嘱した無報酬のボランティアです。

昭和 23 年（1948 年）に全国で初めて「社会事業協力員制度」として創設されて以来、現在では市内各地域で約 1,680 人の社会福祉推進委員*が活躍しています。

【活動の一例】

- ・ 民生委員児童委員*、町内会・自治会等の活動への協力
- ・ サロン*活動等の企画・運営
- ・ 赤い羽根共同募金

(5) 災害に備える地域づくりの促進

施策の方向性

大規模災害が発生した場合、時間的・物理的限界があり、行政による公的救助・支援のみでは災害時要援護者が迅速かつ安全に避難等を行うことができません。このため、自主防災組織を含めた地域における支援体制の充実に取り組みます。

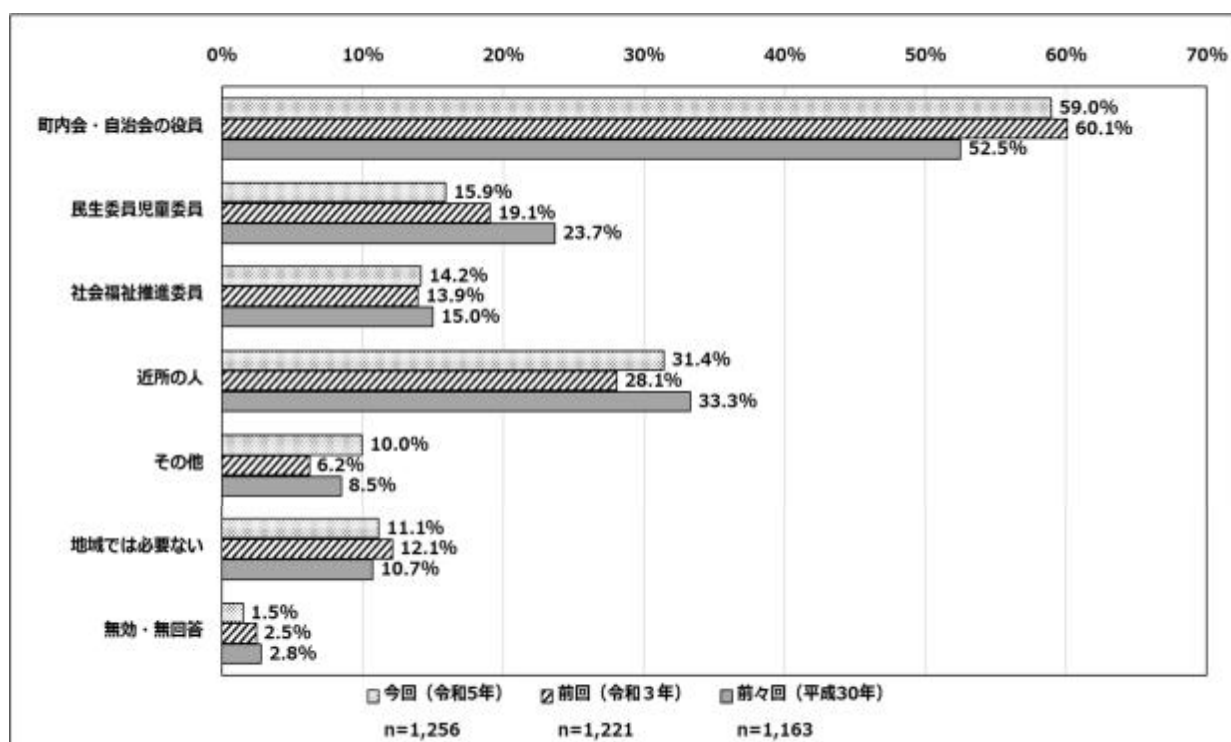
また、地域における支援体制の充実のためには日ごろからの交流が不可欠です。このため、地域における支援者への情報共有の仕組みづくりや防災訓練等を活用した顔の見える関係づくりを進めます。

現状と課題

市民アンケート調査結果では、問 17「災害などの緊急時における連絡先等を地域では誰が把握しているのがよいと思いますか。」という問いに対して「町内会・自治会の役員」が59.0%と最も多く、次いで「近所の人」(31.4%)となっています。

「その他」の回答では「警察」、「市役所」、「友人」、「消防団員」、「親族」、「マンション役員／管理会社」、「職場」などがありました。

《図表 28 災害などの緊急時における連絡先等を地域では誰が把握しているのがよいか》



また、地域別意見交換会では、「災害時などに配慮が必要な人（障害者、ひとり親世帯等）を地域で把握できていない。」という意見や「災害時に、一人暮らし高齢者を避難させる方法がない。」という意見がありました。

新型コロナウイルス感染症の流行以前は、9割を超える自主防災組織が防災訓練を実施しており、参加者は3万人前後で推移していました。しかし、令和2年度（2020年度）は新型コロナウイルス感染症の影響により、防災訓練の実施率が1割弱となり、令和3年度（2021年度）、令和4年度（2022年度）も低迷しています。

防災訓練の実施率をコロナ禍前の水準に戻して、地域における支援体制の充実や顔の見える関係づくりを進めることが課題となります。

地域別意見交換会等で示された好事例

- ＊ 災害時のライフラインが途絶えた状況を想定して防災釜を使用し、炊飯やみそ汁を作る給食訓練を実施しています。
- ＊ 防災意識の高揚を目的として、防災施設や危険箇所を巡る防災ウォークラリーを防災訓練の一環として取り入れています。
- ＊ 集合住宅の居住者台帳に血液型などの詳細な情報を書き加えることで、災害時への対応に役立てています。
- ＊ 災害時要援護者支援を目的とした避難訓練を実施している町内会・自治会等もあります。
- ＊ 避難訓練の際、障害者支援団体の職員を講師として招き、支援方法を学んでいます。

計画期間における各主体の取り組み

◎地域住民の取り組み

- ＊ 平常時から地域の自主防災活動に参加し、地域における助け合いの仕組みづくりに積極的に関わります。
- ＊ 災害時の対応の情報周知に努めるとともに、住民への当事者意識の浸透を徹底します。
- ＊ 学校と交流しながら避難訓練を行うために、避難訓練の日程を調整するなどして、学校が協力しやすい体制をつくらします。

◎福祉施設・関係機関の取り組み

- 被災後の状況に応じて、入所者、利用者の受け入れ等を行います。

◎市社会福祉協議会の取り組み

- 市との協定に基づき、災害時ボランティアセンター*の設置・運営を行います。
- 災害ボランティアの養成及び災害時ボランティアセンター*の機能向上に努めます。

◎行政の取り組み

- 災害時要援護者の支援を円滑に行うことができるよう地域における助け合いの仕組みづくりを今後も継続して進めていきます。
- 市民への防災講演等の際には、災害時要援護者支援プラン*について積極的に啓発していきます。
- 避難所の設置・運営において福祉的な配慮がなされるよう、福祉避難所*の運営等に取り組めます。

2 包括的・継続的な支援体制の充実

(1) 福祉の各分野における相談支援体制の強化

施策の方向性

高齢者、障害者、子ども・子育て等といった属性や生活困窮、虐待、ひきこもり*、性的マイノリティ（LGBTQ+）*、自殺、孤独死・孤立死*等に係る既存の相談支援体制の充実や各相談窓口の連携強化を図ります。

一般就労が困難な在宅障害者の就労について、相談に応じながら引き続き推進します。

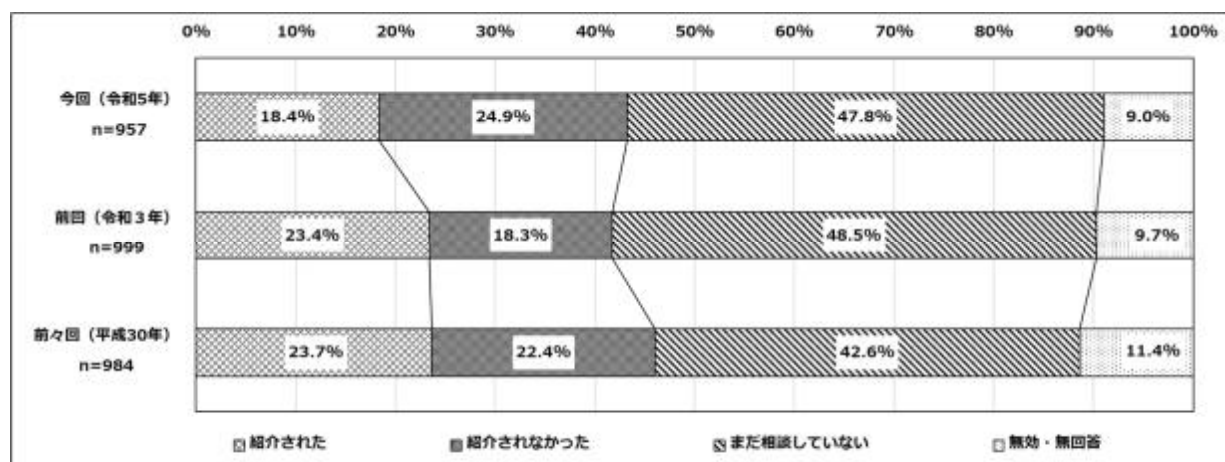
生活困窮世帯等に対し、引き続き自立のための相談支援を行うとともに貧困の連鎖*の防止に努めます。

現状と課題

令和5年（2023年）6月に実施した障害者福祉アンケートの調査結果では、「あなたは、現在、仕事をしていますか。」という質問への回答者1,170人のうち、775人（約66%）が「現在、仕事をしていない」と答えていて、そのうち330人（約43%）が「今後、仕事をしたい」と答えており、就労へのニーズの高さが読み取れます。

市民アンケート調査結果では、問29「地域生活の中で悩んだり、困ったりした時、相談した人から問題解決のために適切な窓口を紹介されましたか。」という問いに対して「まだ相談していない」（47.8%）が最も多い回答でした。

《図表 29 地域生活の中で相談相手から問題解決のために適切な窓口を紹介されたか》



また、地域別意見交換会では、「緊急連絡先がなく、福祉サービスを受けられない高齢者がいる。」という意見や「一人暮らしの障害者の中には、福祉サービスを受けるための申請書類が郵送されても記入できない人がいるので、相談支援事業所にも情報提供してほしい。」という意見、市社会福祉協議会部会員からは「相談しやすい場、環境の整備、制度、専門職育成などできる対策を行う必要がある。」といった意見がありました。

本市の自殺者数については平成14年（2002年）をピークに平成10年代（1998年代）は各年平均98人の自殺者数で推移していました。その後、自殺者数は減少傾向にあります。令和4年（2022年）においては、68人の尊い命が自殺によって失われました。

また、令和4年度（2022年度）に実施した「こころの健康に関する市民意識調査」の結果では、およそ7人に1人が、これまでに本気で自殺を考えたことがあると回答されました。

平成3年（2019年）に横須賀市自殺対策計画を策定し自殺防止に向けて取り組んでおりますが、計画期間満了に伴う見直しを行い、本市の相談支援体制を強化し自殺防止対策を更に推進していく必要があります。

これらの結果から、各福祉分野における既存の相談支援体制の充実とともに、各相談窓口の連携強化が課題となっていると考えられます。

計画期間における各主体の取り組み

◎地域住民の取り組み

- ＊ 地域における多様な交流を通して困りごとに気づき、福祉施設・関係機関や市社会福祉協議会・行政といった関連する相談窓口を紹介します。
- ＊ あらゆる地域住民が参加できるような行事や活動を企画し、地域へ働きかけます。
- ＊ 特技や趣味活動など、誰もが気軽に地域福祉活動へ参加できるきっかけをつくります。
- ＊ 行事・催しの参加者にも、地域福祉活動への協力を募ります。

◎福祉施設・関係機関の取り組み

- ＊ 多機関・多職種による各相談窓口の連携強化を図ります。
- ＊ 地域包括支援センター*や障害者相談サポートセンターは、高齢者、障害者の地域の相談支援機関として各種制度の案内や情報提供を行うほか、福祉関連の各種申請手続に関する相談に応じます。

◎市社会福祉協議会の取り組み

- 生活福祉資金貸付の相談・支援のほか、各種機関や団体等と連携して、利用できる制度の案内や情報提供を行います。
- 職員の人事交流のほか、財源、人材育成などの支援や協力体制など行政との連携強化を図ります。

◎行政の取り組み

- 福祉の総合相談窓口「ほっとかん*」では、単独の相談支援機関では解決が難しい複合化した相談事例のコーディネーターとして、市関係部局、関係機関等や地域の担い手とともに、支援の方向性を検討し、役割の分担を行い、課題の解決を図ります。
- 頼れる身寄りがない低所得の高齢者等の最後の時の不安を解消し、権利と尊厳を守るために自宅など相談者の身近な場所で、葬儀・納骨などの死後事務の相談を行います。
- 大切な個人の終活情報を預かり、いざという時には警察や病院等の照会に対応し、個人の意思を守ります。
- 一般就労が困難な在宅障害者の就労を推進するため、制度の周知啓発、個人の能力に応じた就労の場の確保、職場定着に必要な援助等を行います。
- 生活困窮世帯等に対し、引き続き自立相談支援や住居確保給付金の支給、食料支援等を行います。
- 生活困窮世帯の子どもを対象とした、全日制高等学校へ進学するための学習支援を行い、貧困の連鎖*を防止します。
- 職員の人事交流のほか、財源、人材育成などの支援や協力体制など市社会福祉協議会との連携強化を図ります。

○● 精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築 ●○

- ・精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障害にも対応した地域包括ケアシステム*の構築に向けた協議の場を設置しています。

○● 自殺対策の取り組み ●○

- ・引き続き、自殺対策計画に基づき、自殺防止に向けての取り組みを推進します。
- ・横須賀市立うわまち病院と横須賀共済病院と連携し、自殺未遂者支援に取り組み、自殺未遂をした人の再企図を防止し、一人でも多くの人の自殺を防止します。
- ・NPO法人*等との協定を継続し、チャット等SNS*を活用した相談や休日・夜間など相談窓口のない時間帯の相談にも対応できるよう相談体制の充実・強化を図ります。

(2) 家族丸ごとの相談支援体制の拡充

施策の方向性

世代や属性を超えて多様化する課題や、制度のはざまにあるさまざまな困りごとを抱える人の課題解決のため、家族の困りごとを丸ごと受け止めることができる相談支援体制を拡充します。

現状と課題

少子高齢化や世帯の単身化、地域での人間関係の希薄化が進む中で、住民が抱える生活上の課題は多様かつ複合的になり、制度・分野ごとの縦割りでは十分に支援できないことがあります。

主に介護と育児を同時に行う「ダブルケア*」や高齢化した親がひきこもり*の中高年の子どもを支える世帯で生活困窮と介護が同時に生じる「8050問題*」など、世代や属性を超えて多様化する課題や、制度のはざまにあるさまざまな困りごとを抱える人の課題解決のため、多機関が連携して支援を行うことが求められています。

市民アンケート調査結果では、問30「抱えている悩みをどう解決しますか（しましたか）。」という問いに対して79件の回答（自由記述）がありました。

《図表 30 問題の解決方法》



【自由記述 ※一部抜粋】

- ・インターネットで、自身と同じ悩みを持っている人の意見を参考にしている。
- ・インターネットや行政の情報の中から、選択して対応した。
- ・地域包括支援センター*に相談し、ケアマネジャーを紹介してもらい助かった。
- ・親、家族、職場、友人・知人、行政、専門家、警察に相談した。

また、地域別意見交換会では、「休祝日に時間を問わず対応してくれる窓口が欲しい。」という意見がありました。

これらの結果から、家族の困りごとを丸ごと受け止めることができる体制の拡充が課題となっていると考えられます。

計画期間における各主体の取り組み

◎地域住民の取り組み

- ・地域における多様な交流を通して困りごとに気づき、福祉施設・関係機関や市社会福祉協議会・行政といった関連する相談窓口を紹介します。

◎福祉施設・関係機関の取り組み

- ・多機関・多職種による各相談窓口の連携強化を図ります。

◎市社会福祉協議会の取り組み

- ・「よこすか社協だより」やホームページなどさまざまな広報媒体により福祉制度や相談窓口の情報提供を行い、困りごとを抱えている人が適切に相談できるよう相談支援を行います。
- ・認知症高齢者、精神・知的障害者等の自立支援や成年後見制度*の利用などによる権利擁護のための支援を進めます。

◎行政の取り組み

- ・福祉の総合相談窓口「ほっとかん*」では、世代や属性を超えて多様化する課題や、制度のはざまにあるさまざまな困りごとを抱える人の相談を一括して受け付け、地域包括支援センター*をはじめとした多機関と連携し、課題の解決を図ります。
- ・福祉LINE相談や日曜日の生活困窮相談、夜間福祉相談の試行を通じて、開庁時間帯に相談することができない人の相談を受け止め、できる限り早く相談窓口とつながることができ課題の解決に向けて動き出せるよう支援を行います。

(3) アウトリーチ支援の拡充

施策の方向性

「ヤングケアラー*」やひきこもり*など困りごとを抱えながら自ら相談に行くことができない人、そもそも困っている実感がないなどといった顕在化しにくい課題を抱えている人がいます。

潜在的な困りごとを抱えた人に気付くことができるよう地域の見守り体制を強化するとともにアウトリーチ支援*を拡充し、必要な人に必要なサポートが届くよう継続的な支援を行います。

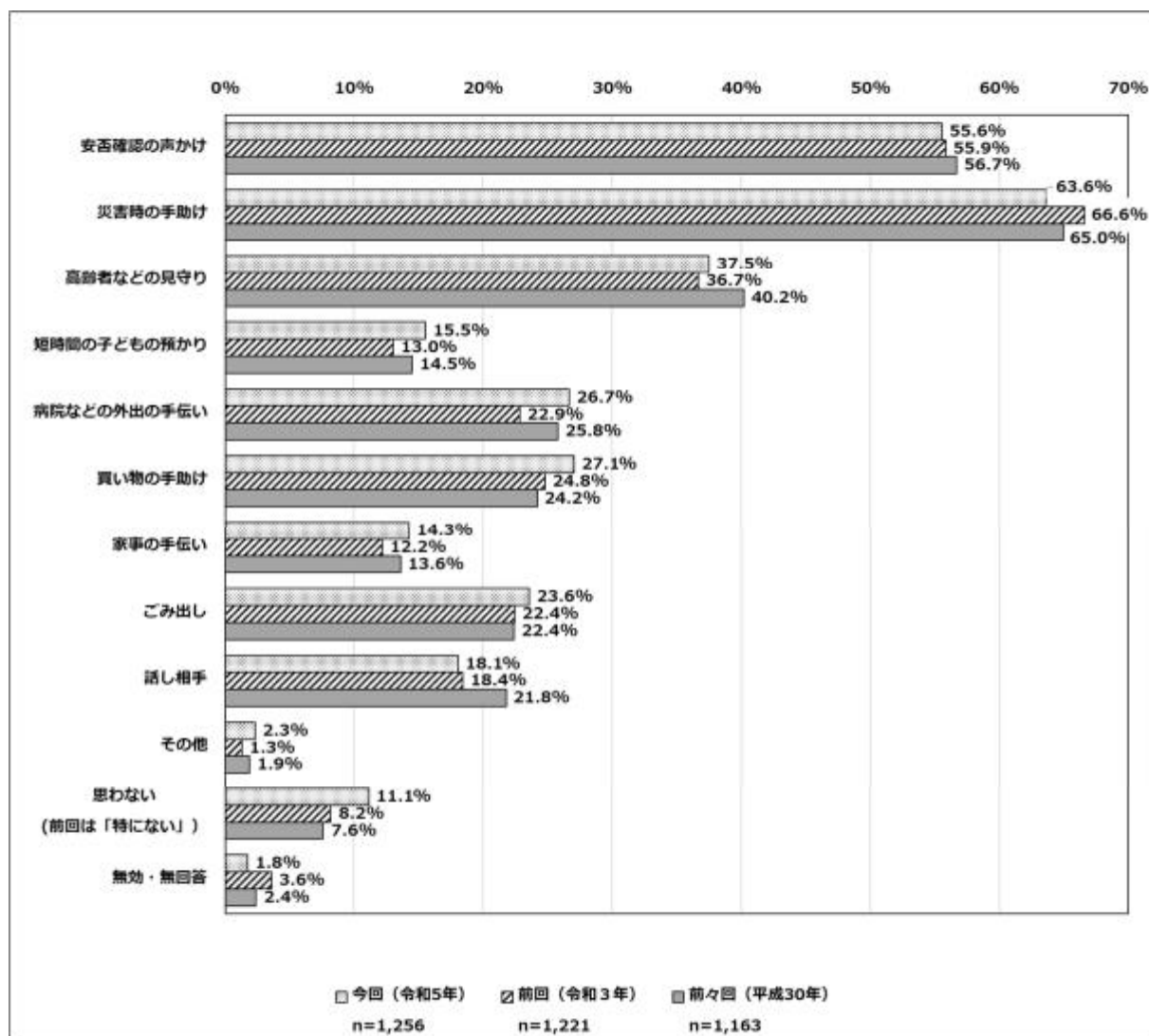
現状と課題

制度のはざま、複雑・複合ケースの中には、支援への拒否があったり、本人が支援の必要性を認識していなかったりする場合があります。

そのようなケースの課題解決には相当の時間を要し、本人との信頼関係を築きつつ、粘り強く関わり、寄り添い続ける、伴走支援が必要になります。

市民アンケート調査結果では、問 22「自身や家族が、高齢や病気、もしくは子育てなどで日常生活が不自由になったとき、地域でどのような手助けをしてほしいと思いますか。」という問いに対して「災害時の手助け」（63.0%）が最も多く、次いで「安否確認の声かけ」（55.0%）、「高齢者などの見守り」（37.9%）となっています。

《図表 31 日常生活が不自由になった場合、地域内でどのような手助けがほしいか》



また、地域別意見交換会では、「『8050問題*』など、困っている実感がない人への対応が難しい。」という意見や「障害等専門的なケースワーカーを派遣してほしい。」という意見、市社会福祉協議会部会員からは「本当に困っている人はそもそも相談に行くことができないと言われているので、アウトリーチ*などは必要不可欠と感じる。」という意見や「児童・学生と高齢者、障害者、生活保護者の『はざまに位置する子どもたち』をどう保護・支援していくのか。」といった意見がありました。

これらの結果から、潜在的な困りごとを抱えた人に気付くことができる地域の見守り体制の拡充や継続的な支援の実施が課題となっていると考えられます。

計画期間における各主体の取り組み

◎地域住民の取り組み

- ・ 日頃の関わりの中で、困りごとを抱えている人に気づいたら、福祉施設・関係機関や市社会福祉協議会・行政に連絡するよう促します。

◎福祉施設・関係機関の取り組み

- ・ 他の福祉施設・関係機関や市社会福祉協議会・行政とともに困りごとを抱えている人を支えるための支援方法を検討します。

◎市社会福祉協議会の取り組み

- ・ 横須賀あんしんセンター*による訪問、生活福祉資金など各種相談、民生委員児童委員*活動などの中で気づいたケースについて、福祉施設・関係機関や行政とともに支援方法を検討します。
- ・ 各種福祉制度や相談窓口を周知するとともに、困りごとを抱えている人が相談しやすい環境を作ります。

◎行政の取り組み

- ・ ひきこもり*の人に対する家庭訪問、相談や就労準備等の継続的な支援を行います。
- ・ 地域の居場所づくりを進め、困りごとを抱えている人との接点を増やします。
- ・ 複雑化した支援ニーズを抱えながらも必要な支援が届いていない人に支援を届けられるよう、必要に応じて継続的な家庭訪問や医療機関への受診など同行支援をすることで本人との信頼関係やつながり形成に向けた支援を行います。

(4) 権利擁護の取り組みの支援【横須賀市成年後見制度利用促進基本計画】

施策の方向性

虐待を重大な人権侵害として捉え、虐待を受けている人の属性に捉われることなく早期発見と迅速な問題解決に努めます。

また、病気、事故等による障害などの理由によってご自身で意思決定することに不安がある人の意思決定の支援や、決定された意思や権利の尊重、財産を守るための環境整備と、保護者や地域の支援者等への普及啓発を図り、担い手の支援を進めます。

各種相談窓口等との連携を推進し、高齢者や障害者等が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう権利擁護支援チーム*による円滑な支援を目指します。

成年後見制度*の法人後見支援事業について、現状を分析し、どうすれば整備できるかの検討を進めます。

現状と課題

病気、事故等による障害などの理由により、物事の判断が困難である人は、預貯金等の財産管理や介護・福祉サービスの利用契約や入院の契約などの手続をすることが難しい場合があります。また、ご本人の状態によっては、ご自身で意思決定をすることに不安を感じており、財産管理や契約などの手続をすることができない場合もあります。そのほか「8050問題*」や「親亡き後」の問題など、親の高齢化や死亡に伴い、将来的に生活が困難になるおそれがあるという潜在的な問題を抱えている場合があります。

そういった権利擁護が必要な人を早期に発見し、必要に応じて日常生活自立支援事業*や成年後見制度*といった適切な支援につなげることができるよう専門職団体・関係機関が連携・協力する「協議会」を設置しています。

協議会の運営及び地域における連携・対応強化の推進役である「中核機関*」を「よこすか成年後見センター*」として「ほっとかん*」に設置しています。

困りごとを抱えている人が必要としたときに支援を受けられる体制のさらなる強化が課題となっていると考えられます。

特に障害のある人については、自身の高齢化や障害の重度化、「8050問題*」や「親亡き後」への備えなどのため、成年後見制度*の利用の必要性が高まっています。また、長期的な成年後見制度*による支援を行うために、法人後見の環境整備も重要となっています。

計画期間における各主体の取り組み

◎地域住民の取り組み

- ＊ 悩みや不安を一人で抱え込まず、相談できる人をつくります。
- ＊ 悩みや不安を抱えている人がいたら、本人に断った上で福祉施設・関係機関や市社会福祉協議会・行政に連絡します。

◎福祉施設・関係機関の取り組み

- ＊ 支援が必要な人について、行政とともに地域で支え合う仕組みづくりを進めます。
- ＊ 地域住民を対象とした講演会を開催するなど、地域における仲間づくりを進めます。

◎市社会福祉協議会の取り組み

- ＊ 認知症高齢者、精神・知的障害者等の自立支援や成年後見制度*の利用などによる権利擁護のための支援を進めます。
- ＊ 市から事業を受託し、「横須賀あんしんセンター*」において、権利擁護の担い手として市民後見人*の養成と活動支援を行います。
- ＊ 権利擁護についての情報発信を行うとともに、困りごとを抱えている人が相談しやすい環境を作ります。
- ＊ 物事の判断が困難である人が地域において自立した生活を送れるよう、利用者との契約に基づき、日常の金銭の管理や福祉サービスの利用援助等を行います。

◎行政の取り組み

- ＊ 福祉の総合相談窓口「ほっとかん*」に設置する「よこすか成年後見センター*」が、電話や、面接・訪問などの相談支援を行います。本人の状態に応じて、日常生活自立支援事業*又は成年後見制度*を活用することにより権利擁護支援を適切に行います。
- ＊ 虐待をしてしまう世帯の背景に寄り添い養護者と本人との家族関係を再構築していけるよう相談支援を行い、医療・介護サービスのほか、必要な制度の利用につながるよう関係機関と連携して支援します。

(5)防犯・再犯防止に関する取り組みの推進【横須賀市再犯防止推進計画】

施策の方向性

地域団体や関係機関等と連携して、防犯活動と防犯意識の高揚に取り組みます。とりわけ犯罪をした人等が、再び罪を犯すことなく社会に復帰できるよう、再犯防止や更生保護*について地域の理解を深めるとともに、更生保護諸活動を行う民間協力者の活動を支援し、関係機関等と連携して、支援を必要とする人を適切な保健医療・福祉サービスにつなげ、安全で安心して暮らせる地域社会の実現を目指します。

現状と課題

「横須賀市の地域別刑法犯認知件数（地域支援部作成）」によると、本市における刑法犯の認知件数は、平成14年（2002年）の7,214件をピークに令和2年（2020年）には1,135件まで減少しましたが、令和4年（2022年）は1,479件に増加しています。また、本市における令和3年（2021年）の再犯者率は51.2%で、全国の再犯者率48.6%を上回っている状況にあります。

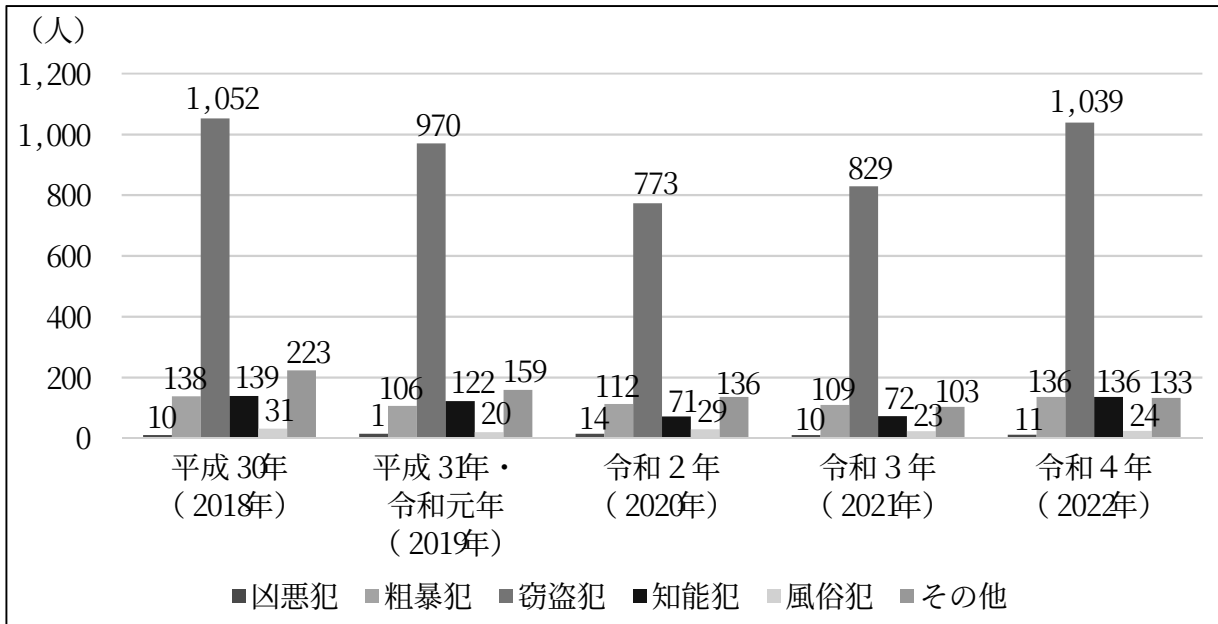
安全で安心なまちづくりのためには、地域の安全は地域で守るという基本的な認識の下、市や市民、関係機関等それぞれが役割を担い、連携及び協力を図りながら、防犯のための取り組みを進めることが重要です。

また、犯罪をした人等の中には、安定した仕事や住居がないなど、社会復帰後の生活がうまくいかず再犯に至るケースがあり、さらに高齢や知的障害、薬物依存など、困難な課題を抱えている人が多く存在します。

そのような人が再び罪を犯すことを防ぐため、地域社会での理解と協力とともに、関係機関、民間協力者等の連携により、犯罪をした人等を孤立させることなく、必要な支援につなげていくことが課題となっていると考えられます。

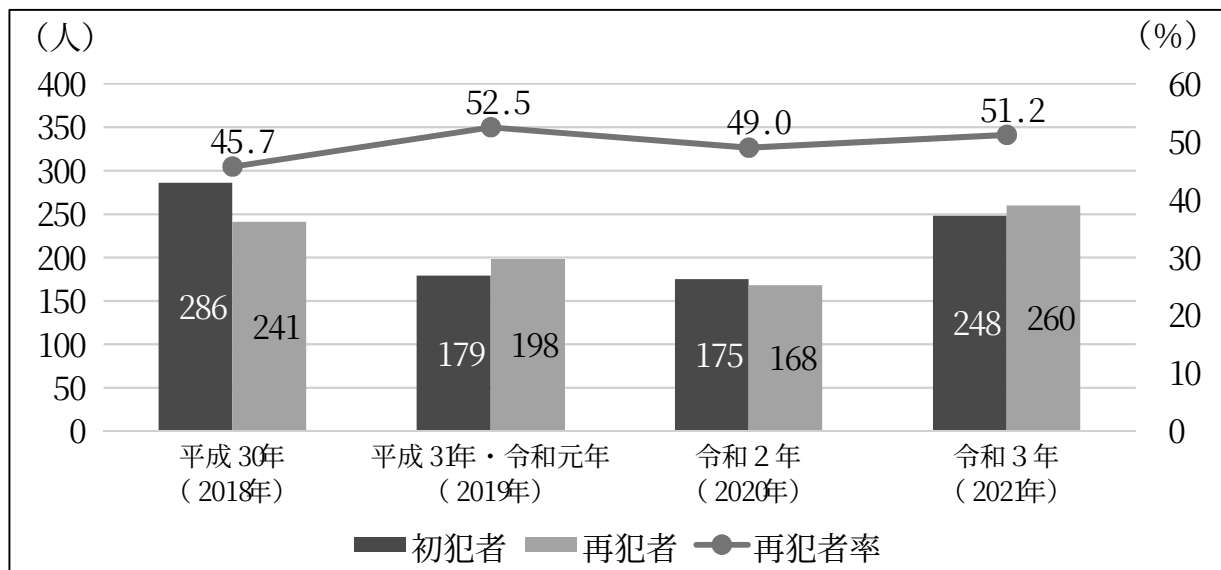
合わせて、地域の目が再犯を踏みとどまらせることにつながるので、温かい見守りを含めた防犯活動の継続も課題となっていると考えられます。

《図表 32 横須賀市の刑法犯罪名別認知件数》



《図表 33 横須賀市における初犯者・再犯者別刑法犯検挙人員数

及び再犯者率（少年を除く）》



出所) 法務省東京矯正管区から提供された犯罪統計に関するデータを基に地域支援部作成

※横須賀警察署、田浦警察署、横須賀南警察署（旧浦賀警察署）で横須賀市を管轄

地域別意見交換会等で示された好事例

- ・ 防犯パトロールを行っています。
- ・ 青少年の非行防止パトロールを行っています。
- ・ 児童・生徒の登下校時等の見守り活動を行っています。



市内一斉防犯パトロールの様子

計画期間における各主体の取り組み

◎地域住民の取り組み

- ・ 防犯パトロールを行います。
- ・ 青少年の非行防止パトロールを行います。
- ・ 児童・生徒の登下校時等の見守り活動を行います。
- ・ 犯罪や非行の防止と、犯罪をした人等の立ち直りを支え、安全で安心な地域社会を築くことを目指す“社会を明るくする運動*”等に参加します。



“社会を明るくする運動*”の様子

◎福祉施設・関係機関の取り組み

- ・ 地域等において防犯・非行防止活動を実施します。
- ・ 横須賀保護司会、横須賀地区更生保護女性会*の主催、または地区社会福祉協議会*等と共催して“社会を明るくする運動*”関連行事を開催し、再犯防止等について地域での理解促進に取り組みます。

◎市社会福祉協議会の取り組み

- 民生委員児童委員*の支援と保護司*の協力を得て、矯正施設出所後の生活の安定に向けた資金貸付の相談等に応じます。
- 各地区において、横須賀保護司会等と連携して“社会を明るくする運動*”関連行事を開催し、再犯防止等について地域での理解促進に取り組みます。
- 市社会福祉協議会の保護司部会を通して横須賀保護司会の活動を支援します。

◎行政の取り組み

- 横須賀市安全・安心まちづくり推進連絡協議会を設置し、地域団体、防犯関連団体、事業者、警察署、県、市等が連携・協働して、防犯活動と防犯意識の高揚に取り組みます。
- 警察署、関係団体、町内会・自治会の協力と参加を得て、防犯講演会等を開催します。
- 本市全域の町内会・自治会等の団体を対象に、地域安全パトロール活動を活発化させ、自主防犯活動の中心的役割を担っていただくための「地域防犯リーダー」の養成講座を開催します。
- 警察署と連携し、よこすか防犯あんしんメールの登録者のスマートフォンやパソコン等に、犯罪に関する情報をお知らせします。
- 町内会・自治会等が設置する防犯カメラの設置費を補助します。
- 地域における防犯パトロール等に対し、関係物品を支給・貸与します。
- 青少年の非行防止のための繁華街等パトロールを実施し、非行防止講座を開催します。
- 20歳までの子ども・青少年、その保護者からの非行防止に関する相談に応じます。
- 本人、家族からの依存症に関する相談に応じます。
- 横須賀市再犯防止対策連絡会議を設置し、住居、就労、入口支援、薬物等、再犯を防止するための課題や対策等について、関係機関・団体と共有し、連携強化を図ります。（平成30年度・令和元年度（2019年度）から）
- 本市における更生保護*の拠点である更生保護サポートセンターの設置（平成25年度（2013年度）から）、その他保護司活動に必要な場所を市が提供する等により、横須賀保護司会の活動を支援します。
- 横須賀地区更生保護女性会*の事務局を地域支援部市民生活課内に置き、活動を支援します。
- 保護司*や更生保護女性会会員の担い手不足が深刻化していることから、情報共有や連携強化を進め、人材の確保を支援します。

- 保護観察所等の関係機関・団体と連携し、“社会を明るくする運動^{*}”、再犯防止啓発月間等の取り組みを通して、再犯防止等について地域での理解促進に取り組めます。
- さまざまな課題を抱えた支援を必要とする人に対し、関係機関等と連携して、適切な保健医療・福祉サービスにつなげます。
- 犯罪をした人等を雇用し立ち直りを支える協力雇用主について、入札参加資格(格付け制度)に評価項目を追加します。(平成3年度・令和元年度(2019年度)から)

3 多様な担い手の育成・参画の推進

(1) 地域福祉の担い手の育成・参画の推進

施策の方向性

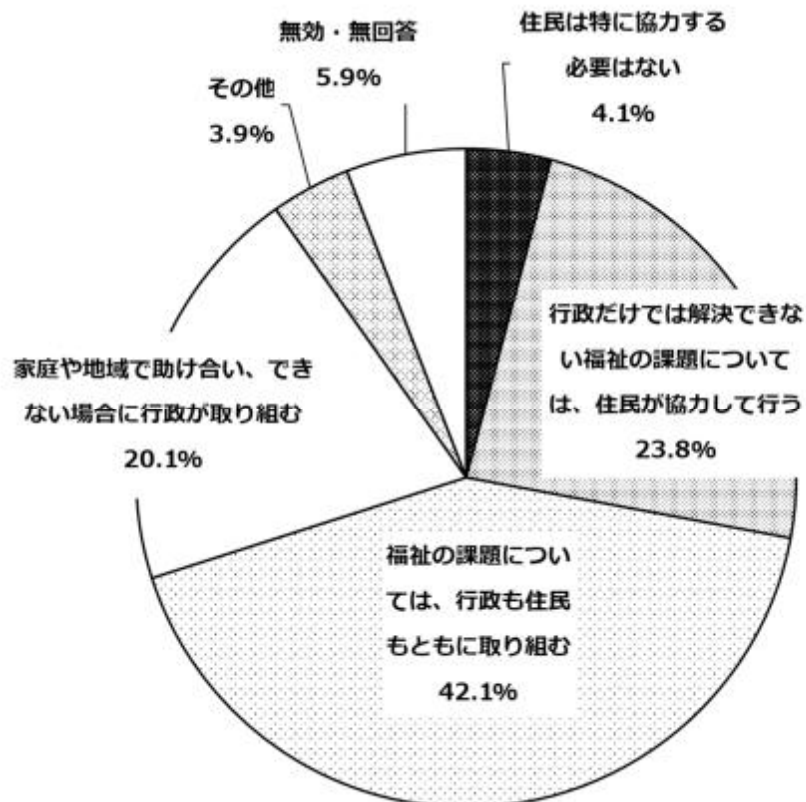
住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、地域住民自身が地域福祉の担い手の一人として主体的に関わる中で困りごとを地域で解決することも重要です。

住民一人ひとりが自らの意欲・関心に応じて、自分の能力を生かして地域で活躍することができるよう、担い手の育成・参画の推進や、次世代の担い手への継承を支援します。

現状と課題

市民アンケート調査結果では、問 26「福祉における課題の解決方法について、あなたの考えに最も近いものを教えてください。」という問いに対して「福祉の課題については、行政も住民もともに取り組む」（42.1%）が最も多い回答でした。

《図表 34 福祉における課題の解決方法について》



また、地域別意見交換会では、「現役世代への引継ぎができていない。」という意見や「民生委員児童委員*やボランティア等の担い手が不足している。」という意見がありました。

これらの結果から、地域福祉の担い手の育成・参画の推進や現在活動している担い手に対する負担軽減の取り組みの継続、そして次世代の担い手への円滑な継承が課題となっていると考えられます。

地域別意見交換会等で示された好事例

- ＊ サロン*の企画担当を当番制にして、みんながサロン*を企画できるようになりました。
- ＊ お祭りやイベントの企画や運営等を若手に任せ、時間が足りない準備の部分は高齢者が引き受けるといった形で分業することで次世代への継承を図っています。

計画期間における各主体の取り組み

◎地域住民の取り組み

- ＊ 自らの関心に沿った活動や経験・技術・資格を活かすことができる活動などに積極的に参加します。

◎福祉施設・関係機関の取り組み

- ＊ 地域の活動団体を積極的に受け入れ、活動の場を確保します。

◎市社会福祉協議会の取り組み

- ＊ よこすかボランティアセンター*において、ボランティアの育成、活動の周知、ボランティア活動のマッチングを行います。
- ＊ ボランティア団体相互の情報交換の場を設置するなど、参加促進に向けた取り組みを行います。
- ＊ さまざまな広報媒体で地域のボランティア活動の情報発信を行います。

◎行政の取り組み

- 地域活動に関する講演会や情報交換会を開催するなど、情報発信、周知啓発を行います。
- 地域活動に対する参加意向を持ちながらも参加に結び付いていない人材を発掘する取り組みを検討します。
- 意欲のある民生委員児童委員*が活動を続けられるよう、引き続き民生委員児童委員*への依頼事項の見直し等を行います。
- 消防団や商工会議所など、より多様な地域の担い手と意見交換する場の開催を検討します。
- 新しい担い手の確保に向け、民官連携を促進します。

(2) 地域福祉に関わる専門職等の確保・養成

施策の方向性

複合化・複雑化した福祉課題に対応するため、福祉事業所等の合同企業説明会への参加支援などの人材確保及び福祉分野の専門職等に対する研修の充実に取り組みます。

また、福祉分野に関わる専門職等が安心して働くことができるよう、職場環境の整備に関する支援に取り組みます。

現状と課題

少子・高齢社会の到来等により、福祉サービスに対するニーズはますます増大することが見込まれています。

また、核家族化や価値観の多様化から福祉サービスも多様化しています。

福祉の各分野では利用者本位の質の高い福祉サービスの提供が求められることから、サービス提供の根幹である福祉分野の専門職等の確保・養成が極めて重要です。

一方で、令和7年(2025年)以降は全国的に「高齢者人口の急増」という局面から「生産年齢人口の急減」という局面に移行すると見込まれています。

このため、専門職等の負担軽減や安心して働くことができる職場環境の整備、高齢者をはじめとした多様な就労・社会参加の促進やサービスの質の向上につながる研修制度の充実等が課題となっていると考えられます。

計画期間における各主体の取り組み

◎地域住民の取り組み

- ・ 自らが持つ経験・技術・資格を活かし就労します。

◎福祉施設・関係機関の取り組み

- ・ 先進的な技術を積極的に導入し省力化を図ることで、職員が地域で住民と交流することができる仕組みづくりを進めます。
- ・ 職員に対し、福祉の各分野に関する研修参加を促します。

◎市社会福祉協議会の取り組み

- さまざまな地域資源*と連携した事業を展開するため、これまで以上に各地区等の事業や行事に積極的に参加し、顔の見える関係づくりを進めます。
- 職員への福祉分野に関する研修の実施や資格取得を奨励し支援します。
- 福祉分野の人材育成のための事業を展開します。
- 福祉分野の学生のための実習やインターンシップ等を積極的に受け入れます。

◎行政の取り組み

- 福祉専門職に対する研修を実施し、質の向上を図ります。
- 福祉人材の確保に向けた取り組みを支援します。
- 先進的な技術の普及啓発に努め、福祉専門職等の負担軽減を図ります。



横須賀市保育園保育士等就職セミナー・相談会の様子

(3) 福祉団体の活動の支援

施策の方向性

地域の多様な福祉団体の活動の周知等を支援していきます。

また、本市における地域福祉の中心的な役割を果たす市社会福祉協議会について、運営支援を行うとともに情報共有や活動の支援を行います。

なお、市社会福祉協議会では、地域福祉推進のために活用されている「赤い羽根共同募金」等の共同募金事業を引き続き推進していきます。

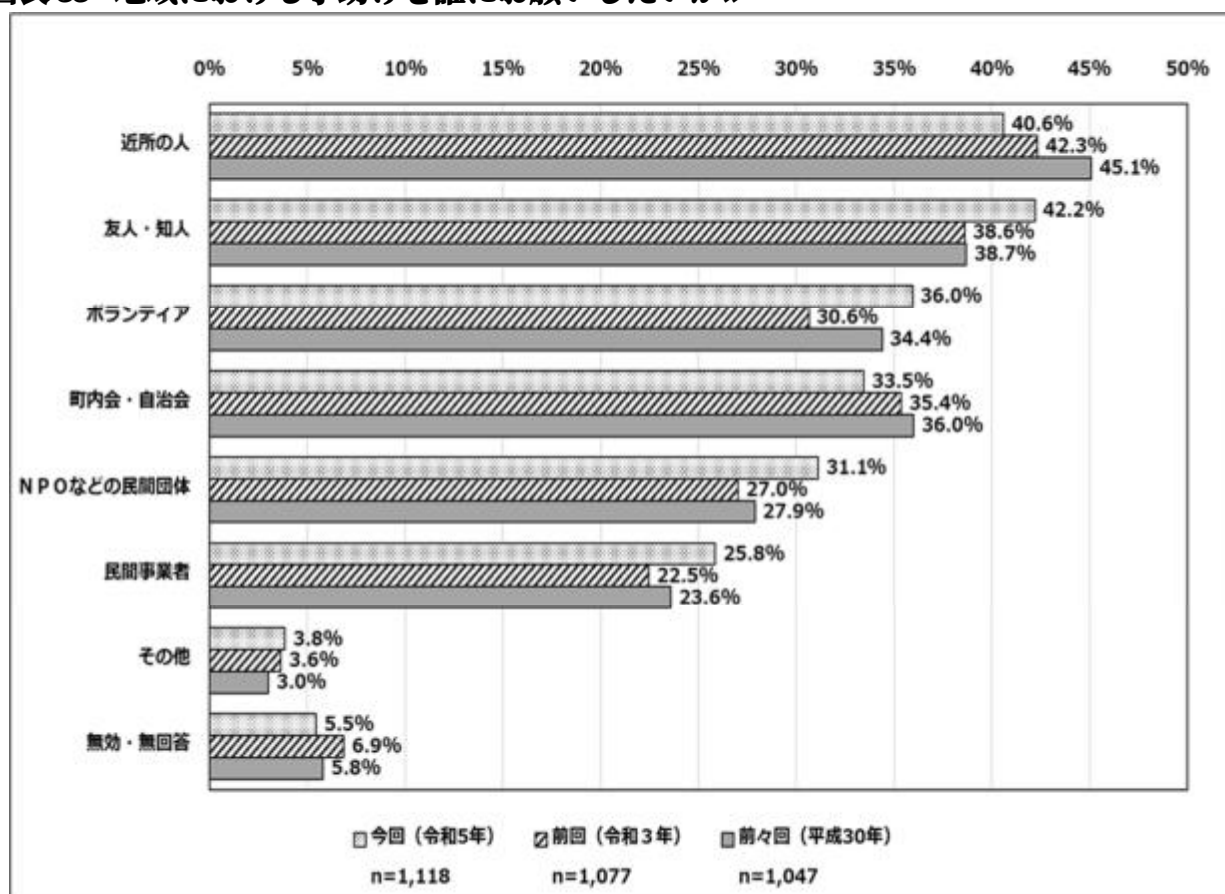
現状と課題

市民アンケート調査結果では、問 23「これらの地域の手助けを誰にしてほしいと思いますか。」という問いに対して「友人・知人」が42.2%で最も多く、次いで「近所の人」(40.6%)、「ボランティア」(36.0%)、「町内会・自治会」(33.5%)となっています。

また、地域別意見交換会では、「高齢者の中には、町内にある坂道を自力で下りられない人もおり、買い物の同行支援等を必要としている。」という意見や「福祉団体の活動が地域住民に周知されていない。」という意見がありました。

これらの結果から、福祉団体の活動の支援が課題となっていると考えられます。

《図表 35 地域における手助けを誰にお願いしたいか》



地域別意見交換会等で示された好事例

- 住宅展示場のモデルハウスを無料で貸してもらい、子育てサロン*を開催しました。

計画期間における各主体の取り組み

◎地域住民の取り組み

- 地域の多様な福祉団体の活動を知り、活動に参加します。

◎福祉施設・関係機関の取り組み

- 地域の多様な福祉団体の活動を知り、福祉団体と協働する事業を実施します。
- 地域内のさまざまな個人、団体や地元商店、企業、学校、福祉施設・関係機関などの地域資源*同士が、互いの得意分野を持ち寄って協力します。
- 県立保健福祉大学など、横須賀らしい地域資源*とともに協力できる関係をつくれます。

◎市社会福祉協議会の取り組み

- 地域福祉の拠点として、地区社会福祉協議会*、地区ボランティアセンターを引き続き支援します。
- ボランティアの養成及びボランティア活動に関する周知啓発を行います。
- さまざまな広報媒体で地域福祉活動の情報発信を行います。
- 地区ボランティアセンターへの「ワンコインボランティア*」の導入を検討します。
- 共同募金への理解を広く促進し、地域住民をはじめ、さまざまな法人、機関、団体等の理解と参加による共同募金事業を展開します。
- 職員の人事交流のほか、財源、人材育成などの支援や協力体制など、市との連携強化を図ります。

◎行政の取り組み

- 福祉団体の担い手不足など時代の変化に即した新たな活動支援の在り方を市社会福祉協議会とともに検討します。
- 地域団体同士が情報交換・意見交換を行うなど福祉団体相互が連携できる仕組みづくりを進めます。
- 市社会福祉協議会と人事交流や研修等の実施を通して顔の見える関係づくりを進めます。
- 地域福祉の中心的な役割を担う市社会福祉協議会を引き続き支援し、機能強化を図ります。

4 心のバリアフリーの促進

(1) 他者に対する思いやりの心の醸成

施策の方向性

学校教育における総合的な学習の時間等を利用して福祉教育を推進します。

また、社会福祉施設等と連携を図りながら、福祉体験の場を身近にし、子どもたちから福祉意識を育てる環境づくりを進めます。

このような福祉教育・体験などを通して心のバリアフリー*の普及・啓発を図ることによって他者に対する思いやりの心を醸成します。

現状と課題

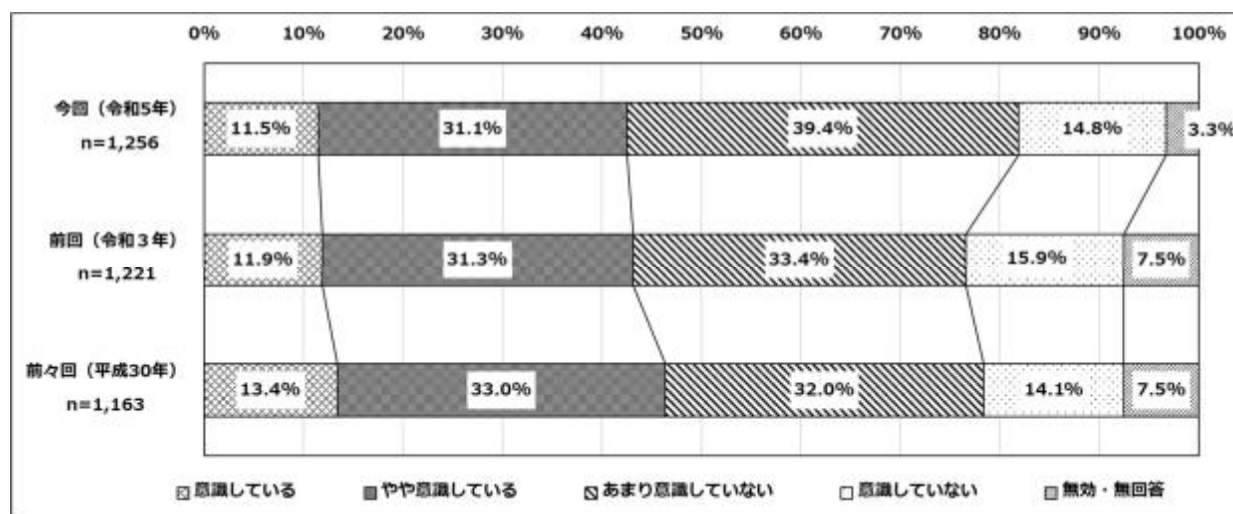
市民アンケート調査結果では、問 44「あなたは日頃、『心のバリアフリー*』を意識していますか。」という問いに対して「意識している」（11.5%）、「やや意識している」（31.1%）の割合の合計が約 43%となっており、平成 30年度（2018年度）調査と比較して約 4 ポイント低下しています。

お互いの立場や価値観を尊重することは支え合いの地域づくりを進める基礎となるため、地域において福祉学習や交流の機会を継続的に持つ必要があると考えられます。

また、地域別意見交換会では、「現役世代の地域への関心が失われている。」という意見がありました。

これらの結果から、他者に対する思いやりの心の醸成が課題となっていると考えられます。

《図表 36 「心のバリアフリー」 への意識》



地域別意見交換会等で示された好事例

- 市内の多くの学校では総合的な学習の時間を利用して福祉教育が行われています。
- 障害がある子もない子も一緒に学校行事に参加して、障害の有無に関わらず、みんなで活動する取り組みをしている学校があります。
- 高齢者との交流やパラスポーツ体験等、小学校4年生で福祉教育を取りあげていることが多いです。

計画期間における各主体の取り組み

◎地域住民の取り組み

- 市社会福祉協議会や行政等が実施する講座等に参加し、他者に対する理解を深めます。

◎福祉施設・関係機関の取り組み

- 福祉体験の場や機会を提供することで、地域住民が障害、介護、子育て等を身近なこととして受け止める機会を提供します。

◎市社会福祉協議会の取り組み

- 福祉施設等と連携を図りながら、福祉体験の場や機会を提供します。
- 小・中・高等学校ボランティアスクール等を通して、地域の多様な人との交流の場を提供します。
- 身近な福祉を体験できるイベントを実施します。

◎行政の取り組み

- 学校教育における総合的な学習の時間等を活用して、引き続き福祉教育を推進します。
- 「誰も一人にさせないまち」の実現を目指し、引き続き基本理念として掲げ続けます。
- 障害者施設や学校と協力して、地域一帯で参加できるイベントの開催を検討します。
- 公共施設等を各活動のシンボルカラー*でライトアップするなど、啓発活動を推進します。
- 他者に対する理解や多様性の理解を進めるため、引き続き啓発事業を実施します。

(2) ソーシャルインクルージョンの促進

施策の方向性

地域で暮らすさまざまな人が年齢、性別、国籍、障害の有無、性自認等に関わらず、一人ひとり個性が尊重され、自分らしく暮らすことができるよう、多様性を尊重する地域社会づくりを進めます。相互理解を深めることができるよう交流会などを実施します。

現状と課題

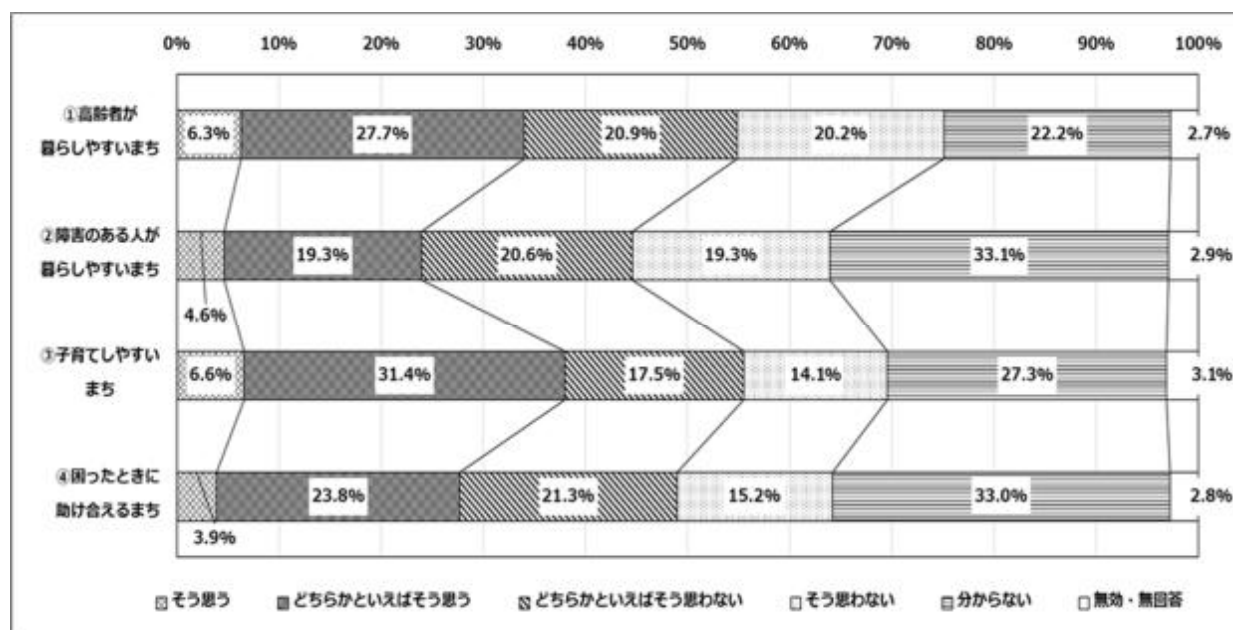
在住外国人数は市内総人口の約 1.7%おり、両親またはそのどちらか一方が外国出身者である人を含めると、その割合はさらに高まります。

また、本市のパートナーシップ宣誓証明制度*の宣誓件数は令和 5 年（2023年）12月現在で 46件となっています。

お互いを理解するための交流の場や、多様性を尊重するための周知啓発の取り組みが求められています。

市民アンケート調査結果では、問 45「次のうち（①高齢者が暮らしやすいまち、②障害のある人が暮らしやすいまち、③子育てしやすいまち、④困ったときに助け合えるまち）横須賀市はどのようなまちだと思いますか。」という問いに対して回答の合計が多かったのは、「子育てしやすいまち」（38.0%）と「高齢者が暮らしやすいまち」（34.0%）でした。

《図表 37 横須賀市はどのようなまちだと思うか》



また、地域別意見交換会では、「障害者団体と地区社会福祉協議会*とで協力し、障害者と住民の顔の見える関係を築きたい。」という意見や「地域に住む外国人と顔の見える関係性作りができていない。」という意見、市社会福祉協議会部会員からは「家族・親族を対象とした企画により、互いの意見交換・意識変革を促すような場を設定してほしい。」といった意見がありました。

これらの結果から、多様性を尊重する地域社会づくりや相互理解の促進が課題となっていると考えられます。

地域別意見交換会等で示された好事例

- 施設における地域との交流は、行事の時に限ったことなく、地域の一員として日常的に関わっています。
- 相手との違いについて、柔軟性をもって受け入れていけるような地域の雰囲気づくりに努めています。

計画期間における各主体の取り組み

◎地域住民の取り組み

- 市社会福祉協議会や行政等が実施する講座等に参加し、他者に対する理解を深めます。
- 地域にはさまざまな病気や障害、子育て、介護などの悩みを抱える人たちがいることを理解し、自分のできることで応援します。

◎福祉施設・関係機関の取り組み

- 市社会福祉協議会や行政と連携し、ソーシャルインクルージョン*に関するイベントなどを開催します。
- 身近な相談者となりうる職員がソーシャルインクルージョン*に関する正しい知識を習得できるよう研修等に参加する機会を作ります。
- さまざまな病気や障害、子育て、介護などの悩みを抱える人たちを、専門性や機能を生かして支援します。
- さまざまな病気や障害の内容や、子育て、介護などの悩みによって、周囲の理解や支援を必要とする人たちについて、正しく理解してもらえるよう伝えます。
- 障害者への偏見を取り除くために、地域住民と直接顔を合わせる機会を設けます。
- 障害者施設（調理室やステージ等）を利用してもらい、地域の集まりやイベントを開催します。

◎市社会福祉協議会の取り組み

- 身近な相談者となりうる職員がソーシャルインクルージョン*に関する正しい知識を習得できるよう研修等に参加する機会を作ります。
- 障害者団体と地区社会福祉協議会*とで協力し、障害者と地域住民の顔が見える関係性づくりに努めます。

◎行政の取り組み

- 外国人生活相談や日本語会話サロン*等を開催し、多文化交流を推進します。
- 性的マイノリティ（LGBTQ+）*の正しい知識の周知・啓発を図るため、広報に努めるとともに講座等を開催します。
- 身近な相談者となりうる職員・教員がソーシャルインクルージョン*に関する正しい知識を習得できるよう研修等に参加する機会を作ります。

(3) 新たな情報共有の仕組みづくりの推進

施策の方向性

情報発信の在り方を見直し、高齢者、障害者を含め誰もが、その人に合った手段・方法で必要な時に必要な情報を共有できる仕組みづくりを推進します。

現状と課題

視覚・聴覚等に障害のある人が円滑に意思疎通できるよう、要望に応じて個別に点訳*・音訳*を行ったり、手話通訳者・要約筆記*者を派遣したりするなど、日常生活のコミュニケーションを支援しています。

また、地域別意見交換会では、「市の広報などインターネット等を経由して発信される情報が増える中で、インターネット等で情報を得ることが難しい人に配慮してほしい。」という意見や「地域の銀行や病院、薬局と連携し、地域のイベント情報を得る機会を増やしたい。」という意見がありました。

これらの結果から、ICT*を活用することに加え、デジタル・デバイド（情報格差）*を解消するなど、誰もがその人に合った手段・方法で必要な時に必要な情報を共有できる仕組みづくりが課題となっています。

地域別意見交換会等で示された好事例

- ＊ 地域において点訳*・音訳*ボランティア団体や、手話サークルが活動しています。

計画期間における各主体の取り組み

◎地域住民の取り組み

- ＊ 地域で活動する若い世代がスマートフォンの使い方を教えます。

◎福祉施設・関係機関の取り組み

- ＊ 身近な相談者となりうる職員が、相談者の状況に寄り添う形でコミュニケーションができるよう、意識の醸成や環境づくりを行います。

◎市社会福祉協議会の取り組み

- ＊ 地域における手話サークルなどと支援を必要とする人のマッチングを行います。
- ＊ ホームページ等を利用した地域における福祉に係る情報発信・情報提供・情報共有を進めます。
- ＊ よこすかボランティアニュースやホームページ等を利用した地域のボランティア活動の情報発信を行います。

◎行政の取り組み

- ＊ 手話通訳者、要約筆記*者、音訳*者、点訳*者の養成を行い、誰もが情報を共有できる体制づくりを推進します。
- ＊ 外国人にも分かりやすい、多言語、やさしい日本語*、分かりやすい表現の使用に努めます。
- ＊ SNS*など新しい情報発信ツールを活用し、誰もがその人に合った手段・方法で必要な時に必要な情報を共有できる仕組みづくりを推進します。
- ＊ 現役世代と高齢者の関係性を築くために、地域の現役世代と協力した高齢者向けのLINE教室の開催を検討します。
- ＊ 希望する人がICT*を活用できるよう、引き続きパソコン教室・スマホ教室等を開催します。

○● スマートフォンが視覚障害者の“眼”となる ●○

テキストを読み上げたり、誰が近くにいるかといったことを認識することができるアプリが開発されています。

テキストを認識する際には、全ての端が写真に含まれるようカメラの位置を音声でガイドしてくれます。複雑なレイアウトや図・表をのぞき、このアプリを使うことで、スマートフォンが職場や家庭などさまざまな場面で高性能な「眼」として活躍します。

第5章 地域福祉の推進体制



「よかった ありがとう。」ポスターコンクール
【小学生の部】 優秀賞 作品名：手古舞がんばったよ
山崎小学校 5年2組 ^{おいしい}大石 ^{なごみ}和 さん

第5章 地域福祉の推進体制

1 評価指標の設定

個別事業については各個別計画で規定し進捗管理をしていること、地域福祉に関する施策の多くは、事業との因果関係が明確でないため、本計画においては数値目標を設定していません。

一方で、施策の効果を評価するためには、一定の尺度が必要となります。

このため、本計画においては、市民アンケートの回答の変化をもって定性的な評価を行います。

《図表 38 施策の評価指標》

NO.	項 目	基準値（現状） 令和5年度 （2023年度）
1	今後も「今住んでいるところに住み続けたい」、市内のどこかに住み続けたい」と回答した人の割合	83.4%
2	問題解決に適切な窓口を「紹介された」と回答した人の割合	18.4%
3	近所付き合いに対する考え方のうち、「親しく相談したり助け合ったりするのは当然である」、「わずらわしいと思うこともあるが、必要である」と回答した人の割合	69.7%
4	今後地域活動に「ぜひ参加したいと思う」、「できれば参加したいと思う」と回答した人の割合	45.3%
5	福祉に「とても関心がある」、「ある程度関心がある」と回答した人の割合	60.1%
6	心のバリアフリーを「意識している」、「やや意識している」と回答した人の割合	42.6%
7	高齢者が暮らしやすいまちに「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」と回答した人の割合	34.0%
8	障害のある人が暮らしやすいまちに「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」と回答した人の割合	23.9%
9	子育てしやすいまちに「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」と回答した人の割合	38.0%
10	困ったときに助け合えるまちであるという問いに「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」と回答した人の割合	27.7%

2 推進体制

本計画を着実に推進していくためには、住民一人ひとりが地域福祉活動の担い手であると同時に受け手としても福祉に対する意識や関心を高めることが重要です。

そのためには、住民、関係機関、行政といった各主体がお互いにつながり、協力し合える環境をつくり、それぞれが活動に参加・参画していくことが求められます。

また、本計画で取り上げた施策の方向性は、日常生活における困りごとの解決の取り組みであることに加え、地域の関係者同士が顔の見える関係を重層的に築くといった住民一人ひとりの参画が不可欠な取り組みでもあります。

このため、横須賀市社会福祉審議会福祉専門分科会における進行管理・評価に加えて、各地域における懇談会等を実施し、計画の推進を図ります。

なお、市及び市社会福祉協議会は本計画に位置付けられた各事業の財源確保に努め、計画の着実な推進を図ります。

○横須賀市社会福祉審議会

本計画は、市と市社会福祉協議会とが一体的に策定した計画であるため、計画の評価・推進体制も一体的である必要があります。

このため、市の福祉施策の諮問機関である横須賀市社会福祉審議会において、現状把握や施策の推進方法などについて総合的に検討・評価を行うこととします。

○地域における懇談会

本計画は、住民、関係機関、行政といった各主体が協働して推進する計画であるため、住民目線による評価も不可欠です。

このため、市と市社会福祉協議会とが一体となって地域における懇談会を開催し、地域住民の意見聴取を行います。

また、地域住民が開催する懇談会の場に、市や市社会福祉協議会の職員も積極的に参加し、顔の見える関係づくりに努めます。



「よかった ありがとう。」ポスターコンクール
【中学生の部】 優秀賞 作品名：出会えてよかった。

久里浜中学校 2年6組 小林 ^{こばやし}羽夏 ^{はな}さん

資料編

1 計画の策定体制

横須賀市地域福祉計画の策定については、令和5年（2023年）1月31日に横須賀市長から横須賀市社会福祉審議会委員長へ諮問が行われ、同日開催された横須賀市社会福祉審議会福祉専門分科会にて付託されました。社会福祉審議会条例に基づき設置する福祉専門分科会で以下のとおり審議した上で、令和6年（2024年）1月31日開催の横須賀市社会福祉審議会にて答申を受けました。

（1）横須賀市社会福祉審議会福祉専門分科会 審議経過

第1回

開催日時	令和5年（2023年）1月31日（火）
開催場所	横須賀市役所消防局庁舎4階災害対策本部室
主な議事	1 横須賀市地域福祉計画の策定について（諮問） 2 次期地域福祉計画の策定について 3 地域福祉計画の策定スケジュールについて 4 市民アンケート、関係団体意見聴取及びパブリック・コメント手続について

第2回

開催日時	令和5年（2023年）5月30日（火）
開催場所	横須賀市役所消防局庁舎4階災害対策本部室
主な議事	1 横須賀市地域福祉計画の改定方針について 2 地域別意見交換会について 3 市民アンケートの調査項目の審議について 4 令和5年度地域福祉計画の改定スケジュールについて

第3回

開催日時	令和5年（2023年）7月11日（火）
開催場所	横須賀市役所消防局庁舎4階災害対策本部室
主な議事	1 「横須賀市地域福祉計画」関連事業の実施状況について 2 市民アンケート調査結果（速報）について 3 地域別意見交換会の開催日程及び実施方法について

第4回

開催日時	令和5年（2023年）8月17日（木）
開催場所	横須賀市役所消防局庁舎4階災害対策本部室
主な議事	1 市民アンケート調査について 2 地域別意見交換会について 3 次期地域福祉計画骨子（案）について

第5回

- 開催日時 令和5年（2023年）9月29日（金）
開催場所 横須賀市役所消防局庁舎4階災害対策本部室
主な議事
- 1 横須賀市社会福祉協議会における「横須賀市地域福祉計画」関連事業の実施状況について
 - 2 市民アンケート調査における確定報について
 - 3 地域別意見交換会について（開催報告）
 - 4 次期地域福祉計画骨子（案）について

第6回

- 開催日時 令和5年（2023年）11月6日（月）
開催場所 横須賀市役所消防局庁舎4階災害対策本部室
主な議事
- 1 横須賀市社会福祉協議会部会員からの次期「横須賀市地域福祉計画」骨子（案）に対する意見聴取の結果について
 - 2 「横須賀市地域福祉計画」（案）について

第7回

- 開催日時 令和5年（2023年）11月30日（木）
開催場所 横須賀市役所消防局庁舎4階災害対策本部室
主な議事
- 1 第46回横須賀市社会福祉審議会全体会における質問等について
 - 2 パブリック・コメントにおいて提出された意見の概要及びそれに対する考え方について（中間報告）

第8回

- 開催日時 令和6年（2024年）1月16日（火）
開催場所 横須賀市役所消防局庁舎4階災害対策本部室
主な議事
- 1 パブリック・コメント手続（意見募集）結果（案）について
 - 2 「横須賀市地域福祉計画」（案）について（最終）
 - 3 「横須賀市地域福祉計画」概要版（案）について
 - 4 市公式LINEにおいて実施した「地域福祉に関するアンケート」について

(2) 横須賀市社会福祉審議会福祉専門分科会 委員名簿

《図表 39 横須賀市社会福祉審議会福祉専門分科会 委員名簿》

敬称略、五十音順

令和6年（2024年）1月31日現在

No	委員名	役職等
1	青木 勝	横須賀市連合町内会 副会長 (堀の内連合町内会 会長)
2	石田 恭子	横須賀市障害者施策検討連絡会 (NPO法人 横須賀の福祉を推める会)
3	磯崎 順子	公益社団法人 横須賀市シルバー人材センター 副理事長
4	井上 泉	横須賀市立小学校長会 (横須賀市立大楠小学校 校長)
5	岩澤 義雄	公募市民
6	白井 幸江	横須賀市民生委員児童委員協議会 会長 (長井地区民生委員児童委員協議会 会長)
7	◎ 玉川 淳	神奈川県立保健福祉大学 保健福祉学部 社会福祉学科 教授
8	豊島 佳代子	公募市民
9	○ 橋本 健司	公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポート 神奈川県支部 監査
10	松尾 和浩	社会福祉法人 横須賀市社会福祉協議会 副事務局長
11	渡部 俊賢	横須賀市保育会 副会長 (和順こども園 園長)

◎は分科会長を、○は職務代理者を示す。

(3) 社会福祉審議会条例

(総則)

第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45号。以下「法」という。)第7条第1項の規定に基づく横須賀市社会福祉審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営については、法令に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。

(組織)

第2条 審議会は、委員40人以内をもって組織する。

2 審議会委員及び法第9条第1項に規定する臨時委員(以下「臨時委員」という。)の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員及び臨時委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 臨時委員は、前項の規定にかかわらず、担当する特別の事項の調査審議が終了したときは、その任期を終了するものとする。

(平1条例4・旧第3条繰上、平25条例74・平30条例5・一部改正)

(委員長の職務代理)

第3条 法第10条に規定する委員長(以下「委員長」という。)に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代理する。

(平1条例4・旧第4条繰上)

(会議)

第4条 審議会の会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、委員の4分の1以上が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、会議を招集しなければならない。

3 委員長は、会議の議長となる。

4 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

5 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

6 臨時委員は、当該特別の事項について会議を開き、議決を行う場合に限り、前2項の規定の適用については、委員とみなす。

(平1条例4・旧第5条繰上)

(専門分科会)

第5条 法第11条第1項及び第2項の規定に基づき、審議会に次に掲げる専門分科会を置き、それぞれ当該各号に掲げる事項を調査審議する。

(1) 福祉専門分科会 次号及び第3号並びに法第11条第1項に規定する事項以外の福祉に関すること。

(2) 障害福祉専門分科会 障害者の福祉に関すること。

(3) 高齢福祉専門分科会 高齢者の福祉に関すること。

2 審議会は、前項の専門分科会の決議(重要又は異例な事項を除く。)をもって、審議会の決議とする。

(平1条例4・旧第6条繰上・一部改正、平30条例5・一部改正)

(専門分科会の委員等)

第6条 前条第1項の専門分科会に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。

2 前条第1項の専門分科会及び法第11条第1項に規定する民生委員審査専門分科会に専門分科会会長を置き、当該専門分科会に属する委員及び臨時委員が互選する。

3 専門分科会会長は、当該専門分科会の事務を掌理する。

4 専門分科会会長に事故があるときは、あらかじめ専門分科会会長が指名した委員又は臨時委員がその職務を代理する。

5 第4条の規定は、専門分科会の会議について準用する。

(平1条例4・旧第7条繰上・一部改正)

(審査部会)

第7条 審議会は、次に掲げる事項について諮問を受けたときは、社会福祉法施行令(昭和33年政令第185号)第3条第1項に規定する審査部会の決議をもって審議会の決議とする。

(1) 身体障害者の障害程度

(2) 身体障害者手帳の交付に係る医師の指定又は指定の取消し

(3) 身体障害者の更生医療を担当する医療機関の指定又は指定の取消し

2 第4条及び第6条第2項から第4項までの規定は、審査部会の会議及び委員について準用する。

(平1条例4・旧第8条繰上・一部改正、平25条例74・一部改正)

(その他の事項)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会の同意を得て委員長が定める。

(平1条例4・旧第9条繰上)

附 則

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成17年3月31日条例第4号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成25年12月1日条例第74号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 30 年 3 月 29 日 条例第 5 号)

- 1 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の社会福祉審議会条例第 2 条第 2 項の規定にかかわらず、この条例の施行の日から平成 30 年 9 月 30 日までの間に新たに委嘱された委員の任期は、平成 31 年 3 月 31 日までとする。

2 パブリック・コメント手続の結果概要

横須賀市社会福祉審議会で作成した計画素案に対し、横須賀市パブリック・コメント手続条例に準じて、次のとおりパブリック・コメント手続を実施しました。

(1) 意見募集期間

令和5年（2023年）11月17日（金）から令和5年（2023年）12月6日（水）まで

(2) 意見提出者の数及び意見の件数

7名から15件の意見の提出がありました。

《図表40 意見の提出方法》

①提出方法等

提出方法	人数
直接提出	2名
郵送	0名
ファクス	1名
E-mail	4名
その他	0名
合計	7名

《図表41 提出された意見の章別件数》

②章別の件数

項目名	件数
第1章 計画の概要	7件
第2章 現状と課題	1件
第3章 計画の体系	0件
第4章 施策の方向性	6件
第5章 地域福祉の推進体制	0件
その他、意見や要望	1件
合計	15件

3 地域別意見交換会における意見（全1回分）

令和5年（2023年）8月1日から8月2日の全1回に渡って、次のとおり地域別意見交換会を開催しました。（開催日順に掲載しています。）

（1）長井地区意見交換会

①概要

開催日時：令和5年（2023年）8月1日（火）10時から12時まで

会場：長井コミュニティセンター 第2会議室

参加者：10名



②意見交換

ア 地域の良いところ・良い取り組み（現状）

- ・毎日実施しているラジオ体操は安否確認にも一役買っている。
- ・防災訓練の際に参加者へ煮込みうどんをふるまっている。ふるまいの時の交流を目当てに参加する人もいる。

イ 地域の問題

- ・高齢者の居場所がない。また、高齢者が多くなったため、町内会館・自治会館に入りきらない。会合を数回に分けると支援者側の負担が大きくなる。
- ・公共交通機関が整っておらず、不便。
- ・雇用がないことによる若者の流出。

ウ 今後取り組みたいこと（施策）

- ・サロン*を開催できていない町内会・自治会に対して、出張サロン*の開催を検討したい。
- ・地域活動をしている人と地区ボランティアセンターのつながりを作りたい。
- ・コミュニティバスの導入を検討している。
- ・子どもと高齢者が一緒に集まれる場を作りたい。

エ 要望（施策）

- ・買い物弱者がいるため、移動販売を希望する意見があった。

(2) 本庁地域意見交換会（第1回目）

①概要

開催日時：令和5年（2023年）8月4日（金）10時から12時まで

会場：横須賀市役所 3号館3階302会議室

参加者：22名



②意見交換

ア 地域の良いところ・良い取り組み（現状）

- ・顔が見える人と人とのつながりがある。
- ・段差があることで集いの場として利用しにくかった町内会館・自治会館に、手すりを設置することで、利用しやすくなった。

イ 地域の問題

- ・民生委員児童委員*の担い手が不足している。
- ・世代を問わず地域のつながりが希薄化している。
- ・ごみ出しや買い物が難しい人がいる。宅配も活用するが、注文の下限額があるため、利用しにくい。

ウ 今後取り組みたいこと（施策）

- ・将来的に廃止される公共施設がある場合には、その跡地を地域のために活用したい。
- ・空き家を活用して、小人数で集まれる集いの場を運営したい。
- ・高齢者・障害者といった限定をせず、多世代で交流したい。
- ・地区ボランティアセンターを子どもの下校時間まで開所して、日ごろから関わりを持ちたい。
- ・ハロウィンイベントや花火大会を実施した。今後は、近隣の地域と合同で実施したい。
- ・「民生委員児童委員*は大変。」というイメージが根強いが、近年では勤めながら活動する人もいる。こうした事例を周知していきたい。
- ・地区ボランティアセンターにも「ワンコインボランティア*」を導入していきたい。

エ 要望（施策）

- ・「広報よこすか」が行政の広告のようになっているので、福祉等の住民目線の情報が欲しい。
- ・今回の意見交換会のように、皆で顔を合わせて話をする場を今後も継続していきたい。
- ・市職員に地域のことを知ってほしい。地域の力になってほしい。
- ・障害等専門的なケースワーカーを派遣してほしい。

(3) 大津地域意見交換会

①概要

開催日時：令和5年（2023年）8月8日（火）10時から12時まで

会場：大津コミュニティセンター 学習室5

参加者：13名



②意見交換

ア 地域の良いところ・良い取り組み（現状）

- ・シニア世代が積極的に地域活動に取り組む中で、シニア世代から現役世代へと、福祉の精神が受け継がれているように感じる。
- ・地域の問題がボランティアに届く前に、日頃のつながりの中で解決されることが多い。
- ・地域のつながりが強く、殊更に団体を作らなくとも、お互い様の精神でうまく支え合っている。

イ 地域の問題

- ・災害時などに配慮が必要な人（障害者、ひとり親世帯等）を地域で把握できていない。
- ・世代交代がうまく進んでいない。

ウ 今後取り組みたいこと（施策）

- ・地域活動の核である町内会・自治会活動を、地域の各団体とも協力して盛り上げていきたい。
- ・子ども食堂の活動を地域全体に広めたい。
- ・他地域の取り組みを参考に、神奈川県立保健福祉大学の学生と関係を持ちたい。
- ・顔の見える関係を築くことで、自然と地域の状況を把握できるようにしたい。

エ 要望（施策）

- ・雇用を増やし現役世代を地域に定着させるために、企業誘致に力を入れてほしい。
- ・市の広報などインターネット等を経由して発信される情報が増える中で、インターネット等で情報を得ることが難しい人に配慮してほしい。
- ・障害者への偏見を取り除くために、直接顔を合わせる機会を設けてほしい。
- ・地域福祉の推進のために、学校にも協力してほしい。
- ・「誰も一人にさせないまち」は実現こそ難しいが大事な概念である。さまざまな意見があると思うが言い続けてほしい。
- ・小・中学校の給食で使用した食材の余りを、子ども食堂に融通してほしい。

(4) 衣笠地域意見交換会（第1回目）

①概要

開催日時：令和5年（2023年）8月10日（木）10時から12時まで

会場：衣笠コミュニティセンター 第1会議室

参加者：4名



②意見交換

ア 地域の良いところ・良い取り組み（現状）

- ・ICT*の活用など、先進技術への関心が高い。
- ・地域包括支援センター*の職員が地域のラジオ体操に参加し、顔の見える関係が築けている。

イ 地域の問題

- ・日中、地域にいない消防団員が多く、非常時の連絡が地域に行き届かないのではないかと危惧している。
- ・問題を抱える子どもを地域で把握できていない。

ウ 今後取り組みたいこと（施策）

- ・地域の現役世代と協力して、シニア世代向けのスマートフォン講座を開きたい。
- ・民生委員児童委員*に協力してもらい、地域の見守りを強化したい。

エ 要望（施策）

- ・スマートフォン講座の開催時には、便利な機能や実際に使用した場合の利点などを紹介して、利用の動機付けをしてほしい。
- ・一人暮らしの障害者の中には、福祉サービスを受けるための申請書類が郵送されても記入できない人がいるので、相談支援事業所にも情報提供してほしい。
- ・障害者が地域の輪に入るための一歩がなかなか踏み出せない。輪に入るまでのアプローチの段階で行政にもサポートをお願いしたい。
- ・非常時に行政と町内会・自治会が連絡をとれるように、行政センターで町内会・自治会のトランシーバーを保管してほしい。
- ・「ヤングケアラー*」など問題を抱える児童・生徒の課題に取り組むため、学校と交流したい。

(5) 武山地区意見交換会

①概要

開催日時：令和5年（2023年）8月10日（木）15時30分から17時30分まで

会場：武山市民プラザ 会議室A・B

参加者：9名



②意見交換

ア 地域の良いところ・良い取り組み（現状）

- ・地域活動が活発な地区がある。
- ・日頃から安否確認ができるように住民同士で雨戸が閉めっぱなしになっていないか見守るなどの意識がある。
- ・町内会加入のメリットがあるように、夏祭りの際に引き換えができる「景品引換券」を回覧板で回している。

イ 地域の問題

- ・地域のイベントが日常的なつながりの生成に結び付いていない。
- ・一人暮らしの高齢者を地域で十分に把握できていない。
- ・地域住民が気軽に集える場がない。

ウ 今後取り組みたいこと（施策）

- ・障害者との精神的な距離を縮めたい。
- ・日頃のコミュニケーションを強化して、災害時等に十分な対応ができるようにしたい。
- ・地域の関係性を強化し、見守りたい。
- ・商店まで出られない人のために、移動販売車を呼びたい。

エ 要望（施策）

- ・長井地区のように「まちの保健室」を開けたらいい。
- ・横須賀市では終活、遺言、相続のほか外国人の在留資格の手続等について、行政書士会による無料相談会を実施していることを広く周知してほしい。
- ・住民と行政が顔の見える関係になるため、職員が一つの部署に所属する期間を延ばしてほしい。

(6) 浦賀・鴨居地域意見交換会

①概要

開催日時：令和5年（2023年）8月16日（水）13時から15時まで

会場：浦賀コミュニティセンター分館 第2学習室

参加者：9名



②意見交換

ア 地域の良いところ・良い取り組み（現状）

- ・隣近所で助け合える関係性が築けている。
- ・民生委員児童委員*や社会福祉推進委員*を45～60歳の現役世代が担っており、円滑に世代交代が進んでいる町内会・自治会がある。
- ・サロン*の企画担当を当番制にして、みんながサロン*を企画できるようになった。

イ 地域の問題

- ・児童委員としての活動が地域に把握されていない。民生委員活動とともに周知に努めたい。
- ・地域のイベント情報を知ることができず、参加できない人がいる。

ウ 今後取り組みたいこと（施策）

- ・一人では地域のイベントへの参加が難しい人を、迎えに行くサービスを展開したい。
- ・地域の銀行や病院、薬局と連携し、地域のイベント情報を得る機会を増やしたい。

エ 要望（施策）

- ・高齢者の救急搬送の際に、民生委員児童委員*、社会福祉推進委員*、ケアマネジャー等が救急車への同乗を求められ、負担が大きくなっている。消防局のほか、医療機関にも同乗を求めないよう周知してほしい。
- ・地域に根ざした施設が廃止予定なので、地域住民が集える場が欲しい。
- ・民生委員児童委員*に靴カバーやビニール手袋等を支給してほしい。

(7) 久里浜地域意見交換会（第1回目）

①概要

開催日時：令和5年（2023年）8月18日（金）10時から12時まで

会場：横須賀市教育研究所 第2研修室

参加者：15名



②意見交換

ア 地域の良いところ・良い取り組み（現状）

- ・地域活動で、世代を超えた連携ができている。
- ・青年会と老人会の間層に当たる組織があり、活動している。
- ・町内会・自治会の高齢者組織に「老人」という名称を使用しないことで、士気を高めている。
- ・夏祭りイベントの際に、防災倉庫や給水場所を巡るポイントラリーを取り入れた。
- ・マンション居住者向けのイベントを行ったが、近隣の子どもも参加してくれた。

イ 地域の問題

- ・現役世代の地域への関心が失われている。
- ・障害者と地域のつながりが築けていない。
- ・ボランティアの高齢化により、担い手が不足している。
- ・マンションの高層階では、被災時に給水が難しい。

ウ 今後取り組みたいこと（施策）

- ・障害者施設（調理室やステージ等）を利用してもらい、地域の集まりやイベントを開催したい。
- ・町内会・自治会と協力して、障害者施設の様子や活動内容を回覧板に掲示し、地域とのつながりを深めたい。
- ・地域内の現役世代を重用し、関係性を築くきっかけを作りたい。
- ・地域の行事に参加してもらい、地域住民の頑張りや地域の伝統を学べる機会を作りたい。
- ・障害者施設の開放や地域のイベントを通して、関係を強化したい。
- ・地域の中学生と交流する機会を持ちたい。
- ・買い物支援策をさらに充実させたい。

エ 要望（施策）

- ・意欲のある民生委員児童委員*が活動が続けられるよう、民生委員児童委員*の定年制度を見直してほしい。
- ・民生委員児童委員*の定年制は維持しつつも、定年を延長できる仕組みにしてほしい。

(8) 逸見地域意見交換会

①概要

開催日時：令和5年（2023年）8月19日（土）13時から15時まで

会場：逸見コミュニティセンター 学習室

参加者：10名



②意見交換

ア 地域の良いところ・良い取り組み（現状）

- ・地域の結束が強い。
- ・住み続けたいと思う人が多い。
- ・民生委員児童委員*の欠員区域を、他の民生委員児童委員*だけでなく、地区社会福祉協議会*もフォローしている。

イ 地域の問題

- ・自宅まで車が入れないため、交流拠点に行けない人がいる。
- ・地域の団体内の人間関係が強くなり、新規会員が入りづらくなっているように感じる。
- ・地区社会福祉協議会*や民生委員児童委員*の活動が地域に知られていない。
- ・現役世代への引継ぎができていない。
- ・現役世代がボランティアに参加できない。

ウ 今後取り組みたいこと（施策）

- ・マンションでも、イベントを通して、住民相互のつながりを築きたい。
- ・地域で昔から続く関係性を、次の世代へ継承したい。
- ・日頃の活動を通して、地区社会福祉協議会*や民生委員児童委員*の存在を周知していきたい。
- ・障害者団体と地区社会福祉協議会*とで協力し、障害者と住民の顔の見える関係を築きたい。

エ 要望（施策）

- ・新任の民生委員児童委員*が活動内容を学ぶ機会を設けてほしい。
- ・地域活動のデビューをするときに行政にサポートしてもらいたい。
- ・谷戸の住宅からの住み替えを支援してほしい。

(9) 衣笠地域意見交換会（第2回目）

①概要

開催日時：令和5年（2023年）8月21日（月）13時から15時まで

会場：衣笠コミュニティセンター 第1会議室

参加者：6名



②意見交換

ア 地域の良いところ・良い取り組み（現状）

- ・互いに助け合うつながりを、地域の中で築けている。
- ・コロナ禍前は障害者施設の利用者も共に防災訓練等を行った。
- ・障害者地域作業所*として防災訓練に参加したところ、温かく受け入れてもらえた。

イ 地域の問題

- ・災害時の対応を地域住民の一部しか把握していない。
- ・地区ボランティアセンターに依頼が来ても、依頼があった地区でボランティア登録がないことがある。
- ・新しく住んだ人と顔の見える関係性が築けていない。
- ・高齢者の中には町内にある坂道を自力で下りられない人もおり、買い物の同行支援等を必要としている。

ウ 今後取り組みたいこと（施策）

- ・回覧板等を投函する際に、一人暮らしの高齢者に声を掛けられたら良い。
- ・高所の地区に住んでいる高齢者は行動範囲が限られているので、イベントを企画し、楽しんでもらいたい。
- ・災害時の対応の情報周知に努めるとともに、住民への当事者意識の浸透を徹底したい。
- ・障害者地域作業所*がお祭りにも参加し、地域住民と顔の見える関係づくりを進めたい。

エ 要望（施策）

- ・民生委員児童委員*に負担が集中しているので、地域で負担を分散できるように制度を整えてほしい。
- ・民生委員児童委員*の役割ではないが、民生委員児童委員*が担わざるを得ないケースがあることを理解してほしい。
- ・避難所運営委員が災害時の対応を全てやってくれると思っている人がいるので、被災時は住民の中から避難所運営委員を選び、運営する必要があることを改めて周知してほしい。

(10) 本庁地域意見交換会（第2回目）

①概要

開催日時：令和5年（2023年）8月22日（火）13時から15時まで

会場：横須賀市役所 3号館3階301会議室

参加者：26名

②意見交換

ア 地域の良いところ・良い取り組み（現状）

- ・地域のネットワークが形成されており、町内会・自治会、老人会の活動が活発な地域がある。
- ・集合住宅の居住者台帳に血液型などの詳細な情報を書き加えることで、非常事態への対応に役立てている。
- ・障害者も共に防災訓練等を行った。



イ 地域の問題

- ・町内会・自治会役員や民生委員児童委員*の担い手不足。
- ・現役世代をどうやって地域の活動に巻き込んでいくか。
- ・一人が好きな人、人とつながりを作ることができない人とどうやってつながるか。

ウ 今後取り組みたいこと（施策）

- ・町内会・自治会や民生委員児童委員*の活動が地域に理解されていないので、まずは知名度の向上に努めたい。
- ・要援護者と支援可能な住民とのマッチングを進めていきたい。
- ・地域の現役世代と協力して高齢者向けのLINE教室を開き、現役世代と高齢者との関係性を築きたい。
- ・神奈川県立保健福祉大学内の学生ボランティアセンターと積極的に連携して活動していきたい。
- ・障害者地域作業所*は近所付き合いがあるわけではないので、地域との交流の機会を設けることで、情報共有と連携の強化を図りたい。
- ・地域の中学生との交流を図りたい。

エ 要望（施策）

- ・家庭を築くことを望まない人もいるということへの理解を深めてほしい。
- ・うわまち病院等の跡地活用の検討が進んでいない。住民の不安を解消するためにも、早急に活用法を検討してほしい。
- ・障害者が困った時に「助けてほしい」と声を上げることのハードルが高いことを知ってほしい。
- ・地域福祉計画(概要版)に地域の担い手として多くの団体が羅列されているが、同一人が複数の団体の役員を兼任している場合も多いことを理解してほしい。
- ・自家用車を保有しない世代のため、コミュニティセンター等の公共施設を駅前に集約してほしい。
- ・ＪＲ横須賀駅における、ＪＲ横須賀線と京急バスの発着時間が合うように、京急バスに働きかけてほしい。

(11) 北下浦地域意見交換会

①概要

開催日時：令和5年（2023年）8月23日（水）10時から12時まで

会場：北下浦コミュニティセンター 第1学習室

参加者：19名



②意見交換

ア 地域の良いところ・良い取り組み（現状）

- ・民生委員児童委員*と社会福祉推進委員*の連携が築かれている。

イ 地域の問題

- ・災害時の対応を民生委員児童委員*に依存している住民が多い。
- ・緊急連絡先がなく、福祉サービスを受けられない高齢者がいる。
- ・町内会・自治会に加入していない住民への情報共有が難しい。

ウ 今後取り組みたいこと（施策）

- ・問題を抱えた地域住民を行政や地域包括支援センター*等に紹介した後の、継続的な支援を地域でも担えるようにしたい。
- ・一人暮らしの高齢者だけでなく、高齢者のみの世帯への支援も強化していきたい。
- ・民生委員児童委員*活動の理解促進をしたい。
- ・地域の防災意識の向上に努めたい。

エ 要望（施策）

- ・学区の都合で、地域の友人と違う学校に進学しなければならない子どもがいるので、学校選択の条件を緩和してほしい。
- ・民生委員児童委員*を地域の便利屋と勘違いしている人がいるので、無償で活動しているボランティアであることを改めて周知してほしい。
- ・被災時は、住民の中から避難所運営委員を選び、運営する必要があることを改めて周知してほしい。
- ・住民票の異動と連携して、民生委員児童委員*に情報が提供されるようにしてほしい。
- ・地域福祉計画（概要版）における「『地域福祉』のイメージ図」ではカテゴリごとに表現されているが、一人一人の人生として関わってほしい。

(12) 大楠地区意見交換会

①概要

開催日時：令和5年（2023年）8月23日（水）15時30分から17時30分まで

会場：西コミュニティセンター 第3学習室

参加者：7名



②意見交換

ア 地域の良いところ・良い取り組み（現状）

- ・地域の課題を地域の中で解決できている。
- ・健民運動会や福祉なんでも文化祭等のイベントを行っている。
- ・ラジオ体操が住民の近況報告会を兼ねている。

イ 地域の問題

- ・青少年の家や幼稚園など地域の施設が閉鎖されてしまい、集まる場所がなくなる。
- ・大楠地区全体で行うイベントが他の地区と比べると少ない。

ウ 今後取り組みたいこと（施策）

- ・盛況だった子ども食堂をこれからも継続していきたい。
- ・地域の外国人と関係を築いていきたい。

エ 要望（施策）

- ・利便性だけでなく関係性の築きやすさを、まちづくりの指標に取り入れてほしい。
- ・横須賀市は森記念財団都市戦略研究所が実施した「日本の都市特性評価2023」において、環境部門で第2位となっている。特に快適性が高く評価されているので、この分野を伸ばして欲しい。
- ・お寺が主催して子ども食堂を開催している事例がある。宗教法人ではあるが、行政の方向性と合致する場合には協力してほしい。

(13) 久里浜地域意見交換会（第2回目）

①概要

開催日時：令和5年（2023年）8月24日（木）10時から12時まで

会場：久里浜コミュニティセンター 和室

参加者：7名



②意見交換

ア 地域の良いところ・良い取り組み（現状）

- ・地域の活動に意欲的な住民が多い。
- ・ごみステーションを輪番で移動させることで、管理の負担を分散するとともに、利用者の意識の改善につなげた。
- ・お祭りやイベントの企画や運営等を若手に任せ、時間が足りない準備の部分は高齢者が引き受けるといった形で分業することで次世代への継承を図っている。

イ 地域の問題

- ・学校と地域との連携体制が築けていない。

ウ 今後取り組みたいこと（施策）

- ・障害者施設や学校と協力して、地域一体で参加できるようなイベントを計画したい。
- ・学校と交流しながら避難訓練を行いたい。避難訓練の日程を調整するなどして、学校が協力しやすい体制を作りたい。

エ 要望（施策）

- ・消防団や商工会議所など、より多様な地域の担い手と意見交換する機会を設けてほしい。
- ・現状を鑑みて、民生委員児童委員制度を根本的に見直してほしい。
- ・今回の地域別意見交換会で出された意見をまとめて、それが計画策定にどう反映されたのか共有してほしい。
- ・ごみを戸別収集してほしい。

(14) 田浦地域意見交換会

①概要

開催日時：令和5年（2023年）8月24日（木）15時30分から17時30分まで

会場：田浦コミュニティセンター 第2・3学習室

参加者：8名



②意見交換

ア 地域の良いところ・良い取り組み（現状）

- ・地域への帰属意識を育むことができている。
- ・年に一度、地域をあげて防災訓練を行っている。
- ・町内会・自治会の運営方法として、万が一の時、副会長誰もが会長の代行となれるように準備している。

イ 地域の問題

- ・地域に日用品を購入できる店舗がなく、市外に買い物に出かけている人がいる。

ウ 今後取り組みたいこと（施策）

- ・地区ボランティアセンターの広報誌で、町内の情報を発信したい。
- ・一人暮らしの高齢者だけでなく、高齢者のみの世帯への支援も強化していきたい。

エ 要望（施策）

- ・学校の統廃合において、通学路が危険だと指摘されているが、同校は避難所にも指定されている。地域に示す前に市の内部で精査してほしい。
- ・被災時に、避難所になっている自治会館に支援物資を届けてほしい。

(15) 追浜地域意見交換会

①概要

開催日時：令和5年（2023年）8月25日（金）13時から15時まで

会場：追浜コミュニティセンター 第2学習室

参加者：12名



②意見交換

ア 地域の良いところ・良い取り組み（現状）

- ・地域活動が活発である。
- ・子ども服や日用品を互いに持ち寄って、必要な人に譲る集まりがある。
その際に、育児に不安のある保護者が集まり、高齢者から話を聞いている。
- ・避難訓練の際、障害者支援団体の職員を講師として招き、支援方法を学んでいる。

イ 地域の問題

- ・障害者やひきこもり*など、支援が必要な人の情報を地域で共有できていない。
- ・住民が地域の活動に参加せず、各世帯の情報を得ることができない。
- ・福祉サービスの存在が、支援を必要とする人に伝わっていない。
- ・地域に住む外国人と顔の見える関係性づくりができていない。
- ・「8050問題*」など、困っている実感がない人への対応が難しい。

ウ 今後取り組みたいこと（施策）

- ・地域の各団体で協力して、地域の中核を担うことができるような大きなイベントを開催したい。
- ・地域住民に呼びかけて、障害者の受入れ体制を強化したい。

エ 要望（施策）

- ・再開発によって地域内格差が拡大してしまうので、格差を是正する取り組みをしてほしい。
- ・高齢者の健康寿命を延ばす支援をしてほしい。
- ・現状の福祉は高齢者への支援に偏っていると感じる。子どもへの支援が十分にできていないのではないかな。
- ・地域の各団体で連携して、衣笠公園の「子どもデー」のように大きなイベントを開きたい。

(16) 全市地域意見交換会

①概要

開催日時：令和5年（2023年）8月26日（土）13時から15時まで

会場：横須賀市立総合福祉会館 2階会議室

参加者：6名



②意見交換

ア 地域の良いところ・良い取り組み（現状）

- ・障害者地域作業所*のお菓子を浦賀奉行所の土産品として、付加価値を付けて販売した。
- ・防犯パトロールをしていると、児童・生徒が声を掛けてくれる。

イ 地域の問題

- ・福祉団体の活動が地域住民に周知されていない。
- ・地域に子どもの遊び場がない。
- ・福祉のサービスを利用することに抵抗感のある人がいる。
- ・福祉の仕事をしていると、一般の人の価値観とずれを感じることもある。
- ・一度問題が起きると、その取り組みは敬遠される風潮がある。

ウ 今後取り組みたいこと（施策）

- ・解決できない問題はチームを作って取り組んでいく。
- ・支え手と受け手の新しい境界線を作りたい。

エ 要望（施策）

- ・学校教育の中で障害者と生徒が接する機会を設けるなど、「道徳」と同じように「福祉」の授業を小学校から取り入れてほしい。
- ・各課で核となる職員を養成するため、人事異動の間隔を長くしてほしい。

(17) 長浦地域意見交換会

①概要

開催日時：令和5年（2023年）8月27日（日）18時から20時まで

会場：長浦コミュニティセンター 第2会議室

参加者：14名



②意見交換

ア 地域の良いところ・良い取り組み（現状）

- ・40～50代の住民の地域活動に対する意識が高く、健民運動会の運営に積極的に関わってくれている。
- ・町内会・自治会の班長・組長が新しく引っ越してきたお宅を訪問して、町内会・自治会への加入を依頼しているので、町内会・自治会の加入率が高い。
- ・管内で犯罪があると、防犯協会が関係者に情報を提供してくれる。こうした取り組みを維持できるほど、地域における犯罪は少ない。
- ・子ども会の加入率が高いため、子どもの把握はできていると感じる。

イ 地域の問題

- ・地域に人が集まる拠点がない。
- ・地域に関わっているケアマネジャーを把握できていない。
- ・地域のつながりを求めない人がいる場合の対応方法が分からない。
- ・災害時に、一人暮らし高齢者を避難させる方法がない。

ウ 今後取り組みたいこと（施策）

- ・地域に顔を出さない住民と関係を築きたい。
- ・コロナ禍後、イベントの参加者が増えているので、賑わいを維持するための取り組みをしたい。

エ 要望（施策）

- ・休祝日に時間を問わず対応してくれる窓口が欲しい。
- ・防災意識の啓発に力を入れてほしい。
- ・人が集まる拠点にするために自治会館を改修したいが、自治会費を値上げすることは難しい。市の補助金を拡充してほしい。

4 用語集

あ 行

I C T（アイシーティ）（96ページほか）

情報通信技術（**I**nformation and **C**ommunication **T**echnology）の略称。
情報処理及び情報通信に関する技術の総称。

アウトリーチ（アウトリーチ支援）（7ページほか）

支援が必要であるにも関わらず自ら申し出ない、申し出ることができない人々に対して公的支援機関等が積極的に働きかけて、支援や情報を届けること。

S N S（エヌエヌエス）（3ページほか）

登録された利用者同士が交流できるインターネット上の会員制サービス（**S**ocial **N**etworking **S**ervice）の略称。
特に個人間のコミュニケーションに重点をおいたものを指す。

N P O法人（エヌピーオー）（65ページ）

「N P O」とは非営利組織（「**N**on-**P**rofit **O**rganization」または「**N**ot-for-**P**rofit **O**rganization」）の略称。

さまざまな社会貢献活動を行う構成員に対し、収益を分配することを目的としない団体の総称。

このうち、特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得した団体が「特定非営利活動法人（N P O法人）」。

音訳（96ページほか）

視覚障害者に情報を伝えるために、文字や図表等を音声化すること。

か 行

外国人技能実習制度（22ページ）

外国人の技能実習生が日本において企業等と雇用関係を結び、出身国では修得が困難な技能等の修得・習熟・熟達を図る制度。

介護予防サポーター（49ページ）

地域に暮らす高齢者が自立した生活を送れるように、健康づくりに関する取り組みを支援するボランティア。介護予防活動の普及や、介護予防教室・イベント等を通じたコミュニティづくりのほか、高齢者が介護予防サポーターとして地域の高齢者支援事業に参加することで、自身の介護予防につながることも期待される。

経済連携協定（E P A）（イーピーエー）（22ページ）

経済連携協定（**E**conomic **P**artnership **A**greement）の略称。

2か国（または地域）以上の間で、自由貿易協定（F T A：**F**ree **T**rade **A**greement）の要素（物品及びサービス貿易の自由化）に加え、貿易以外の分野、例えば人の移動や投資、政府調達、二国間協力等を含めて締結される包括的な協定。

権利擁護支援チーム（72ページ）

病気、事故等による障害などの理由により自身で意思決定することに不安があり支援を必要とする人について、その人を日常的に見守り、その人の意思や価値観を共有して対応する支援活動を行うチームのこと。身近な親族等や地域の人、保健・福祉・医療の関係者等が加わる。

合計特殊出生率（19ページ）

15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの。一人の女性が一生の間に生む子どもの数に相当する。

更生保護（74ページほか）

犯罪をした人等を社会の中で適切に処遇し、地域社会の理解・協力を得て、自立し改善更生することを助けることにより、安全安心な地域社会を作ること。

更生保護女性会（76ページほか）

地域社会の犯罪・非行の未然防止のための啓発活動を行うとともに、青少年の健全な育成を助け、犯罪をした人等の改善更生に協力することを目的とするボランティア団体。

心のバリアフリー（3ページほか）

高齢者や障害者等の困難を自らの問題として認識し、心のバリアを取り除き、その社会参加に積極的に協力すること。

孤独死・孤立死（54ページほか）

何らかの原因で誰にも看取られず亡くなる事例を指す。

家族や親族、近隣住民とある程度の交流はあったものの、亡くなる際に一人の状態であった場合を孤独死と呼び、家族や友人近隣住民との関わりが希薄で、社会から孤立した状態で誰にも看取られずに亡くなった場合を孤立死と呼ぶ。単独世帯の高齢者だけでなく、若年層の孤立死も増加している。

さ　　行

災害時ボランティアセンター（60ページ）

災害時において、一般ボランティアの活動が最大限に生かされるよう、ボランティアの募集・登録及び活動支援を行う機関。本市では、「災害時における災害時ボランティアセンターの設置等に関する協定」に基づき、市社会福祉協議会が設置する。

災害時要援護者支援プラン（60ページ）

災害から自らを守ることが困難な高齢者や障害者等を「災害時要援護者」とし、地域住民が災害時要援護者を支援していく上で、その地域の中でどこに災害時要援護者が住んでいるのか、どのような支援を求めているのか等を把握するための取り組み。本人の同意を得た上で、本市が災害時要援護者の情報を地域の支援者に提供する。

支援者は提供を受けた情報を基に災害時要援護者の状態や避難支援の方法等について平常時から確認するとともに、災害発生時には情報の提供、安否確認等の安全の確保のために必要な活動を行う。

サロン（出張サロン）、コミュニティカフェ（30ページほか）

高齢者や障害者、子ども、子育て世帯等さまざまな住民が、身近な地域におけるお茶会や趣味活動、レクリエーション活動等をとおして、住民同士の交流やつながりづくりを深める活動の場。

市民活動サポートセンター（53ページ）

福祉、社会教育、まちづくり、文化、環境、国際、災害救援など、あらゆる分野の市民公益活動をサポートする施設。既に活動している団体・個人だけでなく、これから活動をはじめようとする団体・個人も利用できる。

市民後見人（73ページ）

弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職による後見人（専門職後見人）を除く、親族以外の市民による後見人。自治体等が実施する養成研修を受講するなどして成年後見人等として必要な知識を得た一般市民の中から、家庭裁判所が成年後見人等として選任する。

社会福祉推進委員（35ページほか）

地域住民が共に生き、支え合い、かつそれぞれが自立した生活を送ることができる地域づくりを推進するため、市社会福祉協議会会長が委嘱した無報酬のボランティア。

民生委員児童委員、町内会・自治会等の活動への協力のほか、サロン活動の企画・運営、赤い羽根共同募金等を中心に活動している。

社会を明るくする運動（76ページほか）

犯罪や非行の防止と、犯罪をした人等の更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くことを目指す法務省主唱の全国的な運動。

重層的支援体制整備事業（2ページほか）

地域住民が抱える複雑化・複合化した「はざまのニーズ」への対応を行っていくための包括的な支援体制の整備を目的に、市町村の任意事業として令和3年（2021年）4月に創設された制度。「相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を柱として、それらを効果的・円滑に実施するため、「アウトリーチ等を通じた継続的支援」、「多機関協働による支援」を新たな機能として強化し、5事業を一体的に実施する事業のこと。

本市では、地域福祉計画が目指す、住民同士が支え合い、住み慣れた地域で安心して快適に暮らし続ける地域社会を実現するため、令和5年度（2023年度）から事業化に向けた検討を進めている。

生涯学習センター（まなびかん）（53ページ）

本市の生涯学習振興の拠点となる社会教育施設。「市民大学」を中心とした講座などの実施、生涯学習情報の収集・提供・生涯学習の相談を行うとともに、施設の貸し出しも行い、地域住民に学習の機会を提供している。

障害者地域作業所（30ページほか）

在宅の身体、知的障害者や回復途上にある精神障害者が、地域において自立した日常生活・社会生活を営むことができるよう、軽作業の指導や生活訓練を行う施設。

シルバー人材センター（53ページ）

60歳以上の高年齢退職者等を対象に就業の機会を確保し、組織的に提供する業務を担う公益法人。

会員は、働いた仕事量に応じて配分金を受け取ることができるほか、各種の技能・技術講習を受けることができる。

シンボルカラー（91ページ）

さまざまな啓発活動を象徴する色のこと。

生活困窮者自立支援制度（21ページ）

働きたくても働けない、住むところがない等経済的な困窮が原因で、最低限度の生活を維持することができなくなる可能性がある人を対象に、就労や住まい、家族、家計、債務、社会的な孤立等、生活全般にわたる困りごとの相談を受け、包括的に支援する制度。

精神障害者保健福祉手帳（16ページほか）

精神障害の状態にあり、その障害のために日常生活や社会生活の制限を受けている方に交付される手帳。

性的マイノリティ（LGBTQ+）（エルジービーティーキュープラス）（62ページほか）

性的マイノリティ（LGBTQ+）とは、同性が好きな人や自分の性別に違和感を覚える人などのこと。

L＝レズビアン（女性が好きな女性）

G＝ゲイ（男性が好きな男性）

B＝バイセクシュアル（男女どちらも好きになる人）

T＝トランスジェンダー（体の性と心の性に違和感がある人）

Q＝クエスチョニング（自分のセクシュアリティが分からない人、迷っている人）

それぞれの頭文字をとってLGBTQと呼ばれているが、この他に「心の性」が男女どちらでもないというX（エックス）ジェンダーや、どんな性別の相手にも性的欲求や恋愛感情を持たないアセクシュアルなど、色々なセクシュアリティの人がいるため、「LGBTQ+」とも言われる。

成年後見制度（5ページほか）

認知症や障害がある人等のうち、自身で意思決定することに不安がある人について、本人の権利を守り生活を支援する制度。

成年後見人等（成年後見人・保佐人・補助人）を家庭裁判所が選任し、本人の意思決定を支援・尊重し財産管理や介護サービスの契約等を行う「法定後見制度」と、将来、自身で意思決定することが不安になり、支援が必要になった場合に備えて、「誰に」、「どのような支援をしてもらうか」をあらかじめ契約により決めておく「任意後見制度」の2つの制度がある。

ソーシャルインクルージョン（3ページほか）

「社会的包摂」とも訳され、誰もが差異や多様性を認め合い、相互の連帯や心のつながりを築き、全ての人々が疎外されることなく社会の中に溶け込み、地域社会へ参加・参画するという考え方。

ダブルケア（2ページほか）

主に介護と育児が同時期に発生する状態のこと。出産年齢の高齢化や家族関係の希薄化など、家族構造の変化により増加が見込まれている。

地域共生社会（8ページほか）

高齢者、障害者、子ども・子育て世帯等全ての人々が地域や暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる地域社会のこと。

地域支え合い協議会（46ページ）

おおむね本庁及び行政センター区域を単位に、各地域の住民同士や関係団体が情報共有やアイデア出しを行うことで、地域の人々がつながり、活躍できるきっかけづくりを行う場。

地域資源（46ページほか）

地域内に存在するその地域特有の資源であり、地域内の社会活動に利用可能なあらゆる要素の総称。

社会福祉においては各自治体特有のまちづくりや支援制度、各地域特有の福祉団体や支援体制を指す。

地域包括ケアシステム（65ページ）

高齢者等が住み慣れた地域で、安心して尊厳あるその人らしい生活を継続していくため、介護保険制度によるサービスだけでなく、その他の多様な社会資源を本人が活用できるように、包括的及び継続的に支援するシステムのこと。要介護状態になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援が包括的に提供される。国は令和7年（2025年）までの実現を目指している。

地域の実情に応じて形作られるため、本市では、それぞれの地域の特性を生かしながら行政、地域、関係機関が連携して築いていくこととしている。

地域包括支援センター（27ページほか）

高齢者を対象とした地域における身近な相談窓口として、地域の関係機関と連携を図りながら総合的な支援を行っている機関。本市には12の地域包括支援センターが設置されている。

地区社会福祉協議会（3ページほか）

人にやさしい住みやすいまちづくりをめざして市社会福祉協議会とともに活動していくための機関。本市には18の地区社会福祉協議会が設置されている。

中核機関（よこすか成年後見センター）（72ページほか）

権利擁護（成年後見等）の支援を必要とする住民に対し迅速かつ適切な支援を行うために、権利擁護支援チームと地域の関係者で構成された「協議会」を整備し、適切に運営していくための機関。

複合的な課題に対して、市社会福祉協議会と連携して成年後見制度の利用促進を図るとともに、相談員による成年後見制度にかかる相談対応や相談支援機関への専門職派遣等を行う。

デジタル・デバイド（情報格差）（96ページ）

インターネットやコンピューター等の情報通信技術を利用できる人と利用できない人との間に生じる社会的、経済的な格差。

点訳（96ページほか）

視覚障害者に情報を伝えるために、文字で書かれた文章を点字（指で触れて読む文字のこと）に翻訳すること。

な　　行

日常生活自立支援事業（6ページほか）

病気、事故等による障害などの理由により自身で意思決定することに不安がある人が、地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき福祉サービスの利用支援等を行う事業。

は　　行

パートナーシップ宣誓証明制度（92ページ）

お互いを大切なパートナーと思っている人々の誰もが、戸籍上の性別にとらわれず、自由な意思によるパートナーシップ宣誓を行い、宣誓したことを横須賀市が公に証明し、宣誓証明書を発行する制度。また令和6年（2024年）1月からは制度を拡充し、パートナーの子や親などを家族として証明するファミリーシップ制度を導入している。

8050（はちまるごーまる）問題（2ページほか）

「80」代の高齢の親が「50」代の中高年の子どもの生活を支えている社会問題。子が親の年金収入に依存していることによる経済的困窮や、ひきこもりの長期化による社会的孤立等の課題がある。

ひきこもり（2ページほか）

さまざまな要因の結果として就学、就労等の社会参加を回避し、おおむね家庭に留まり他者と交わらない状態にある人を指す概念。

貧困の連鎖（62ページほか）

親の収入が少なく十分な教育を受けられないため、貧困家庭の子どもが、進学や就職の機会に恵まれず十分な収入を得られないことから、大人になっても貧困から抜け出せず次の世代へ連鎖してしまうこと。

福祉都市宣言（4ページ）

平成5年（1993年）6月4日に横須賀市長が行った、市民が自らの幸せを追求し、健康で文化的な生活ができるよう努力する福祉都市の実現に向けた宣言。

福祉避難所（60ページ）

高齢者や障害者等、災害時に一般の避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする人を対象に開設する避難所。

プラットフォーム（8ページ）

台地や高台等、周辺よりも高くなった水平で平らな場所を指す英語。転じて、行政の施策における基盤やその整備、形成の意で用いられる。

フレイル（49ページ）

健康な状態と要介護状態の中間に位置し、加齢とともに運動機能や認知機能等の心身の活力が低下した状態。

放置すると生活機能低下や要介護状態等の危険性が高まるが、適切な介入・支援により生活機能を維持し、健康な状態に戻ることができるとされている。

ヘルスメイト（食生活改善推進員）（49ページ）

各自治体で開催される養成講座を修了し、食生活改善推進員協議会に登録されたボランティア。主に食事を通じた健康増進活動や伝統的な食文化の継承等を行う。

ほっとかん（3ページほか）

さまざまな不安や困難を抱える人の、どこに相談したらよいか分からない福祉の相談を一括して受け付け、関係課や専門機関等と連携しながら一緒に解決策を考えるための機関。

相談窓口の他に、よこすか成年後見センター、障害者基幹相談支援センター、高齢者虐待防止センター及び終活支援センターを併設している。

保護司（77ページ）

犯罪をした人等の立ち直りを地域で支えるボランティア（保護司法に基づき、法務大臣から委嘱された非常勤の国家公務員だが、給与は支給されない）。保護観察官と協働して保護観察に当たるほか、犯罪をした人等が刑事施設や少年院から社会復帰を果たしたとき円滑に社会生活を営めるよう、復帰後の住居や就業先等の帰住環境の調整や相談を行っている。

ま 行

民生委員児童委員（29ページほか）

「民生委員」は民生委員法に基づき厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員。地域のさまざまな生活上の相談に応じ、支援につながるよう必要な情報提供等を行う。また、全ての民生委員は児童福祉法によって「児童委員」も兼ねており、子育てに関するさまざまな相談や支援も行っている。給与の支給はなく、無報酬のボランティアとして活動している。

や 行

やさしい日本語（97ページ）

使う語句や表現等を工夫して、外国人や高齢者、障害者等、多くの人に分かりやすいよう配慮した簡単な日本語。

ヤングケアラー（2ページほか）

家族に支援を要する人がいる場合に、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている18歳未満の若者のこと。

要約筆記（96ページほか）

聴覚障害者等に情報を伝えるために話されている内容を要約し、手書きやパソコン等で文字にすること。

横須賀あんしんセンター（70ページほか）

福祉サービスの利用手続や日常的な金銭管理などを行うことが不安な人を支援する窓口のこと。日常生活自立支援事業として、市社会福祉協議会が行っている。

よこすか成年後見センター（72ページほか）

「中核機関（よこすか成年後見センター）」（140ページ）を参照。

横須賀市地域で支える条例（４ページ）

地域住民相互の協力と助け合いの精神に基づき、自主的で活発な地域活動を促進すると同時に、行政の地域社会への関わり方の基本を明確にすることにより、将来にわたり、地域住民が支え合い、安心して快適に暮らせる社会を実現するために制定された条例。平成26年（2014年）4月1日施行。

横須賀市民憲章（４ページ）

都市の理念やまちづくりの方向性を明らかにし、都市生活を営む上での道しるべとして、平成13年（2001年）12月18日に議決された。

YOKOSUKAビジョン2030（４ページほか）

2030年に向けた横須賀市の未来像を掲げ、全ての政策の基礎として令和4年（2022年）3月24日に議決された。本市全体の未来像を「変化を力に進むまち。横須賀市」とし、それに基づいた10の分野別未来像、分野ごとの政策の方針、市政運営の基本姿勢を示す。

よこすかボランティアセンター（52ページほか）

ボランティア団体同士の連携やボランティアに関する相談、情報提供を行うための横須賀市社会福祉協議会における組織。福祉教育や研修、ボランティアグループへの活動支援などを行う。

ら 行

ライフステージ（49ページ）

人間の一生における生活環境の変化を節目で区切った各段階（ステージ）。特に一生を年齢によって、幼年期・少年期・青年期・壮年期・老年期等に区分したそれぞれの時期。

わ 行

ワンコインボランティア（有償ボランティア）（87ページほか）

「有償ボランティア」とは、無償で活動するボランティアに対し、実費や交通費等を依頼者から受け取る、収益を目的としないボランティアのこと。このうち受け取る金額が500円程度のものを「ワンコインボランティア」と本計画では呼称している。



「よかった ありがとう。」ポスターコンクール
【中学生の部】 優秀賞 作品名：あなたがいてくれて。
衣笠中学校 3年3組 ^{しらとり}白鳥 ^{きよみ}清美 さん

「よかった ありがとう。」運動について

本市では、人と人とのふれあいの最後に交わす言葉が感謝の気持ちを表すものであれば、そのふれあい全体が心地よいものになることから「よかった ありがとう。」運動を行っています。

毎年、小中学生を対象にポスターコンクールを開催しています。

令和5年度（2023年度）の募集テーマは「よかった ありがとう。」、「人とのつながり」を感じた瞬間」です。



横須賀市地域福祉計画

(横須賀市成年後見制度利用促進基本計画及び横須賀市再犯防止推進計画を含む)

横須賀市民生局福祉こども部福祉総務課	社会福祉法人横須賀市社会福祉協議会
〒 238-8550 横須賀市小川町 1 番地	〒 238-0041 横須賀市本町 2 丁目 1 番地 横須賀市立総合福祉会館 2 階
電 話 046-822-8245	電 話 046-821-1301
ファクス 046-822-2411	ファクス 046-827-0264
e-mail hwg-hv@city.yokosuka.kanagawa.jp	e-mail yokosuka-shakyo@yokosuka-shakyo.or.jp

パブリック・コメント手続（意見募集）結果

横須賀市地域福祉計画

（横須賀市成年後見制度利用促進基本計画

及び横須賀市再犯防止推進計画を含む）

（案）

令和 6 年度（2024 年度）～令和 11 年度（2029 年度）

【公表日】

令和 6 年（2024 年）2 月 ■ 日

横須賀市社会福祉審議会

問合せ先：横須賀市民生局福祉こども部福祉総務課

電話 046-822-8245（直通）

横須賀市地域福祉計画（案）（横須賀市成年後見制度利用促進基本計画及び横須賀市再犯防止推進計画を含む）に関するパブリック・コメント
 手続（意見募集）の結果について

1 意見募集期間

令和5年（2023年）11月17日（金）から12月6日（水）まで

2 意見提出者数及び意見件数

7名の方から15件の意見の提出がありました。

■ 提出状況

提出方法	人 数
直接提出	2名
郵 送	0名
ファクス	1名
E-mail	4名
そ の 他	0名
合 計	7名

■ 章別の件数

項 目 名	件 数
第1章 計画の概要	7件
第2章 現状と課題	1件
第3章 計画の体系	0件
第4章 施策の方向性	6件
第5章 地域福祉の推進体制	0件
その他、意見や要望	1件
合 計	15件

3 提出された意見の概要及びそれに対する考え方

第1章 計画の概要（P. 1～P. 8）

No.	意見の概要	考え方
1	【(P. 2、P. 3) 1 (2) 基本理念、(3) 計画の基本目標】 支援を必要としているが、条件を満たせず制度につながらない”声なき声”を聞き逃さない体制づくりが必要。 計画期間中にも支援を必要とする人の増加が見込まれるので、身近なところから達成可能な支援対策を拡充してほしい。	SOSを自ら発信できない人の「声なき声」を受け止める方法は全国的にも課題とされ、さまざまな手法が模索されています。 本市においても、必要な人に必要なサポートが届けられるよう手法を検討してまいります。
2	【(P. 3) 1 (3) 計画の基本目標】 人口減少と財政悪化の状況において、本計画の基本目標に対する達成の見通しは決して明るいとは言えない。	いただいたご意見は、今後の参考といたします。

No.	意見の概要	考え方
3	【(P. 3) 1 地域における支え合いの基盤づくりの促進】 「支え手と受け手の垣根を超えた基盤づくり」とあるが、市民アンケート結果にも見られるように、近所付き合いや地域イベントなどにはあまり関わりたくないという意見が多いのが現状であり、実現は難しい。	近所付き合いや地域イベントに対して消極的な市民が自然と地域の活動に参加しやすくなるよう、手法を検討してまいります。
4	【(P. 3) 2 包括的・継続的な支援体制の充実】 自ら、あるいは家族が窓口まで来ることができる人の課題を受け止めることは可能だが、SOSを自ら発信できない多くの人は支援を受けることができず、基本理念の実現は難しい。	SOSを自ら発信できない人の「声なき声」を受け止める方法は全国的にも課題とされ、さまざまな手法が模索されています。 本市においても、必要な人に必要なサポートが届けられるよう手法を検討してまいります。
5	【(P. 3) 3 多様な担い手の育成・参画の推進】 少子高齢化、人口流出、福祉分野の人手不足が続くと、人材育成の促進は難しい。	ご意見のとおり、少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少や福祉ニーズの増加により、福祉分野の担い手不足は全国的な課題とされています。 地域の魅力発信等による「地域福祉の担い手の育成・参画の推進」や教育・研修制度の充実等による「地域福祉に関わる専門職等の確保・養成」を通して、福祉分野の担い手確保に努めてまいります。
6	【(P. 3) 4 心のバリアフリーの促進】 「全ての住民が住民相互の絆を感じる意識の醸成」という全住民の意識改革については、厳しい課題だと思う。	住民自身が日常の中で感じる住民相互の絆を大切にし、住民同士のつながりを深めていくことで、段階的に実現を目指してまいります。
7	【(P. 7) 2 (6) 重層的支援体制整備事業】 重層的支援体制整備事業について記載があるが、横須賀市高齢者保健福祉計画（案）と同様の記載とした方が良いのではないかな。	ご意見を踏まえ、重層的支援体制整備事業について、記載を追加いたします。

第2章 現状と課題 (P. 9～P. 38)

No.	意見の概要	考え方
8	【(P. 16) 1 (3) 障害者の動向】 (2) 高齢者の動向、(4) 子ども・子育ての動向と同様に、(3) 障害者の動向においても虐待に関するグラフを掲載した方が良いのではないかな。	ご意見を踏まえ、障害者の虐待に関する通報件数等について、グラフの記載を追加いたします。

第3章 計画の体系 (P. 39～P. 40)

意見はありませんでした。

第4章 施策の方向性 (P. 41～P. 96)

No.	意見の概要	考え方
9	【(P. 70) 2 (4) 権利擁護の取り組みの支援【成年後見制度利用促進基本計画】】 第7期横須賀市障害福祉計画 (P. 60～P. 62) に記載されている課題や施策の方向性を要約して記載してほしい。	いただいたご意見を踏まえ、【施策の方向性】及び【現状と課題】の記載について、見直した上で適宜修正いたします。
10	【(P. 70) 2 (4) 権利擁護の取り組みの支援【成年後見制度利用促進基本計画】】 社会問題化している「8050問題」、「親亡き後」について、キーワードを含め成年後見での課題として取り上げてほしい。	いただいたご意見を踏まえ、【施策の方向性】及び【現状と課題】の記載について、見直した上で適宜修正いたします。
11	【(P. 82) 3 (2) 地域福祉に関わる専門職等の確保・養成】 現地域福祉計画は福祉を支える側の視点が極めて弱く、本計画でもこの点は「福祉事業所等の合同企業説明会への参加支援などの人材確保及び福祉分野の専門職等に対する研修の充実」という消極的記述にとどまっている。 福祉団体の支援も重要であるが、福祉従事者がやりがいを持って働き続けることができる施策にもっと積極的に踏み込むべきではないかな。 (次ページに続く)	いただいたご意見を踏まえ、【施策の方向性】及び【現状と課題】の記載について、見直した上で適宜修正いたします。 また、本計画を推進していくうえで、いただいた観点も含めて今後の参考といたします。

No.	意見の概要	考え方
	具体的には、「福祉従事者を後押しする施策を市が体系的にまとめ、積極的に動かす仕組みをつくり、関係団体等をリードする旨を明確に打ち出すこと」、「経営知識、技術の習得による経営基盤の強化を含めた、安心して働くことができる職場環境の形成」、「技術やノウハウを福祉業界全体で共有し、産業としての福祉の強化」の3点について、市がリーダーシップをとって積極的に推進していくことを明示してほしい。	
12	子ども食堂やフードバンク、ひとり親や不登校への支援など、地域でなく特定の課題に対して取り組む団体についても、育成支援を行う必要性があると考えます。	本計画においては、計画書3ページ【地域の捉え方】において、「地縁によるものではなく、活動の目的や内容によりさまざまな形態をとっている活動」も含めて規定しております。 このため、ご意見にある特定の課題に対して取り組む団体についても活動の支援をする対象として含めております。
13	特定の課題に対して取り組む団体の存在が周知され、活用されるようデータベースを作ってほしい。	他の団体と同様、活動の支援を行ってまいります。
14	虐待を受けていることを自らが知り、他者への人権侵害を学ぶ「CAP（Child Assault Prevention）」は、支援者にとっても参考となるので、研修などで取り入れてほしい。	研修実施の際の参考といたします。

第5章 地域福祉の推進体制（P. 97～P. 99）

意見はありませんでした。

その他、意見や要望

No.	意見の概要	考え方
15	【精神障害者の緊急時対応としての救急病院受入体制について】 横須賀市在住者の精神障害者が、市外の病院に受診・入院する状況がある。精神障害者の緊急時対応としての救急病院受入体制を市内の病院で早急に確立してほしい。千葉県では、全県に亘って実施されていると聞いている。	神奈川県でも県下全域の精神障害者の緊急時救急病院受入体制として、「精神科救急医療情報窓口」を設置しています。

第 7 期横須賀市障害福祉計画（第 3 期横須賀市障害児福祉計画を含む）の概要について

1 策定する計画の内容

(1) 概要

現行計画である「よこすか障害者計画」と一体のものとして策定した、「第 6 期横須賀市障害福祉計画」及び「第 2 期横須賀市障害児福祉計画」の計画期間が令和 5 年度末で終了するため、新たに令和 6 年度を計画期間の初年度とする、「第 7 期横須賀市障害福祉計画（第 3 期横須賀市障害児福祉計画を含む）」を策定しました。

本計画では国の基本指針に基づいて、「成果目標」及び「障害福祉サービス等の見込量」を定めています。

(2) 根拠法令

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 88 条第 1 項及び児童福祉法第 33 条の 20 第 1 項

(3) 名称

第 7 期横須賀市障害福祉計画（第 3 期横須賀市障害児福祉計画を含む）

(4) 計画期間

令和 6 年度（2024 年度）から令和 8 年度（2026 年度）まで（3 カ年）



(5) 目次

- 第 1 章 計画策定の基本的な考え方
- 第 2 章 障害者を取りまく現状
- 第 3 章 成果目標
- 第 4 章 障害福祉サービス等の見込量等
- 第 5 章 計画の推進体制等
- 資料編

2 計画の策定方法

本計画の策定に当たっては、横須賀市社会福祉審議会に諮問し、同審議会障害福祉専門分科会に「障害福祉計画等検討部会」（以下、「検討部会」といいます。）を設置し、具体的な検討を行っています。

なお、検討部会長には、県立保健福祉大学講師が就任しているほか、障害者施策検討連絡会代表、就労援助センター施設長、障害とくらしの支援協議会会長、障害児を支援する一般社団法人の代表理事、精神障害者団体の会長、横須賀市障害関係施設協議会会長、療育相談センター地域生活支援課長に加え、地域福祉課長、保健所保健予防課長、こども家庭支援課長、児童相談課長、支援教育課長と、障害当事者及び市民公募委員各1名を含む、全15名の委員でご検討いただきました。

3 計画策定の経過

- (1) 横須賀市社会福祉審議会：令和5年1月31日
市長から社会福祉審議会委員長へ諮問
同日、計画策定について障害福祉専門分科会へ付託
- (2) 障害者計画等検討部会（全7回）：令和5年5月17日から令和6年1月19日まで
障害福祉専門分科会の下に同検討部会を設置し具体的な検討を実施
- (3) アンケート調査：令和5年6月14日から6月30日まで

対象者	対象者数※	回答数	回答率
障害者手帳所持者・特定医療費（指定難病）受給者証所持者	3,145人	1,170人	37.2%

※障害種別ごとに対象者総数の約30%を無作為抽出

- (4) パブリック・コメント手続：令和5年11月17日から12月6日まで
意見の提出者数と意見数：13名から89件の意見提出
- (5) 横須賀市社会福祉審議会：令和6年1月31日
社会福祉審議会委員長から市長へ計画案の答申
- (6) 議会報告・計画公表：令和6年3月13日

4 今後の実施・進捗管理体制など

- (1) 実施体制
福祉こども部が中心となり、関係部局、関係機関などと連携をとりながら、総合的かつ効果的な実施を図ります。
- (2) 進捗管理体制・評価方法
横須賀市社会福祉審議会障害福祉専門分科会において、着実な進捗管理・評価を行います。

(案)

令和6年(2024年)1月31日

横須賀市社会福祉審議会

委員長 松谷 有希雄 様

横須賀市社会福祉審議会

障害福祉専門分科会会長 三屋 公紀

よこすか障害者計画(第7期横須賀市障害福祉計画及び

第3期横須賀市障害児福祉計画を含む)の策定について(報告)

令和5年(2023年)1月31日付け横福総第57号をもって市長からなされた
諮問のうち、障害福祉専門分科会に付託された標記計画の策定について、別添
のとおり取りまとめましたので、その結果を報告いたします。

第 47 回横須賀市社会福祉審議会

(2024. 1. 31)

障害福祉専門分科会 資料 1－2

全 体 会 資料 2－2

第 7 期横須賀市障害福祉計画
(第 3 期横須賀市障害児福祉計画を含む)
(案)

令和6年度(2024年度)～令和8年度(2026年度)

はじめに

(市長からのメッセージ)

目 次

第1章 計画策定の基本的な考え方	1
(1)計画策定の趣旨と位置づけ	1
(2)計画の対象	1
(3)計画期間	2
第2章 障害者をとりまく現状	3
(1)人口構造の推移	3
(2)障害者の状況	4
(3)雇用・就労の状況	19
第3章 成果目標	25
(1)福祉施設の入所者の地域生活への移行	26
(2)精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	28
(3)地域生活支援の充実	30
(4)福祉施設から一般就労への移行等	33
(5)障害児支援の提供体制の整備等	35
(6)相談支援体制の充実・強化等	38
(7)障害福祉サービス等の質の向上	40
第4章 障害福祉サービス等の見込量等	41
(1)訪問系サービスの見込量	42
(2)日中活動系サービスの見込量	44
(3)居住系サービスの見込量	48
(4)相談支援等の見込量	51
(5)障害児通所支援等の見込量	54
(6)相談支援事業等の見込量	58
(7)意思疎通支援事業の見込量	63
(8)日常生活用具給付等事業の見込量	66
(9)移動支援事業および日中一時支援事業の見込量	68
(10)地域活動支援センター事業(地域作業所含む)の見込量	71
(11)その他計画を推進するにあたって留意すべき視点	73
第5章 計画の推進体制等	76
資料編	77

第1章 計画策定の基本的な考え方

(1)計画策定の趣旨と位置づけ

横須賀市では、障害のある方のための施策の基本理念や方向性を定めるため、障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」として、平成9年に「よこすか障害者福祉計画」(6カ年計画)を策定し、その後6年ごとに計画の策定を重ねながら、総合的・計画的に施策を推進してきました。

令和3年度から8年度までを計画期間とする現行の障害者計画では、「住み慣れた地域で安心して暮らしていくことのできるまち」の実現を基本理念に掲げ、6つの施策分野を体系づけ、これに基づいて様々な事業を実施しています。

また、本市ではこの障害者計画と一体のものとして、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)第88条第1項に基づく「市町村障害福祉計画」として「横須賀市障害福祉計画」を、児童福祉法第33条の20第1項に基づく「市町村障害児福祉計画」として「横須賀市障害児福祉計画」をそれぞれ位置づけて策定しています。

これらの計画は、3カ年を計画期間として、本市における障害のある方の地域生活を支援するためのサービス基盤の整備等の成果目標や、各種サービスの見込量を定めるものです。

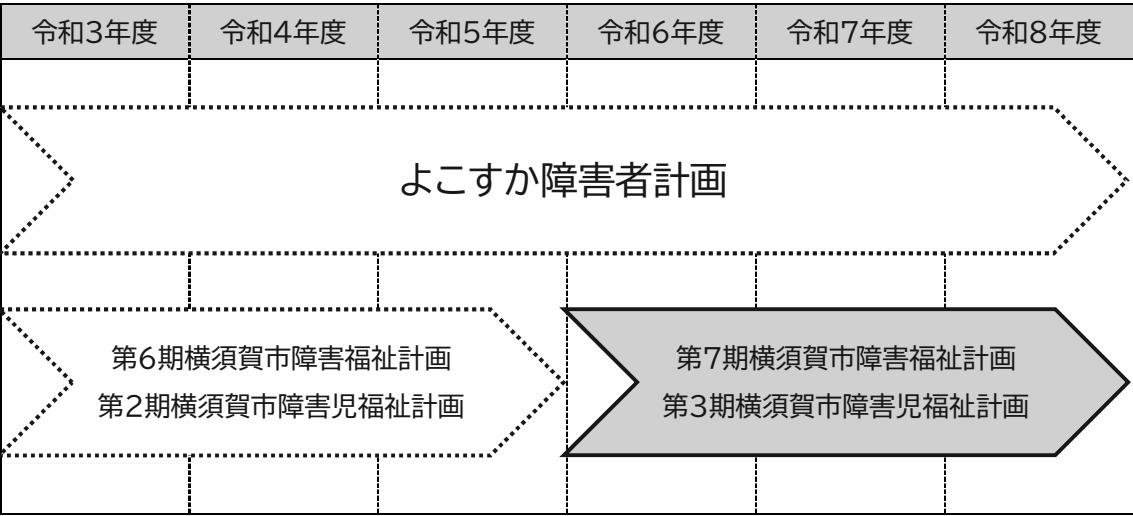
現行の計画である第6期横須賀市障害福祉計画と第2期横須賀市障害児福祉計画は、令和5年度末をもって計画期間が終了することから、このたび新たに令和6年度を計画期間の初年度とする「第7期横須賀市障害福祉計画(第3期横須賀市障害児福祉計画)」を策定します。

(2)計画の対象

本計画の対象となる「障害者」とは、障害者手帳の有無にかかわらず、身体障害、知的障害、精神障害、難病および発達障害等によって、日常生活および社会生活において何らかの制限を受ける方や、不自由な状態にある方を指します。

(3)計画期間

この計画の期間は、令和6年度から8年度までの3カ年計画とします。



第2章 障害者を取りまく現状

(1)人口構造の推移

横須賀市の人口

本市の人口構造の現状として、住民基本台帳による年齢3区分別人口の推移は、次のとおりです。

総人口および年少人口(0～14 歳)、生産年齢人口(15～64 歳)は減少し、老年人口(65 歳以上)は横ばいです。

なお、令和5年4月1日現在の高齢化率(65 歳以上の人口が全体の人口に占める割合)は 32.5%です。

横須賀市の人口

単位:人

	平成 30 年	令和 元年	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年
年少 0～14 歳	45,543	44,178	43,075	41,768	40,317	38,845
生産年齢 15～64 歳	235,082	231,889	229,067	226,453	223,754	221,413
老年 65 歳以上	125,582	126,193	126,366	126,286	125,922	125,227
合計	406,207	402,260	398,508	394,507	389,993	385,485

資料:住民基本台帳(各年4月1日現在)

(2)障害者の状況

身体障害者の状況

身体障害者手帳の交付者数は、令和5年4月1日現在 12,623 人です。令和元年度の 13,472 人と比較して約 6.3%減少しています。身体障害者手帳交付者は、平成26年度以降は減少傾向です。

障害種別でみると、肢体不自由が 44.3%、内部機能障害が 37.5%で、この2つの障害種別で8割を超えています。

障害の種類別身体障害者手帳交付者数の推移

単位：上段は人数(人)、下段は構成比

	視覚障害	聴覚・平衡 機能障害	音声・言語・ そしゃく機能 障害	肢体 不自由	内部 機能障害	計
令和元年	892 6.6%	1,291 9.6%	141 1.0%	6,441 47.8%	4,707 34.9%	13,472 100.0%
令和2年	896 6.7%	1,314 9.8%	135 1.0%	6,279 47.0%	4,734 35.4%	13,358 100.0%
令和3年	893 6.8%	1,313 10.0%	129 1.0%	6,052 46.1%	4,730 36.1%	13,117 100.0%
令和4年	879 6.5%	1,300 9.7%	138 1.0%	6,415 47.7%	4,706 35.0%	13,438 100.0%
令和5年	845 6.7%	1,326 10.5%	128 1.0%	5,592 44.3%	4,732 37.5%	12,623 100.0%

資料：福祉こども部(各年4月1日現在)

障害種別・年齢区分別身体障害者の状況

単位：上段は人数(人)、下段は構成比

	視覚障害	聴覚・平衡 機能障害	音声・言語・ そしゃく機能 障害	肢体不自由	内部 機能障害	計
0～17 歳	3 1.3%	33 14.6%	1 0.4%	153 67.7%	36 15.9%	226 100.0%
18～39 歳	32 6.0%	57 10.7%	2 0.4%	338 63.7%	102 19.2%	531 100.0%
40～64 歳	163 6.4%	175 6.9%	31 1.2%	1,339 52.9%	822 32.5%	2,530 100.0%
65 歳以上	647 6.9%	1,061 11.4%	94 1.0%	3,762 40.3%	3,772 40.4%	9,336 100.0%

資料：福祉子ども部(令和5年4月1日現在)

障害種別・等級別身体障害者の状況

単位：上段は人数(人)、下段は構成比

	視覚障害	聴覚・平衡 機能障害	音声・言語・ そしゃく機能 障害	肢体 不自由	内部 機能障害	計
1級	265 5.8%	24 0.5%	2 0.1%	1,162 25.2%	3,159 68.5%	4,612 100.0%
2級	326 16.3%	278 13.9%	7 0.4%	1,337 66.9%	51 2.6%	1,999 100.0%
3級	52 2.8%	144 7.9%	74 4.0%	1,036 56.5%	527 28.8%	1,833 100.0%
4級	59 2.0%	400 13.5%	45 1.5%	1,468 49.5%	995 33.5%	2,967 100.0%
5級	102 21.2%	2 0.4%	0 0.0%	377 78.4%	0 0.0%	481 100.0%
6級	41 5.6%	478 65.4%	0 0.0%	212 29.0%	0 0.0%	731 100.0%

資料：福祉子ども部(令和5年4月1日現在)

知的障害者の状況

療育手帳の交付者数は、令和5年4月1日現在 3,596 人です。令和元年度の 3,298 人と比較して約 9.0%増加しており、年々増加傾向にあります。特に、軽度の知的障害者数の増加傾向が強く、最重度、重度、中度、軽度のそれぞれの構成比率は、少しずつ軽度の方の割合が増加する傾向にあります。

知的障害者数の推移

単位：上段は人数(人)、下段は構成比

	最重度 (IQ20 以下)	重度 (IQ21～35)	中度 (IQ36～50)	軽度 (IQ51 以上)	計
令和元年	656 19.9%	685 20.8%	839 25.4%	1,118 33.9%	3,298 100.0%
令和2年	666 19.9%	678 20.2%	851 25.4%	1,160 34.6%	3,355 100.0%
令和3年	672 19.5%	676 19.6%	868 25.2%	1,233 35.8%	3,449 100.0%
令和4年	690 19.4%	694 19.5%	869 24.4%	1,302 36.6%	3,555 100.0%
令和5年	689 19.2%	699 19.4%	871 24.2%	1,337 37.2%	3,596 100.0%

資料：福祉こども部(各年4月1日現在)

年齢区分別知的障害者の状況

単位：上段は人数(人)、下段は構成比

	最重度 (IQ20 以下)	重度 (IQ21～35)	中度 (IQ36～50)	軽度 (IQ51 以上)	計
0～17 歳	121 11.2%	144 13.3%	179 16.5%	639 59.0%	1,083 100.0%
18～39 歳	325 22.9%	242 17.0%	350 24.6%	504 35.5%	1,421 100.0%
40～64 歳	222 24.9%	255 28.6%	244 27.3%	172 19.3%	893 100.0%
65 歳以上	21 10.6%	58 29.2%	98 49.3%	22 11.1%	199 100.0%

資料：福祉こども部(令和5年4月1日現在)

精神障害者の状況

精神障害者保健福祉手帳の交付者数は、令和5年4月1日現在 4,638 人で、自立支援医療受給者証の交付者数は、令和5年4月1日現在 7,345 人です。

精神障害者保健福祉手帳の交付者数は、令和元年度の 3,890 人と比較して約 19.2%増加しており、年々増加傾向にあります。

また、自立支援医療受給者証の交付者数についても、令和元年度の 6,563 人と比較して約 11.9%増加しており、年々増加傾向にあります。

精神障害者保健福祉手帳の交付者数の推移

単位：人

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
1級	429	455	445	454	473
2級	2,418	2,518	2,569	2,703	2,850
3級	1,043	1,104	1,074	1,164	1,315
計	3,890	4,077	4,088	4,321	4,638

資料：福祉こども部（各年4月1日現在）

自立支援医療受給者証（精神通院）の交付者数の推移

単位：人

令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
6,563	6,741	7,610	6,852	7,345

資料：福祉こども部（各年4月1日現在）

障害福祉サービス等の支給決定状況

障害福祉サービスや障害児通所支援の支給決定状況について、令和元年度と令和5年度を比較して増加傾向にあるのは、それぞれ施設系(入所)(約24%増)、施設系(通所)(約17%増)、相談支援(約11%増)、児童通所(約36%増)になります。

一方で、減少傾向にあるのは、居宅系(約6%減)、地域生活支援事業(約8%減)になります。

障害福祉サービス等の支給決定状況(1)

単位:延人

		身体障害	知的障害	精神障害	児童	指定難病	合計
居宅系	令和元年	665	622	270	143	6	1,706
	令和2年	646	627	270	133	5	1,681
	令和3年	597	621	266	116	4	1,604
	令和4年	611	615	270	94	2	1,592
	令和5年	638	611	266	94	3	1,612
施設系(入所)	令和元年	179	463	66	0	0	708
	令和2年	185	490	79	0	0	754
	令和3年	187	502	87	0	0	776
	令和4年	200	492	103	0	0	795
	令和5年	207	529	141	0	0	877
施設系(通所)	令和元年	400	1,004	366	0	1	1,771
	令和2年	399	1,044	406	0	1	1,850
	令和3年	395	1,084	460	0	1	1,940
	令和4年	399	1,093	462	0	2	1,956
	令和5年	424	1,096	552	0	3	2,075

資料:福祉こども部(各年4月1日現在)

障害福祉サービス等の支給決定状況(2)

単位:延人

		身体障害	知的障害	精神障害	児童	指定難病	合計
相談支援	令和元年	396	1,339	617	113	7	2,472
	令和2年	387	1,383	660	109	6	2,545
	令和3年	377	1,419	710	94	4	2,604
	令和4年	362	1,444	722	79	3	2,610
	令和5年	380	1,463	819	81	5	2,748
児童通所	令和元年	—	—	—	740	—	740
	令和2年	—	—	—	799	—	799
	令和3年	—	—	—	842	—	842
	令和4年	—	—	—	911	—	911
	令和5年	—	—	—	1005	—	1,005
地域生活支援事業※	令和元年	132	715	30	320	3	1,200
	令和2年	133	730	23	278	2	1,166
	令和3年	124	737	22	243	2	1,128
	令和4年	123	744	26	211	1	1,105
	令和5年	125	736	36	210	2	1,109

資料:福祉こども部(各年4月1日現在)

※ この項目での地域生活支援事業とは、移動支援事業および日中一時支援事業をいいます。

特定医療費(指定難病)医療受給者証の交付状況

原因が不明で治療方法が確立していない、いわゆる難病のうち、厚生労働省が定める疾患を「指定難病」といいます。治療にかかる医療費の一部を公費で負担する指定難病医療費助成制度があり、対象者には、特定医療費(指定難病)医療受給者証が交付されます。

特定医療費(指定難病)医療受給者証の交付者数は、令和5年3月31日現在3,147人です。

特定医療費(指定難病)医療受給者証交付者数の推移

単位:人

平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
2,850	2,912	3,169	3,047	3,147

資料:保健所(各年度末現在)

(注)指定難病は、平成27年1月より56疾病から110疾病へ、平成27年7月から306疾病へ、平成29年4月から330疾病へ、平成30年4月から331疾病へ、令和元年7月から333疾病へ、令和3年11月から338疾病へと対象疾病が拡大しています。

重症心身障害児(者)の認定状況

重症心身障害児とは、重度の知的障害および重度の肢体不自由が重複している児童のことをいい、児童相談所において認定されます。

重症心身障害児(者)の認定者数

単位:人

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
18歳未満	56 (8)	55 (7)	53 (9)	51 (7)	50 (5)
18歳以上	99 (62)	99 (61)	101 (68)	106 (67)	109 (68)
計	155 (70)	154 (68)	154 (72)	157 (74)	159 (73)

資料:こども家庭支援センター(各年4月1日現在)

(注)表中の()は、内数で施設入所者数を表しています。

障害児の療育・教育状況

18歳未満の障害児の年齢層別の内訳は、以下のとおりです。

18歳未満の障害児の年齢層別の内訳

単位：人

	0～5歳	6～14歳	15～17歳	計
身体障害児	40	136	50	226
知的障害児	194	743	146	1,083

資料：福祉こども部（令和5年4月1日現在）

（注1）身体障害者手帳または療育手帳の交付者数

（注2）両手帳を所持する児童は、身体障害児および知的障害児のいずれの人数にも計上しています。

障害児には、発育過程において障害の種類や程度に応じた様々な療育・教育・相談等の場があります。

0～5歳児の児童発達支援利用状況

単位：人

	ひまわり園利用		ひまわり園以外利用	計
	医療型児童発達支援	福祉型児童発達支援	福祉型児童発達支援	
利用実績	13	※100	200	313

資料：福祉こども部（令和5年3月現在）

（注1）身体障害者手帳または療育手帳を所持していないが、支援を必要とする児童を含みます。

（注2）ひまわり園は、横須賀市療育相談センターの通園部門の愛称です。

（注3）※3月の利用実績のため、ひまわり園の登録者数と人数が異なります。

ひまわり園の登録状況

単位：人

	平成 30 年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
医療型児童発達支援 (肢体不自由児)	15	10	11	10	13
福祉型児童発達支援 (知的障害児)	96	107	98	102	101

資料：療育相談センター(各年度末現在)

(注1)身体障害者手帳または療育手帳を所持していないが、支援を必要とする児童を含みます。

(注2)ひまわり園は、横須賀市療育相談センターの通園部門の愛称です。

親子教室等(親子教室・早期療育教室・療育教室)の実施状況

	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
実施回数(回)	548	516	435	550	547
参加延人数(人)	2,982	2,650	1,982	3,038	2,185

資料：療育相談センター

(注)横須賀市療育相談センターが実施したものに限りません。

巡回相談及び電話等の一般相談件数

単位：件

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
巡回相談	訪問回数	164	194	132	172	153
	相談数	224	330	211	233	181
電話相談		4,170	5,028	4,596	5,738	5,997
面接相談		1,354	1,256	963	1,360	1,360

資料：療育相談センター

(注)横須賀市療育相談センターが相談を受けたものに限りません。

外来療育相談実施件数

単位：件

	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
初診	651	803	745	943	877
再診	11,589	11,196	9,672	11,825	10,892
総受診件数	12,240	11,999	10,417	12,768	11,769
(内訳)各種診察(小児精神・神経科ほか)	5,689	5,847	4,944	6,676	6,803
各種療法(心理・理学ほか)	6,105	5,867	5,176	5,709	4,749
その他(看護ほか)	446	285	297	383	217

資料：療育相談センター

(注)横須賀市療育相談センターが相談を受けたものに限りです。

保育園等における障害児の通園状況

		平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
市立保育園	保育園数(総数)	11カ所	11カ所	11カ所	10カ所	8カ所
	保育園数 (障害児通園カ所数)	4カ所	8カ所	8カ所	5カ所	7カ所
	障害児数※	10人	14人	19人	19人	22人
	障害別	知的障害児	10人	11人	14人	19人
		身体障害児	0人	4人	6人	6人
市立認定こども園	認定こども園数 (総数)	—	—	—	—	1カ所
	認定こども園数 (障害児通園カ所数)	—	—	—	—	1カ所
	障害児数	—	—	—	—	1人
	障害別	知的障害児	—	—	—	1人
		身体障害児	—	—	—	0人
私立保育園	保育園数(総数)	27カ所	26カ所	26カ所	24カ所	23カ所
	保育園数 (障害児通園カ所数)	12カ所	9カ所	6カ所	10カ所	12カ所
	障害児数	15人	10人	8人	12人	14人
	障害別	知的障害児	11人	8人	5人	10人
		身体障害児	4人	2人	3人	2人
私立認定こども園	認定こども園数 (総数)	15カ所	21カ所	22カ所	26カ所	28カ所
	認定こども園数 (障害児通園カ所数)	5カ所	7カ所	8カ所	11カ所	13カ所
	障害児数	6人	8人	14人	20人	28人
	障害別	知的障害児	6人	8人	11人	25人
		身体障害児	0人	0人	3人	3人

資料:福祉こども部(各年度末現在)

(注)身体・療育の両手帳を所持している児童は、それぞれの項目に計上しています。

幼稚園等における障害児の通園状況

		平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
市立幼稚園	総施設数	2カ所	2カ所	2カ所	2カ所	1カ所
	受入施設数	2カ所	2カ所	2カ所	2カ所	1カ所
	障害児数	2人	2人	7人	4人	1人
市立ろう学校 幼稚部	施設数	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所
	障害児数	5人	3人	3人	3人	4人
筑波大学 附属 久里浜特別 支援学校 幼稚部	施設数	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所
	障害児数	17人	16人	16人	16人	15人
私立幼稚園	総施設数	27カ所	23カ所	24カ所	21カ所	20カ所
	受入施設数	6カ所	9カ所	5カ所	7カ所	5カ所
	障害児数	20人	29人	13人	16人	9人

資料：福祉こども部・教育委員会・久里浜特別支援学校（各年5月1日現在）

（注）私立幼稚園については補助金交付決定人数をもとに算出しています。

小学校(通級による指導・特別支援学級)および
特別支援学校小学部における障害児の通学状況

			学校数	児童数		
				低学年	高学年	計
小学校	通級	難聴	3力所	(3人)	(4人)	(7人)
		言語障害	3力所	(59人)	(48人)	(107人)
	特別支援学級	難聴	5力所	5人	1人	6人
		知的障害	46力所	165人	172人	337人
		肢体不自由	18力所	11人	8人	19人
		病弱・ 身体虚弱	17力所	8人	9人	17人
		弱視	2力所	0人	2人	2人
		自閉症・ 情緒障害	46力所	241人	272人	513人
市立養護 学校	肢体不自由	通学	1力所	11人	14人	25人
		訪問		1人	0人	1人
市立ろう 学校	聴覚障害		1力所	4人	4人	8人
県立武山 支援学校	知的障害		1力所	34人	18人	52人
	肢体不自由			0人	0人	0人
県立金沢 支援学校	知的障害		1力所	5人	4人	9人
	肢体不自由			1人	1人	2人
筑波大学 附属 久里浜特別 支援学校	知的障害 (自閉症)		1力所	14人	11人	25人
計			145力所	500人 (62人)	516人 (52人)	1,016 人 (114人)

資料:教育委員会、武山支援学校、金沢支援学校、久里浜特別支援学校(令和5年5月1日現在)

(注1)本市在住の児童のみ。()は外数で通級(軽度の障害児が通常の学級に在籍しつつ個別に特別支援教育を受けること)の利用者数を示します。

(注2)「難聴」「言語障害」の通級には、ことばや聞こえ等に支援が必要な児童も含まれます。

中学校(特別支援学級)および
特別支援学校中学部における障害児の通学状況

			学校数	生徒数			
				1年生	2年生	3年生	計
中学校 特別支援 学級	難聴		1力所	0人	0人	1人	1人
	知的障害		22力所	54人	34人	37人	125人
	肢体不自由		6力所	2人	1人	5人	8人
	病弱・身体虚弱		2力所	0人	1人	1人	2人
	弱視		1力所	0人	1人	0人	1人
	自閉症・情緒障害		23力所	57人	79人	61人	197人
市立養護 学校	肢体 不自由	通学	1力所	5人	2人	8人	15人
		訪問		1人	0人	0人	1人
市立ろう 学校	通級	難聴	1力所	2人	1人	1人	4人
		言語障害		3人	2人	3人	8人
	聴覚・言語障害		1 力所	2人	1人	1人	4人
県立武山 支援学校	知的障害		1 力所	13人	18人	12人	43人
	肢体不自由			0人	0人	0人	0人
県立金沢 支援学校	知的障害		1 力所	3人	4人	1人	8人
	肢体不自由			1人	0人	0人	1人
計			60力所	143人	144人	131人	418人

資料：教育委員会、武山支援学校、金沢支援学校(令和5年5月1日現在)

(注)本市在住の生徒のみ計上しています。

特別支援学校高学部における障害児の通学状況

		学校数	生徒数			
			1年生	2年生	3年生	計
市立ろう学校	聴覚障害	1カ所	3人	1人	1人	5人
県立武山支援学校	知的障害	1カ所	14人	19人	11人	44人
	肢体不自由		0人	0人	2人	2人
県立武山支援学校 津久井浜分教室	知的障害	1カ所	8人	1人	11人	20人
県立金沢支援学校	知的障害	1カ所	3人	2人	2人	7人
	肢体不自由		1人	0人	0人	1人
県立岩戸支援学校	知的障害	1カ所	34人	34人	45人	113人
	肢体不自由		6人	8人	1人	15人
計		5カ所	69人	65人	73人	207人

資料：教育委員会、武山支援学校、金沢支援学校、岩戸支援学校（令和5年5月1日現在）

（注）本市在住の生徒のみ計上しています。

(3)雇用・就労の状況

民間企業における障害者雇用数および実雇用率

民間企業における障害者雇用数および実雇用率は、次のとおりです。

横浜南公共職業安定所における障害者雇用者数および実雇用率等

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
横浜南公共職業安定所管内 企業の障害者雇用率	2.21%	2.32%	2.37%	2.25%	2.25%
対象となる障害者雇用総数	722.0 人	774.0 人	793.5 人	766.0 人	755.0 人
対象企業数 (法定労働者43.5人以上※) ※令和3年2月以前は 45.5人以上	155社	151社	149社	163社	168社
法定雇用率達成企業数 (達成企業割合)	89社 (57.4%)	97社 (64.2%)	102社 (68.5%)	98社 (60.1%)	96社 (57.1%)

資料：神奈川労働局(各年6月1日現在)

(注)横浜南公共職業安定所の所管区域は、横須賀市(追浜・田浦行政センター管内)・横浜市金沢区・逗子市・葉山町です。

対象となる障害者雇用総数とは、身体障害者、知的障害者および精神障害者の計であり、短時間労働者以外の重度身体障害者および重度知的障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者および知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとして、0.5カウントしています。

横須賀公共職業安定所における障害者雇用者数および実雇用率等

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
横須賀公共職業安定所管内 企業の障害者雇用率	2.22%	2.32%	2.29%	2.16%	2.19%
対象となる障害者雇用総数	422.0 人	439.0 人	447.0 人	424.5 人	425.0 人
対象企業数 (法定労働者43.5人以上※) ※令和3年2月以前は 45.5人以上	130社	128社	136社	138 社	136 社
法定雇用率達成企業数 (達成企業割合)	78社 (60.0%)	82社 (64.1%)	79社 (58.1%)	73社 (52.9%)	75社 (55.1%)

資料：神奈川労働局(各年6月1日現在)

(注)横須賀公共職業安定所の所管区域は、横須賀市(本庁・衣笠・逸見・大津・浦賀・久里浜・北下浦・西行政センター管内)・三浦市です。

対象となる障害者雇用総数とは、身体障害者、知的障害者および精神障害者の計であり、短時間労働者以外の重度身体障害者および重度知的障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者および知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については法律上、1人を 0.5 人に相当するものとして、0.5 カウントしています。

よこすか就労援助センターにおける状況

よこすか就労援助センターの利用状況と登録者・就労者の状況は次のとおりです。

登録者数は毎年増加の傾向にあり、令和4年度の登録者数は平成30年度と比較して約1.2倍となっています。

よこすか就労援助センターの利用状況

単位:件

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
利用者	来所	1,824	1,699	1,306	1,276	1,140
	電話	4,806	5,063	5,295	5,320	6,397
企業等	来所	168	180	186	200	147
	電話	1,286	1,133	1,220	1,223	1,854
企業巡回		889	784	489	586	676
職場開拓	訪問	202	150	92	155	136
	電話	292	232	213	341	311

資料:よこすか就労援助センター

よこすか就労援助センターの利用状況

単位:人

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
登録者数		1,695	1,810	1,909	1,986	2,039
登録者内訳	身体	149	163	175	178	186
	知的	808	846	882	911	923
	精神	735	798	849	894	927
	※その他	3	3	3	3	3
登録廃止		21	30	25	29	16
新規登録		204	145	124	106	76
実習		81	47	27	34	44
就労者数		91	86	39	61	64
就労者 内訳	身体	5	4	2	7	6
	知的	34	27	17	14	20
	精神	52	55	20	40	38

資料:よこすか就労援助センター

(注)「※その他」は、障害者手帳のない発達障害者および難病の方です。

横須賀市役所における障害者の雇用状況

単位:人

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
A 職員の数 (短時間勤務職員を除く)	3,303	3,338	3,289	3,279	3,303
B 短時間勤務職員の数	189	225	246	243	199
C 計 [A+B×0.5]	3,397.5	3,450.5	3,412	3,400.5	3,402.5
障害者数	55	59	67	70	69
(うち 障害者募集枠の採用者数)	(28)	(28)	(42)	(42)	(42)
(うちワークステーションの採用者数)	(3)	(6)	(9)	(8)	(8)
D 重度障害者	25	26	31	29	28
E 重度障害者(1,2 級)以外の障害者	30	33	36	41	41
F 計 [D×2+E]	79.5	84.5	96.0	96.5	94
実雇用率 [F÷C×100]	2.34%	2.45%	2.81%	2.84%	2.76%

資料:総務部(各年6月1日現在)

(注1)各年度の職員数には、0.5 人として算定される短時間勤務職員(重度障害者の場合は1人)が含まれるため、表中DとEの計算結果とFの数値は一致しません。

(注2)職員数は、市長部局(消防局等を除く)、教育委員会、上下水道局の計です。

(注3)短時間勤務職員とは下記の①かつ②の要件に該当する職員のことです。

①1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満であること。

②1年を超えて引き続き雇用されることが見込まれること。

障害者雇用奨励金の支給状況

本市では、知的障害者および精神障害者を3カ月以上継続して雇用しようとする事業主、一定の条件を満たす身体障害者(国の障害者介助等助成金の対象となる重度視覚障害者または重度四肢機能障害者)を雇用する事業主に対して、1月単位で障害者雇用奨励金を支給しています。

障害者雇用奨励金の支給実績状況

単位:人

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
知的障害者の 支給対象者数	2,313 (202)	2,363 (216)	2,411 (228)	2,542 (223)	2,633 (231)
精神障害者の 支給対象者数	590 (61)	551 (57)	568 (56)	558 (53)	595 (57)
身体障害者の 支給対象者数	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
計	2,903 (263)	2,914 (273)	2,979 (284)	3,100 (276)	3,228 (288)

資料:福祉こども部

(注1)表の上段は、1年間の延べ人数です。例えば、1人の方が1年間に12カ月勤務した場合は、「12人」となります。

(注2)表下段の()内は実支給対象者数です。

第3章 成果目標

市町村等が「障害福祉計画」および「障害児福祉計画」を定めるにあたり、厚生労働省およびこども家庭庁から告示される基本的な方針(以下、基本指針)が、令和6年度から8年度までの計画策定に向けて改正されました。

この基本指針の中で、市町村の計画で「設定されることが適当」とされている成果目標を、本市の成果目標等のベースとしたうえで、これまでの取り組みや地域の課題等を総合的に考慮し、本市の目標を定めます。

本計画では、各目標に対する本市の課題や取り組みを分かりやすい形で整理して示すため、各項目を「現状・課題」、「成果目標等の設定の考え方」、「目標達成に向けた取り組み」の構成とし、それぞれ本市の考えを記載しています。

(1)福祉施設の入所者の地域生活への移行

国の基本指針	成果目標
令和8年度末までに令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上を地域生活に移行する (参考)令和4年度末施設入所者 310 人 基本指針に基づく目標数 18.6 人	0 人 ※令和8年度末時点で、令和4年度末の施設入所者数 310 人を上回らない
令和8年度末までに令和4年度末時点の施設入所者数の5%以上を削減する (参考)令和4年度末施設入所者 310 人 基本指針に基づく目標数 15.5 人	0 人 ※令和8年度末時点で、令和4年度末の施設入所者数 310 人を上回らない

現状・課題

- 地域で重度の障害のある方を受け入れることのできる体制が十分に整っていないため、地域生活への移行があまり進んでいません。
- 施設入所の枠が少ないため、障害の特性や家族の状況から見て、真に施設入所が必要な人が入所することができていません。

成果目標の設定の考え方

国の基本方針では、令和8年度末までに、令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上を地域生活に移行し、5%以上を削減することとしています。

しかし、本市の施設にすでに入所している人は、その障害の特性や家族の状況から、地域生活への移行は非常に困難であると考えています。

また、本来なら施設入所が必要である人も、入所施設の定員が限られていることから、その多くが入所を待機している状態で、現状の利用者数の削減も困難です。

そのため、本計画期間では、目標数はともに 0 人とし、地域で重度の障害のある方を受け入れるための体制づくりを進めることで、令和8年度末時点で令和4年度末時点の施設入所者数である 310 人を上回らないことを目指します。

なお、施設入所者の地域生活への移行の目標数は、市内の入所施設から地域に移行した人数をカウントしていますが、県立施設については神奈川県の実績として計算するため、本市の目標には反映させていません。

目標達成に向けた取り組み

- 重度の障害のある方を受け入れることのできるグループホームの設置を促進します。
- 地域移行支援・地域定着支援の支援内容や支給決定の対象者などの制度の周知や普及啓発を図ることにより、利用者の拡充を図ります。

- グループホーム事業や相談支援事業等を運営している法人に対して、自立生活援助事業所の新たな設置を勧奨します。
- 重度の障害のある方を支援することのできる人材を確保することができるよう、重度の障害のある方を受け入れている事業所への支援施策を検討します。

(2)精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の基本指針	成果目標
精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた保健・医療・福祉関係者による協議の場(以下、協議の場)の設置	精神障害者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしができるよう、保健、医療および福祉関係者等からなる精神保健福祉連絡協議会の開催を継続

■活動指標

	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
協議の場の開催回数	年 3 回	年3回	年3回
協議の場への関係者等の参加者数	延 54 人	延 54 人	延 54 人
精神障害者の地域移行支援の利用者数	5 人	8 人	10 人
精神障害者の地域定着支援の利用者数	1 人	2 人	2 人
精神障害者の共同生活援助の利用者数	164	168	172
精神障害者の自立生活援助の利用者数	1 人	1 人	1 人
精神障害者の自立訓練(生活訓練)の利用者数	20 人	20 人	20 人

(各サービスの利用者数は年間の実利用者数)

現状・課題

- 精神障害者が精神病床から退院し、地域の一員として安心して自分らしい暮らしができるような支援体制のさらなる推進が必要です。

成果目標・活動指標の設定の考え方

国の基本方針に定める「協議の場」として、本市では以前から、保健、医療および福祉関係者等からなる「精神保健福祉連絡協議会」等を開催しており、次期計画期間においても、継続してこの協議会等を開催することを目標とします。

また、協議の場に関する活動指標は、令和4年度の実績に基づき設定しました。

活動指標のうち、精神障害者の各障害福祉サービスの利用者数については、以下の考え方に基づき設定しています。

- 「地域移行支援」は、市内5カ所の障害者相談サポートセンターにおいて、それぞれ令和6年度は1人、7年度は1.6人、8年度は2人が利用すると見込みました。
- 「地域定着支援」は地域移行支援利用者の1/5が利用すると見込みました。
- 「共同生活援助」は、令和5年度の実績見込を基に、4名定員のグループホームが毎年1件新規設置され、定員にして毎年4人増えていくと見込みました。
- 「自立生活援助」は各年1名の利用を見込みました。

- 「自立訓練(生活訓練)」は、令和4年度の実績と同程度の利用者数で見込んでいます。

目標達成に向けた取り組み

- 入院している精神障害者や精神病床を有する医療機関等の関係者に対し、退院支援や地域生活の支援に関する制度の周知および普及啓発を行います。
- 地域生活を送るにあたっての医療面(通院、服薬、症状悪化時の入院調整等)の支援を行える体制を検討します。
- 地域生活を送るにあたっての生活面(地域定着支援、相談支援、自立生活援助、グループホームや通所事業所等)の支援を行える体制を検討します。
- 精神保健福祉連絡協議会等の開催により、関係機関や関係者の情報共有や連携体制の強化を図ります。
- 障害者相談サポートセンターにおいて、精神障害者に関する精神病床からの地域移行支援の年間目標件数を設定します。

(3)地域生活支援の充実

国の基本指針	成果目標
地域生活支援拠点等の整備	令和8年度末までに地域生活支援拠点の面的整備を行う
強度行動障害のある障害者の支援ニーズの把握と支援体制の整備	整備

■活動指標

	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
面的整備としての地域生活支援拠点等を構成する事業所の設置力所数	6 力所	6 力所	9 力所
1 「相談」の機能	5 力所	5 力所	5 力所
	上記の事業所と 基幹相談支援センターが担う		
2 「緊急時の受け入れ・対応」の機能	1 力所	1 力所	3 力所
3 「体験の機会・場」の機能	0 力所	0 力所	1 力所
4 「専門的人材の確保・養成」の機能	基幹相談支援センターが担う		
5 「地域の体制づくり」の機能	基幹相談支援センターと 障害とくらしの支援協議会が担う		
地域生活支援拠点等における機能の充実に向けた支援の実績等を踏まえた検証および検討の実施回数	年1回以上	年1回以上	年1回以上
強度行動障害に関する専門的支援を提供できる事業所の設置	0 力所	0 力所	1 力所以上

現状・課題

- 前回の計画により、面的整備を行うことは決まっていますが、地域生活支援拠点等に求められている5つの機能のうち、どんな機能を、どのレベルで、いつまでに整備するのか、具体的な方向性や内容が示されていませんでした。
- このため、令和4年度から令和5年度にかけて、障害とくらしの支援協議会の地域生活支援拠点等部会において協議を行い、地域生活支援拠点等のあり方について、基本的な方向性が示されています。
- 強度行動障害のある方を受け入れることができる事業所の数が少ないこと、受け入れている事業所であっても、現状の支援方法で問題がないのか、どのような支援方法であればもっと上手くいくなかなど、支援者が日々戸惑いや悩みを抱えている、といった現状があります。

成果目標・活動指標の設定の考え方

地域生活支援拠点等部会で示された、地域生活支援拠点のあり方の基本的方向性に基づいて、令和8年度末までに地域生活支援拠点の面的整備を行います。

また、強度行動障害のある障害者の支援ニーズを把握し、令和8年度末までに支援体制の整備を図ります。

活動指標のうち、地域生活支援拠点等を構成する事業所の設置力所数については、まずは市内5カ所の障害者相談サポートセンターを「相談」機能として位置付けるほか、令和6年度末までに精神障害者が対象の「緊急時の受け入れ・対応」機能を担う事業所を1カ所、令和8年度末までに身体・知的障害者が対象の「緊急時の受け入れ・対応」機能を担う事業所を各1カ所、「体験の機会・場」の機能を担う事業所を1カ所位置づけることを目指します。

検証および検討の実施回数については、障害とくらしの支援協議会等の既存の枠組みを生かし、年1回以上実施することを見込んでいます。

強度行動障害に関する専門的支援を提供できる事業所の設置については、令和8年度末までに、1カ所以上設置することを目指します。

目標達成に向けた取り組み

- 「相談」「緊急時の受け入れ・対応」「体験の機会・場」「専門的人材の確保・養成」「地域の体制づくり」の5つの機能のうち、優先順位をつけて整備していきます。

<令和6年度>

- ◆ 5つの障害者相談サポートセンターについて、「相談」の機能を有する地域生活支援拠点等として位置づけます。
- ◆ 「緊急時の受け入れ・対応」について、精神障害者を対象とする事業所を1カ所位置づけます。
- ◆ 基幹相談支援センターについて、地域生活支援拠点の機能のうち、「相談」、「専門的人材の確保・育成」、「地域の体制づくり」の機能を担えるようにします。
- ◆ 「地域の体制づくり」については、基幹相談支援センターによる事業の実施や障害とくらしの支援協議会(事務局:基幹相談支援センター)の活動を通じて、実施していきます。

<令和8年度>

- ◆ 「緊急時の受け入れ・対応」について、身体・知的障害者を対象とする事業所を、少なくとも1カ所ずつ位置づけることができるよう検討します。
- ◆ 「体験の機会・場」について、少なくとも市内に1カ所位置づけることができるよう検討します。

- 緊急時の受け入れに備えた専用枠(空室等)の確保と経済的支援について検討します。
- 緊急時の受け入れに備えた専用枠の確保については、通所事業所の活用も視野に入れて検討します。
- 「相談」については、障害者相談サポートセンターを中心とした「複数の相談支援事業所における協働モデル事業」を実施した場合、障害者相談サポートセンター以外の相談支援事業所についても、地域生活支援拠点等を構成する事業所として位置付けていきます。
- 「緊急時の受け入れ・対応」については、身体・知的・精神障害の3障害ごとに、市内に少なくとも1カ所位置づけることを当面の目標としますが、将来的には、5つの障害者相談サポートセンターが担当する地域ごとに、3障害に対応できる事業所を位置づけることができないか検討していきます。
- 「体験の機会・場」については、身体・知的・精神障害の3障害のすべてに対応できる事業所を市内に少なくとも1カ所位置づけることが望ましいと考えていますが、当面は、いずれかの障害種別に対応できる事業所を市内に少なくとも1カ所位置づけることを目標とします。
ただし、将来的には、5つの障害者相談サポートセンターが担当する地域ごとに、3障害に対応できる事業所を位置づけることができないか検討していきます。
- サービスにつながっていない在宅の障害のある方(本人や家族の状況が変化した場合にリスクの高い方)の情報をあらかじめ把握し、緊急時に備えておく仕組み(事前登録制)を検討します。
- 事前登録制の検討にあたっては、サポートブックの活用や改良を視野に入れて考えていきます。
- 強度行動障害のある障害者の支援ニーズの把握と支援体制の整備については、障害とくらしの支援協議会や基幹相談支援センターにおいて、強度行動障害に関する個別の事例検討会や研修会を開催するなど、支援の課題の把握や人材育成の取り組みを行うことにより、実現していきます。
- 強度行動障害に関する専門的支援を提供できる事業所の設置については、豊富な支援実績のある事業所に対して、市内で強度行動障害のある方を受け入れている事業所へのコンサルテーションを市全体の人材育成の仕組みとして継続して実施できないか、市として働きかけていきます。

(4)福祉施設から一般就労への移行等

国の基本指針	成果目標
令和8年度の福祉施設から一般就労への移行者を令和3年度の一般就労移行実績の1.28倍以上にする (参考)令和3年度移行者数 71人 基本指針に基づく目標数 90.88人	91人
1 就労移行支援事業からの移行者 令和3年度比 1.31倍以上 (参考)令和3年度移行者数 52人 基本指針に基づく目標数 68.12人	69人
2 就労継続支援A型事業からの移行者 令和3年度比 1.29倍以上 (参考)令和3年度移行者数 7人 基本指針に基づく目標数 9.03人	10人
3 就労継続支援B型事業からの移行者 令和3年度比 1.28倍以上 (参考)令和3年度移行者数 7人 基本指針に基づく目標数 9.03人	10人
就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を、全体の5割以上にする	令和8年度末に50%以上
令和8年度末の就労定着支援事業の利用者数を令和3年度末実績の1.41倍以上にする (参考)令和3年度利用者数 64人 基本指針に基づく目標数 90.24人	64人
過去6年間で就労定着支援事業を利用した者のうち、就労継続期間が3年半以上6年未満である者の割合(就労定着率)が7割以上である事業所を、全体の2.5割以上にする	令和8年度末に25%以上

現状・課題

- 就労移行支援事業所等や就労支援機関により、一般就労への移行や職場定着のための支援を行う仕組みは、一定程度整っています。
- 一般就労に向けた企業実習の機会が十分ではありません。
- 職場定着支援のためのマンパワーが不足しています。
- 市内で障害のある方のニーズにマッチする雇用の場を探すことが難しい状況です。

成果目標の設定の考え方

原則として、国の基本方針で定められた基準に準じた目標とします。

ただし、令和8年度の就労定着支援事業の利用者数については、国の基準どおりの目標値とすると、同年度の一般就労への移行者数の目標値と同じ数値となってしまうため、令和3年度と同程度の利用者数を達成することを目標とします。

目標達成に向けた取り組み

- よこすか就労援助センター等の関係機関との連絡会議等を活用し、企業実習先の拡大や職場定着支援の充実(生活面のフォローを含む)等の課題について、情報共有や連携を行うことにより、就労移行支援事業所等の利用による一般就労者数の増加と就労定着率の向上を図っていきます。
- 企業の障害者雇用に対する理解の促進を図るため、よこすか就労援助センター等の関係機関等と連携し、企業向けの研修会や説明会を開催します。
- 企業実習先の更なる開拓が行えるよう、神奈川労働局が実施している「障害者職場実習推進事業」など、既存の制度も活用しながら、必要な取り組みを行っています。
- 新たな雇用機会の提供のための環境整備について、農福連携の取り組みの拡充やテレワークの活用等も視野に入れて、市として、研究していきます。

(5)障害児支援の提供体制の整備等

国の基本指針	成果目標
児童発達支援センターの設置	横須賀市療育相談センターの設置を継続
障害児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)の推進体制の構築	構築
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所を1カ所以上確保	5カ所以上を確保
医療的ケア児等(以下、医ケア児)の支援のための関係機関の協議の場の設定	医療的ケア児等支援協議会の開催を継続
医ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	配置を継続

■活動指標

	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数(保護者)	延76人	延76人	延76人
サポートブックの作成人数	333人	373人	413人
サポートブックの作成のための説明会や勉強会の開催回数	年3回	年3回	年3回
市内の医ケア児を受け入れている児童発達支援事業所数	3カ所	4カ所	5カ所
市内の医ケア児を受け入れている放課後等デイサービス事業所数	7カ所	8カ所	9カ所
市内の医ケアのある人を受け入れている生活介護事業所数	5カ所	6カ所	7カ所
医療的ケア児等コーディネーターの配置人数	2人	3人	3人
福祉型障害児入所施設の建設(建て替えを含む)	0カ所	0カ所	1カ所※

※ 建設の着工を含む。

現状・課題

- 障害児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)については、横須賀市療育相談センターの巡回相談や保育所等訪問事業所等による訪問支援等により浸透してきていますが、さらなる推進が求められています。
- 発達障害等に関するピアサポートの活動について、障害のある児童の保護者等が障害福祉相談員に対して、直接連絡をすることが難しいといった理由により、障害福祉相談員に対する相談があまり寄せられていない状況です。
- 重症心身障害児や医療的ケア児を受け入れることのできる事業者は、市内に

一定数存在するものの、十分な支援体制が確保されているとは言えない状況です。

- 在宅の医療的ケア児のレスパイトケアが不足しています。
- 医療的ケア児が、市内の保育園等に通うことが難しい状況です。
- 医療的ケア児の登下校時における送迎バスやタクシーの活用が試行されているものの、利用できる児童は限られているため、保護者が送迎可能な場合、保護者に協力してもらっているなど、医療的ケア児の登下校時の送迎は大きな課題となっています。
- 医療的ケア児の支援を行うことのできる看護師を確保することが難しい状況です。
- 現在、市内の福祉型障害児入所施設は、入所定員枠が十分ではないため、本市が援護の実施者となる児童は、県外の施設に多く入所している現状があるほか、児童養護施設等で入所を待機している児童もあり、市内への新たな入所定員枠の確保が求められています。
- 市内に設置されている福祉型障害児入所施設は、建設から相当の年数が経ち、老朽化が進んでいます。

成果目標・活動指標の設定の考え方

国の基本指針に定める目標に対し、すでに達成しているものについては、本計画期間でも継続して行うことを目標とします。

障害児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)については、既存の協議会や研修等を活用しながら、関係者が連携して推進していく体制の構築を図ります。

主に重症心身障害児を支援する障害児通所支援事業所については、令和5年11月現在で市内に3カ所存在しますが、さらなる拡大を目指し、令和8年度末までに少なくとも5カ所を確保することを目標とします。

活動指標のうち、ペアレントトレーニング等の支援プログラム等に関する数値については、現在療育相談センターで行っているプログラムの令和4年度の実績に基づき、これを継続して実施するものとして設定しました。

サポートブックの作成人数については、平成29年度に制度を開始して、令和5年9月で6年半が経過し、273人分作成されていることから、作成人数を年数で割り返し、毎年の新規作成人数を40人程度と見込み、設定しました。

サポートブックの作成のための説明会等の開催回数については、現在の説明会の開催回数を維持するものとして設定しました。

医療的ケア児等を受け入れている障害児通所支援および生活介護事業所の数値については、令和5年8月現在の事業所数を基に、令和7年度・8年度に、年1カ所ずつ増やしていくことを目指します。

医療的ケア児等コーディネーターの配置人数については、現在の人数を基に、令和7年度に1名増員することを目指します。

目標達成に向けた取り組み

- 発達支援コーディネーターの養成を継続します。
- 保育所、幼稚園、認定こども園、学校等における障害理解の促進を図るとともに、これらの場における課題の解決に向けて、教育委員会等の関係機関と連携して取り組んでいきます。
- 発達障害等に関するピアカウンセリングとしての相談のしづらさを緩和するため、市や基幹相談支援センター等が主催して、障害福祉相談員による相談会を開催します。
- 市や基幹相談支援センター等が、発達障害等に関するピアカウンセラー養成研修等を実施し、研修修了者をピアカウンセラーとして認定する仕組みを検討します。
- サポートブックの活用やトライアングルプロジェクトの推進による家庭と教育と福祉との連携の強化を図ります。
- サポートブックの電子化(デジタル化)を研究します。
- 「療育すこやかガイドブック」にサポートブックやトライアングルプロジェクトの内容を記載し、広く周知を図っていきます。
- 医療的ケア児の支援にあたっては、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」の理念に沿って対応します。
- 重症心身障害児や医療的ケア児の人数やニーズについて、医療機関等の関係機関と情報連携をしながら把握します。
- 重症心身障害児や医療的ケア児に対する支援を行う支援者の養成や看護師等の確保のための取り組みを検討します。
- 児童発達支援事業所や放課後等デイサービス事業所等に対して、喀痰吸引研修の受講を促進するための助成制度を検討します。
- 医療的ケア児等に関する課題について、引き続き、「医療的ケア児等支援協議会」の場にて協議するとともに、保健・医療、福祉、教育・保育、行政等の関係機関が、課題解決のために協働して取り組んでいきます。
- 重症心身障害児や医療的ケア児に対する移動支援施策の充実を検討します。
- 医療的ケア児に対する在宅レスパイトケア事業等の実施を検討します。
- 国の補助制度を活用するなどし、医療的ケア児を受け入れることができる短期入所事業所の新たな設置への支援を検討します。
- 福祉型障害児入所施設の建設(建て替えも含む)を支援し、市内に障害児のさらなる入所定員枠を確保できるよう努めます。

(6)相談支援体制の充実・強化等

国の基本指針	成果目標
基幹相談支援センターの設置	基幹相談支援センターの設置を継続
基幹相談支援センターを中心とした地域の相談支援体制の強化を図る体制の確保	基幹相談支援センターが事務局となり、横須賀市障害とくらしの支援協議会(以下、協議会)において、相談支援部会の設置を継続
協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善	協議会における取り組みを継続

■活動指標

		令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な助言等の件数		230件	230件	230件
基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数		40件	40件	40件
基幹相談支援センターによる地域の相談支援機関との連携強化の取組の実施回数		80回	120回	160回
基幹相談支援センターによる個別事例の支援内容の検証の実施回数		12回	12回	12回
基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数		1人	1人	1人
協議会における相談支援事業所の参画	事例検討実施回数	10回	10回	10回
	参加事業者・機関数	22	22	22
協議会の専門部会	設置数	3	3	3
	実施回数	12回	12回	12回

■現状・課題

- 相談支援事業所の数や相談支援専門員の人数が増えていません。
- 相談支援専門員の質の向上を図る必要があります。
- 相談支援専門員の処遇や労働環境が十分ではありません。
- 相談支援専門員の重要性の啓発が十分に行われていません。

■成果目標・活動指標の設定の考え方

国の基本指針に定める目標については、本市ではすでに実施しているものと考えますので、本計画期間でもこの取り組み等を継続して行うことを目標とします。活動指標については、原則として令和5年度の実績見込に基づき設定しました。また、基幹相談支援センターによる地域の相談支援機関との連携強化の取組の

実施回数については、毎年40回ずつ増えていくと見込み、設定しました。

目標達成に向けた取り組み

- 基幹相談支援センターに配置された主任相談支援専門員を中心として、地域の相談支援事業者の相談支援専門員に対する指導・助言を行います。
また、精神障害のある方の退院支援や地域生活の支援を充実させるため、将来的に、基幹相談支援センターに精神障害に精通した保健師や精神保健福祉士を配置することができないか検討します。
- 障害とくらしの支援協議会の相談支援部会における地域会議の実施により、相談支援専門員同士の連携の強化とスキルアップを図ります。
- 市内の障害福祉サービス等を運営している法人に対して、相談支援事業所の新規の設置を勧奨します。
- 障害者相談サポートセンターを中心とした「複数の相談支援事業所における協働モデル事業」を実施し、協働モデル事業に参加した相談支援事業所の報酬額のアップや連携の強化を図ります。

(7)障害福祉サービス等の質の向上

国の基本指針	成果目標
障害福祉サービス等の質を向上させるための体制の構築	構築

■活動指標

		令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
基幹相談支援センター等における 障害福祉サービス等の質の向上に 係る研修の実施	実施回数	5 回	5 回	5 回
	参加人数(延)	150 人	150 人	150 人

■現状・課題

- グループホームの支援員やヘルパーの人材確保が深刻な課題となっています。
- 新たなグループホームが設置されている一方で、支援員の質の向上が大きな課題となっています。

■成果目標・活動指標の設定の考え方

基幹相談支援センターを中心として、市内の障害福祉サービス事業所等の職員を対象とした研修等を行うことにより、障害福祉サービス等の質を向上させるための体制の構築を図ります。

活動指標については、研修を年間5回実施し、各回30人の参加があるものと見込み設定しています。

■目標達成に向けた取り組み

- 基幹相談支援センターにより、主にグループホームの支援員を対象にした支援の質の向上のための研修を実施します。
- 障害福祉サービス事業所等の職員を対象とした権利擁護や虐待防止のための研修を実施します。

第4章 障害福祉サービス等の見込量等

基本指針に定められている活動指標を踏まえ、本市における各障害福祉サービス、障害児通所支援等、地域生活支援事業の令和6年度から8年度までの各年度の利用者数や利用時間数等の見込量を定めます。

なお、原則として、実績に一定の増減が見られるものについては、平成30年度～令和4年度の増減の平均値から見込量を算出しています。

また、実績等の増減の変動が少なく、今後も変動が少ないと想定されるものについては、令和4年度の実績または令和5年度の実績見込のいずれかを適用しています。

各表中で単位を「人」としているものは、請求情報から数字を算出しているため、1人が複数の事業所を利用している場合は、それぞれでカウントしています(実人数ではありません)。

第3章にならい、本章の各項目も、「現状・課題」、「見込量の設定の考え方」、「見込量達成に向けた取り組み」の構成とし、それぞれ本市の考えを記載しています。

本章の最後に、計画を推進するにあたって、留意すべき視点を記載します。

(1)訪問系サービスの見込量

サービス名	サービスの概要
居宅介護	自宅で、入浴・排せつ・食事の介護等、日常生活上の支援を行うサービス
重度訪問介護	重度の肢体不自由・知的障害・精神障害があり常に介護が必要な方に、入浴・排せつ・食事の介護、外出時の移動支援等、総合的な支援を行うサービス
同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者の外出に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護等を提供するサービス
行動援護	知的障害・精神障害により行動に著しい困難のある方に、行動の際の危険回避、その他の支援を行うサービス
重度障害者等包括支援	常に介護を必要とし、その介護の必要性がとても高い方に、居宅介護等、複数のサービスを包括的に提供するサービス

サービスの推移と見込

サービス名	単位	第6期／第2期実績			第7期／第3期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護	人	508	560	-	536	535	534
	時間	9,926	12,310	-	10,535	10,513	10,491
重度訪問介護	人	17	18	-	19	20	21
	時間	1,580	1,588	-	1,676	1,764	1,852
同行援護	人	46	59	-	54	55	56
	時間	857	935	-	889	905	921
行動援護	人	2	2	-	5	7	9
	時間	68	112	-	133	199	265
重度障害者等包括支援	人	0	0	-	0	0	0
	時間	0	0	-	0	0	0

(単位は1カ月あたり)

現状・課題

- 居宅介護事業所等のヘルパーの高齢化が進んでいるなど、人材を確保することが難しい状況です。
- 重度訪問介護事業所、行動援護事業所、同行援護事業所の数が増えていません。
- 重度訪問介護、行動援護、同行援護の支援を行うための研修を受けているヘルパーの数が増えていません。
- 重度訪問介護、行動援護、同行援護の内容が十分に周知されていません。

見込量の設定の考え方

- 居宅介護については、過去5年間の平均利用人数・時間を基に、重度訪問介護の利用の促進により、重度訪問介護に毎年1人移行すると考え、積算しました。
- 重度訪問介護は、令和4年度の実績を基に、居宅介護から毎年1人移行すると考え、積算しました。
- 同行援護・行動援護については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を大きく受けた令和元年度の実績を除く、平成30年度～令和4年度の平均利用人数・時間を基に、サービス利用の促進により、移動支援から毎年一定数の人数が移行すると考え、積算しました。
- 重度障害者等包括支援については、神奈川県内に指定を受けた事業所がないため、見込は0とします。

見込量達成に向けた取り組み

- 既存の居宅介護事業所等に対して、重度訪問介護事業所、行動援護事業所、同行援護事業所の新たな設置を勧奨します。
- 居宅介護事業所等のヘルパーが重度訪問介護、行動援護、同行援護の支援を行うために必要となる研修の受講を促進するための助成制度を検討します。
- 重度訪問介護、行動援護、同行援護について、利用者や家族などの支援者に対する周知啓発活動の実施を検討します。
- ヘルパー同士の情報共有や資質向上のための定期的な集まりの場の設置の促進や研修等の機会の場の提供を検討します。

(2) 日中活動系サービスの見込量

サービス名	サービスの概要
生活介護	常に介護を必要とする方に、日中活動の場を提供するとともに、入浴・排せつ・食事の介護等を行うサービス
自立訓練 (機能訓練)	身体障害者や難病患者等に、一定期間、身体機能の向上のために、必要な訓練やその他の支援を提供するサービス
自立訓練 (生活訓練)	知的障害者・精神障害者に、一定期間、日常生活能力の向上のために、必要な訓練やその他の支援を提供するサービス
宿泊型自立訓練	居室その他の設備を提供するとともに、家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談および助言その他の必要な支援を提供するサービス
就労選択支援	就労を希望する障害者本人と事業者が共同で能力や適性、強みや課題、必要な配慮等について整理・評価(就労アセスメント)を行い、適切な一般就労や就労系サービスにつなげるサービス
就労移行支援	就労希望の方に、一定期間、就労に必要な知識・能力の向上に必要な訓練等を提供するとともに、一般就労への移行に向けた支援を行うサービス
就労継続支援 (A型)	一般の事業所で働くことが困難な方に、主に雇用契約により働く場を提供するとともに、一般就労への移行に向けた支援を行うサービス
就労継続支援 (B型)	一般の事業所で働くことが困難な方に、雇用契約なしで、職業訓練を中心とした働く場を提供するとともに、一般就労への移行に向けた支援を行うサービス
就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障害者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている方に対し、相談や連絡調整等、課題解決に向けて必要となる支援を行うサービス
療養介護	医療と常時の介護を必要とする方に、主に昼間において病院等で、機能訓練、療養上の管理、その他必要な支援を提供するサービス
短期入所(ショートステイ)	一時的な諸事情により自宅での生活が困難な方に、短期間、夜間も含め施設等で、生活の場やその他必要な介護等を提供するサービス

サービスの推移と見込

サービス名	単位	第6期／第2期実績			第7期／第3期見込量		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
生活介護	人	1,084	1,119	-	1,153	1,200	1,218
	人日	20,194	20,743	-	22,212	23,585	24,405
1 うち障害支援区分5または6の人	人	717	731	-	746	757	768
	人日	13,324	13,209	-	14,206	14,700	15,212
2 うち医療的ケアの必要な人※1	人	72	76	-	76	77	79
	人日	1,137	1,106	-	1,201	1,243	1,286
自立訓練 (機能訓練)	人	7	9	-	9	9	9
	人日	66	128	-	128	128	128
自立訓練 (生活訓練)	人	12	19	-	19	19	19
	人日	254	413	-	413	413	413
宿泊型自立訓練	人	3	4	-	4	4	4
就労選択支援	人				1	1	1
就労移行支援	人	114	130	-	140	145	150
	人日	2,204	2,485	-	2,685	2,785	2,888
就労継続支援 (A型)	人	84	66	-	88	99	109
	人日	1,770	1,331	-	1,807	2,045	2,284
就労継続支援 (B型)	人	481	552	-	584	600	616
	人日	7,755	9,233	-	9,580	9,753	9,927
就労定着支援	人	64	76	-	64	64	64
療養介護	人	59	60	-	63	65	67
福祉型短期入所	人	215	243	-	265	265	265
	人日	841	1,081	-	1,195	1,195	1,195
1 うち障害支援区分5または6の人	人	111	127	-	119	119	119
	人日	461	590	-	526	526	526
2 うち医療的ケアの必要な人※1	人	8	7	-	8	8	8
	人日	18	22	-	20	20	20
医療型短期入所	人	3	4	-	3	3	3
	人日	12	23	-	20	20	20

(単位は1カ月当たり)

※1 「医療的ケアの必要な人」とは、医療的ケアのスコア表のいずれかの医療行為を必要とする状態である人をいいます。

現状・課題

- 手厚い支援や医療的ケアの必要な方が利用できる日中活動系サービスが十分に確保されていません。
- 生活介護事業所等への利用者の送迎の確保が課題となっています。
- 送迎加算を算定しない生活介護事業所等への利用者の送迎手段として、移動支援を支給決定することが難しい状況です。
- 緊急時に短期入所を利用することが難しい状況です。
- 緊急時の短期入所の利用のコーディネートが不十分な状況です。
- 医療的ケアの必要な方が短期入所を利用することが難しい状況です。
- 市内に宿泊型自立訓練事業所が設置されていません。
- 本市においては、療養介護の対象者について、児童相談所において重症心身障害の認定を受けている方に限定していますが、18歳以降に同様の障害状態となった方は対象とならないため、その方々のくらしの場の選択が行えず、行き先がないという課題が生じています。

見込量の設定の考え方

- 生活介護については、利用が増加傾向であり、今後もその傾向が続くと見込まれるため、過去5年間の平均伸び率により積算しました。また、見込み量には、令和7年度に、地域活動支援センターから生活介護事業所に2カ所が移行することを考慮しています。
- 生活介護のうち障害支援区分5または6の人、および医療的ケアの必要な人の見込量については、生活介護全体の利用傾向と連動するものと考え、令和5年度の見込に生活介護全体の平均伸び率を乗じて積算しました。
- 自立訓練については、機能訓練・生活訓練ともに、市内の事業所数が限られ、今後利用者数に大きな変動はないものと考えられるため、令和4年度実績と同程度と見込みました。宿泊型自立訓練についても、同様の状況から、令和4年度実績同程度と見込んでいます。
- 就労選択支援は、令和6年4月から創設されるサービスですが、令和5年9月時点で事業所の新規設置見込がないため、各年1人程度と見込みました。
- 就労移行支援・就労継続支援(A型・B型)については、33ページの「(4)福祉施設から一般就労への移行等」の表中の基本方針に定める掛率を、令和3年度の実績に乗じて得た数値を令和8年度の見込量とし、そこに向けて段階的に増えていくように設定しました。
- 就労定着支援は、令和8年度の目標を令和3年度の実績と同程度と定めたため、各年度ともに同程度の見込としました。
- 療養介護については、利用が増加傾向であり、今後もその傾向が続くと見込ま

れるため、過去5年間の平均伸び率により積算しました。

- 短期入所については、福祉型はやや利用実績が減少傾向であるものの、利用ニーズは高く、また市内の事業所数に今後大きな変動はないものと考えられることから、利用実績が横ばいである医療型とともに、過去5年間の平均利用実績を基に見込量を設定しました。
- 福祉型短期入所のうち障害支援区分5または6の人、および医療的ケアの必要な人の見込量については、全体の見込量の考え方と合わせ、実績を把握している令和3年度と4年度の平均利用実績をもとに設定しました。

見込量達成に向けた取り組み

- 生活介護事業所等に対して、強度行動障害支援者養成研修や喀痰吸引研修の受講を促進するための助成制度を検討します。
- 地域生活サポート事業の実施により、行動障害のある方や医療的ケアの必要な方を受け入れる事業者に対する助成を継続します。
- 生活介護事業所等に対して、利用者を送迎できる運営体制としてもらうよう、市として引き続き働きかけていきます。
- 緊急時等の短期入所を利用しやすくするためのコーディネート機能の実現に向けた検討を行います。
- 市内で施設入所支援事業等を行っている法人に対して、宿泊型自立訓練事業所の新たな設置を勧奨します。
- 18歳以降に重症心身障害と同程度の障害状態となった方(療養介護の対象とならない方)が、障害者支援施設やグループホーム等で暮らすことができるよう、施設等に対する、必要な支援体制や助成制度を検討します。

(3)居住系サービスの見込量

サービス名	サービスの概要
共同生活援助(グループホーム)	主に夜間や休日に、共同生活を営む住居で、相談・入浴・排せつ・食事の介護・その他の日常生活上の支援を提供するサービス
施設入所支援	施設に入所している方に、主に夜間に、入浴・排せつ・食事等の介護・生活等に関する相談、助言・その他日常生活に必要な支援を提供するサービス
自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム、精神科病院等から出て一人暮らしをする方や、一人暮らしや同居家族の支援が見込めない方等に対して、定期的な訪問を行い、生活面での課題はないか、体調に変化はないか確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行うサービス

サービスの推移と見込

サービス名	単位	第6期／第2期実績			第7期／第3期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
共同生活援助(グループホーム)	人	417	487	-	533	553	573
1 うち障害支援区分5または6の人	人	77	78	-	86	94	102
2 うち医療的ケアの必要な人※1	人	9	7	-	8	9	10
施設入所支援	人	328	310	-	310	310	310
自立生活援助	人	2	3	-	3	3	3

(単位は1カ月当たり)

※1 「医療的ケアの必要な人」とは、医療的ケアのスコア表のいずれかの医療行為を必要とする状態である人をいいます。

現状・課題

- グループホームの設置数は増加していますが、重度の障害のある方が入居できるグループホームの設置が進んでいません。
- グループホームで行動障害のある方や医療的ケアの必要な方を受け入れることができる支援員を確保することが難しい状況です。
- 主に肢体不自由のある方を受け入れることができるグループホームがほとんど設置されていません。
- 在宅生活が困難となった方が長期間にわたり短期入所の利用を繰り返すなど、施設入所が必要な方が、すぐに入所することができない状況です。

- 自立生活援助事業所は市内に2カ所しかなく、現状では、新たな事業所の設置も見込めない状況です。
- 入所施設利用者の地域移行を推進するにあたり、その受け皿の一つである日中サービス支援型共同生活援助事業所が、令和5年8月現在で市内には設置されていません。
- 一方で、日中サービス支援型共同生活援助の類型は、創設されて間もないこともあり、全国的にも事業実績が少なく、事業者の支援技術等を含めて、サービス提供に関する環境が十分に成熟していないという課題があります。
- 障害支援区分4以上の方をグループホームで支援するにあたっては、現在経過措置により、グループホームの職員以外の者による居宅介護(身体介護のみ)の利用が認められていますが、この経過措置が終了した場合、グループホームの職員だけでは支援が困難な状況になります。

見込量の設定の考え方

- 障害者福祉アンケートでは、現在グループホームに入居していない人で、今後入居したいと答えた人は、1,170 人中 51 人で、そのうち10年以内に50代に到達し、親からの支援等を受けるのが難しくなると考えられる40代以上の人数は22人でした。アンケート調査対象者は全体で 10,883 人でしたので、そこから積算すると、10年以内にグループホームへの入居が必要な潜在的人数は約204人いることになります。
- 今後10年間でこの潜在的なニーズを満たすためには、毎年20人程度のグループホームの定員枠が必要となります。
- そのため、共同生活援助については、令和5年度実績見込みを基に、各年度に定員4名のグループホーム5棟を新しく整備するものとして見込を積算しました。

なお、入所施設からの地域移行や親なき後の地域生活の場を確保することが出来るよう、各年度に新しく整備するグループホーム5棟のうち、令和7年度および令和8年度については、重度の障害のある方を多く受け入れることのできるグループホーム(消防法施行令別表第1の(6)項のロに該当する障害支援区分4以上の者が概ね8割を超えて入居するもの)として、少なくとも1棟を整備することを見込みます。

- 上述の22人のうち、障害支援区分5または6の認定を受けているのは約4割の9人でした。そのため、共同生活援助の見込数のうち、障害支援区分5または6の人の見込数は、令和5年度の実績見込みを令和3年度と4年度の平均値としたうえで、毎年の新規定員枠20人のうち、4割にあたる8人ずつ増えていくよう設定しました。

- 共同生活援助の見込数のうち、医療的ケアの必要な人の見込数は、今後大きく利用が増える要因はないものの、重度の障害のある方を受け入れることのできるグループホームを増やしていくという目標を考慮し、令和5年度の実績見込みを令和3年度と4年度の平均値としたうえで、毎年1人ずつ増えていくよう設定しました。
- 同じく上述の22人のうち、精神障害のある人は約2割の4人でした。そのため、新規定員枠20人のうち、2割にあたる4人については、精神障害のある人の枠と捉えます。
- 施設入所支援については、26ページの「(1)福祉施設の入所者の地域生活への移行」で目標として定めたとおり、令和8年度末時点の見込を310人とし、各年度とも同程度の見込としました。
- 自立生活援助については、直ちに事業所の増は見込めないことから、令和4年度と同程度の見込としました。

見込量達成に向けた取り組み

- 重度の障害のある方や肢体不自由のある方が入居できるグループホームの設置促進に向けた整備費補助制度の見直しを検討します。
- 行動障害のある方や医療的ケアの必要な方を受け入れるグループホームに対する助成制度を検討します。
- 入所施設やグループホームに対して、強度行動障害支援者養成研修や喀痰吸引研修の受講を促進するための助成制度を検討します。
- 入所施設からの地域移行を促進し、空いた定員枠に、入所の必要性が高い人が入所できる支援体制を構築していきます。
- 基幹相談支援センターや障害者相談サポートセンターを中心として、地域移行支援や地域定着支援を強化します。
- グループホーム事業や相談支援事業等を運営している法人に対して、自立生活援助事業所の新たな設置を勧奨します。(再掲)

(4)相談支援の見込量

サービス名	サービスの概要
計画相談支援	障害福祉サービス等の利用の開始や継続に際して、障害者の心身の状況、その置かれている環境等を勘案し、サービス等利用計画を作成するサービス
地域移行支援	障害者支援施設に入所している方や、精神科病院に入院している精神障害者等に対する住居の確保、地域生活に移行するための相談、その他の支援を提供するサービス
地域定着支援	居宅において単身等の状況で生活する障害者と常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態に相談その他の支援を提供するサービス
障害児相談支援	障害児通所支援の利用を希望する障害児に対し、その環境やサービス利用に関する意向を反映した障害児支援利用計画案を作成し、一定期間ごとにモニタリングを行う等の支援を行うサービス

サービスの推移と見込

サービス名	単位	第6期／第2期実績			第7期／第3期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	人	316	325	-	392	425	461
地域移行支援	人	3	1	-	8	11	13
地域定着支援	人	2	0	-	1	2	2
障害児相談支援	人	157	122	-	129	133	137

(数値は1年あたり。ただし計画相談および障害児相談支援は1カ月あたり)

現状・課題

- 相談支援事業所の数、相談支援専門員の数、ほとんど増加していないため、計画作成数があまり伸びていない状況です。
- 次のような理由により、現状の相談支援事業所の数や相談支援専門員の人数を維持することが難しい状況です。
 - ◆ 相談支援事業所は、一人職場あるいは少人数の職場が多く、相談支援専門員が孤立しやすいです。
 - ◆ 相談支援事業は、業務内容や業務量に対するサービス報酬金額が高くないため、収支がマイナスになりやすい事業形態です。
 - ◆ 相談支援専門員は、すでにサービス提供事業所で中心的な役割を担っている中堅職員と同程度以上の経験が必要であること、そのため、比較的高い人件費が必要なこと、難しい業務であるにも関わらず、処遇改善加算の対象と

なっていないこと、などの理由から、運営法人として、相談支援事業所に新たに相談支援専門員を配置し、増員することが難しい状況です。

- 計画相談支援の計画作成率は約60%(令和5年6月末時点)であり、支給決定者の増加人数に比べ、計画相談支援の作成人数が少ないため、セルフプランの作成人数が年々増加する傾向となっています。
- このため、新規に計画を作成する相談支援事業所を見つけることが難しい状況が続いています。特に、特別支援学校高等部卒業生に対して、新規に計画を作成する相談支援事業所を見つけることができないことが、大きな課題となっています。
- 障害児相談支援の計画作成率は約87%(令和5年6月末時点)ですが、作成件数のうち、横須賀市療育相談センターによる作成件数が約90%を占めており、横須賀市療育相談センター以外の相談支援事業所で、計画を積極的に作成する事業所の数が増えていません。
- 障害児相談支援を受けていた児童が18歳になったとき、引き続き、計画相談支援による計画作成を行ってくれる相談支援事業所がないため、やむを得ずセルフプランになってしまうケースが生じています。
- 地域移行支援や地域定着支援の実績は、実施できる相談支援事業所が限られているため、少ない件数となっています。

見込量の設定の考え方

- 計画相談支援については、作成数が増加傾向であり、今後もその傾向が続くと見込まれるため、過去5年間の平均伸び率により積算しました。その数値を基に、複数の相談支援事業所による協働事業モデルを行うことで、年間10件ずつ作成数が増えるものと見込みました。
- 地域移行支援については、市内5カ所の障害者相談サポートセンターにおいて、知的障害者については5カ所合計で各年度3人ずつ、精神障害者についてはそれぞれで令和6年度は1人、7年度は1.6人、8年度は2人が利用すると見込みました。
- 地域定着支援については、地域移行支援を利用する精神障害者の1/5が利用すると見込みました。
- 障害児相談支援については、過去5年間の平均作成数(125件)を基に、全体の9割を占める療育相談センター作成分の計画のうちの5%(6件)がセルフプランに移行すると見込み、また療育相談センター以外の相談支援事業所による作成件数が10件ずつ増えていくと見込んだうえで、相殺して毎年度4件ずつ増えるものと見込みました。

見込量達成に向けた取り組み

- 障害者相談サポートセンターを中心とした複数の相談支援事業所による協働事業モデルの活用により、各相談支援事業所の報酬額をアップし、相談支援事業所の増加や相談支援専門員の増員ができる環境整備を行います。
- 国の報酬改定の状況や、相談支援事業所の報酬額を引き上げる取り組みの効果を見ながら、必要に応じて相談支援事業所の運営安定化のためのさらなる取り組みを検討します。
- 横須賀市療育相談センターに障害児の計画の作成が極端に集中している状況を緩和させるため、当面の措置として、セルフプランでの対応が可能な学齢児の利用者をセルフプランに切り替えるとともに、横須賀市療育相談センター以外の既存の計画相談支援事業所や障害児相談支援事業所が、新たに計画を作成しやすくなるような取り組みを検討します。
- ICTの活用による紙の書類の省略や電話連絡等のやり取りの簡素化、業務手順の見直し等により、市のケースワーカーや相談支援専門員の業務の効率化を図ることで、1人の相談支援専門員が対応できる計画相談の数を増やせないか検討します。
- 基幹相談支援センターに配置されている主任相談支援専門員による支援、障害とくらしの支援協議会の相談支援部会の活動による支援を通じて、相談支援専門員同士の連携の強化や質の向上を図っていきます。
- 基幹相談支援センターと障害者相談サポートセンターを中心として、地域移行支援や地域定着支援の促進を図るとともに、障害者相談サポートセンターにおいて、福祉施設や精神病床からの地域移行支援や地域定着支援の年間目標件数を設定します。

(5)障害児通所支援等の見込量

サービス名	サービスの概要
児童発達支援	未就学の障害児に対して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を提供するサービス
医療型児童発達支援	上肢、下肢または体幹の機能に障害がある児童に対する児童発達支援および治療を行うサービス
放課後等デイサービス	就学している障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中に、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供し、自立を促進するとともに、居場所づくりを行うサービス
保育所等訪問支援	障害児が通う保育所等を訪問し、障害児の身体および精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、障害児以外の児童との集団生活に適應することができるよう、専門的な支援を行うサービス
居宅訪問型児童発達支援	重度の障害等があり、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障害児の居宅を訪問して発達支援を行うサービス
福祉型障害児入所支援	障害児を入所させて、保護、日常生活の指導および自活に必要な知識や技能の付与を行うサービス
医療型障害児入所支援	医療的なケアを必要とする障害児を入所させて、保護、日常生活の指導、自活に必要な知識や技能の付与および治療を行うサービス

サービスの推移と見込

サービス名	単位	第6期／第2期実績			第7期／第3期見込量		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
児童発達支援	人	280	308	-	359	388	419
	人日	1,741	1,970	-	2,315	2,509	2,720
医療型児童発達支援	人	10	13	-	11	11	11
	人日	77	71	-	68	68	68
放課後等デイサービス	人	912	1,078	-	1,251	1,347	1,451
	人日	9,075	10,271	-	11,964	12,913	13,937
うち重症心身障害児または医療的ケアの必要な児童 ※1	人	49	53	-	68	73	78
	人日	366	489	-	562	604	645
保育所等訪問支援	人	1	10	-	10	10	10
	人日	1	30	-	30	30	30
居宅訪問型児童発達支援	人	0	0	-	1	1	1
	人日	0	0	-	4	4	4
福祉型障害児入所支援	人	28	25	-	27	27	27
医療型障害児入所支援	人	10	8	-	9	9	9

(単位は1カ月あたり。ただし居宅訪問型児童発達支援は1年あたり)

※「医療的ケアの必要な児童」とは、本人からの申請により、医療的ケア児として障害児通所支援の支給決定を受けている人をいいます。

現状・課題

- 放課後等デイサービスの事業所が多く新設されていますが、一定水準以上のサービスを確保することが重要です。
- 児童発達支援事業所や放課後等デイサービス事業所を利用する際の児童の送迎の確保が課題となっています。
- 送迎加算を算定しない児童発達支援事業所や放課後等デイサービス事業所への児童の送迎手段として、移動支援を利用することが難しい状況です。
- 重症心身障害児や医療的ケア児を受け入れることができる児童発達支援事業所や放課後等デイサービス事業所の数が少ない状況です。
- 放課後等デイサービス事業所等で、行動障害のある児童など、手厚い支援を必要とする児童を受け入れることが難しい状況です。
- 不登校児について、放課後等デイサービス事業所が居場所の一つとなり得て

いる現状がある一方で、学校にも放課後等デイサービスにも通うことができず、限られた貴重な学齢期に家に引きこもってしまう状況が起きています。

- 福祉型障害児入所施設について、市内および市外の本市の入所定員枠に限りがあるため、児童養護施設で軽度の知的障害児を受け入れている現状が見受けられます。

見込量の設定の考え方

- 児童発達支援については、利用が増加傾向であり、今後もその傾向が続くと見込まれるため、過去5年間の平均伸び率により積算しました。
- 医療型児童発達支援については、年度によって利用に増減はありつつも、市内では事業所が1カ所のみで、今後事業所が増える見込みもないと考えられるため、過去5年間の平均利用実績を基に見込量を設定しました。
- 放課後等デイサービスについては、利用が増加傾向であり、今後もその傾向が続くと見込まれるため、過去5年間の平均伸び率により積算しました。うち重症心身障害児または医療的ケアの必要な児童の見込み数については、令和5年度の実績見込みを基に、毎年度5名定員の事業所が1カ所増えるものとして見込みました。
- 保育所等訪問支援は、令和4年度に事業所が1カ所から2カ所に増えたため、令和4年度と同程度の実績が今後も続くと考え、見込量を設定しました。
- 居宅訪問型児童発達支援は、令和6年度から療育相談センターにおいて事業開始を予定しています。これまで療育相談センターで相談のあった実績から、年間で1人が3カ月に1回程度利用すると見込み、見込量を設定しました。
- 福祉型および医療型障害児入所支援は、年度によって利用に増減はありつつも、入所できる施設は限られており、大きな変動はないものと考えられるため、過去5年間の平均利用実績を基に見込量を設定しました。

見込量達成に向けた取り組み

- 障害とくらしの支援協議会のこども支援部会や障害児通所連絡会の活動などを通じて、児童発達支援事業所や放課後等デイサービス事業所同士の支援内容の情報共有など、連携の強化や支援の質の向上のための取り組みを行います。
- 児童発達支援事業所や放課後等デイサービス事業所に対して、児童を送迎できる運営体制としてもらうよう、市として引き続き働きかけていきます。また、現状は事業所による送迎を実施している児童に対して、将来的に自力通所が可能となる支援を事業所が実施した場合に、事業所に対して何らかの支援を行うことができないか、市として検討していきます。

- 児童発達支援事業所や放課後等デイサービス事業所等に対して、喀痰吸引研修の受講を促進するための助成制度を検討します。(再掲)
- 児童発達支援事業所や放課後等デイサービス事業所等に対して、強度行動障害支援者養成研修の受講を促進するための助成制度を検討します。
- 発達障害等により福祉的支援が必要な不登校児について、放課後等デイサービスが受け入れ先として選択肢の一つとなることを広く周知し、関係者・関係機関で認識を共有します。

(6)地域生活支援事業 相談支援事業等の見込量

サービス名	サービスの概要
理解促進研修・啓発事業	障害者等が日常生活および社会生活をする上で生じる「社会的障壁」をなくすため、地域の住民に対して、障害者に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動等を行う事業
自発的活動支援事業	障害者等、その家族、地域住民等により自発的に行われる、障害者等が自立した日常生活および社会生活を営むことができるようにするための取り組みを支援することにより、共生社会の実現を図る事業
相談支援事業	地域の障害者等の相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護に必要な支援、関係機関との連絡調整等を総合的に行う事業
基幹相談支援センター	地域の相談支援事業所間の連絡調整、関係機関の連携の支援を行う、地域の相談支援の中核的な役割を担う機関
住宅入居等支援事業	賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障害者に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障害者の地域生活を支援する事業
成年後見制度利用支援事業	親族等による後見等開始の審判の申立てができない知的障害者・精神障害者について、市長が代わりに申立てを行うとともに、費用負担が困難な障害者については、審判の申立てにかかる費用および後見人等への報酬の助成を行う事業
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障害者の権利擁護を図る事業
障害児等療育支援事業	在宅障害児(者)の地域生活を支えるため、身近な地域で療育指導等が受けられる療育機能の充実を図るとともに、これらを支援する県の療育機能との重層的な連携を図る事業

サービスの推移と見込

サービス名	単位	第6期／第2期実績			第7期／第3期見込量		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
理解促進研修・啓発事業	実施 有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施
自発的活動支援事業	実施 有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施
相談支援事業 (障害者相談サポートセンターの設置・運営)	力所	5	5	5	5	5	5
基幹相談支援センターの設置	力所	1	1	1	1	1	1
基幹相談支援センターの機能強化事業	実施 有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施
住宅入居等支援事業	実施 有無	-	-	-	-	-	-
成年後見制度利用支援事業	利用者数	5	6	-	13	15	17
1 知的障害者	利用者数	3	0	-	4	5	6
2 精神障害者	利用者数	2	6	-	9	10	11
成年後見制度法人後見支援事業	実施 有無	未実施	未実施	-	未実施	未実施	未実施
障害児等療育支援事業	力所	-	-	-	実施	実施	実施

(数値は1年当たり)

現状・課題

- 相談支援事業について、市の委託相談支援事業を担っている障害者相談サポートセンターは、主にサービスにつながらない人、支援の難しい人を対象とした総合的・専門的な相談業務を実施していますが、市内の相談支援事業所における計画等の作成件数があまり伸びていない状況であるため、計画の作成人数について、令和5年6月末現在、5つの障害者相談サポートセンターの合計で、市全体の計画相談支援の作成人数の約30%を占めています。
このため、計画の作成業務に多くの時間を取られてしまい、障害者相談サポー

トセンターの本来の業務である、主にサービスにつながらない人や支援の難しい人を対象とした総合的・専門的な相談業務に十分な時間を確保することが難しい状況となっています。

- 障害児等療育支援事業について、市の指定管理業務を担っている横須賀市療育相談センターは、障害のある児童を受け入れている保育所等への巡回相談や保護者との面接や電話等による療育相談業務を実施していますが、障害児の計画の作成人数について、令和5年6月末現在、市全体の計画の作成人数の約90%を占めています。

このため、計画の作成業務に多くの時間を取られてしまい、障害のある児童を受け入れている保育所等への巡回相談や保護者への療育相談業務に十分な時間を確保することが難しくなっています。

- 基幹相談支援センターについては、令和3年度より、市の直営により、福祉の総合相談窓口「ほっとかん」に併設して運営を開始していましたが、令和5年度からは、新たに主任相談支援専門員を配置し、相談支援事業所等の相談支援専門員に対する専門的な指導・助言、OJTによる相談支援業務の支援、孤立しがちな相談支援専門員へのサポートなど、相談支援専門員の人材育成の業務を行っています。
- 障害のある方の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるため、成年後見制度の利用の必要性が高まっています。
- 障害のある方にとっては、成年後見制度の利用期間は比較的長くなるため、法人後見の利用の必要性が高いと思われますが、本市では法人後見を利用しやすい環境が整っていません。

見込量の設定の考え方

- 令和5年度時点において実施されている項目については、そのまま「実施」と設定しました。また、障害者相談サポートセンターや基幹相談支援センターについては、現行の数を維持するものとししました。
- 住宅入居等支援事業について、本市では「住まい探し相談会」を実施し、民間賃貸住宅を探している障害者等への不動産業者の紹介等を行っていますが、国の地域生活支援事業実施要綱に定める実施内容にこの取り組みは当てはまらないため、見込量は設定していません。
- 成年後見制度利用支援事業は、制度の普及啓発により、令和5年度の実績見込みから、知的障害者・精神障害者ともに1件ずつ増えるものと見込みました。
- 成年後見制度法人後見支援事業については、本計画期間では「未実施」としますが、現状分析等を行い、早期に実施できるよう検討を進めます。

- 障害者相談サポートセンターの本来の業務である、主にサービスにつながる人や支援の難しい人を対象とした総合的・専門的な相談業務に十分な時間を確保することができるよう、職員配置等の運営体制の見直しを行います。
- 障害者相談サポートセンターが、相談支援事業所の相談支援専門員の計画等の作成のフォローを行うことにより、相談支援事業所が作成することのできる計画等の作成件数を増加することができないか検討します。
- 障害者相談サポートセンターを中心とした複数の相談支援事業所による協働事業モデルの活用により、各相談支援事業所の報酬額をアップし、相談支援事業所の増加や相談支援専門員の増員ができる環境整備を行います。(再掲)
- 横須賀市療育相談センターに障害児の計画の作成が極端に集中している状況を緩和させるため、当面の措置として、セルフプランでの対応が可能な学齢児の利用者をセルフプランに切り替えるとともに、横須賀市療育相談センター以外の既存の計画相談支援事業所や障害児相談支援事業所が、新たに計画を作成しやすくなるような取り組みを検討します。(再掲)

なお、セルフプランにより放課後等デイサービスなどを利用していた児童について、成人となり、障害福祉サービス(就労継続支援B型や生活介護等)の利用を始める場合であって、本人や家族の状況から、セルフプランの継続によるサービス利用では課題があるため、サービス等利用計画の作成等を通じて、相談支援事業所との関わりの必要性が高いケースについては、基幹相談支援センターと障害者相談サポートセンターが中心となって、いずれかの相談支援機関に本人や家族がつながることができるよう調整していきます。

- 特別支援学校高等部卒業生に対して、新規にサービス等利用計画を作成する相談支援事業所を見つけることができないことが、大きな課題となっているため、卒業後に相談支援事業所との関わりの必要性が高いケースについては、生徒が所属する学校の先生とも連携しながら、基幹相談支援センターと障害者相談サポートセンターが中心となって、新規にサービス等利用計画を作成する相談支援事業所を見つけることができないか調整していきます。

なお、相談支援事業所が見つからなかった場合は、基幹相談支援センターや障害者相談サポートセンターが適切な支援を行っていきます。

- 成年後見制度について、保護者や施設・事業所の職員向けの研修会や説明会を開催し、積極的な普及啓発を行います。
- 成年後見制度法人後見支援事業が実施されていない現状を分析するとともに、障害のある方が法人後見を利用できる環境整備の方策を検討します。
- 成年後見制度利用支援事業の実施にあたって、障害のある方本人が自らの意思で生き方を選択する権利を保障し、意思決定できるよう、必要な支援を行い

ます。

- 成年後見制度利用支援事業の実施にあたっては、知的障害のある方を支援する福祉こども部障害福祉課と精神障害のある方を支援する健康部保健所保健予防課が十分に連携を図ることで、当該事業の円滑な利用を促進していきます。

また、福祉の総合相談窓口「ほっとかん」に併設されている「よこすか成年後見センター」は、成年後見制度の利用促進を図る機関であり、成年後見制度の制度説明や個別の相談にも対応しているため、知的障害のある方や精神障害のある方の成年後見制度の利用にあたって、引き続き、必要な連携を行っていきます。

併せて、「よこすか成年後見センター」が開催している関係機関が参加する情報交換会等も活用し、当該事業の円滑な利用を促進していきます。

(7)地域生活支援事業 意思疎通支援事業の見込量

サービス名	サービスの概要
意思疎通支援事業	聴覚・言語機能等の障害により意思の疎通を図ることが困難な方に、手話通訳者や要約筆記者を派遣したり、市役所での手続きのための手話通訳者を配置したりする事業
手話奉仕員養成研修事業	聴覚障害者等との交流活動を促進するために、日常会話程度の手話表現技術の習得者を養成する事業

サービスの推移と見込

サービス名	単位	第6期／第2期実績			第7期／第3期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話通訳者派遣事業	件	802	770	-	770	770	770
要約筆記者派遣事業	件	85	95	-	95	95	95
手話通訳者設置事業	人	2	2	2	2	2	2
手話奉仕員養成研修事業	修了者数	14	11	-	11	11	11
手話通訳者養成研修事業	修了者数	15	19	-	19	19	19
要約筆記者養成研修事業	修了者数	0	0	-	1	1	1
盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業	件	2	11	-	11	11	11
盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業	修了者数	2	1	-	1	1	1
失語症者向け意思疎通支援者派遣事業	件	0	0	-	6	6	6
失語症者向け意思疎通支援者養成研修事業	修了者数	0	0	-	0	0	2

(数値は1年あたり)

現状・課題

- 「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律(障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション推進法)」の趣旨を踏まえて、本市に暮らす障害のある方が、その必要とする情報を十分に取得し、利用し、円滑に意思疎通を図ることができるよう、事業の実施に取り組む必要があります。
- 手話通訳者派遣事業については、現在、通院や公的機関等での手続きなど、社会生活上不可欠である外出時に手話通訳者の派遣を行うことができることとなっていますが、聴覚障害のある方からは、就労のための資格取得を目的とした講習会や介護予防を目的とした講座への参加など、社会参加活動などにも派遣対象を拡大してほしいとの声が上がっています。しかし、聴覚障害のある方のニーズに対して、手話通訳者の人数が十分に確保されていません。
- 手話通訳者の高齢化、手話通訳者の養成には数年かかるなどの理由により、手話通訳者の人数を大幅に増加することができない状況です。
- 事業の周知が十分でなく、失語症者向け意思疎通支援者派遣事業の利用登録者がいない状況です。

見込量の設定の考え方

- 手話通訳者、要約筆記者の派遣事業については、過去5年間ではいずれも減少傾向が続いていますが、聴覚障害のある人の意思疎通に関する権利を守るという観点から、令和4年度と同程度の実績を見込量として設定しました。
- 手話通訳者設置については、現行の2人体制を維持します。
- 手話奉仕員および手話通訳者の養成研修事業について、年度によって修了者の人数に増減があるため、令和4年度と同程度の実績を見込量として設定しました。
- 要約筆記者養成研修事業については、令和3年度・4年度と実績がありませんが、本計画期間では各年1名の修了者を見込みます。
- 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業については、令和4年度末時点で市内の利用登録者は1人で、今後大きな変動はないものと考えられるため、令和4年度と同程度の実績を見込みました。
- 盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業については、令和4年度末時点で市内の登録通訳・介助員は11人で、利用者の人数に対して充足していると考えられることから、令和4年度と同程度の実績と見込みました。
- 失語症者向け意思疎通支援者の事業について、現在横須賀市に利用登録者はいませんが、令和4年度末時点の県内の政令指定都市の、人口に対する登録者の割合の平均では、約17万人に1人該当者がいるという計算になります。こ

れを横須賀市の人口に当てはめると、市内には潜在的に2～3人の対象者がいるものと考えられます。

- 失語症者向け意思疎通支援者の派遣事業の見込量は、この潜在的对象者が1人あたり年2回派遣を利用するものとして見込みました。
- 失語症者向け意思疎通支援者の養成事業については、現在市内には意思疎通支援者が1人いますが、令和8年度末までにさらに2人を養成し、対象者と同数の意思疎通支援者を確保することを目標とした見込量としました。

見込量達成に向けた取り組み

- 若い世代に対する手話通訳の必要性に関する更なる周知・啓発など、将来を見据えた手話通訳者の確保策の実施を検討します。
- 失語症者向け意思疎通支援者派遣事業の対象者に対する周知・啓発を行います。
- 新たにICTやAIなどの技術を取り入れ、障害のある方の情報保障を行えるよう検討します。

(8)地域生活支援事業 日常生活用具給付等事業の見込量

サービス名	サービスの概要
日常生活用具給付等事業	在宅の障害者に、日常生活をしていくうえでその障害を軽減し、自立した生活を支援・実現するための用具を給付または貸与する事業
介護訓練支援用具	特殊寝台やマット、体位変換器、移動用リフト等、障害のある人の身体介護を手助けするための用具
自立生活支援用具	入浴補助用具、移動・移乗支援用具等、障害のある人の入浴や移動等の日常生活上の自立を支援するための用具
在宅療養等支援用具	透析液加温器、ネブライザー、電気式たん吸引器等、在宅療養等を支援する用具
情報・意思疎通支援用具	点字ディスプレイ、視覚障害者用ポータブルレコーダー、聴覚障害者用通信・情報受信装置等、情報収集・伝達や意思疎通を支援する用具
排泄管理支援用具	ストマ用装具等、障害のある人の排泄管理を支援する用具
居宅生活動作補助用具	居宅での生活環境を整備するための、段差解消や手すり設置等の住宅改修

サービスの推移と見込

サービス名	単位	第6期／第2期実績			第7期／第3期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護訓練支援用具	件	26	19	-	23	23	23
自立生活支援用具	件	33	28	-	37	37	37
在宅療養等支援用具	件	48	25	-	37	37	37
情報・意思疎通支援用具	件	40	44	-	36	36	36
排泄管理支援用具	件	5,366	5,350	-	5,315	5,315	5,315
居宅生活動作補助用具	件	8	7	-	9	9	9

(数値は1年あたり)

現状・課題

- 日常生活用具給付等事業が地域生活支援事業の市町村の必須事業として実施されることとなった平成18年度以降、給付品目や基準額等について、一度も見直しが行われていないため、新たな給付品目の追加や既存の給付品目の基準額等の見直しの検討が必要な状況です。

見込量の設定の考え方

- 各項目とも年度によって実績に大きな増減はないので、過去5年間の平均値を基に見込量を設定しました。

見込量達成に向けた取り組み

- ICTの進展や技術革新による製品の変化、他都市の見直しの状況を踏まえ、利用者にとって時代に合った適切な給付が行えるよう、給付品目や基準額等について、見直しを行います。

(9)地域生活支援事業 移動支援事業および日中一時支援事業の見込 量

サービス名	サービスの概要
移動支援事業	単独での外出が困難な方が円滑に外出できるよう移動を支援する事業
日中一時支援事業	障害者等の日中における活動の場を確保し、障害者等の家族の就労支援 および障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とす る事業

サービスの推移と見込

サービス名	単位	第6期／第2期実績			第7期／第3期見込量		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
移動支援事業(障害 児)	人	230	205	-	178	166	155
	時間	3,212	2,686	-	2,308	2,140	1,983
移動支援事業(障害 者)	人	636	646	-	660	666	672
	時間	10,551	10,981	-	11,450	11,669	11,894
日中一時支援事業 (障害児)	人	10	9	-	10	11	12
	回	20	17	-	21	23	24
日中一時支援事業 (障害者)	人	100	105	-	113	119	125
	回	692	740	-	819	876	936

(単位は1カ月あたり)

現状・課題

- 移動支援事業について、地域生活支援事業の市町村の必須事業として実施されることとなった平成18年度以降、一度も報酬単価の見直しが行われていないため、年々増加する最低賃金への対応など、移動支援事業者から報酬単価の見直しを求める声が挙がっています。
- 移動支援による通所等の送迎は、朝夕の時間に集中していること、ヘルパー業務を担う人材の高齢化により、移動支援事業のヘルパーを確保することが厳しいこと、などの理由により、新たに移動支援事業を利用することは難しい状況です。
- 移動支援事業のヘルパー不足の解決策の一つとして、平成25年度より、一人のヘルパーが複数の利用者を支援できるグループ送迎の仕組みを導入しましたが、利用が伸びていない状況です。
- 主に学齢期において、将来を見据えて自力で通える力を身につけることがとても大切ですが、自力で通える力を身につけるための訓練を目的とした移動支援事業の利用の仕組みが整っていません。

- 移動支援事業の利用の目的、利用の仕方等について、十分な説明が行われていません。
- 移動支援事業の運用に関するルールが不明確な状況です。
- 現在の移動支援事業は、やむを得ない事情がある場合を除いて、原則として通学の送迎に利用することができない状況です。
- 通学支援の課題を解決する場がありません。
- 日中一時支援事業については、生活介護等の日中活動サービスの利用時間終了後の居場所の提供や初めて宿泊を伴う短期入所を利用する際の本人の様子や必要な支援を見極める機会として、重要な役割を担っています。

見込量の設定の考え方

- 移動支援事業については、現在制度の見直しを検討中であるため、見込量としては今後の取り組みの影響を反映させずに、過去5年間の平均伸び率により積算しました。障害児については減少、障害者については増加しています。
- なお、平均伸び率は、令和元年度から令和2年度にかけて、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により大きく実績が減少しているため、計算からは除外しています。
- また、同行援護、行動援護への移行分を、障害者の見込量から差し引いています。
- 日中一時支援は、障害者については令和3年度と4年度の平均利用実績を令和5年度の見込としたうえで、平均伸び率を乗じて積算しました。また障害児については、令和3年度と4年度のみを比較すると減少していますが、今後利用が伸びていくものと考え、障害者の平均伸び率を基に積算しました。

見込量達成に向けた取り組み

- 移動支援事業について、障害とくらしの支援協議会の中の移動支援部会にて、利用対象者、利用方法、報酬単価など、制度の見直しに向けた検討を引き続き行っていきます。
具体的な検討内容として、①自力で通える力を身につけるための訓練を目的とした新たなメニューを追加する、②移動支援の支給決定のうち、可能なものを、重度訪問介護や、障害特性によってより高い専門性をもってサービス提供ができる行動援護、同行援護等の支給決定に切り替える、③移動支援事業が成り立つような報酬単価の見直しを行う、④移動支援事業の利用目的、利用の仕方、運用に関するルール等を分かりやすく記載したガイドラインを作成するなどの意見が挙がっています。
- 学齢期の通学支援に関する移動支援の支給決定の判断が難しいケースについ

ては、利用を希望する本人・保護者と学校・相談支援機関・行政等の関係機関が話し合う場を設け、本人・保護者の置かれている状況や希望等を十分に聴いたうえで、本人の将来を見据えた支援を検討するなど、本人・保護者の納得感を得ることができるよう、支給決定の可否を判断していきます。

(10)地域生活支援事業 地域活動支援センター事業(地域作業所含む)の見込量

サービス名	サービスの概要
地域活動支援センター事業	日中活動の場の提供や社会との交流等を行う施設
地域作業所	一般の事業所では働くことが困難な在宅の障害者に、働く場や活動の場を提供し、作業指導、生活訓練等を行う施設

サービスの推移と見込

サービス名	単位	第6期／第2期実績			第7期／第3期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域生活支援センター事業(地域作業所含む)	カ所	23	23	21	21	19	19
	人	324	322	292	292	263	263

(単位は1カ月当たり)

現状・課題

- 障害福祉サービスのように国制度の報酬額ではなく、市の補助金による運営となっており、国の指定基準に基づく事業所運営にとらわれることなく、比較的柔軟な事業所運営ができるというメリットがある一方で、財政基盤が厳しい事業所が多いというデメリットがあります。
- 障害福祉サービスのように、利用者が通所した日に日額の報酬が発生する仕組みではなく、月に4日以上通所した人を市の補助金の対象となる利用者としてカウントできるため、障害特性上の理由等により、自宅に引きこもっていた人やコミュニケーションが苦手な人、長期入院をしていた人など、自分のペースに合わせて、比較的ゆるやかな通所が適している人の社会参加の場として、重要な役割を担っています。

見込量の設定の考え方

- 令和4年度末に1カ所の地域活動支援センターが事業を廃止し、令和5年度当初に1カ所の地域活動支援センターが障害福祉サービス事業所に移行しています。令和7年度からはさらに2カ所(定員30人)が移行予定のため、これを見込んで見込量を設定しています。

見込量達成に向けた取り組み

- 障害福祉サービス事業所への移行の可能性が高い事業所に対して、移行後の

人員配置等の運営基準や収支シミュレーション等の説明を行い、障害福祉サービスへの移行支援補助金等の活用と併せて、移行のための支援を行います。

- 障害福祉サービスへの移行が難しい事業所に対して、事業運営の安定化を図るため、引き続き、事業所の状況を把握し、必要な支援を行います。
- 80・50 問題等をはじめとした複合的な課題について、本市として包括的な支援体制を構築していくにあたり、地域活動支援センターが国の示す「重層的支援体制整備事業」の中の「地域づくり事業」に位置付けられていることを踏まえ、今後、地域活動支援センターの役割や運営体制の見直しについて、検討していきます。

(11)その他計画を推進するにあたって留意すべき視点

ア 複合的サービスの利用の推進

現状・課題

- 地域では、障害のある方単独のケースより、家族や地域と絡み合った複合的な課題を抱えたケースが多くなってきています。
- 特に、高齢の親と障害者や引きこもりの子との家族問題(80・50 問題)は、単純な障害者支援では解決困難であり、他制度(介護保険制度等)や地域資源等と連携し、包括的に対応していく体制が求められています。
- しかし、現状では、そのような連携や支援体制は十分に整っていません。
- 80・50 問題等の家族に対する支援策の一つとして、共生型サービスの活用が考えられます。このサービスは、障害のある方と高齢の家族が同一の事業所を利用することができるため、介護保険サービスと障害福祉サービスとの連携が可能となるメリットがあります。
- 例えば、高齢の親は、介護保険サービスの通所介護や短期入所生活介護を利用し、障害のある子は、障害福祉サービスの生活介護や短期入所を同一施設内で同時に利用することができます。
- しかし、現状では、共生型サービスの認知度も低く、普及も停滞しています。

今後の方向性

- 80・50 問題には、本市として包括的な支援体制を構築していく中で、障害者単独ではなく、家族の問題として、包括的に関わっていく視点が必要です。
- そのためには、共生型サービスの理解と普及の促進を図っていくことが大変重要であり、具体的な方策として、当事者や事業関係者への周知・啓発活動の実施や関係事業所に対する支援体制を構築していく必要があります。

イ 意思決定支援に基づく介護保険サービスとの協働

現状・課題

- 65歳を迎える障害者や40歳以上で特定疾病のある障害者が介護保険サービスを利用する場合、自己負担額の発生など、制度の違いを理解したうえで、介護保険サービスの利用を検討することが重要です。
- しかし、現状、障害福祉サービス事業者と介護保険サービス事業者双方で、各サービスに対する理解が十分ではない状況です。
- 65歳以上の障害者支援施設の入所者が介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)に移るための体制が十分ではない状況です。
- 障害者支援施設の入所者の高齢化が進んでいることにより、若年層の障害者支援施設への入所が難しい状況が生じています。
- 障害者支援施設は、高齢化した障害者の支援を行うための設備や技術が十分に整っているとは言えない状況であり、高齢化した障害者の生活の質(QOL)が十分に保たれていると言い難い状況です。
- 障害当事者の生活は連続した時間の中にありながら、異なる制度の利用の際には、制度の違いが障壁となり(特に障害福祉と介護保険の間で顕著)、障害当事者は制度に翻弄され、不利益を被ってしまうことがあります。

今後の方向性

- 現在障害福祉サービスを利用している方について、介護保険サービスの利用を検討するにあたっては、一人ひとりの意思を尊重して、丁寧に対応する必要があります。
- 各サービスの中で、特に支援の中心となる相談支援専門員や介護支援専門員に対して、各サービスの理解を深めるための研修や事例検討会等を実施することが必要です。
- 障害福祉サービスの利用者が介護保険サービスを利用する際に、円滑な情報共有を図る必要があります。
- 障害者支援施設から介護老人福祉施設等の高齢者施設へ移行する人の人数を見込み、具体的な取り組みを検討することが必要です。

ウ 障害者差別解消法の周知・啓発

現状・課題

- 平成28年4月に障害者差別解消法が施行されて、令和5年4月で7年が経過しましたが、支援者や関係者も含め、いまだ十分に理念や内容が浸透していない状況といえます。
- 障害者福祉アンケートで、「障害者差別解消法についてご存じですか」という問いに対し、回答者の8割が「名前を聞いたことがあるが、内容は知らない」または「名前も内容も知らない」と回答しており、当事者の多くも内容について知らないということが分かります。
- 令和6年4月からは、企業をはじめとする事業者についても、これまで「努力義務」だった合理的配慮の提供が「義務」となるため、さらなる周知・啓発が求められています。

今後の方向性

- 一般市民向けには、障害者週間キャンペーンなど、普段障害のある方と接する機会のない方も参加できるイベント等の実施を通じて、積極的に周知を図っていきます。
- 当事者や支援者、家族の会向けには、行政が中心となって差別解消法に関する研修や説明会を実施するほか、当事者や支援者自身が行う勉強会等に講師を紹介・派遣するなどにより、自ら発信できるようにする取り組みを進めていきます。
- 事業者向けには、商工会議所等の関係機関の協力を仰ぎながら、できるだけ多くの方に理念や内容を知ってもらう取り組みを検討・実施していきます。

第5章 計画の推進体制等

この計画を着実に推進するためには、本市だけではなく、横須賀市障害とくらしの支援協議会をはじめとする関係機関・団体との連携がとても重要です。

また、計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて計画の見直し等を行うなど、PDCA サイクルの考えを取り入れながら積極的に取り組む必要があります。

(1)実施体制

この計画は、障害者基本法に基づく「よこすか障害者計画」とともに、本市の障害者福祉施策の基本となる計画であり、両計画に含まれる分野は、地域生活支援、保健・医療、相談支援・情報提供、療育・教育、働く場・活動の場、バリアフリー、権利擁護等の様々な分野にわたっています。

このため、市が中心となって、関係する機関・団体や障害当事者等と連携を図りながら、総合的かつ効果的に計画を実施していきます。

(2)障害福祉計画等と横須賀市障害とくらしの支援協議会との関係

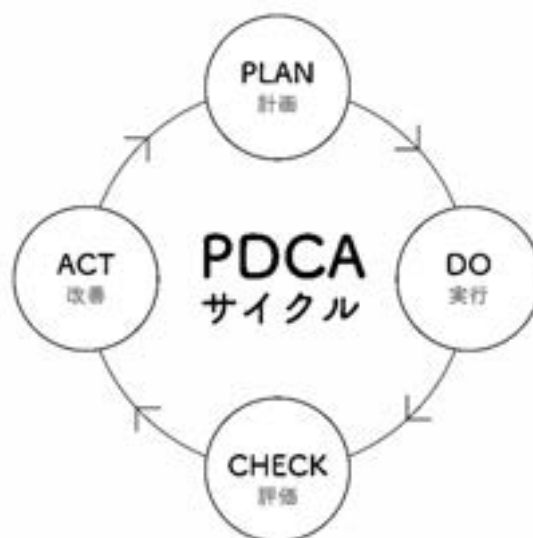
障害福祉計画等の成果目標は、障害者が安心して地域で生活を送るための、地域における支援体制の整備を促すものです。この目標達成に向けては、行政だけではなく、地域の事業者・関係者がそれぞれ主体的に体制の整備に取り組むことが重要です。

そのため、この障害福祉計画等を策定するにあたり、地域の障害者支援の関係者等から構成される横須賀市障害とくらしの支援協議会から、代表者に検討部会の委員としてご参加いただくとともに、計画に対する意見をいただいています。

(3)進行管理体制・評価方法

横須賀市社会福祉審議会障害福祉専門分科会において、両計画の推進に関する必要な事項の検討や、着実な進行管理・評価を行います。

なお、進行管理・評価結果については、横須賀市ホームページや市政情報コーナーにて公表し、透明性を高めます。



資料編

(1)障害福祉計画等検討部会設置要領

(目的)

第1条 第7期横須賀市障害福祉計画(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第88条に規定する市町村障害福祉計画及び第3期横須賀市障害児福祉計画(児童福祉法第33条の2に規定する市町村障害児福祉計画)の策定に関する必要な事項を検討するため、横須賀市社会福祉審議会障害福祉専門分科会(以下、「分科会」と言う。)に障害福祉計画等検討部会(以下、「部会」と言う。)を設置する。

(組織)

第2条 部会は、横須賀市社会福祉審議会委員長の指名する分科会委員及び臨時委員(以下、「委員」という。)15人以内をもって構成する。

(部会長及び職務代理者)

第3条 部会には、部会長及び職務代理者を置く。

2 部会長は、委員の互選により定める。

3 部会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

4 部会長は、職務代理者を指名する。

5 職務代理者は、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 部会会議は、部会長が招集する。

2 部会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 部会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(傍聴)

第5条 部会の傍聴については、横須賀市社会福祉審議会一般傍聴実施要領の規定を準用する。

(庶務)

第6条 部会の庶務は、民生局福祉こども部障害福祉課において行う。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会の同意を得て部会長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和5年4月1日から施行する。

(この要領の失効)

2 この要領は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

(旧要領の廃止)

3 本要領の施行に伴い横須賀市障害福祉計画等検討部会設置要領(平成29年4月1日施行及び障害者計画等検討部会設置要領(令和2年4月1日施行)は、廃止する。

(2)障害福祉計画等検討部会 委員名簿

No.	区分	委員名	所属・役職等
1	学識	あきもと こうせい 秋元 孝誠	よこすか就労援助センター 施設長
2	学識	いちかわ せいこ ○市川 成子	障害者施策検討連絡会 代表
3	学識	かいばら やすえ 海原 泰江	障害とくらしの支援協議会 会長
4	学識	かねこ まさひろ 金子 将大	公募市民
5	学識	きしかわ まなぶ ◎岸川 学	神奈川県立保健福祉大学 講師
6	学識	ごほんぎ あい 五本木 愛	一般社団法人sukasukaippo 代表理事
7	学識	しもえ ひでお 下江 秀雄	NPO法人横須賀つばさの会 理事長
8	学識	たかたに のぶよし 高谷 信好	横須賀市障害関係施設協議会 会長
9	学識	みつぎき よしえ 満崎 良枝	障害当事者
10	学識	やまべ ようこ 山邊 陽子	横須賀市療育相談センター 地域生活支援課長
11	行政	つばき ゆういち 椿 雄一	地域福祉課長
12	行政	こすげ としひこ 小菅 俊彦	保健所保健予防課長
13	行政	やまだ まさあき 山田 正明	こども家庭支援課長
14	行政	ふかい ともこ 深井 朋子	児童相談課長
15	行政	こたに あゆみ 小谷 亜弓	教育委員会事務局 支援教育課長

(注)◎は部会長、○は職務代理者を示します。

(3)障害福祉計画等検討部会の開催経過

第1回検討部会

- 日 時:令和5年5月17日(水)
- 会 場:横須賀市役所本庁舎3号館3階301会議室
- 議 事: (1)委員長の互選、副委員長の選任について
(2)本市の障害者の状況について
(3)現計画の概要および進捗状況について
(4)策定する計画の概要について
(5)アンケート調査の内容について

第2回検討部会

- 日 時:令和5年7月27日(木)
- 会 場:ヴェルクよこすか3階第3研修室
- 議 事: (1)アンケート調査の結果について(速報)
(2)計画のアウトラインについて

第3回検討部会

- 日 時:令和5年8月16日(水)
- 会 場:ヴェルクよこすか3階第3研修室
- 議 事: (1)アンケート調査の結果について(確定)
(2)各目標の現状・課題と目標達成に向けた方策(案)について

第4回検討部会

- 日 時:令和5年9月20日(水)
- 会 場:横須賀市役所本庁舎3号館3階301会議室
- 議 事: (1)計画案について

第5回検討部会

- 日 時:令和5年10月16日(月)
- 会 場:横須賀市役所本庁舎3号館3階302会議室
- 議 事: (1)パブリック・コメント(案)について

第6回検討部会

日 時:令和5年12月22日(金)

会 場:横須賀市役所本庁舎3号館3階302会議室

議 事: (1)パブリック・コメント手続結果について
(2)第7期障害福祉計画等の答申案について

第7回検討部会

日 時:令和6年1月19日(金)

会 場:横須賀市役所本庁舎3号館3階302会議室

議 事: (1)
(2)
(3)

(4)パブリック・コメント手続の結果概要

横須賀市社会福祉審議会で作成した計画素案に対し、横須賀市パブリック・コメント手続条例に準じて、次のとおりパブリック・コメント手続を実施しました。

①意見募集期間

令和5年11月17日(金)から12月6日(水)まで

②意見提出者の数及び意見の件数

意見提出者 13人

意見の件数 89件(重複意見含む)

I 提出状況

提出方法	人数
直接提出	2人
郵送	0人
ファクス	2人
E-Mail	9人
合計	13人

II 章別の件数

項目名	件数
第1章 計画策定の基本的な考え方	1件
第2章 障害者をとりまく現状	0件
第3章 成果目標	24件
第4章 障害福祉サービス等の見込量等	52件
第5章 計画の推進体制等	0件
その他意見	12件
合計	89件

(5)アンケート調査の概要

①調査目的

障害児者および特定医療費(指定難病)医療受給者の現状やニーズを把握し、障害福祉計画等の策定資料および今後の市の施策決定の参考資料として役立てる。

②調査対象

I 身体障害児者(65歳未満の身体障害者手帳所持者)

944人 対象総数の約30%

II 知的障害児者(療育手帳所持者)

1,005人 対象総数の約30%

III 精神障害者(65歳未満の精神障害者保健福祉手帳所持者)

1,166人 対象総数の約30%

IV 特定医療費(指定難病)医療受給者

30人 当事者団体の会員に送付 ※これ以外に保健所窓口で直接配布

③調査期間

令和5年6月14日(水)～6月30日(金)

④調査方法

身体・知的・精神手帳所持者等の中から、約30%を無作為抽出し、郵送によりアンケート回答を依頼。回答は無記名とし、返信用封筒による郵送回答または電子申請による回答のいずれでも回答可能とした。

⑤回収結果

障害別	送付数	回収数			回収率		
身体障害	944	郵送	298	380	郵送	31.6%	40.3%
		電子	82		電子	8.7%	
知的障害	1,005	郵送	329	366	郵送	32.7%	36.4%
		電子	37		電子	3.7%	
精神障害	1,166	郵送	332	406	郵送	28.5%	34.8%
		電子	74		電子	6.3%	
難病	30	郵送	18	18	郵送	60%	60%
		電子	0		電子	0%	
全体	3,145	郵送	977	1,170	郵送	31.1%	37.2%
		電子	193		電子	6.1%	

(6) アンケート調査の集計結果(抜粋)

問1 主にこのアンケートに回答する方はどなたですか。

障害種別	身体	療育	精神	難病	総計
本人(代筆含む)	303	127	340	18	788
本人の家族	69	207	54	0	330
家族以外の介助者	7	21	1	0	29
その他	0	4	1	0	5
未回答	1	7	10	0	18
総計	380	366	406	18	1,170

問2 あなた(あて名ご本人)は、何歳ですか。

年齢	身体	療育	精神	難病	総計
5 歳以下	7	14	1	0	22
6～11 歳	12	42	8	0	62
12～17 歳	7	49	6	0	62
18～39 歳	45	125	96	0	266
40 歳以上	303	131	287	18	739
未回答	6	5	8	0	19
総計	380	366	406	18	1,170

問3 あなた(あて名ご本人)の住んでいる地域は、次のうちどれですか。

地域	身体	療育	精神	難病	総計
追浜地域	29	17	32	1	79
田浦地域	16	18	17	1	52
逸見地域	7	6	8	1	22
本庁地域	50	59	69	4	182
衣笠地域	62	53	65	3	183
大津地域	27	23	34	4	88
浦賀地域	47	43	48	2	140
久里浜地域	66	50	64	1	181
北下浦地域	25	30	32	0	87
西地域	43	53	28	1	125
その他・未回答	8	14	9	0	31
総計	380	366	406	18	1,170

問4 あなたが持っている障害者手帳の手帳種別とその障害程度は次のうちどれですか。

(重複障害の場合はそれぞれで計上)

手帳種別・等級	身体	療育	精神	難病	総計
身体障害者手帳(1級)	149	26	4	0	179
身体障害者手帳(2級)	101	16	19	2	138
身体障害者手帳(3級)	53	6	8	0	67
身体障害者手帳(4級)	53	2	1	0	56
身体障害者手帳(5級)	13	2	3	1	19
身体障害者手帳(6級)	18	2	0	0	20
療育手帳(A1)	37	84	1	0	122
療育手帳(A2)	3	77	3	0	83
療育手帳(B1)	4	78	2	0	84
療育手帳(B2)	0	103	8	0	111
精神障害者保健福祉手帳(1級)	2	1	24	0	27
精神障害者保健福祉手帳(2級)	9	2	229	0	240
精神障害者保健福祉手帳(3級)	1	2	120	0	123
その他・未回答	3	8	10	15	36
総計	446	409	432	18	1,305

問6 あなたは障害支援区分の認定を受けていますか。

区分認定	身体	療育	精神	難病	総計
区分1	17	4	3	0	24
区分2	12	24	18	0	54
区分3	6	17	12	0	35
区分4	7	29	1	0	37
区分5	8	28	3	0	39
区分6	26	43	2	0	71
受けていない	209	73	235	10	527
18歳未満のため、障害支援区分の対象外である	20	87	13	0	120
未回答	75	61	119	8	263
総計	380	366	406	18	1,170

問7 あなたは次の認定あるいは診断を受けていますか。

(重複の場合はそれぞれで計上)

診断	身体	療育	精神	難病	総計
発達障害	21	195	75	0	291
高次脳機能障害	29	8	13	0	50
難病(指定難病)	58	9	16	18	101
いずれも該当しない 未回答	276	158	302	0	736
総計	384	370	406	18	1,178

問8 あなたは、現在、どのように暮らしていますか。

居住状況	身体	療育	精神	難病	総計
家族と同居して暮らしている	275	260	291	14	840
一人で暮らしている	64	10	86	2	162
グループホームで暮らしている	10	34	12	0	56
入所施設(障害者支援施設等)で暮らしている	19	53	3	2	77
病院に入院している	6	1	5	0	12
その他	1	5	7	0	13
未回答	5	3	2	0	10
総計	380	366	406	18	1,170

問9 現在、あなたが一緒に暮らしている人は、どなたですか。

(問8で「家族と同居して暮らしている」を選択した人の回答を計上。重複回答あり)

同居者	身体	療育	精神	難病	総計
父母・祖父母・兄弟姉妹	151	250	193	0	594
配偶者(夫または妻)	119	6	80	10	215
子ども	62	4	59	5	130
その他	5	4	7	0	16
未回答	1	0	1	0	2
総計	338	264	340	15	957

問 10 あなたは、今後、どのように暮らしたいですか。

今後の暮らし方の希望	身体	療育	精神	難病	総計
家族と同居して暮らしたい	211	161	197	13	582
結婚して新たな家族と暮らしたい	27	25	44	0	96
一人で暮らしたい	71	26	95	1	193
グループホームで暮らしたい	12	59	17	0	88
入所施設(障害者支援施設等)で暮らしたい	36	66	10	1	113
その他	11	11	24	1	47
未回答	12	18	19	2	51
総計	380	366	406	18	1,170

問 11 あなたは、地域で暮らす条件として、どのようなことを希望しますか。
(難病除く、重複回答あり)

地域で暮らす条件	身体	療育	精神	総計
介助者(ヘルパー)の確保	160	280	128	568
生活費の確保	214	201	268	683
住環境の確保	163	146	160	469
コミュニケーション支援の充実	67	111	78	256
近くに通える施設や作業所があること	58	160	76	294
在宅で医療を受けられること	62	49	42	153
生活訓練等の充実	37	55	35	127
相談相手や相談機関の充実	99	139	166	404
生活費の管理	39	138	83	260
地域住民の理解や地域での支え合い	1	0	3	4
グループホーム等の宿泊体験ができること	24	86	17	127
緊急の事情により自宅で過ごせないときに、一時的に施設等で支援を受けられること	109	151	94	354
一人暮らしで困ったときなどに、支援者が自宅を訪問し、生活の支援をしてくれること	99	112	143	354
その他	10	12	22	44
未回答	27	28	24	79
総計	1,169	1,668	1,339	4,176

問 15 福祉サービス等について

(1)福祉サービスの利用状況

	回答数	利用 して いる	利用 した こと が ある	知って いるが 利用し ない	利用 でき ない	知ら ない	未回答
ホームヘルプ (居宅介護等)	1,170	63	42	377	128	278	282
外出支援 (移動支援等)	1,170	119	50	343	100	289	269
ショートステイ (短期入所)	1,170	49	64	414	113	253	277
入所施設 (障害者支援施設等)	1,170	84	30	425	114	244	273
通所施設 (18 歳以上)	1,170	183	66	300	112	232	277
児童のサービス (18 歳未満)	1,170	93	19	174	133	231	520
グループホーム (共同生活援助)	1,170	60	13	422	136	249	290
相談サービス	1,170	198	80	279	38	306	269
地域作業所(地域活 動支援センター含 む)	1,170	72	59	370	111	278	280
訪問入浴サービス	380	12	7	154	40	82	85
手話通訳者の派遣	380	8	4	103	41	125	99
要約筆記者の派遣	380	2	5	98	35	145	95
日常生活用具の給付	764	81	36	148	67	248	184
補装具の交付・修理	398	81	36	78	26	91	86
住宅改修費の助成	764	11	35	202	87	240	189
デイケア	406	19	58	143	20	69	97
成年後見制度	1,170	41	8	422	64	359	276
訪問相談・指導	18	1	0	1	3	6	7
相談会	18	0	2	3	2	4	7
交流会・講演会	18	1	7	0	1	2	7

(2)福祉サービスの満足度

	回答数	満足して いる	少し不満 である	不満であ る	未回答
ホームヘルプ (居宅介護等)	1,170	251	69	43	807
外出支援(移動支援 等)	1,170	274	85	54	757
ショートステイ (短期入所)	1,170	237	70	62	801
入所施設 (障害者支援施設等)	1,170	252	49	59	810
通所施設(18歳以上)	1,170	300	77	40	753
児童のサービス (18歳未満)	1,170	236	28	35	871
グループホーム (共同生活援助)	1,170	242	51	53	824
相談サービス	1,170	292	72	71	735
地域作業所(地域活動 支援センター含む)	1,170	256	44	47	823
訪問入浴サービス	380	102	6	15	257
手話通訳者の派遣	380	95	6	13	266
要約筆記者の派遣	380	94	4	11	271
日常生活用具の給付	764	175	43	25	521
補装具の交付・修理	398	104	33	29	232
住宅改修費の助成	764	141	31	34	558
デイケア	406	90	26	23	267
成年後見制度	1,170	233	38	64	835
訪問相談・指導	18	0	0	0	18
相談会	18	1	0	0	17
交流会・講演会	18	2	1	1	14

問 17 あなたが、将来利用したい福祉サービス等はどれですか。(重複回答あり)

利用したいサービス	身体	療育	精神	難病	総括
ホームヘルプサービス(居宅介護等)	127	93	93	9	322
外出支援(移動支援等)	109	146	66	6	327
ショートステイ(短期入所)	60	92	46	4	202
入所施設(障害者支援施設等)	65	110	48	4	227
通所施設(18 歳以上)	42	105	36	2	185
児童のサービス(18 歳未満)	11	31	6	0	48
グループホーム(共同生活援助)	41	116	41	2	200
相談サービス	113	120	152	2	387
地域作業所(地域活動支援センターを含む)	29	66	51	0	146
訪問入浴サービス	0	0	3	0	3
手話通訳者の派遣	13	1	1	0	15
要約筆記者の派遣	17	8	8	0	33
日常生活用具の給付	90	41	54	2	187
補装具の交付・修理	105	27	11	0	143
住宅改修費の助成	108	34	61	2	205
成年後見制度	38	103	35	0	176
その他	5	6	21	1	33
特に利用したい福祉サービスはない	52	32	94	1	179
未回答	43	32	35	6	116
総計	1,068	1,163	862	41	3,134

問 23 あなたの、普段の生活に必要な支援は何ですか。次の中から、必要性の高い順に番号を(1, 2, 3…)をつけてください。

(1)全体

	1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	スコア
金銭・財産管理	295	103	94	68	50	60	85	<u>2,260</u>
ホームヘルプサービス(居宅介護等)	72	77	103	83	104	116	114	2,881
外出支援(移動支援等)	95	138	122	105	119	89	43	2,587
グループホーム等住む場所の支援	114	62	81	84	108	116	98	2,739
就労支援(働く場所を探す、働き続けるための支援)	225	149	101	45	50	44	102	<u>2,234</u>
障害者相談サポートセンター等での相談	102	156	170	122	84	62	30	2,414
一人暮らしで困ったときに、自分のことをよく知っている支援者が自宅を訪問する生活支援(自立生活援助)	107	144	141	93	71	63	89	2,546

スコアは1位を1点、2位を2点として、回答者数を乗じた数を合算したもの。スコアが小さいほど必要度が高いと考えられていることを示す。

全体では「金銭・財産管理」と「就労支援」がほぼ同じくらいの数字で必要度が高いという回答結果となっていて、次いで「サポートセンター等での相談」が高くなっている。

問 41 障害のある方が働いていくにあたって、取り組みを充実してほしいことは何ですか。

(重複回答あり)

取り組みの充実の希望	身体	療育	精神	難病	総括
企業や団体、市役所等が障害者を積極的に雇用してほしい	135	122	144	2	403
在宅で仕事ができるような仕組みをつくってほしい	101	41	114	2	258
障害者が仕事をするうえでの援助をする人(ジョブコーチ等)を充実してほしい	60	124	87	1	272
経営者や職場の同僚等に障害者に対する理解を深めてほしい	116	135	127	1	379
仕事をするための訓練や講習等を充実してほしい	61	91	83	1	236
職場までの交通手段を充実したり、利用しやすいようにしてほしい	71	73	84	1	229
就労や仕事に関する情報を提供したり、相談体制を充実してほしい	83	103	119	1	306
勤務場所におけるバリアフリー等を整えてほしい	45	16	17	1	79
短時間勤務や勤務日数等をよく考えてほしい	74	73	119	2	268
その他	5	6	13	0	24
特に充実してほしい取り組みはない	10	9	14	0	33
総括	761	793	921	12	2,487

問 44 障害のある子どもの教育・療育について、何が不足していると思いますか。
(重複回答あり)

子どもの療育教育で 不足しているもの	身体	療育	精神	難病	総括
低い年齢からの診断・相談・療育	82	112	118	3	315
身近なところにある保育園、幼稚園、学童クラブ、学校に通えること	74	82	76	3	235
療育・保育・教育から就労までの一貫した支援	82	155	114	4	355
家庭・教育・福祉等の連携のための情報共有の仕組みの充実	66	120	93	5	284
一人ひとりのニーズに応じた教育	80	121	123	5	329
校舎のバリアフリー等設備	52	33	42	3	130
教職員の研修、看護師や介護スタッフの配置	75	109	81	3	268
進学や就職についての相談・支援	75	117	105	3	300
保護者に対する情報提供・支援	75	145	105	4	329
理学療法士、作業療法士等の専門職の支援	51	75	55	4	185
その他	9	12	14	1	36
特にない	70	56	64	2	192
総計	791	1,137	990	40	2,958

問 48 あなたは、障害があることで差別を受けたり嫌な思いをしたり、配慮や工夫をしてもらえなくて困ったりしたことがありますか。

差別を受けた経験	身体	療育	精神	難病	総括
ある	96	114	128	0	338
少しある	117	98	120	3	338
ない	131	129	143	11	414
未回答	36	25	15	4	80
総括	380	366	406	18	1,170

問 49 どのような場所で差別を受けたり嫌な思いをしたり、配慮や工夫をしても
 らえなくて困ったりしたことがありますか。(重複回答あり)

差別を受けた場所	身体	療育	精神	難病	総括
学校・仕事場	89	118	122	0	329
仕事を探すとき	40	15	80	0	135
外出先(お店等)	83	85	64	2	234
余暇を楽しむとき	29	47	37	0	113
病院等医療機関	32	35	43	0	110
住んでいる地域	29	45	48	0	122
その他	26	20	28	0	74
総括	328	365	422	2	1,117

問 51 障害者差別解消法についてご存じですか。

差別解消法	身体	療育	精神	難病	総括
名前も内容も知っている	34	28	20	0	82
名前を聞いたことがあるが、内 容は知らない	83	91	79	1	254
名前も内容も知らない	217	224	289	13	743
未回答	46	23	18	4	91
総括	380	366	406	18	1,170

第 7 期横須賀市障害福祉計画（第 3 期横須賀市障害児福祉計画を含む）
（案）に関するパブリック・コメント手続（意見募集）の結果について

1 意見募集期間

令和 5 年（2023 年）11 月 17 日（金）から 12 月 6 日（水）まで

2 意見提出者数及び意見件数

13 人の方から 89 件の意見の提出がありました。

■ 提出状況

提出方法	人 数
直接提出	2 人
郵 送	0 人
ファクス	2 人
E-mail	9 人
そ の 他	0 人
合 計	13 人

■ 章別の件数

項 目 名	件数
第 1 章 計画策定の基本的な考え方	1 件
第 2 章 障害者を取りまく現状	0 件
第 3 章 成果目標	
福祉施設の入所者の地域生活への移行	0 件
精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	1 件
地域生活支援の充実	0 件
福祉施設から一般就労への移行等	6 件
障害児支援の提供体制の整備等	7 件
相談支援体制の充実・強化等	6 件
障害福祉サービス等の質の向上	4 件
第 4 章 障害福祉サービス等の見込量等	
訪問系サービスの見込量	1 件
日中活動系サービスの見込量	12 件
居住系サービスの見込量	14 件
相談支援の見込量	2 件
障害児通所支援等の見込量	2 件
相談支援事業等の見込量	1 件
意思疎通支援事業の見込量	1 件
日常生活用具給付等事業の見込量	0 件
移動支援事業および日中一時支援事業の見込量	10 件
地域活動支援センター事業（地域作業所含む）の見込量	6 件
その他計画を推進するにあたって留意すべき視点	3 件
第 5 章 計画の推進体制等	0 件
その他、意見や要望	12 件
合 計	89 件

3 提出された意見の概要及びそれに対する考え方

第1章 計画策定の基本的な考え方 (P. 1～P. 2)

No.	意見の概要	件数	考え方
1	今回の計画は、「誰もが自分らしく幸せに生きられるまち」という Yokosuka ビジョンの目標に基づき、分かりやすく市の考え方を伝えていて、障害当事者を含む市民に寄り添ったものと評価する。 このスタンスを継続することを明確にするためにも、第1章に「今回策定した計画は第3章第4章に、具体的課題ならびに目標達成に向けた取り組みを記載しました。行政の方向性を示すことにより「誰もが自分らしく幸せに生きられるまち」の実現に資するものであることを明らかにしています。」との記載の追加を希望する。	1	障害のある人も含むすべての市民にとって分かりやすい内容とすることを意図して策定していることを明示するため、第3章の冒頭に、「<u>本計画では、各目標に対する本市の課題や取り組みを分かりやすい形で整理して示すため、各項目を「現状・課題」、「成果目標等の設定の考え方」、「目標達成に向けた取り組み」の構成とし、それぞれ本市の考えを記載しています。」との記載を追加します。</u> また、第4章の冒頭にも、「<u>第3章にない、本章の各項目も、「現状・課題」、「見込量の設定の考え方」、「見込量達成に向けた取り組み」の構成とし、それぞれ本市の考えを記載しています。」との記載を追加します。</u>

第2章 障害者を取りまく現状 (P. 3～P. 24)

意見なし

第3章 成果目標

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行 (P. 26～P. 27)

意見なし

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 (P. 28～P. 29)

No.	意見の概要	件数	考え方
2	地域移行にあたっては、地域包括ケアシステムの構築やアウトリーチなど、長期的に関わる体制が必要であることも念頭に置いて対応してほしい。	1	いただいたご意見を念頭に置いて引き続き対応していきます。

(3) 地域生活支援の充実 (P. 30～P. 32)

意見なし

(4) 福祉施設から一般就労への移行等 (P. 33～P. 34)

No.	意見の概要	件数	考え方
3	一般就労について、企業側が障害者雇用を検討するハードルを下げられるような取り組みや、企業が安定的・継続的に障害者雇用ができるような配慮をしてほしい。	1	障害のある人の一般就労の促進や職場定着は、経済的自立や社会参加による生きがいを生み出すという点で、本市としても重要な施策であると認識しています。 いただいたご意見については、今後の施策検討の参考にさせていただきます。
4	一般就労に向けた企業実習や定着支援をもっと充実させてほしい。	1	
5	職場定着支援の職員の増や、処遇改善を図ってほしい。	2	
6	特に支援学校を卒業する学生など、早期に雇用ニーズを把握し、ニーズにマッチする雇用先の募集や誘致をしてほしい。	1	
7	求人票に、企業側が提供している配慮や、受け入れ可能な障害の種類・特性も記載してもらえれば、採用のミスマッチが減ると思う。	1	ハローワークの求人票の項目は全国統一の内容であると認識していますので、対応は難しいものと考えますが、ご意見は機会をとらえて関係機関等と共有したいと思います。

(5) 障害児支援の提供体制の整備等 (P. 35～P. 37)

No.	意見の概要	件数	考え方
8	主に重症心身障害児を支援する事業所数の目標について、現状の事業者数を踏まえ、「5カ所以上」としたほうがよい。	1	令和5年11月現在、市内の主に重症心身障害児を支援する事業所は3カ所存在し、現在の案における目標を達成しています。 そこでご意見を踏まえ、より高い目標を設定するため、成果目標を「 <u>5カ所以上を確保</u> 」に変更します。 また、成果目標・活動指標の設定の考え方のうち、当該目標の説明文について、「主に重症心身障害児を支援する障害児通所支援事業所については、令和5年11月現在で市内に <u>3カ所</u> 存在しますが、さらなる拡大を目指し、令和8年度末までに少なくとも <u>5カ所</u> を確保することを目標とします。」に修正します。
9	ペアレントトレーニング等の支援プログラムの指標について、「実施者数(支援者)」を指標とする必要性があまり感じられないので、削除したほうがよい。	1	現在ペアレントトレーニング等の支援プログラムは、市内では専門機関である療育相談センターのみで実施しており、計画期間中に実施者が増えることは見込んでいません。 そこでご意見を踏まえ、 <u>活動指標の「実施者数(支援者)」については削除します。</u>
10	医療的ケア児を受け入れることができる放課後等デイサービス事業所を増やしてほしい。	1	活動指標の設定のとおり、各年度1カ所ずつ増やしていくことを目指し、支援者の養成等の取り組みを検討していきます。
11	発達障害が疑われるときの相談先を充実してほしい。	1	行政機関の相談窓口のほか、発達支援コーディネーターの養成などを通じ、保育園等でも一次的な相談が受けられるような体制づくりを検討していきます。
12	「幼稚園、保育園、学校生活等の課題について、教育委員会と連携をもった取り組みをします」との記載の追加を希望する。	1	ご意見を踏まえ、目標達成に向けた取り組みのうち、「保育所、幼稚園、認定こども園、学校等における障害理解の促進を図ります。」とあるところを、「～障害理解の促進を図るとともに、 <u>これらの場における課題の解決に向けて、教育委員会等の関係機関と連携して取り組んでいきます。</u> 」と修正します。

13	「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」に対する市のスタンスを明確にするために、「法の理念に沿った対応をします。」という記載を希望する。	1	ご意見を踏まえ、目標達成に向けた取り組みに、「 <u>医療的ケア児の支援にあたっては、</u> <u>「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」の理念に沿って対応します。</u> 」との記載を追加します。
14	医療的ケア児の実態が把握できる仕組みを考えてほしい。	1	医療機関等の関係機関と情報連携しながら、医療的ケア児の人数やニーズを把握できる仕組みづくりを検討します。

(6) 相談支援体制の充実・強化等 (P. 38～P. 39)

No.	意見の概要	件数	考え方
15	相談支援事業所の数や相談支援専門員の人数を早急に増やしてほしい。	2	令和5年度に、市内5カ所の障害者相談サポートセンターの相談支援専門員を2人から3人に増員するなど、本市としても対応を進めていますが、十分ではない状況であることは認識しています。
16	相談支援員の処遇改善と労働環境の整備を早急にしてほしい。	1	「複数の相談支援事業所における協働モデル事業」の実施により、まずは相談支援事業所の報酬額のアップや連携強化を図ることで相談支援員の処遇を向上することから進めていきたいと考えています。
17	相談支援専門員の質とはどのようなことを指すのか、質を向上するためにどのような施策をしようとしているかを知りたい。	1	相談支援専門員の質を具体的に示すことは難しいですが、基幹相談支援センターに配置された主任相談支援専門員を中心に指導・助言を行ったり、障害とくらしの支援協議会の相談支援部会における地域会議の実施による相談支援専門員同士の連携強化を図ったりすることにより、スキルや対応力の向上を図ります。
18	福祉や医療などの専門職の連携により、相談支援の充実を図ってほしい。	1	福祉や医療機関で構成される既存の協議会等において連携を図ることで、相談支援の充実を図っていきます。
19	相談支援専門員の仕事を色々な媒体や場で知る機会を設けてほしい。	1	相談支援専門員の重要性を啓発する機会を創出できないかを検討します。

(7) 障害福祉サービス等の質の向上 (P. 40)

No.	意見の概要	件数	考え方
20	グループホームの支援員の質が今どのレベルなのかと、どれくらいの質にしようとしているかを明示してほしい。	1	グループホームの支援員の質を具体的に示すことは難しいですが、基幹相談支援センター等による研修等の実施により、知識や支援力の向上を図ります。
21	重度障害のある人を支援できる人材を増やしてほしい。	2	強度行動障害支援者養成研修や喀痰吸引研修等の受講促進のための助成制度の検討などにより、重度障害のある人を支援できる人材の育成を図ります。
22	研修の活用や、同業者との関係性の構築により、福祉に関わる支援者全体の質の向上を図ってほしい。	1	基幹相談支援センター等による研修等を実施するほか、既存の協議会等を通じた連携強化により、障害者福祉に関わる支援者全体の質の向上を図ります。

第4章 障害福祉サービス等の見込量等

(1) 訪問系サービスの見込量 (P. 42～P. 43)

No.	意見の概要	件数	考え方
23	重度訪問介護を障害児も利用できるようにしてほしい。	1	重度訪問介護の対象者は、原則として 18 歳以上の重度の肢体不自由者、または知的障害者もしくは精神障害者で常時介護が必要な人と定められており、 「15 歳以上の障害児であって、児童相談所長が必要性を認めた場合」を除いては、障害児が重度訪問介護を利用することはできません。 このため、障害福祉サービスやその他のサービス等を組み合わせること等により、必要な支援を提供することができないか、個々の状況に合わせて一緒に考えていきます。

(2) 日中活動系サービスの見込量 (P. 44～P. 47)

No.	意見の概要	件数	考え方
24	「見込み量には、令和5年度及び令和7年度に、地域活動支援センターから生活介護事業所に2カ所が移行することを考慮しています」とあるが、令和5年度に移行した事業所は1カ所で、かつ移行したサービスは就労継続支援B型のため、記載内容と生活介護の見込量を修正したほうがよい。	1	ご指摘いただいた内容のとおり誤りがありました。大変申し訳ありませんでした。ご指摘を踏まえ、生活介護の見込量を修正し、見込量の設定の考え方の当該見込量の説明文を、「生活介護については～積算しました。 <u>また、見込量には、令和7年度に、地域活動支援センターから生活介護事業所に2カ所が移行することを考慮しています。</u> 」に修正します。
25	障害のある人の日中活動の場をもっと増やしてほしい。	1	日中活動系のサービス事業所については、市内のニーズを充足できるよう、市として対応を引き続き検討していきます。
26	障害のあるこどもが大人になった時の居場所を用意してほしい。	1	
27	生活介護事業所が責任をもって利用者を送迎することを基本にしてほしい。	1	事業所によって人員体制など状況が様々であるため、送迎を行うことを基本とすることは難しいと考えますが、利用者を送迎できる運営体制としてもらうよう、市として引き続き事業所に働きかけていきます。
28	生活介護事業所では通所しないと報酬の請求ができないため、事情があって通所できない人の支援は事業所が持ち出しで対応している。 それを救える制度を検討してほしい。	1	日頃から障害のある人それぞれの事情に寄り添ってご対応いただきありがとうございます。 国の報酬制度に関わるご意見ですので、ただちに対応することは難しいと考えますが、いただいたご意見を今後の施策検討の参考とさせていただきます。
29	市内に宿泊型自立訓練事業所を作してほしい。	1	まずは市内で施設入所支援事業等を行っている法人に対して、新たに設置することができないか、働きかけていきます。
30	就労継続支援B型の工賃アップを図ってほしい。	1	工賃のアップに向けて、施設の授産品の販路拡大など、市としてできる限り協力していきたいと考えています。
31	市内に短期入所施設が不足している。特に緊急時に短期入所ができる施設を早急に作ってほしい。	4	短期入所のニーズに対する施設の不足については認識しており、市として対応を引き続き検討していきます。 また、緊急時の短期入所については、地域生活支援拠点の整備を進める中で、受け入れ体制の構築を図っていきます。

32	緊急時の短期入所のコーディネートについて、具体的にどのような仕組みにしようとしているかを明示してほしい。	1	現時点で具体的なコーディネートの仕組みのイメージはお示しできませんが、地域生活支援拠点の整備を進める中で、市内の相談支援事業所や短期入所事業所等と連携しながら仕組みづくりを進めていきます。
----	--	---	--

(3) 居住系サービスの見込量 (P. 48～P. 50)

No.	意見の概要	件数	考え方
33	重度の障害のある人が入居できるグループホームを市内に作ってほしい。	6	「見込量達成に向けた取り組み」に記載している取り組み等の検討を進めることにより、重度の障害のある人や肢体不自由のある人が入居できるグループホームの増と、職員の育成や職場環境の質の向上を図ります。
34	肢体不自由のある人のグループホームを市内に作ってほしい。	1	
35	グループホームの職員の育成と、その人たちが離職しないような職場環境づくりに取り組んでほしい。	1	
36	グループホームに外部の居宅介護を利用できる制度を検討してほしい。	2	現在の国の制度の経過的措置が今後どのようなかを見極めたうえで検討したいと考えています。
37	グループホームについて災害時の備えや意識が不足していると感じるので、いざという時のための準備を呼びかけてほしい。	1	具体的にどのような備えが必要かなど、まずはグループホームの事業者と意見交換できないか検討したいと思います。
38	グループホームについて、希望する人がきちんと入居できる体制を具体的に作ってほしい。	1	グループホームについては、引き続き現状の把握に努め、必要な施策を検討していきたいと考えています。いただいたご意見については、今後の施策検討の参考にさせていただきます。
39	グループホームで週末や祭日に利用できないところがあり、週末等に帰宅を余儀なくされるので、その状況を解決する制度・方法を考えてほしい。	1	

40	グループホームのサービスに関するトラブルがあった場合の、解決のための相談先を示してほしい。	1	グループホームでは、指定運営基準に基づき、苦情解決の相談窓口を設置し、苦情受付担当者及び苦情解決責任者を定めることなどにより、サービスに関するトラブル等に対して、適切に対応することとなっています。 このほか、苦情等の相談窓口として、神奈川県社会福祉協議会に設置されている「かながわ福祉サービス運営適正化委員会」があります。 また、苦情等の内容によっては、本市の障害福祉課や指導監査課も相談を受け付けています。
----	---	---	--

(4) 相談支援の見込量 (P. 51～P. 53)

No.	意見の概要	件数	考え方
41	特別支援学校高等部の卒業生の計画作成がセルフプランになってしまう現状の問題は改善を図ってほしい。	1	療育相談センター以外の相談支援事業所が新たに計画を作成しやすくなるような取り組みの検討を進めることで、改善を図っていきたいと考えています。
42	障害児の計画作成をセルフプランに切り替えるのはやむを得ない措置として記載されていると考えるため、誤解のないように「セルフプランでの対応が可能な学齢児の～」という文章の前に、「当面の措置として」と記載の追加を希望する。	1	ご意見を踏まえ、見込量達成に向けた取り組みのうち、「横須賀市療育相談センターに障害児の計画の作成が極端に集中している状況を緩和させるため、セルフプランでの対応が～」とあるところ、「横須賀市療育相談センターに障害児の計画の作成が極端に集中している状況を緩和させるため、 <u>当面の措置として</u> 、セルフプランでの対応が～」と修正します。

(5) 障害児通所支援等の見込量 (P. 54～P. 57)

No.	意見の概要	件数	考え方
43	早い時間から開所していたり、延長利用ができたりする放課後等デイサービスや日中一時支援事業所を増やしてほしい。	1	令和6年度の障害福祉サービス等の報酬改定の検討の中で、放課後等デイサービス事業所の開所時間の延長についての議論も行われていると聞いています。 そのため、まずは国の動向を見守りたいと思います。

44	放課後等デイサービス事業所が増えたことによる影響を調査してほしい。	1	放課後等児童デイサービス事業所は年々事業者数が増加していますが、それに応じて様々な課題も生まれていると認識しています。 今後施策を進める中で、必要に応じて実態調査なども検討したいと思います。
----	-----------------------------------	---	--

(6) 地域生活支援事業 相談支援事業等の見込量 (P. 58～P. 62)

No.	意見の概要	件数	考え方
45	成年後見制度の推進にあたって、手続きの煩雑さを解消するための具体的な取り組みを検討してほしい。	1	市や「よこすか成年後見センター」を中心に、関係機関と連携しながら成年後見制度の利用促進を図っていく中で、手続きの煩雑さを解消する取り組みも検討していきます。

(7) 地域生活支援事業 意思疎通支援事業の見込量 (P. 63～P. 65)

No.	意見の概要	件数	考え方
46	重度の知的障害で、自分の思う通り言葉が出ない人も、意思疎通支援事業の対象者にしてほしい。	1	現在の意思疎通支援事業は聴覚障害のある人や盲ろう者、失語症者を対象としたもので、派遣する人材も手話通訳者や要約筆記者が主であるため、知的障害のある方の対応は難しいですが、いただいたご意見を今後の施策検討の参考とさせていただきます。 なお、入院時の医療従事者とのコミュニケーション支援については、「重度障害者等入院時コミュニケーション支援事業」の利用が可能な場合があります。

(8) 地域生活支援事業 日常生活用具給付等事業の見込量 (P. 66～P. 67)

意見なし

(9) 地域生活支援事業 移動支援事業および日中一時支援事業の見込量 (P. 68~P. 70)

No.	意見の概要	件数	考え方
47	移動支援のヘルパーの報酬単価の見直しを早期に行ってほしい。	1	移動支援事業については、報酬やルールなど多くの課題があると認識しています。これらの諸課題について、障害とくらしの支援協議会の移動支援部会において制度の見直しに向けた検討を進めながら、課題解決と周知に向けて取り組んでいきます。
48	通所先への移動支援を充実してほしい。	1	
49	移動支援のグループ送迎の利用が伸び悩んでいることについて、アンケートを行うなど原因をきちんと追究したほうがよい。	1	
50	移動支援事業のヘルパーの認知度が低いので、もっと多くの人にその仕事を知ってもらいたい。	1	
51	自力で通所できるよう訓練するための移動支援の利用の仕組みはぜひ整えてほしい。	1	
52	移動支援事業の運用ルールを作り、事業者と利用者に周知してほしい。	1	
53	誰が責任をもって移動支援事業の利用目的や方法を説明するかを明確にしてほしい。	1	移動支援事業については、本市と移動支援事業者との業務委託契約書に基づき、「利用の申込みの際に、利用申込者に対して、運営規程の概要、従事者の勤務体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記載した文書を交付して説明を行い、サービスの提供の開始について利用申込者の同意を得ること」としています。
54	移動支援事業の利用方法について、契約時に事業者側から口頭と書面での説明と、書面の利用者への提出を義務化してほしい。	1	

55	ルール通りに移動支援事業者が利用者を送り届けないなど、利用者の安全に関わる事案が出た時の通報先や、ルール違反を指導する機関を作ってほしい。	1	移動支援事業については、本市と移動支援事業者との業務委託契約書に基づき、「本市は、必要に応じ、移動支援事業者に対して、業務の執行状況及び経理内容について報告を求め、又は調査若しくは監査をすることができる」こととしています。 したがって、利用者の安全に関わる事案が出た時の通報先やルール違反を指導する機関は、本市の障害福祉課となります。 なお、事案等の内容によっては、本市の指導監査課と連携して対応する場合もあります。
56	自宅と事業所が近いなどの理由で移動支援が認められない事例があるが、本当に困っている人については事情を汲んで支給決定をしてほしい。	1	ご意見のような事例も考慮しながら、移動支援の利用のルール等を検討していきます。

(10) 地域生活支援事業 地域活動支援センター事業（地域作業所含む）の見込量
(P. 71～P. 72)

No.	意見の概要	件数	考え方
57	「令和4年度末に1カ所の地域活動支援センターが障害福祉サービス事業所に移行し、1カ所が事業を廃止しています。」とあるが、障害福祉サービス事業所に移行したのは正確には令和5年4月1日なので、表現を修正したほうがよい。	1	ご指摘いただいた内容のとおり表現が正しくありませんでした。大変申し訳ありませんでした。 ご指摘を踏まえ、見込量の設定の考え方の当該見込量の説明文を、「令和4年度末に1カ所の地域活動支援センターが障害福祉サービス事業所に移行し、1カ所が事業を廃止しています。～」とあるところ、「 <u>令和4年度末に1カ所の地域活動支援センターが事業を廃止し、令和5年度当初に1カ所の地域活動支援センターが障害福祉サービス事業所に移行しています。</u> ～」に修正します。
58	規模の小さい施設や作業所であっても、安定的に経営できるように配慮してほしい。	2	地域活動支援センターや地域作業所については、市と事業所で今後も話し合いを重ねながら、今後の役割やあり方の整理を進めていきます。 そのうえで、障害福祉サービスへの移行が難しい事業所については、整理した役割に基づく事業所運営が今後も安定的に継続できるよう、市として必要な支援を行っていきたいと考えています。
59	地域活動支援センターの役割を明確にし、どの地域にどのように整備していくかを考えてほしい。	1	
60	地域活動支援センターで通所できなくなった人の支援をしているが、少ない職員でどこまで支援できるかが課題になっており、今後について一緒に考えてほしい。	1	
61	地域活動支援センターの今後のあり方や方向性について、市と事業所で継続して話し合いの場を持ってほしい。	1	

(11) その他計画を推進するにあたって留意すべき視点 (P. 73～P. 75)

No.	意見の概要	件数	考え方
62	共生型サービスのニーズ把握をしたうえで、まずは実際に市内に事業所を作ってほしい。	1	共生型サービスについては、市内では、生活介護事業所が1カ所指定されているだけであり、認知度も低いことから、まずは当事者や事業関係者への制度の周知を図ることから進めたいと考えています。
63	障害者とその親と一緒に住むことのできる複合施設の存在について、積極的に周知を図ってほしい。	1	

64	65 歳を過ぎてのサービス利用については、一人ひとりの意思を尊重して、丁寧に対応してほしい。	1	65 歳以降も継続して障害福祉サービスの利用を希望する場合には、一律に介護保険サービスを優先させるのではなく、一人ひとりの意思を尊重し、個々の状況に応じて支給決定するよう、丁寧に対応していきます。
----	--	---	--

第5章 計画の推進体制等（P. 76）

意見なし

その他、意見や要望

No.	意見の概要	件数	考え方
65	人材確保のためにも、ホームヘルパーや施設職員など、障害者福祉の従事者について、仕事の内容に見合った報酬にしてほしい。	4	今後、令和6年度に障害福祉サービス等の報酬改定が行われる予定であるため、まずは国の動向を見守りたいと思います。
66	訪問指導事業による障害者に対する機能訓練やリハビリについて、実態や実績を明らかにし、また理学療法士の事業所巡回について、現状と方向性を計画に落とし込んでほしい。	1	本市の健康増進課で実施している「訪問指導事業」は、機能訓練やリハビリを目的に継続的に実施するものではなく、療養上の保健指導が必要な40～64歳の人とその家族を対象に、理学療法士や管理栄養士等が訪問して必要な指導を行うものです。 また、本市の障害福祉課が実施している理学療法士の事業所巡回については、本計画が国の基本指針に基づいた成果目標やサービス見込量を定めるものであるため、現状や方向性を記載することは難しいですが、理学療法士を配置することができない事業所にとっては、必要な事業であると認識しているため、今後も引き続き実施していきたいと考えています。
67	障害のある方の施設を市内に作る際に、近隣住民の方々への説明会を市が仲立ちするなど、施設が地域と良い関係を作ることができるよう支援してほしい。	1	個々の施設ができる際の住民説明会等に市が参加することは難しいと考えますが、広く市民に対する障害のある方への理解促進のための啓発は、今後も引き続き行っていきます。
688	野比に送迎ができる生活介護事業所がない。	1	利用者のニーズを満たす事業所が市内にバランスよく設置されることが望ましいという観点から、今後の施策検討の参考にさせていただきます。
69	地域には、実態が把握できていない、引きこもりや困りごとを抱えた人が多く存在しているということを考慮して施策を進めてほしい。	1	いただいたご意見を念頭に置いて引き続き進めていきます。
70	紙おむつの支給について、年齢によって金額の増額や基準の緩和をしてほしい。	1	限られた財源の中で今後も事業を安定的に継続していくため、現時点で紙おむつの支給基準や金額の変更は難しいと考えますが、いただいたご意見を今後の施策検討の参考とさせていただきます。

71	横須賀市で障害のある人の文化的活動を支える企画を考えてほしい。	1	いただいたご意見については、障害福祉課だけではなく、全市的な対応が必要な内容となりますので、関係部署と情報共有し、今後の施策検討の参考とさせていただきます。
72	早期療育に取り組めるよう、5歳児検診を取り入れてほしい。	1	
73	就学後も PT、OT、ST の利用ができるようにしてほしい。	1	

横須賀市高齢者保健福祉計画（第9期介護保険事業計画を含む）の概要について

1 策定する計画の内容

(1) 概要

高齢者が生きがいをもって暮らし、介護を必要とする状態となることを予防し、また、介護を必要とする状態となっても、住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らし続けることができ、いくつになっても誰もが自分らしく幸せに生きられるまちを実現するため、市町村老人福祉計画及び市町村介護保険事業計画を一体とした「横須賀市高齢者保健福祉計画（第9期介護保険事業計画を含む）」を策定しました。

(2) 根拠法令

老人福祉法第20条の8第1項及び介護保険法第117条第1項

(3) 名称

横須賀市高齢者保健福祉計画（第9期介護保険事業計画を含む）

(4) 計画期間

令和6年度（2024年度）から令和8年度（2026年度）まで（3カ年）

平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
第7期計画期間			第8期計画期間			第9期計画期間		

(5) 目次

第1章 計画策定の趣旨

第2章 高齢者を取り巻く状況と本市の課題

第3章 計画の基本目標

第4章 施策の展開

方針1 それぞれの状態に応じた健康づくり

方針2 地域における支え合いの基盤づくり

方針3 認知症との共生

方針4 高齢者本人と家族を支えるネットワークの充実

方針5 介護保険制度の持続可能で安定的な運営

資料編

2 計画の策定方法

本計画の策定に当たっては、社会福祉審議会高齢福祉専門分科会（以下「分科会」といいます。）において、具体的な検討を行っています。

なお、分科会長には県立保健福祉大学教授が就任しているほか、特別養護老人ホーム、一般社団法人横須賀市薬剤師会、神奈川県看護協会横須賀支部、公益財団法人横須賀シルバー人材センター、一般社団法人横須賀市医師会、社会福祉法人横須賀市社会福祉協議会、一般社団法人横須賀市歯科医師会の各役員と市民公募委員1名を含む、全9名の委員でご検討いただきました。

3 計画策定の経過

- (1) 横須賀市社会福祉審議会：令和5年1月31日
市長から社会福祉審議会委員長へ諮問
- (2) 高齢福祉専門分科会（全9回）：令和5年5月18日から令和6年1月18日まで
- (3) 市民アンケート調査：令和4年11月から12月まで
 - ①横須賀市高齢者福祉に関するアンケート調査（介護予防・日常生活ニーズ調査を含む）
対象者：要介護認定を受けていない高齢者 2,400人
回答数：1,500人（回収率：62.5%）
 - ②横須賀市介護保険に関するアンケート調査（在宅介護実態調査を含む）
対象者：在宅で生活をしている要支援・要介護認定を有する方のうち、更新申請・区分変更申請に伴う認定調査を受けた方 3,000人
回答数：1,495人（回収率：49.8%）
- (4) 介護事業所アンケート調査：令和4年11月から12月まで
対象者：市内全指定介護保険サービス事業所（一部のサービスを除く）及び住宅型有料老人ホーム、軽費老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅 604 事業所
 - ①介護人材実態調査
 - ◎事業所票 介護職員数、介護職員の離職者数、人材不足の状況など
配布数：570 部 回収数：385 部（回収率：67.5%）
 - ◎介護職員票 現在の勤務状況、以前の勤務状況など
回収数：1,839 部
 - ②在宅生活改善調査
 - ◎事業所票 過去1年間で居所を変更した利用者の状況など
配布数：133 部 回収数：103 部（回収率：77.4%）
 - ◎利用者票 現在生活の維持が難しくなっている利用者の状況など
回収数：180 部
 - ③居所変更実態調査
 - ◎入居者の状況、入居前・退去後の居所と変更の理由など
配布数：133 部 回収数：73 部（回収率：54.9%）

- (5) パブリック・コメント手続：令和5年11月17日から令和5年12月6日まで
意見の提出者数と意見数：7名から18件の意見提出
- (6) 横須賀市社会福祉審議会：令和6年1月31日
社会福祉審議会委員長から市長へ計画案の答申
- (7) 議会報告・計画公表：令和6年3月13日

4 今後の実施・進管理体制など

- (1) 実施体制
福祉こども部が中心となり、関係部局、関係機関などと連携と取りながら、総合的かつ効果的な実施を図ります。
- (2) 進管理体制・評価方法
横須賀市社会福祉審議会高齢福祉専門分科会において、着実な進管理・評価を行います。

(案)

令和6年（2024年）1月31日

横須賀市社会福祉審議会

委員長 松谷 有希雄

横須賀市社会福祉審議会

高齢福祉専門分科会会長 西村 淳

横須賀市高齢者保健福祉計画（第9期介護保険事業計画を含む）
の策定について（報告）

令和5年（2023年）1月31日付け横福総第57号をもって市長からなされた
諮問のうち、高齢福祉専門分科会に付託された標記計画の策定について、別添
のとおり取りまとめましたので、その結果を報告いたします。

横須賀市高齢者保健福祉計画

(第9期介護保険事業計画を含む)

(答申案)

令和6年度(2024年度)～令和8年度(2026年度)



令和6年(2024年)2月

横須賀市

は じ め に

横須賀市高齢者保健福祉計画（第9期介護保険事業計画を含む）

目 次

第1章 計画策定の趣旨	1
1 計画の位置付け	2
2 計画の期間	2
3 各計画との関係	2
4 計画への市民意見の反映	3
(1) アンケート調査	3
(2) 横須賀市社会福祉審議会高齢福祉専門分科会等	4
(3) パブリック・コメント手続(市民意見公募)の実施	4
 第2章 高齢者を取り巻く状況と本市の課題	 5
1 高齢者人口の推移と将来推計	6
(1) 人口推計	6
(2) 年齢構成	6
(3) 高齢化率	7
(4) 世帯の状況	8
2 要介護・要支援認定者数等の現状と推計	9
(1) 年齢階層別要介護・要支援認定者割合等の現状	9
(2) 要介護・要支援認定者数等の推計	11
(3) 要介護・要支援認定者における認知症状の出現割合の現状	12
3 日常生活圏域の状況	14
(1) 日常生活圏域	14
(2) 日常生活圏域別の高齢者人口等	15
(3) 日常生活圏域別の介護保険サービス事業所数	16
(4) 日常生活圏域別の高齢者向け施設数	17
4 本市の課題	18
(1) 保険者機能強化推進交付金から見た課題	18
(2) 介護人材推計における課題	20
(3) 地域包括ケアシステムの構築状況における課題	21
 第3章 計画の基本目標	 23
1 基本目標	24
2 位置付け	24
(1) 計画全体のビジョン	24
3 基本目標実現に向けて～地域包括ケアシステムの深化・推進～	25

4	基本目標実現のための施策の取組方針	27
5	体系	28

第4章 施策の展開 29

方針1	それぞれの状態に応じた健康づくり	30
1	健康づくり・介護予防の推進	32
(1)	フレイルの早期発見と対策	32
(2)	生活習慣病の予防と早期発見・重症化予防	35
(3)	自立支援・重度化防止のための取組	36
方針2	地域における支え合いの基盤づくり	40
2	生きがいづくり・社会参加支援	42
(1)	社会参加の促進	42
(2)	地域の健康度を高めるための取組	46
3	支え合い活動への支援	48
(1)	支え合う地域のネットワークづくり	48
(2)	地域福祉促進のための連携・協力	51
方針3	認知症との共生	54
4	認知症に対する理解の促進	56
(1)	普及啓発・本人発信支援	56
5	認知症当事者と家族への支援	58
(1)	認知症高齢者・介護者の支援の充実	58
(2)	認知症の各種相談・支援の実施	61
(3)	認知症地域支援体制の強化	63
(4)	若年性認知症の人への支援、社会参加支援	64
方針4	高齢者本人と家族を支えるネットワークの充実	66
6	在宅生活の継続支援	68
(1)	情報発信	68
(2)	住環境の整備	71
(3)	ひとり暮らし高齢者への支援	74
(4)	介護者への支援	75
(5)	介護保険制度の利用とサービス種類	77
7	包括的な相談支援の充実	80
(1)	相談支援体制の強化	80
(2)	地域包括支援センターの機能強化	83
(3)	地域ケア会議の充実	86
8	尊厳の保持・権利擁護の推進	88
(1)	高齢者の権利を守るための取組について	88
(2)	成年後見制度の利用促進	91

(3) 成年後見制度の多様な担い手の確保・育成の推進	94
(4) 終活支援の推進	96
(5) 高齢者虐待の未然防止	98
(6) 高齢者虐待の早期発見	101
9 医療・介護の連携の推進	104
(1) 多職種連携の推進	104
(2) 在宅療養・在宅看取りに関する市民啓発の推進	108
(3) 在宅療養・在宅看取りに関わる人材育成の推進	110
10 災害等に対する支援	112
(1) 地域の防災について	112
(2) 介護サービス事業所の防災について	113
方針5 介護保険制度の持続可能で安定的な運営	116
11 介護保険の状況	118
(1) 介護保険で利用できるサービス	118
(2) 介護保険施設及び介護保険事業所の整備状況	122
(3) 介護保険サービスの利用状況	126
12 介護給付適正化の推進	129
(1) 要介護認定の適正化	129
(2) 介護給付の適正化	132
13 介護人材の確保・定着支援と業務の効率化	136
(1) 介護人材の確保支援	136
(2) 介護人材の定着・育成支援	137
(3) 介護保険業務の効率化と従事者の負担軽減	138
14 介護保険事業の見込み	140
(1) 介護保険施設及び介護保険事業所の整備計画	140
(2) 介護保険サービス量の推計	146
(3) 介護保険給付費等の推計	151
(4) 第1号被保険者の保険料	155
資料編	161
1 計画の策定体制	162
(1) 横須賀市社会福祉審議会条例	162
(2) 横須賀市社会福祉審議会 高齢福祉専門分科会委員名簿	164
(3) 横須賀市社会福祉審議会 高齢福祉専門分科会 開催経過	165
2 索引	169

第 1 章 計画策定の趣旨

- 1 計画の位置付け
- 2 計画の期間
- 3 各計画との関係
- 4 計画への市民意見の反映

1 計画の位置付け

本計画は、「老人福祉法」、「介護保険法」の規定に基づき、老人福祉計画及び介護保険事業計画を一体的に構成したもので、高齢者に関する各種の保健福祉事業や平成12年度から始まった介護保険制度の円滑な実施に関する総合的な計画として、取り組む課題を明らかにし、目標などを定めたものです。

本計画は、令和3年2月に策定した計画(計画期間:令和3年度～5年度)を見直し、新たに策定するものです。

2 計画の期間

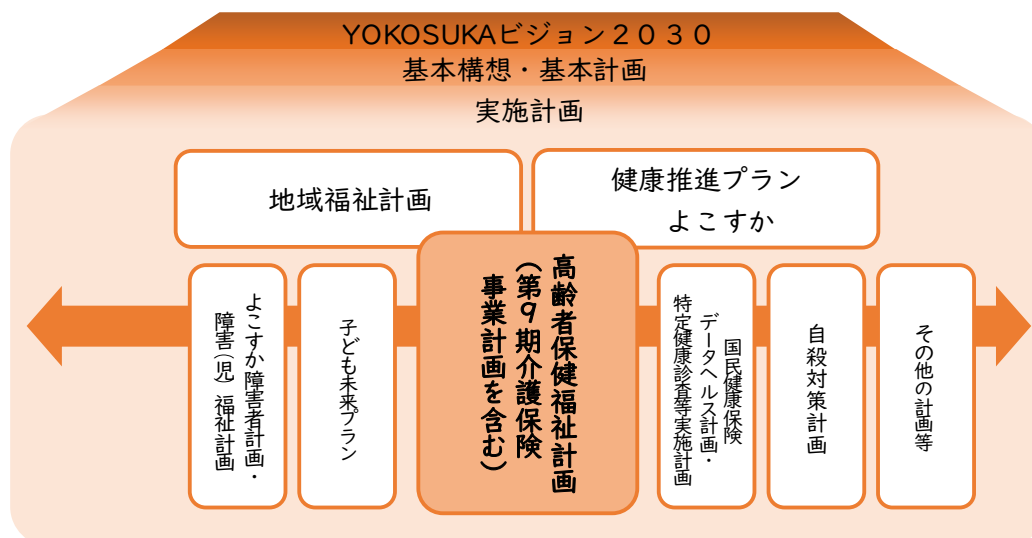
本計画の期間は、令和6年度(2024年度)から令和8年度(2026年度)までの3年間です。

定めた計画内容については、毎年度達成状況を点検し、横須賀市社会福祉審議会高齢福祉専門分科会及び横須賀市介護保険運営協議会に計画の進捗状況などを報告し、幅広い意見をいただきながら、進捗管理を行います。

平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
第7期計画期間			第8期計画期間			第9期計画期間		

3 各計画との関係

本計画は、本市の基本構想及び基本計画に掲げる、まちづくり政策を実現するため、各福祉分野の個別計画の基盤となる「横須賀市地域福祉計画」やその他の関連計画との整合性を図りながら策定しました。



4 計画への市民意見の反映

(1) アンケート調査

計画策定の基礎資料とするため、令和4年11月～12月に以下のアンケート調査を実施し、実態把握を行いました。

横須賀市高齢者福祉に関するアンケート調査(介護予防・日常生活ニーズ調査を含む)

対 象 者： 要介護認定を受けていない高齢者 2,400人

回 答 数： 1,500人(回収率:62.5%)

横須賀市介護保険に関するアンケート調査(在宅介護実態調査を含む)

対 象 者： 在宅で生活をしている要支援・要介護認定を有する方のうち、更新申請・区分変更申請に伴う認定調査を受けた方 3,000人

回 答 数： 1,495人(回収率:49.8%)

介護事業所アンケート調査

対 象 者： 市内全指定介護保険サービス事業所(一部のサービスを除く)及び
住宅型有料老人ホーム、軽費老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅
604事業所

■ 介護人材実態調査

◎事業所票 介護職員数、介護職員の離職者数、人材不足の状況など

◎介護職員票 現在の勤務状況、以前の勤務状況など

■ 在宅生活改善調査

◎事業所票 過去1年間で居所を変更した利用者の状況など

◎利用者票 現在生活の維持が難しくなっている利用者の状況など

■ 居所変更実態調査

入居者の状況、入居前・退去後の居所と変更の理由など

区 分	配布数	回収数	回収率
介護人材実態調査 事業所票	570部	385部	67.5%
介護職員票	—	1,839部	—
在宅生活改善調査 事業所票	133部	103部	77.4%
利用者票	—	180部	—
居所変更実態調査	133部	73部	54.9%

(2) 横須賀市社会福祉審議会高齢福祉専門分科会等

計画の策定に当たっては、公募の市民、保健・医療・福祉関係者、学識経験者により構成された「横須賀市社会福祉審議会高齢福祉専門分科会」において検討し、併せて「横須賀市介護保険運営協議会」等からも意見を聞きました。

(3) パブリック・コメント手続(市民意見公募)の実施

横須賀市社会審議会で作成した計画素案に対し、横須賀市市民パブリック・コメント手続条例に準じて、次のとおりパブリック・コメント手続を実施しました。

■ 意見募集期間

令和5年(2023年)11月17日(金)から12月6日(水)まで

■ 意見提出者数及び意見件数

7人の方から18件の意見の提出がありました。

■ 提出状況

提出方法	人 数
直接提出	0人
郵送	0人
ファクス	0人
E-mail	7人
その他	0人
合計	7人

■ 件数(章別)

項 目 名	件 数
第1章 計画策定の趣旨	0件
第2章 高齢者を取り巻く状況と本市の課題	0件
第3章 計画の基本目標	0件
第4章 施策の展開	
方針1 それぞれの状態に応じた健康づくり	4件
方針2 地域における支え合いの基盤づくり	1件
方針3 認知症との共生	0件
方針4 高齢者本人と家族を支えるネットワークの充実	7件
方針5 介護保険制度の持続可能で安定的な運営	4件
その他、意見や要望	2件
合計	18件

第2章 高齢者を取り巻く状況と本市の課題

- 1 高齢者人口の推移と将来推計
- 2 要介護・要支援認定者数等の現状と推計
- 3 日常生活圏域の状況
- 4 本市の課題

1 高齢者人口の推移と将来推計

(1) 人口推計

本市の人口は、平成2年(1990年)の433,358人をピークに減少に転じ、平成22年(2010年)から令和2年(2020年)までの10年間では約3万人減少しています。

また、令和7年(2025年)には団塊の世代が後期高齢者(75歳以上)となり、国全体で医療や介護の需要がますます増えることが見込まれています。

区 分	平成12年 (2000年)	実績値 推計値							(単位：人)
		平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)	令和2年 (2020年)	令和7年 (2025年)	令和12年 (2030年)	令和17年 (2035年)	令和22年 (2040年)	
総人口	428,645 100.0%	418,325 100.0%	406,586 100.0%	388,078 100.0%	370,433 100.0%	350,569 100.0%	330,338 100.0%	310,150 100.0%	
年少人口 (0～14歳)	56,940 13.3%	51,670 12.4%	46,590 11.5%	40,766 10.5%	34,852 9.4%	30,206 8.6%	27,581 8.3%	26,464 8.5%	
生産年齢人口 (15～64歳)	296,241 69.1%	261,078 62.4%	239,047 58.8%	222,437 57.3%	212,716 57.4%	199,478 56.9%	181,799 55.0%	160,259 51.7%	
高齢者人口 (65歳以上)	74,760 17.4%	105,577 25.2%	120,949 29.7%	124,875 32.2%	122,865 33.2%	120,885 34.5%	120,958 36.6%	123,427 39.8%	
うち後期高齢者 (75歳以上)	29,498 6.9%	47,877 11.4%	56,728 14.0%	67,103 17.3%	76,923 20.8%	76,701 21.9%	72,041 21.8%	69,136 22.3%	
(高齢者人口に 占める割合)	39.5%	45.3%	46.9%	53.7%	62.6%	63.4%	59.6%	56.0%	

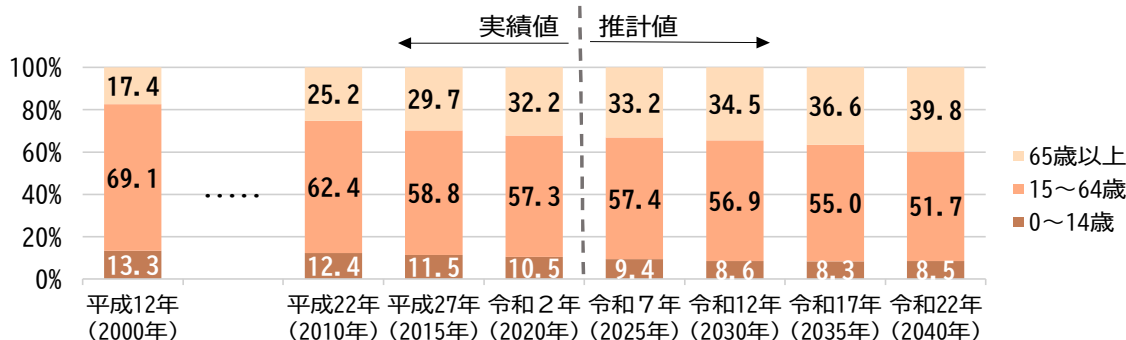
※国立社会保障・人口問題研究所推計(令和5年推計)及び国勢調査を基に作成

※四捨五入により、各人口の割合の計が100%とならない場合があります。

※2010年以前は年齢不詳分を各年齢階級から除いています。

(2) 年齢構成

平成12年(2000年)に人口の17.4%を占めていた高齢者人口の割合は、令和2年(2020年)までの20年間に32.2%と約1.9倍になりました。また、平成12年(2000年)に人口の69.1%を占めていた生産年齢人口(15歳～64歳)は減少が進み、令和22年(2040年)には51.7%まで減少すると推計されます。



※国立社会保障・人口問題研究所推計(令和5年推計)及び国勢調査を基に作成

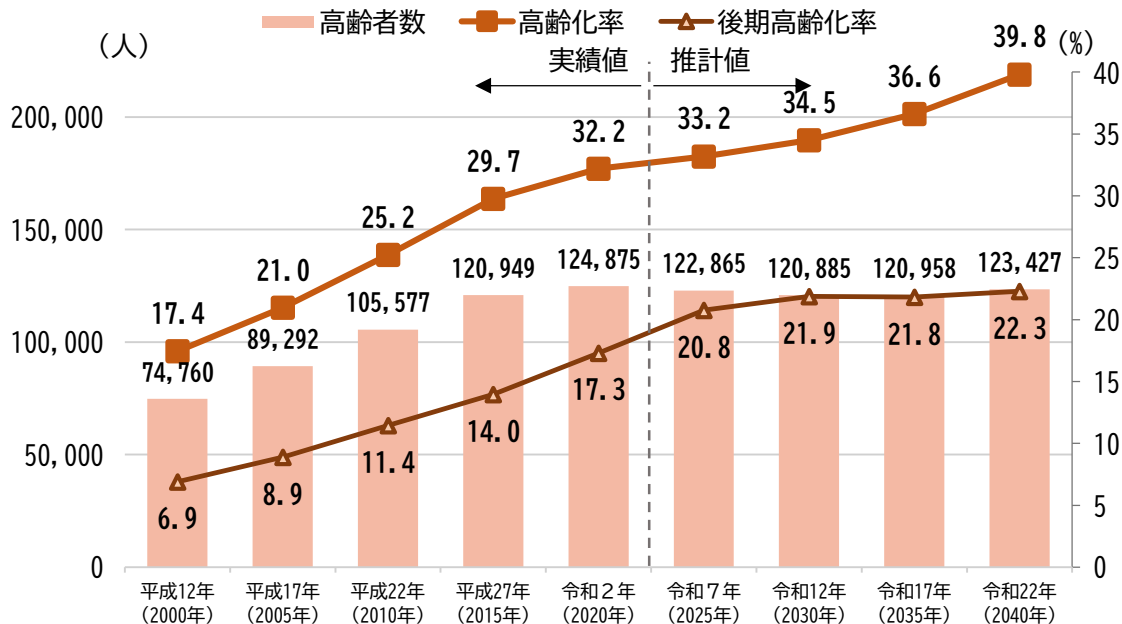
※四捨五入により、各人口の割合の計が100%とならない場合があります。

※2010年以前は年齢不詳分を各年齢階級から除いています。

(3) 高齢化率

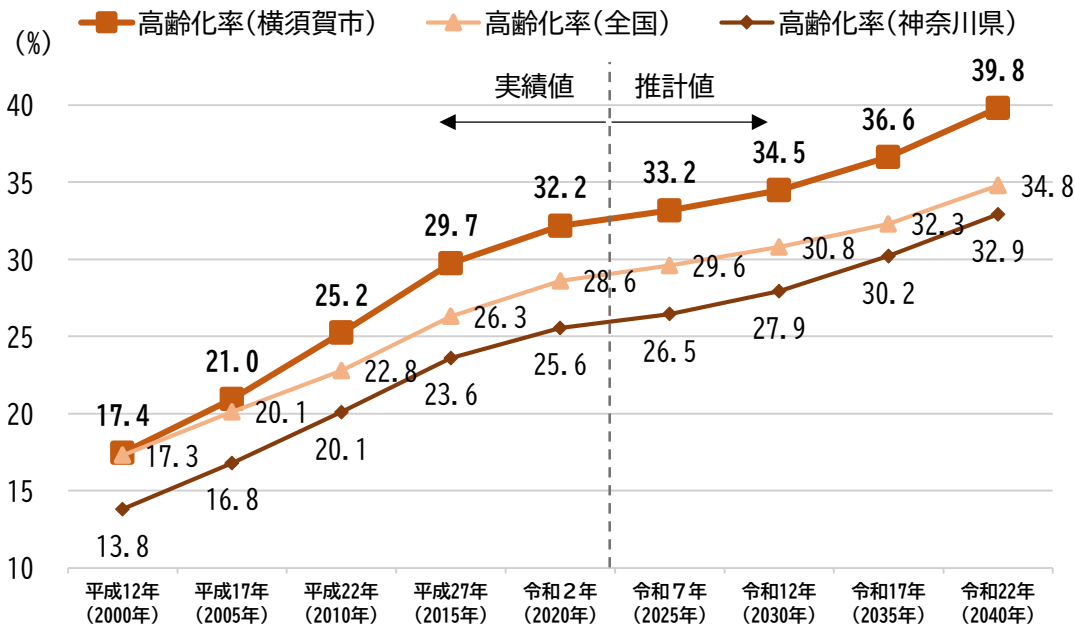
高齢者人口は令和2年(2020年)をピークに横ばいに転じますが、年少人口(0歳～14歳人口)と生産年齢人口の減少に伴い、高齢化率は年々高まると見込まれています。

また、後期高齢化率(総人口に占める75歳以上人口の割合)は、令和12年(2030年)以降横ばいになると見込まれています。



※国立社会保障・人口問題研究所推計(令和5年推計)及び国勢調査を基に作成

※2010年以前は年齢不詳分を各年齢階級から除いています。



※国立社会保障・人口問題研究所推計(令和5年推計)及び国勢調査を基に作成

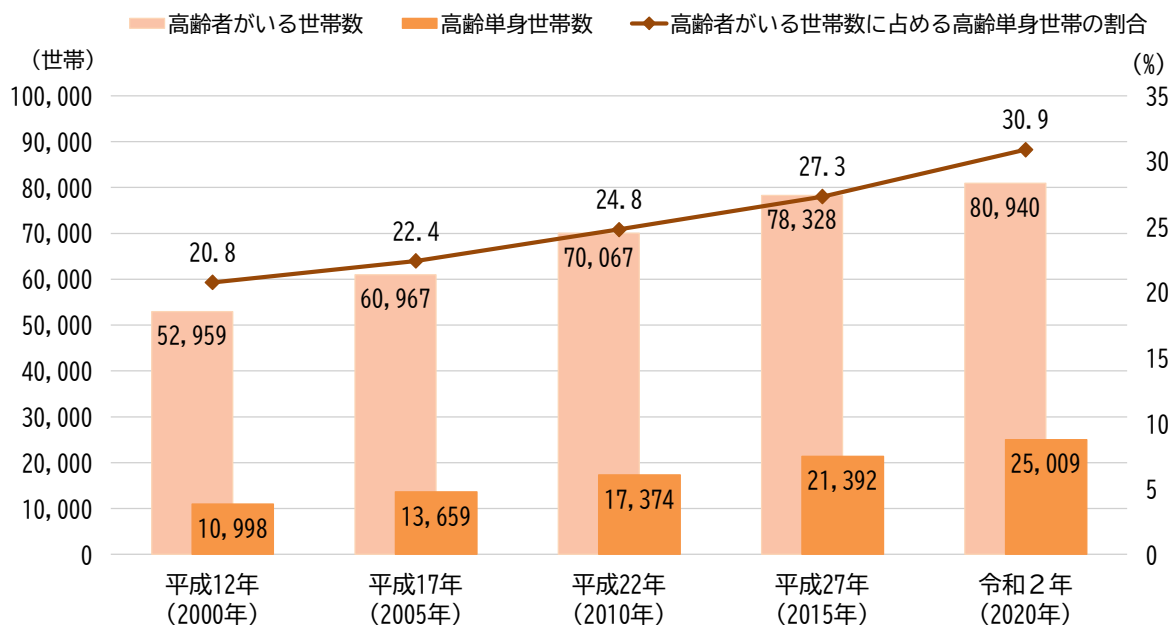
※2010年以前は年齢不詳分を各年齢階級から除いています。

(4) 世帯の状況

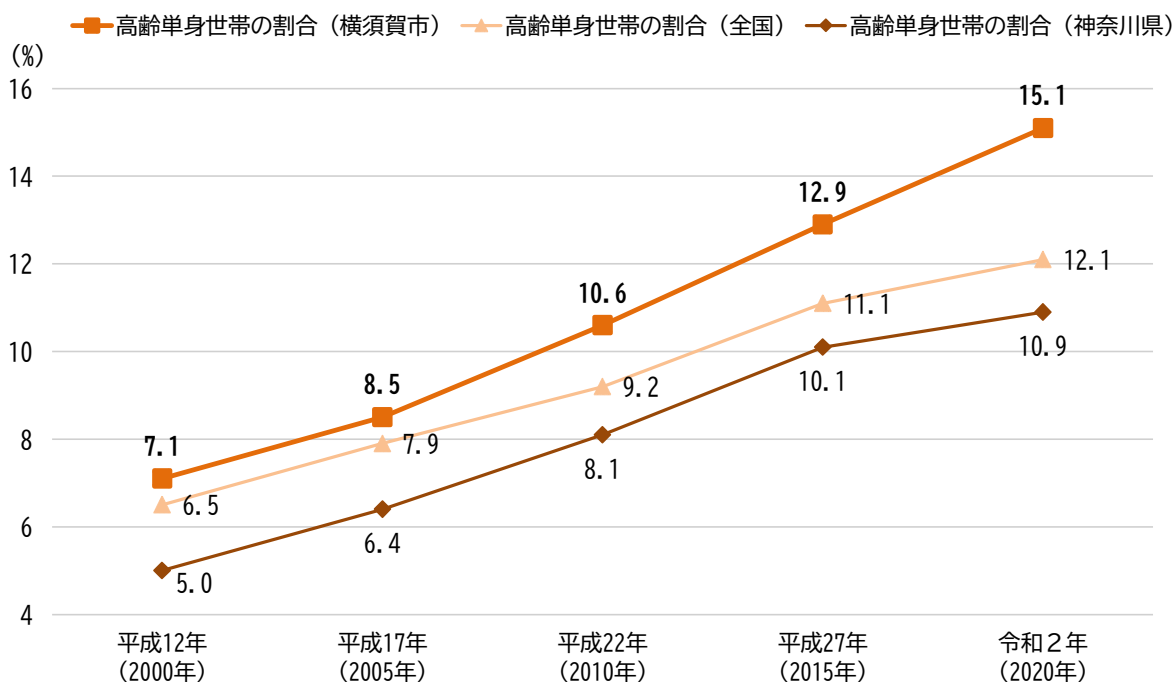
本市の世帯状況を見ると、平成12年(2000年)から令和2年(2020年)にかけて高齢者がいる世帯数・高齢単身世帯数ともに増加しており、高齢者がいる世帯数に占める高齢単身世帯の割合も増加しています。

また、全国や神奈川県と比較しても本市の高齢単身世帯の割合は高い傾向にあります。

なお、横須賀市介護保険に関するアンケート調査でも高齢単身世帯であると回答した割合は約32%であり、要介護認定を受けているひとり暮らしの方も増えつつあります。



※国勢調査・地域包括ケア「見える化」システムから得たデータを基に作成

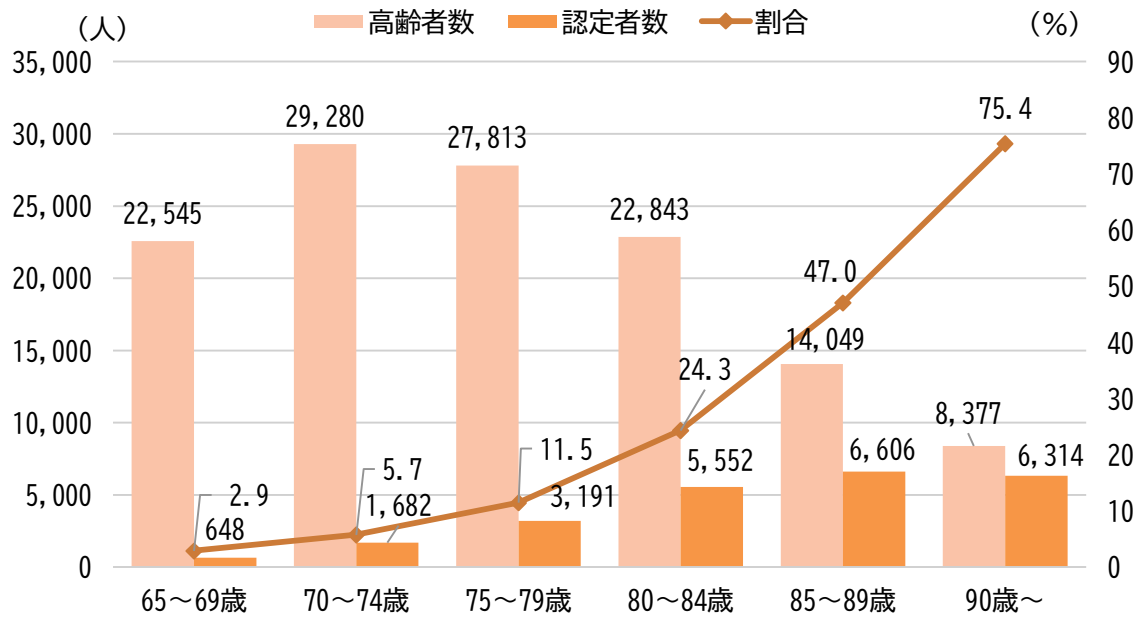


※国勢調査・地域包括ケア「見える化」システムから得たデータを基に作成

2 要介護・要支援認定者数等の現状と推計

(1) 年齢階層別要介護・要支援認定者割合等の現状

本市の要介護・要支援認定者の割合を年齢階層別に見ると、75歳から79歳では約8人に1人、80歳から84歳では約4人に1人、85歳から89歳では約2人に1人、90歳以上では約4人中3人が要介護・要支援認定を受けている現状です。

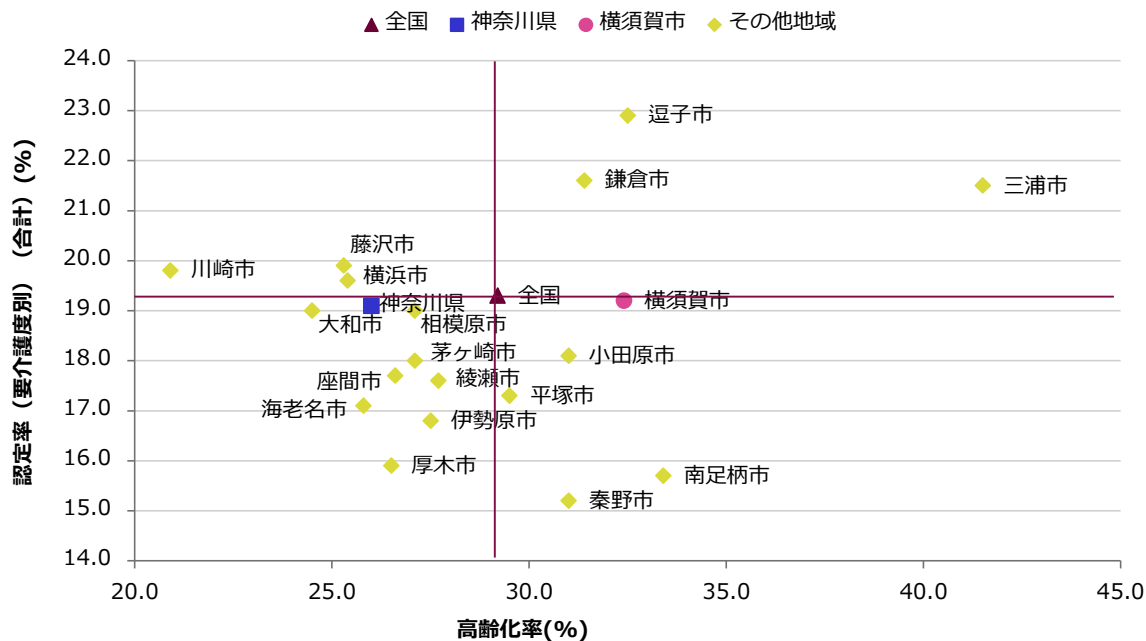


(単位:人・%)

階層別	人口	事業対象者数	認定者数			認定率
			要支援	要介護	認定者合計	
第1号被保険者	124,907	293	5,681	18,312	23,993	19.2
65～69歳	22,545	4	139	509	648	2.9
70～74歳	29,280	17	404	1,278	1,682	5.7
75～79歳	27,813	46	851	2,340	3,191	11.5
80～84歳	22,843	89	1,590	3,962	5,552	24.3
85～89歳	14,049	89	1,695	4,911	6,606	47.0
90歳～	8,377	48	1,002	5,312	6,314	75.4
第2号被保険者 (40歳以上65歳未満)	131,454		65	447	512	0.4

※事業対象者数:基本チェックリストにより生活機能の低下がみられた人
※認定率は、要介護・要支援認定者の合計を人口で除しています。(事業対象者は含みません。)
※人口は住民基本台帳、認定者数は介護保険事業状況報告を基に作成(令和5年10月1日時点)

本市の認定率と高齢化率について、県内他市と比較すると分布は以下のとおりです。



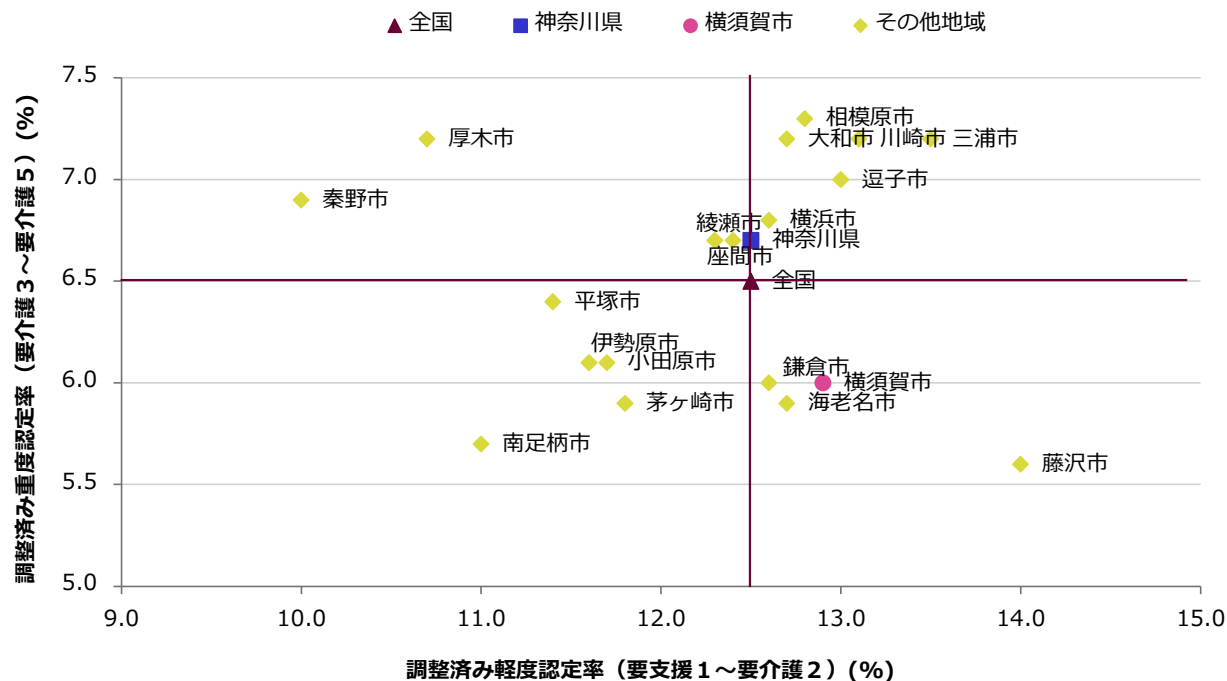
(時点)令和5年(2023 年)

(縦軸の出典)厚生労働省「介護保険事業状況報告」

(横軸の出典)国勢調査及び国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」

(グラフの出典)地域包括ケア「見える化」システム

調整済み重度認定率と調整済み軽度認定率について比較した分布は以下のとおりです。



(時点)令和4年(2022年)

(出典)厚生労働省「介護保険事業状況報告」及び総務省「住民基本台帳人口・世帯数」

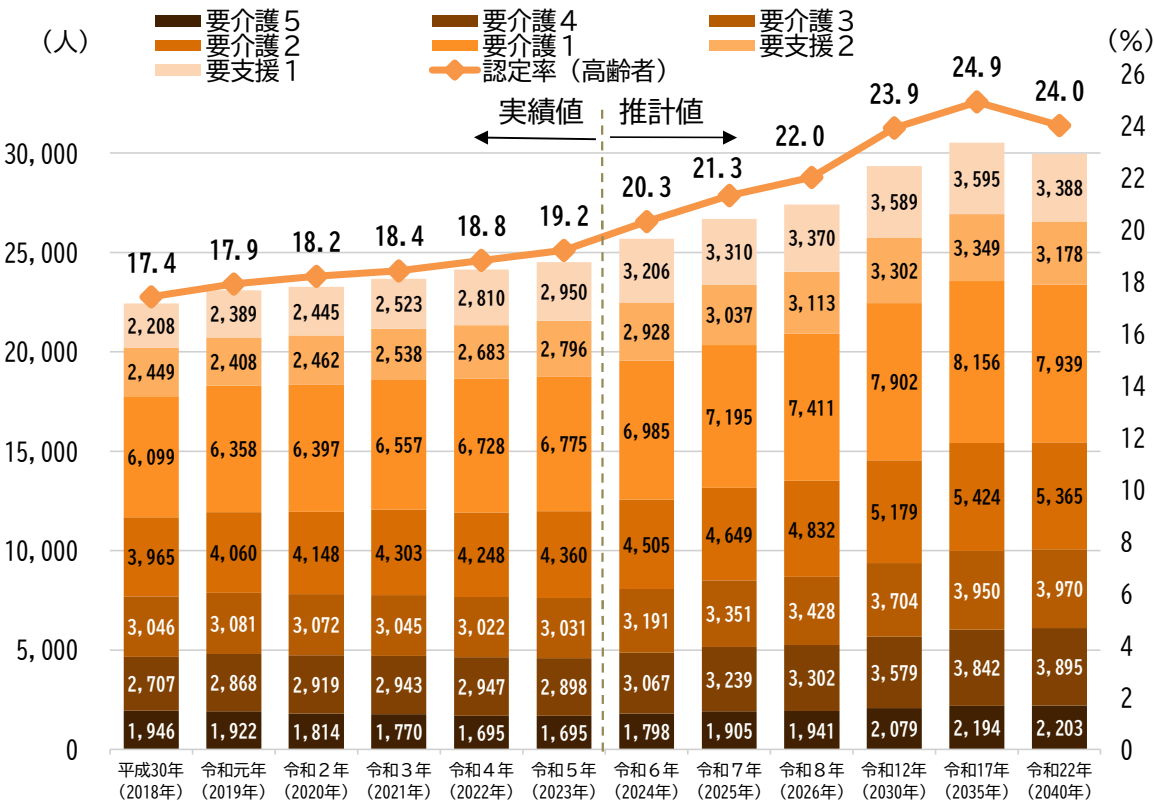
(グラフの出典)地域包括ケア「見える化」システム

(2) 要介護・要支援認定者数等の推計

要支援認定者数については、直近の出現率が増加していることを踏まえ、各年度の性別別・年齢5歳階層別の人口推計を基に、令和3年度(2021年度)から令和4年度(2022年度)の実績値の変化が継続すると仮定した伸び率を使用し、地域包括ケア「見える化」システムの将来推計機能を用いた自然体推計のデータを使用しています。

要介護認定者数については、直近の重度者の出現率の減少には新型コロナウイルスの影響がある可能性があることを踏まえ、令和2年度(2020年度)～令和5年度(2023年度)の出現率の平均値を、要支援と同じく各年度の性別別・年齢5歳階層別の人口推計に乗じて推計しました。

ただし、直近の状況を加味して伸び率を加えることなどにより調整を行っています。



区 分	令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)	令和12年 (2030年)	令和17年 (2035年)	令和22年 (2040年)
要 介 護 ・ 要 支 援 認 定 者 数	25,680	26,686	27,397	29,334	30,510	29,938
認 定 率 (第1号被保険者)	20.3	21.3	22.0	23.9	24.9	24.0

※要介護・要支援認定者数には、第2号被保険者を含みます。
※認定率は、認定者数(第1号被保険者のみ)を高齢者人口で除して求めています。
※令和5年度までは実績値、令和6年度以降は推計値(各年10月1日時点)

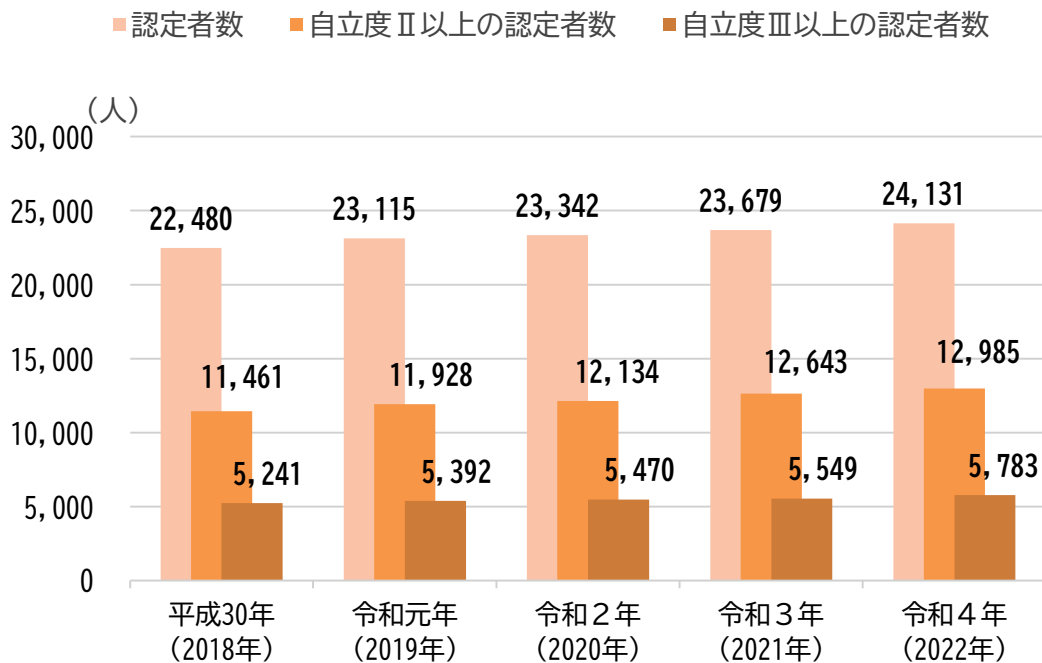
(3) 要介護・要支援認定者における認知症状の出現割合の現状

平成30年(2018年)から令和4年(2022年)までの間、本市の要介護・要支援認定者における認知症の日常生活自立度の判定がⅡ※1以上の人の割合は約54%、日常生活自立度の判定がⅢ※2以上の人の割合は約24%で推移しています。

今後も認知症状が出現する認定者の割合が同様に推移すると仮定すると、令和22年(2040年)の推計認定者数28,525人のうち、自立度判定がⅡ以上の人は15,404人、Ⅲ以上の人は6,846人と見込まれます。

※1 日常生活自立度の判定Ⅱ…日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。

※2 日常生活自立度の判定Ⅲ…日常生活に支障を来すような症状・行動や意志疎通の困難さがときどき見られ、介護を必要とする。



(単位：人)

区 分		平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)
認定者数	合計	22,480	23,115	23,342	23,679	24,131
日常生活 自立度Ⅱ 以上	認定者数	11,461	11,928	12,134	12,643	12,985
	割合	51.0%	51.6%	52.0%	53.4%	53.8%
日常生活 自立度Ⅲ 以上	認定者数	5,241	5,392	5,470	5,549	5,783
	割合	23.3%	23.3%	23.4%	23.4%	24.0%

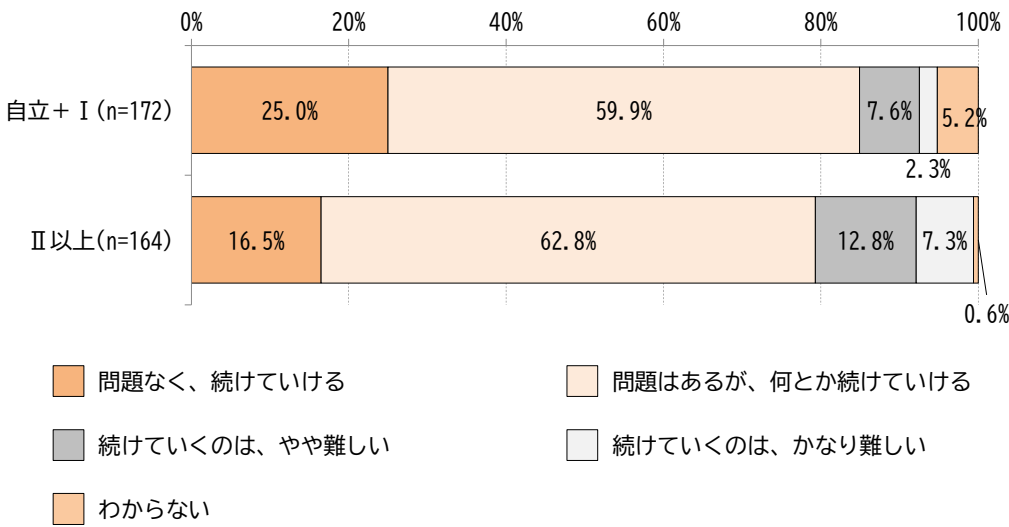
※各年10月末現在 地域包括ケア「見える化」システムから得たデータを基に介護保険課推計

※日常生活自立度Ⅱ以上・Ⅲ以上の認定者数は、小数点以下を四捨五入する前の割合をかけて算出しているため、表の割合をかけた数値とは一致しない場合があります。

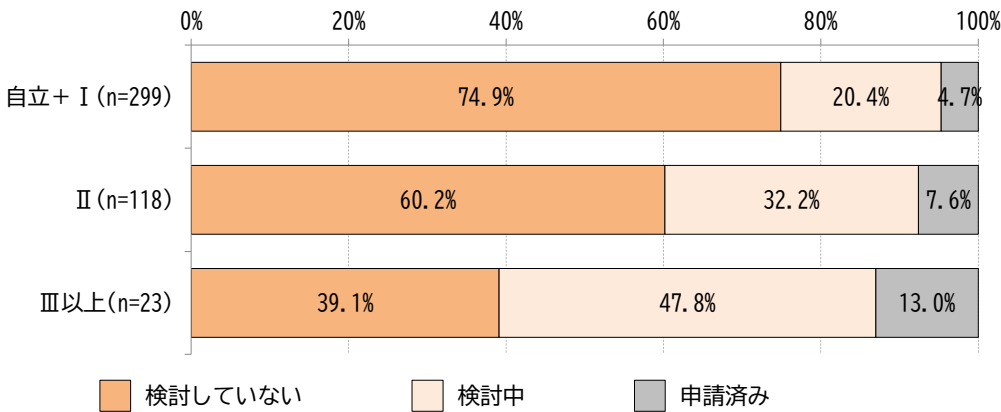
令和4年度(2022年度)に実施した在宅介護実態調査の結果から、認知症の人及びその介護者について分析した結果、以下のことが分かりました。

- 認知症の人の介護頻度が高く、介護者が仕事を辞めるリスクが高いこと
- 認知症が進行すると施設に入入ることを希望する人が多い一方で、認知症自立度Ⅲ以上の単身世帯の約4割が施設入所を検討していないこと

在宅介護実態調査より：認知症自立度別・就労継続見込み(フルタイム勤務+パートタイム勤務)



在宅介護実態調査より：認知症自立度別・施設等検討の状況(単身世帯)



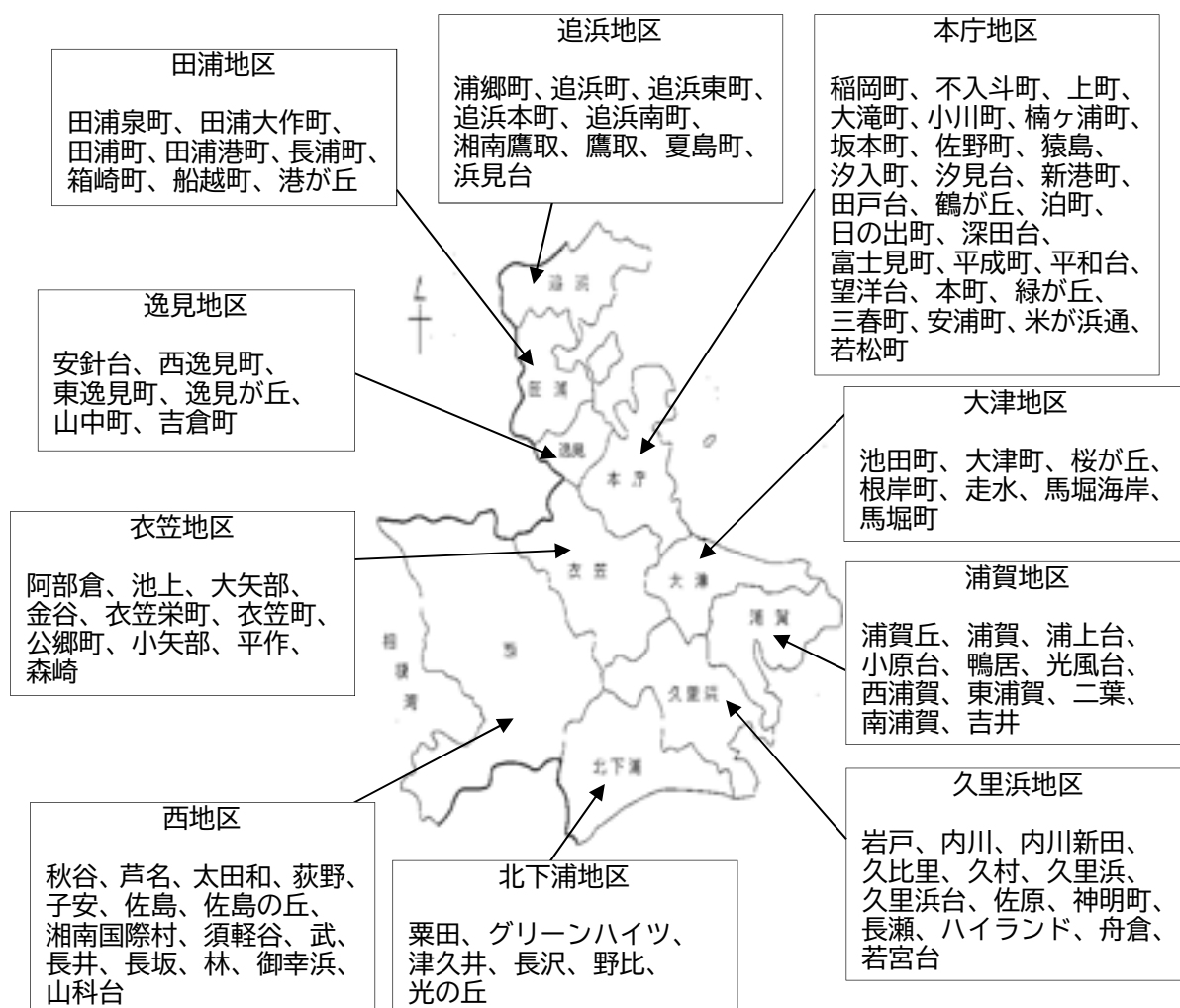
3 日常生活圏域の状況

(1) 日常生活圏域

高齢者の増加、それに伴う認知症やひとり暮らしの高齢者の増加に対して、一人一人が住み慣れた地域での生活を継続できるよう、平成18年度(2006年度)から「日常生活圏域」を設定し、基盤整備や支援体制の充実に努めています。

日常生活圏域は、市民の生活行動範囲を意識した細かな設定を理想としますが、地理的特性、歴史的背景を踏まえ、また、市民にとってなじみのある、分かりやすいものとするため、本市では「本庁及び各行政センターがそれぞれ所管する地域」の10地区を日常生活圏域としています。

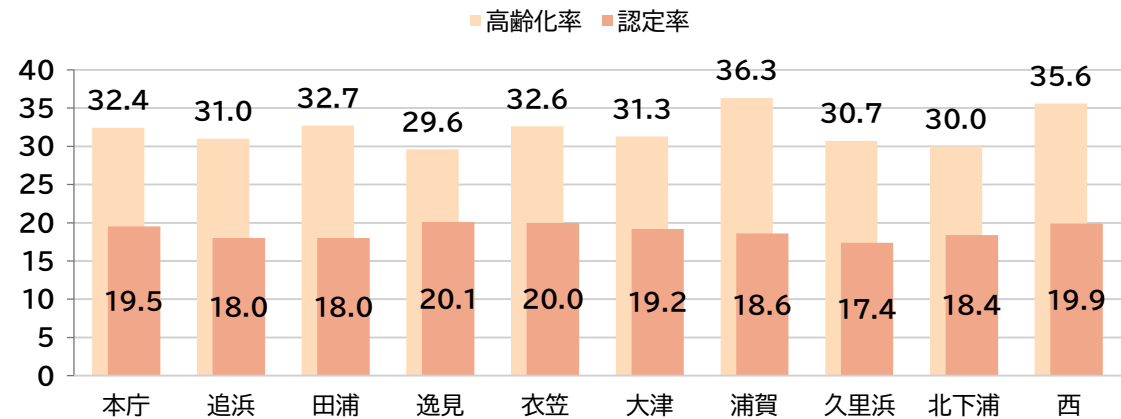
【日常生活圏域】



(2) 日常生活圏域別の高齢者人口等

日常生活圏域別の人口は本庁地区が一番多く、次いで衣笠地区、久里浜地区となっています。地区別に見た高齢者数は、本庁地区が19,426人と最も多く、次いで衣笠地区が19,048人となっています。高齢化率の高い圏域は浦賀地区が36.3%、西地区が35.6%、認定率の高い圏域は、逸見地区が20.1%、衣笠地区が20.0%となっています。

高齢化率が一番高い浦賀地区は、認定率では6番目となっており、他の地区に比べ高齢者数に占める要介護・要支援認定者数の割合が低いことが分かります。また、久里浜地区、北下浦地区は高齢化率、認定率ともに10圏域の中では低い傾向です。



(単位:人)

No	圏域名	人口	64歳以下	高齢者 (65歳以上)		認定者数	
					高齢化率		認定率
1	本庁	59,897	40,471	19,426	32.4%	3,793	19.5%
2	追浜	30,717	21,201	9,516	31.0%	1,717	18.0%
3	田浦	16,330	10,984	5,346	32.7%	963	18.0%
4	逸見	10,606	7,471	3,135	29.6%	629	20.1%
5	衣笠	58,418	39,370	19,048	32.6%	3,805	20.0%
6	大津	39,907	27,421	12,486	31.3%	2,398	19.2%
7	浦賀	43,292	27,584	15,708	36.3%	2,918	18.6%
8	久里浜	51,294	35,556	15,738	30.7%	2,740	17.4%
9	北下浦	33,747	23,626	10,121	30.0%	1,865	18.4%
10	西	40,455	26,072	14,383	35.6%	2,860	19.9%
合計		384,663	259,756	124,907	32.5%	23,688	19.0%

人口:令和5年10月1日現在の住基人口

認定者数:令和5年10月1日現在(住所地特例者を除く)、介護保険課調べ

(3) 日常生活圏域別の介護保険サービス事業所数

日常生活圏域 区分（定員・床）	本庁	追浜	田浦	逸見	衣笠	大津	浦賀	久里浜	北下浦	西	合計
訪問介護	15	6	3	1	13	6	7	14	12	15	92
訪問入浴介護		1				3	1	1	1		7
訪問看護	8	3	2	2	5	5	1	4	5	3	38
訪問リハビリテーション					1		1	1	1	2	6
居宅療養管理指導	19	8	5	2	20	11	8	13	15	18	119
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護							1		1		2
通所介護	6	5	1	2	10	5	3	8	5	8	53
地域密着型通所介護	12	5	3	1	13	10	5	11	4	9	73
通所リハビリテーション					2	1	1	1	1	3	9
認知症対応型通所介護	1	3	2		3	2	2	1	3	2	19
短期入所生活介護 (272)	1		1	1	4	1	2	1	4	9	24
短期入所療養介護					2	1	1	1	1	4	10
小規模多機能型居宅介護 (51)	3			1	2		1	1		1	9
看護小規模多機能型居宅介護 (29)					1		1		1	1	4

※介護保険サービス事業所一覧から作成(令和5年10月1日現在)

(4) 日常生活圏域別の高齢者向け施設数

日常生活圏域 区分（定員・床）	本庁	追浜	田浦	逸見	衣笠	大津	浦賀	久里浜	北下浦	西	合計
特定施設入居者生活介護 (1,705)	2	3		2	4	2	2	1	4	3	23
認知症対応型共同生活介護 (762)	5	3	2	1	11	5	6	3	7	4	47
介護老人福祉施設 (2,208)	1		1	1	4	1	2		2	9	21
介護老人保健施設 (992)					2	1	1	1	1	4	10
有料老人ホーム (920)	2	2		1	3		2	2	4	9	25
軽費老人ホーム (170)					1	1				1	3
サービス付高齢者向け住宅 (253)					2			2	1	1	6
生活支援ハウス (15)		1									1
養護老人ホーム (97)					1				1		2

※介護保険サービス事業所一覧から作成(令和5年10月1日現在)

4 本市の課題

(1) 保険者機能強化推進交付金から見た課題

平成30年(2018年)、保険者の取組等の達成状況を評価する客観的な指標を設定し、高齢者の自立支援・重度化防止等に向けた保険者機能を強化するため、保険者機能強化推進交付金が創設されました。

さらに令和2年(2020年)には、介護予防・健康づくり等に資する取組を重点的に評価する目的で、介護保険保険者努力支援交付金が創設されました。

これら2つの交付金は、得点により交付額が変動します。評価指標は、保険者としての機能を見直すための指標の一つとしても利用できます。

第8期計画中の本市の得点については以下のとおりです。なお、保険者機能強化推進交付金を「推進」、介護保険保険者努力支援交付金を「支援」と表しています。

【得点と配点、県・国平均点】

令和5年度 評価実績	配点			横須賀市 得点			神奈川県 平均点			全国 平均点		
	推進	支援	合計	推進	支援	合計	推進	支援	合計	推進	支援	合計
全体	1,355	830	2,185	907	505	1,412	782	422	1,204	743	413	1,156
I PDCAサイクルの活用による保険者機能の強化に向けた体制等の構築	135	35	170	80	20	100	85	20	106	84	20	104
II 自立支援、重度化防止等に資する施策の推進	1,020	755	1,775	750	485	1,235	597	384	981	558	376	934
(1)介護支援専門員・介護サービス事業所等	100	0	100	80	0	80	67	0	67	58	0	58
(2)地域包括支援センター・地域ケア会議	105	60	165	55	15	70	60	26	86	64	31	95
(3)在宅医療・介護連携	100	20	120	100	20	120	82	19	101	72	16	89
(4)認知症総合支援	100	40	140	90	35	125	71	31	102	62	29	91
(5)介護予防／日常生活支援	240	320	560	170	210	380	117	147	264	120	157	276
(6)生活支援体制の整備	75	15	90	60	10	70	50	10	61	48	11	58
(7)要介護状態の維持・改善の状況等	600		600	390		390	301		301	265		265
III 介護保険運営の安定化に資する施策の推進	200	40	240	77	0	77	100	17	117	101	17	118
(1)介護給付の適正化等	120	0	120	50	0	50	62	0	62	65	0	65
(2)介護人材の確保	80	40	120	27	0	27	38	17	55	37	17	53

※厚生労働省ホームページ掲載資料を基に作成

【分野別得点率の推移】※推進のみ／県平均より低い場合に、セル色塗り

項目	R2 得点率(%)	R3 得点率(%)	R4 得点率(%)	R5 得点率(%)
全体	62.9	62.8	55.0	66.2
I PDCAサイクルの活用による保険者機能の強化に向けた体制等の構築	92.9	87.1	43.5	57.1
II 自立支援、重度化防止等に資する施策の推進	64.1	63.9	57.8	73.5
介護支援専門員・介護サービス事業所等※	41.3	41.3	45.0	80.0
地域包括支援センター	59.0	59.0	57.1	52.4
在宅医療・介護連携	100.0	100.0	100.0	100.0
認知症総合支援	94.3	88.6	90.0	90.0
介護予防/日常生活支援	61.8	61.8	35.4	70.8
生活支援体制の整備	41.2	52.9	66.7	80.0
要介護状態の維持・改善の状況等	41.7	41.7	50.0	65.0
III 介護保険運営の安定化に資する施策の推進	39.6	41.6	51.7	35.0
介護給付の適正化	29.2	29.2	46.2	41.7
介護人材の確保	50.0	53.6	66.0	25.0

※国立保健医療科学院「(令和5年度版)インセンティブ交付金指標分析ツール(市町村用)」より作成

在宅医療・介護連携は安定して満点が取れており、本市の強みであるといえます。認知症総合支援についても指標の変更による変動はありますが、おおむね安定して高得点を取ることができています。

一方で、PDCAサイクルの活用による保険者機能の強化に向けた体制等の構築や地域包括支援センター、介護給付の適正化や介護人材の確保は全国平均と比較して、点数が低迷していることが課題となっています。

地域包括支援センターについては、後期高齢者数の増加に伴う介護ニーズの増大や高齢者を取り巻く課題の複雑化・多様化も背景に、相談件数の増加や相談内容の複雑化が見られ、業務負担が大きくなっています。地域で発生する様々な高齢者の課題の解決や円滑で質の高いサービスを提供できるよう、地域包括支援センターの人員確保の支援を検討します。

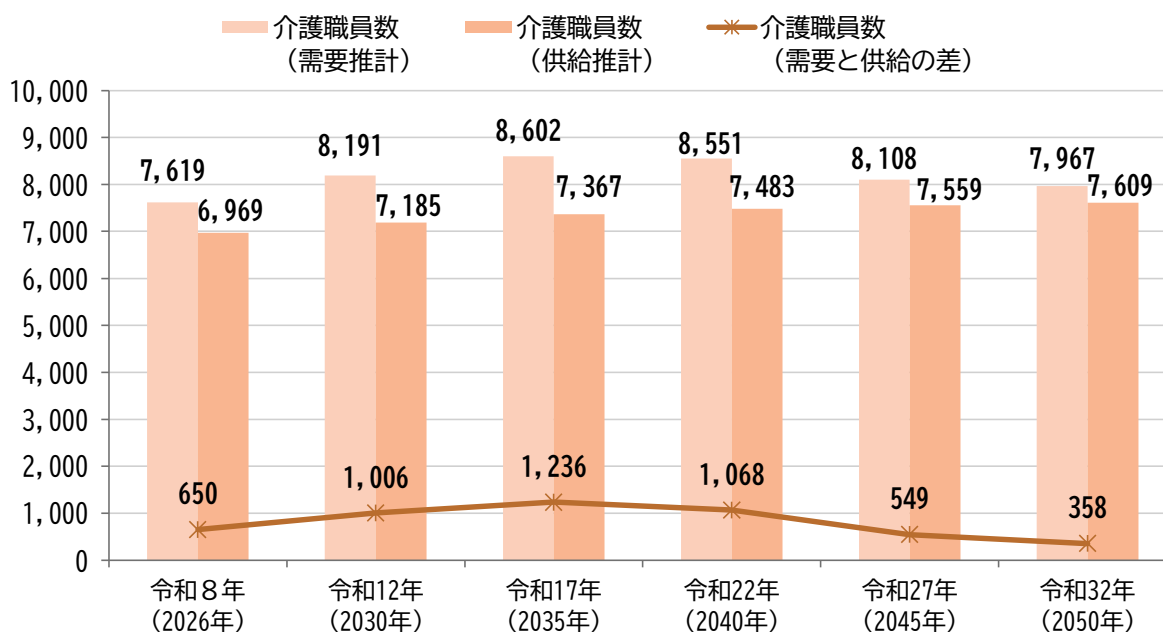
介護給付の適正化については、推進に向けて取り組んでいるところですが、課題の分析や見直し等を引き続き行っていきます。

介護人材の確保については、幅広く介護職の魅力ややりがいを発信するとともに、人材の確保・定着・育成に向け積極的に研修会等を行っていきます。

(地域包括支援センター・地域ケア会議の詳細は83ページ～「地域包括支援センターの機能強化」、「地域ケア会議の充実」、介護給付の適正化の詳細は129ページ～「介護給付適正化の推進」、介護人材の確保の詳細は136ページ～「介護人材の確保・定着支援と業務の効率化」に記載)

(2) 介護人材推計における課題

国から提供された介護人材需給ワークシートを用いて、今後の本市の介護人材の需要（サービスを維持するために必要な介護職員数）と供給（市内の介護の担い手）の推計値を算出した結果は以下のとおりです。



本市の介護人材の将来需要を推計したところ、要支援・要介護認定者数がピークとなる2035年(令和17年)までに8,602人の需要が見込まれたものの、供給は7,367人と約1,200人の介護職員の不足が生じる結果となりました。

介護人材の確保について、市内介護サービス事業所が募集等を行っていますが、新規入職者の確保・定着が困難な状況もあり、施設を運営する上での大きな課題となっています。

今後、高齢者等が安心して介護サービスを受けることができるよう、合同企業就職説明会や資格取得に向けた情報の発信等を行い、多様な機会における介護人材の確保支援を行い、施設職員に対しては、働きやすい環境を整えるための研修を行います。

(詳細は136ページ～「介護人材の確保・定着支援と業務の効率化」に記載)

(3) 地域包括ケアシステムの構築状況における課題

地域包括ケアシステムのさらなる深化・推進のため、これまでの施策や事業が各地域の「目指す姿(ビジョン)」の実現に向けて効果的なものになっているか、また連動して機能するようになっているかを振り返り、施策や事業の展開の考え方を点検するためのツールが令和5年度に「効果的な施策を展開するための考え方の点検ツール」の名前で全国に提供されました。

このツールは、各市町村で、地域包括ケアシステムが目指す「目標」の達成に向けて、介護・福祉分野やそれ以外の資源を活用した施策という「手段」が、十分な効果をあげているかを、できる限り客観的な指標を参照しつつ、自己点検する枠組みと視点を提供するものです。

令和4年度(2022年度)、株式会社日本総合研究所が厚生労働省老人保健健康増進等事業の一環として行った「地域包括ケアシステム構築状況の点検ツール」の実証に参加し、本市の状況について、12の視点から点検を行いました。

点検においては目標の再確認や仮評価、課題の設定や情報収集などを行いましたが、その中から視点ごとに目指す姿と優先して取り組む課題を抜粋し、9期計画の目標設定の参考とします。

【視点:認知症について】

認知症の人が望む暮らしを実現するには、初期段階から容態と状況の変化を見ながら医療・介護が伴走し、周りの人も関わりながら、意思決定を含めて支援していくことが重要です。また、認知症に対する本人や家族、住民の理解促進や、認知症の人の生活や療養への継続的な支援ができていくかについて、自地域でどう捉えるかを確認し、現在の課題について検討を行った結果、次のような意見が挙がりました。

- ① 地域住民:近所に認知症だと思う人がいても、どのように対応したらよいか分からない。近隣関係が希薄になっていると、そもそも困っている認知症の人が身近にいるということに気づかない。
- ② 医療・介護関係者:早期の支援ができていない、容態や状況の変化を把握しきれていない。
- ③ 体制・制度:認知症の相談窓口について、まだまだ周知されていない。認知症カフェなど身近な地域で相談できる場所が少ない。

上記の課題を解決するとともに、認知症の発症を遅らせ、また、認知症になり生活上の困難が生じた場合でも、重症化を予防しながら、周囲や地域の理解と協力により、住み慣れたまちで自分らしく安心して暮らし続けることができる社会を目指します。

(詳細は54ページ～「方針3 認知症との共生」に記載)

【視点：住まい・移動】

高齢者の地域での持続的な暮らしを実現するには、住まいや移動を支えるサービスの整備と活用も重要です。そのためには、高齢者介護部局だけでなく、関連する部局等との連携を深め、全庁的な地域づくりへの取組が期待されます。

自地域の高齢者の暮らしの継続を実現する上での住まいや移動に関する課題を把握するとともに、その解決に向けた取組がどう対応しているか、関連する部局との連携が機能しているかを点検し、現在の課題について検討を行った結果、次のような意見が挙がりました。

- ① 在宅生活を支えるサービスとして必要な「小規模多機能型居宅介護事業所」、「看護小規模多機能型居宅介護事業所」、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」の数が不足している。また、同サービスの内容について、本人・家族まで情報が浸透していない。
- ② 在宅介護で大きな不安要因となっている夜間帯をケアする事業所の数が不足している。
- ③ 移動サービスの充足度を評価する指標がないため、達成状況を判断することができない。
- ④ エレベーターのない集合住宅などで移動に関する問題が生じているのか把握できていない。具体的な対応策が検討できない。

上記の課題を解決するために、「小規模多機能型居宅介護事業所」、「看護小規模多機能型居宅介護事業所」、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」などの在宅サービス事業所の整備を進めます。

また、搬送サービスについて、事業者を拡大して外出困難な谷戸など高台に自宅があり通院などが困難な要支援・要介護者の移動の確保を支援します。

（移動確保のための支援の詳細は72ページ、在宅サービス事業所の整備計画の詳細は140・141ページに記載）

第3章 計画の基本目標

- 1 基本目標
- 2 位置付け
- 3 基本目標実現に向けて
～地域包括ケアシステムの深化・推進～
- 4 基本目標実現のための施策の取組方針
- 5 体系

1 基本目標

第9期計画では、YOKOSUKAビジョン2030で定めた「誰もが自分らしく幸せに生きられるまち」を基本目標として掲げます。

本市では今後もさらに高齢化が進み、令和22年(2040年)には高齢化率が40%に迫ると推計されています。こうした将来を見据えて、地域における人と人とのつながりを一層強化し、住民が共に支え合い、心のふれあうまちの実現を目指します。

◆◇◆ 基 本 目 標 ◇◇◆

いくつになっても誰もが自分らしく幸せに生きられる
まち

2 位置付け

これまでの計画では、基本目標を掲げながら、課題解決に向けた様々な施策を位置付け、過去の実績を基にサービス見込量の推計を行ってきました。

本計画では、基本目標の下に基本目標を達成するための3つの目標を掲げた上で、目標の達成に有効な基本方針を位置付けます。その基本方針に従って施策を位置付け、各事業やサービス量の見込を推計します。

また、目標達成に向けた進捗状況を測るため、各段階に分けて成果指標を設定するなど、PDCAサイクルを通して進行管理を行うとともに、次期計画につなげていきます。

(1) 計画全体のビジョン

① 目標・方針

基本目標を踏まえ、本計画に位置付ける各種施策の実施を通じて、本市が目指す未来像を3つの目標として設定します。

- ・誰もが健康で生き生きと主体的に暮らせるまち
- ・誰もが地域の一員として支え合い、暮らせるまち
- ・誰もが自分に合った環境で安心して暮らせるまち

この3つの目標に向けて、本市が行う施策について、5つの基本方針を設定します。

- 方針1 それぞれの状態に応じた健康づくり
- 方針2 地域における支え合いの基盤づくり
- 方針3 認知症との共生
- 方針4 高齢者本人と家族を支えるネットワークの充実
- 方針5 介護保険制度の持続可能で安定的な運営

② 具体的な取組の設定

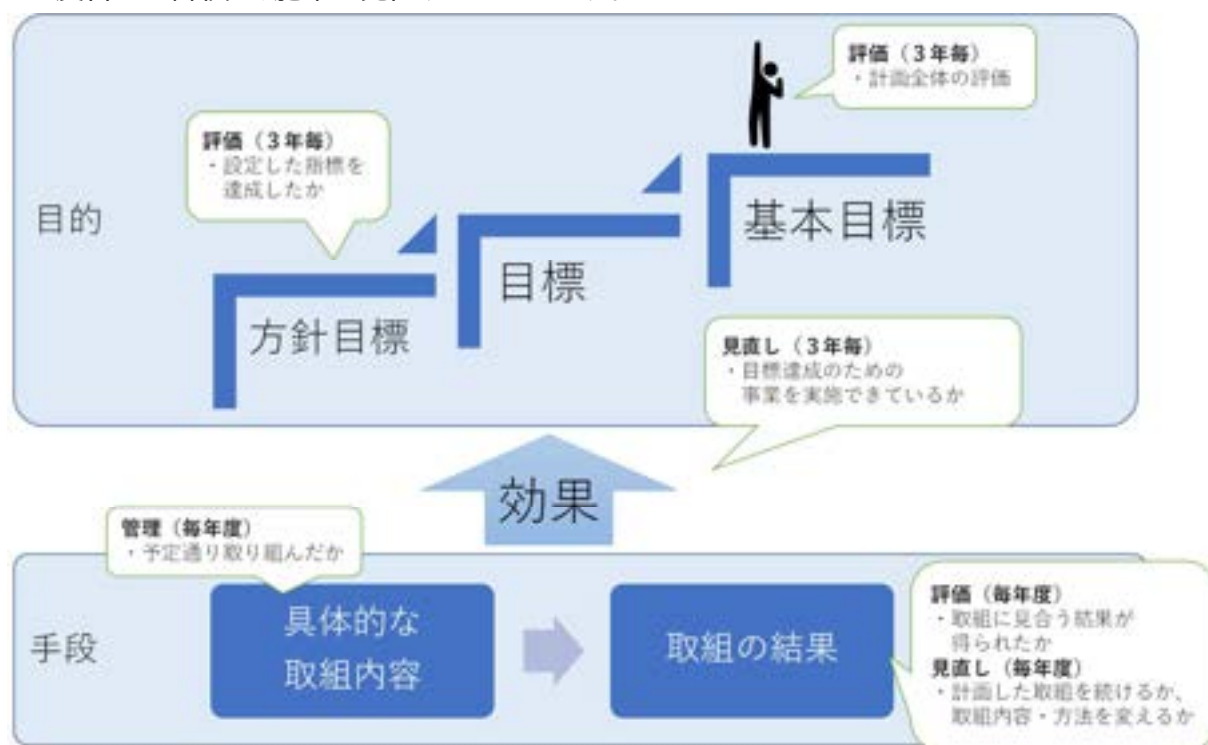
基本方針ごとに、基本目標を達成するための施策を設定し、具体的な取組として、各事業を位置付けます。各事業には実施見込量を設定し、毎年度取組の結果を報告します。

③ 進捗状況を示す指標の設定

市が行う施策について、段階別の目標を設定します。また、目標の達成度合いを測るための指標をそれぞれに設定します。

計画に記載した施策において、各取組の結果による施策目標への効果測定を毎年度行い、それにより、具体的な取組を見直します。

また、各施策を実施するための方針において設定した目標は、次期計画策定時に達成度合いを評価し、施策を見直すこととします。



3 基本目標実現に向けて～地域包括ケアシステムの深化・推進～

地域包括ケアシステムとは、高齢者等が住み慣れた地域で、安心して尊厳あるその人らしい生活を継続していくため、介護保険制度によるサービスだけでなく、その他の多様な社会資源を本人が活用できるように、包括的及び継続的に支援するシステムのことです。地域包括ケアシステムにおいては、要介護状態になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援が包括的に提供されます。

第9期計画中に市民の3人に1人が65歳以上の高齢者、5人に1人が75歳以上の高齢者となる本市において、「いくつになっても誰もが自分らしく幸せに生きられるまち」を実現するためには、第8期計画に引き続き、地域包括ケアシステムの構築が必要不可欠です。

さらに、地域包括ケアシステムを支えている介護人材の確保や、業務効率化の取組などを強化していく必要があります。



本市の地域包括ケアシステム説明図



出典:三菱UFJリサーチ&コンサルティング
「＜地域包括ケア研究会＞地域包括ケアシステムと地域マネジメント」(地域包括ケアシステム構築に向けた制度及びサービスのあり方に関する研究事業)、平成27年度厚生労働省老人保健健康増進等事業、2016年

4 基本目標実現のための施策の取組方針

第9期計画では、基本目標を実現するため、以下の5つの方針で各施策を展開します。

方針1 それぞれの状態に応じた健康づくり

健康寿命の延伸に向けて、個人の状態に合わせたフレイル予防・オーラルフレイル予防を推進し、生活習慣病の早期発見と健康維持のため受診率の向上に努めます。

また、生活機能の低下が見られる人や、生活に支援が必要になった要支援1・2の人がその人らしい生活を送れるよう、支援します。

方針2 地域における支え合いの基盤づくり

高齢者が生き生きと主体的な生活を送れるよう、生きがいつくりと社会参加するきっかけづくりを推進していきます。

また、地域と行政が共に考え、地域の中で困りごとを解決できるよう支え合いの仕組みづくりや活動への支援を行っていきます。

方針3 認知症との共生

認知症の人や家族をはじめ、市全体で認知症への理解者を増やし、認知症があってもなくても、地域の一員として支え合える共生社会を目指します。

また、認知症の人や認知症の疑いがある人が、早期に相談・診断を受けることができ、今後の生活において継続的に支援を受けられる体制を医療・介護の専門機関と共に整備していきます。

方針4 高齢者本人と家族を支えるネットワークの充実

高齢者と家族が孤立せず、支援や介護、医療が必要になっても住み慣れた地域で暮らし続けるために、多機関との協働により取りこぼしのない相談支援体制を推進します。

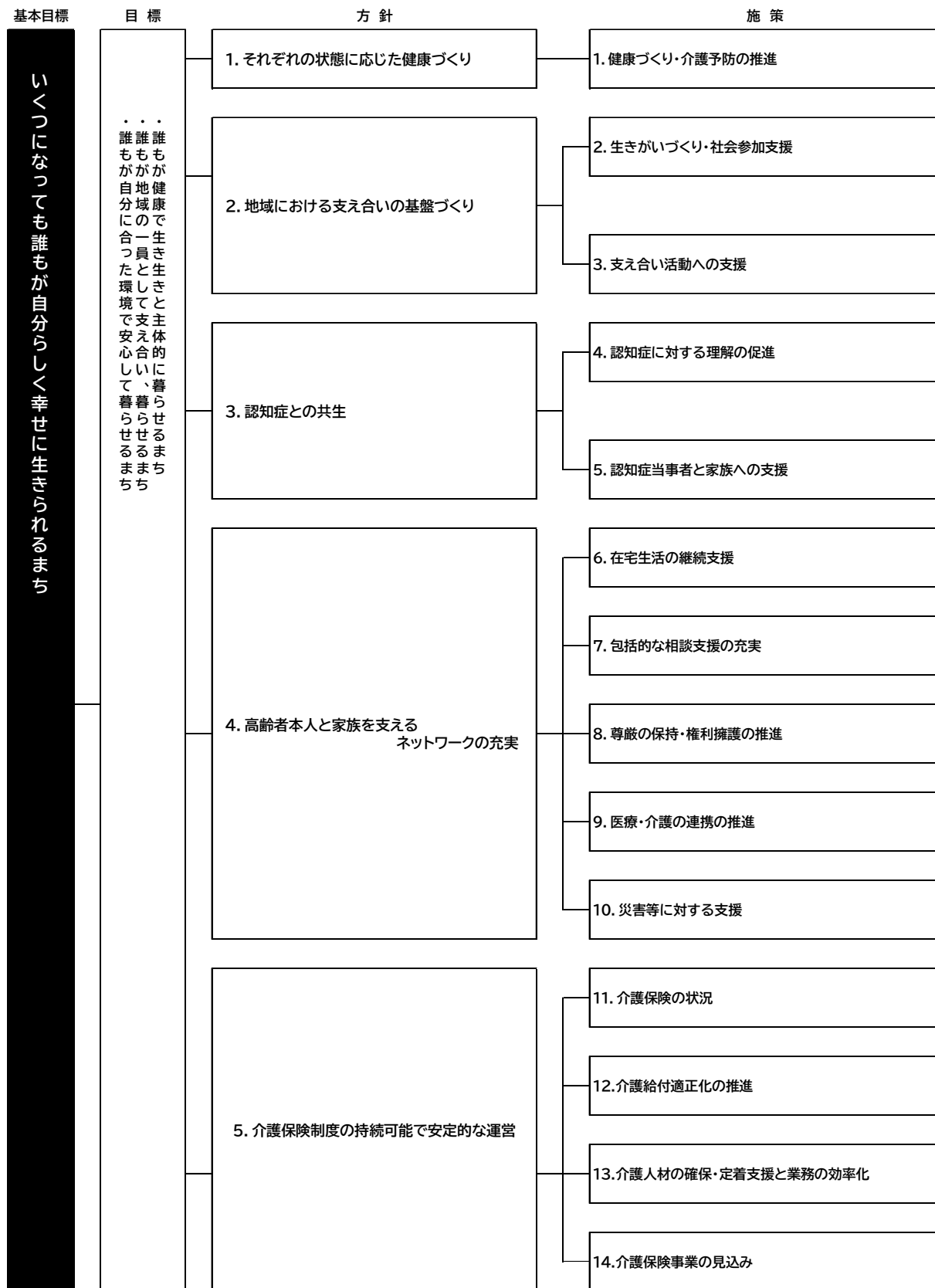
また、在宅生活の不安を減らし、安心して在宅療養や在宅看取りを選択できるよう、支援を強化していきます。

方針5 介護保険制度の持続可能で安定的な運営

介護保険制度を安定的に運営するために、施設・事業所を整備や、要介護認定と介護給付の適正化、人材確保・育成・定着、業務の効率化を進めていきます。

また、保険者として介護保険施設等の整備計画や介護給付費のサービス種類ごとの推計等を基にした介護保険給付費など、介護保険の安定的な運営を図るために必要な事項を定めます。

5 体系



第4章 施策の展開

- | | | |
|-----|----|---------------------|
| 方針1 | 1 | 健康づくり・介護予防の推進 |
| 方針2 | 2 | 生きがいづくり・社会参加支援 |
| | 3 | 支え合い活動への支援 |
| 方針3 | 4 | 認知症に対する理解の促進 |
| | 5 | 認知症当事者と家族への支援 |
| 方針4 | 6 | 在宅生活の継続支援 |
| | 7 | 包括的な相談支援の充実 |
| | 8 | 尊厳の保持・権利擁護の推進 |
| | 9 | 医療・介護の連携の推進 |
| | 10 | 災害等に対する支援 |
| 方針5 | 11 | 介護保険の状況 |
| | 12 | 介護給付適正化の推進 |
| | 13 | 介護人材の確保・定着支援と業務の効率化 |
| | 14 | 介護保険事業の見込み |

方針1 それぞれの状態に応じた健康づくり

現状と課題

令和4年度に実施された高齢者福祉に関するアンケート調査によると、現在治療中、または後遺症のある病気(複数回答)があると回答した人のうち、「高血圧」は42.9%、「高脂血症」は16.3%、「糖尿病」は13.7%おり、生活習慣病を治療中の人が多いことが分かりました。また、摂食嚥下に不安を感じている人が約30%、転倒に対する不安を感じている人が54.6%と、高齢者の中には複数の疾患を抱えた人がいます。また、年齢が高くなるにつれて、加齢に伴う口腔機能・運動機能・認知機能の低下など、健康に多くの不安を抱える人が増えると同時に要介護・要支援の認定率が上昇し、医療と介護のニーズを併せ持つ高齢者が増加していきます。

その一方で、同じ年齢でも自立度の高い人と要介護状態にある人がいるなど、心身の機能に大きな差が生じる傾向がある現状もあります。

高齢者は複数の慢性疾患に加えて、体重や筋力量の減少を主因とした低栄養や、口腔機能、運動機能、認知機能等が低下したフレイル状態になりやすいと言われています。早い段階で気づいて対応ができるよう、健康診査の実施と生活機能維持(介護予防)の両面にわたる支援を行い、それぞれの状態に応じた健康づくりを推進します。

本市において健康とは、「病気の有無にかかわらず自分らしくいられる、心身及び社会的に良好な状態」と定義します。この定義は健康推進プランよこすかによるものであり、高齢者保健福祉計画でも、この定義を使用します。

また、健康寿命とは、健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間であり、市区町村では要介護1までとされています。健康寿命の延伸に向けて、「自分の健康は自分で守る」といった自助の意識を持ち、疾病の早期発見・重症化防止のために、健康づくり・介護予防活動を日常の生活において取り組めるよう促す必要があります。また、生活機能の改善とその維持を図るため、効果的なサービスの実施となるよう支援を行っていきます。

方針目標

- ◆ 健康寿命の延伸に向け、多様な健康課題に対応していくために、疾病予防や介護予防に関する正しい知識の普及啓発を図ります。
- ◆ 健康診査やがん検診を実施し、生活習慣病等の早期発見につなげます。
- ◆ 高齢者個人の状態に合わせた各種事業を実施することで、自立支援・重度化防止を図ります。

成果指標

項 目	現状 令和4年度 (2022年度)	中間目標 令和7年度 (2025年度)	成果目標 令和10年度 (2028年度)
健康を維持するためウォーキング、ラジオ体操などをしていると回答した人の割合※ ¹	62.0%	64.0%	66.0%
健康を維持するために食事に気を付けていると回答した人の割合※ ¹	67.7%	70.0%	72.0%
オーラルフレイルの認知度※ ²	34.7%	40.9%	47.1%
健康を維持するために定期的に健康診査を受診していると回答した人の割合※ ¹	59.0%	61.0%	63.0%
現在の健康状態があまりよくない・よくないと回答した人の割合※ ¹	19.1%	18.2%	17.3%
要介護2～5の認定者数	11,912人	推計値より 少ない値	推計値より 少ない値

※¹ 横須賀市高齢者福祉に関するアンケート調査(介護予防・日常生活圏域ニーズ調査を含む)による

※² ミニオーラルフレイル予防教室アンケート(令和5年4月～7月)による

1 健康づくり・介護予防の推進

- ◇ 個人の健康状態に合わせたフレイル予防・オーラルフレイル予防を継続して推進します。
- ◇ 生活習慣病の早期発見と健康維持のため、健康診査の受診率向上に努めます。
- ◇ その人らしい生活が送れるよう、自立支援の取組を行います。

(1) フレイルの早期発見と対策

① 介護予防・フレイル予防の普及啓発の推進

フレイルとは、加齢に伴い、心身の活力(筋力)、認知機能、社会とのつながりなどが低下した状態のことをいいます。多くの人々が健康な状態から、このフレイルの段階を経て、要介護状態になると考えられています。

【フレイルのイメージ図】



オーラルフレイルとは、加齢に伴う様々な口腔の変化(歯数の減少・筋力の低下・唾液の減少など)により、口腔機能(噛む・飲み込む・話すなど)にささいな衰えがおこることです。オーラルフレイルを見過ごしていると、やがて食欲低下、心身の機能低下にまでつながり、要介護状態になる可能性もあると考えられています。

例えば、自分の歯が19本以下で義歯(入れ歯)を使用していない人は自分の歯が20本以上ある人と比べて転倒リスクが高まることが示されています。ただし、自分の歯が19本以下であっても、義歯を使用することにより、転倒リスクが抑えられるとされています。

そのため、定期的な歯科健診や適切な義歯の装着、口腔体操で筋肉を鍛えるなどし、オーラルフレイルの進行を遅らせたり、予防したりする取組が重要です。

【オーラルフレイルのイメージ図】



※「オーラルフレイルQ&A」より引用・改変(著者:平野浩彦、飯島勝矢、渡邊裕 出版社:有限会社医学情報社)

フレイルやオーラルフレイルを予防するためには、まず自分自身の状態を把握する必要があります。その気づきの機会として下記の教室を実施します。

取組見込み

項 目	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
フレイルチェック教室(1コース2日間)	12コース	12コース	12コース
オーラルフレイル予防教室(1コース2日間)	12コース	12コース	12コース
低栄養改善教室(1回)	8回	8回	8回
運動機能改善教室(1コース4日間)	8コース	8コース	8コース
認知症予防教室(1コース5日間)	8コース	8コース	8コース
認知症機能評価(ファイブコグ検査) (1コース2日間)	2コース	2コース	2コース

取組結果見込み

項 目	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
フレイルチェック教室 参加者数	300人	300人	300人
オーラルフレイル予防教室 参加者数	180人	180人	180人
低栄養改善教室 参加者数	160人	160人	160人
運動機能改善教室 参加者数	240人	240人	240人
認知症予防教室 参加者数	240人	240人	240人
認知機能評価(ファイブコグ検査) 参加者数	60人	60人	60人

② 多様な手法を用いた介護予防の推進

65歳以上の全ての高齢者を対象に、リーフレットやWEB等を活用して、介護予防に関する知識の普及及び啓発を図ります。

併せて、地域の団体等に向けて介護予防啓発DVDの貸し出しを行い、動画等を活用した活動が継続できるよう支援していきます。

また、スマートフォン等を活用した介護予防活動を実践する教室を開催していきます。



【介護予防 DVD】



【WEB 介護予防教室】

取組見込み

項 目	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
フレイル予防のための健康スマホ教室 (1コース2日間)	4コース	4コース	4コース

取組結果見込み

項 目	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
フレイル予防のための健康スマホ教室 参加者数	100人	100人	100人

③ 後期高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施(ポピュレーションアプローチ)

高齢者には疾病予防(保健事業)と生活機能維持(介護予防)の両面にわたる支援が必要です。健康寿命延伸プランにおいて、令和6年度までに全ての市町村での保健事業と介護予防の一体的実施が位置付けられており、本市においても令和4年度(2022年度)より事業を開始し、令和6年度(2024年度)以降は市内全域(10圏域)で実施します。

高齢者の健康維持・介護予防を目指す取組(ポピュレーションアプローチ)として、通いの場に集う高齢者に対し、健康教育や健康相談等を実施し、フレイルに気が付いていない高齢者の気づきを促していきます。

取組見込み

項 目	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
通いの場への普及啓発活動の実施	10圏域	10圏域	10圏域

(2) 生活習慣病の予防と早期発見・重症化予防

① 各種健康診査の受診率の向上に向けての取組

健康診査は自身の健康状態や、健康に関する知識を得る重要な機会です。

生活習慣病の早期発見に重点を置いた特定健康診査や、後期高齢者健康診査を実施するとともに、その受診率向上に努めます。特定健康診査に関する取組の詳細は、「横須賀市国民健康保険第3期データヘルス計画、第4期特定健康診査等実施計画」に記載しています。

また、ライフステージごとに女性ホルモンが劇的に変化するという特性等を踏まえ、対象者に対し、骨密度検診を実施するとともに、その受診率向上を図ります。

さらに、がんの早期発見・早期治療のため、各種がん検診を実施します。がん検診に関する取組の詳細は、「横須賀市がん対策推進計画」に記載しています。

取組見込み

項 目	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
特定健康診査対象者への案内と特定健康診査受診券の送付率	100%	100%	100%
後期高齢者健康診査対象者への受診勧奨	100%	100%	100%

取組結果見込み

項 目	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
特定健康診査受診率	33.0%	34.0%	35.0%
後期高齢者健康診査受診率	25.0%	26.0%	27.0%

② 生活習慣病重症化予防事業の展開

特定健康診査の結果、生活習慣の改善により生活習慣病の予防が期待できる方を対象に管理栄養士等の専門職による特定保健指導を実施しています。また、特定健康診査の結果、医療機関の受診が必要な方に医療機関に受診を勧奨する等の取組も実施しています。

各取組の詳細は、「横須賀市国民健康保険第3期データヘルス計画、第4期特定健康診査等実施計画」に記載しています。

取組見込み

項 目	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
特定保健指導対象者への利用券の送付率	100%	100%	100%

取組結果見込み

項 目	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
特定保健指導実施率	15.0%	16.0%	17.0%

③ 後期高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施(ハイリスクアプローチ)

後期高齢者健康診査の結果や医療情報等から、健康状態が良くないと思われる方を選定して、訪問等の支援を実施しています。

取組見込み

項 目	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
支援対象者への支援実施率	100%	100%	100%

④ 歯と口腔の健康づくりの推進

むし歯や歯周病に代表される歯科疾患は、その発病や進行により、歯の喪失につながるため、食生活や社会生活等に支障をきたします。

歯周病が、心疾患、誤嚥性肺炎、糖尿病や早産等さまざまな病気の原因になり、全身の健康に影響を及ぼすため、歯周病が増加する前の若い世代からかかりつけ歯科医をもち、定期的に歯科健診を受けることの重要性を伝えるために歯周病検診を実施しています。

取組見込み

項 目	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
歯周病検診対象者への個別通知	100%	100%	100%

取組結果見込み

項 目	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
歯周病検診受診率 ※30, 40, 50歳の平均値	11.7%	11.9%	12.1%
歯周病検診受診率 ※60, 70歳の平均値	15.1%	15.4%	15.7%

(3) 自立支援・重度化防止のための取組

① 介護予防・生活支援サービス事業の推進

生活機能の低下が見られる人や、生活に支援が必要になった要支援1・2の人の自立を支援し、重度化を防止するための取組の一つに、介護予防・生活支援サービス事業があります。これは、地域ごとに異なる支援の必要性や地域の実情に応じたサービスを実施するものです。本市では、以下の②～④のサービスを、介護予防・生活支援サービス事業として取り組んでいます。

第8期計画期間において、短期集中的に専門的なサービスを受けることで自立に向けた機能向上が図れる人を対象に、デイサービス以外の多様な通いの場のひとつとして、民間のトレーニングジムの利用料を補助するというサービスの創設を検討しました。検討の結果、既存のデイサービスにもトレーニング機能を備えた事業所があることや、高齢者のトレーニングジムへのニーズがどれくらいあるのか見込むのが難しく、実現には至りませんでした。

また、第8期計画で実施していた住民主体型訪問サービスについて、介護予防・生活支援サービス事業の開始当初より活動の幅が広がっています。現状、サービス対象者は地域で困っている人であり、それは介護予防・生活支援サービス事業の対象者である要支援認定者等に限りません。介護認定を持っていない高齢者、障害者、子育て世代など属性問わず幅広く支援しています。また、訪問型のサービスだけでなく、新たなチャレンジとして誰でも気軽に参加できる場の提供も行っています。こうして住民主体で広がるサービス全体を支援するために、一般介護予防事業へ移行します。（詳細は50ページ「住民主体による生活支援活動への支援」に記載）

今後も他都市の好事例などを参考にしながら、本市にとって効果的なサービスの創設を検討していきます。

② 訪問型短期集中予防サービス(訪問型サービスC)の実施

訪問型短期集中予防サービスは、閉じこもりなどによる心身機能の低下や低栄養による虚弱の改善のため、理学療法士、管理栄養士や保健師による相談、支援を3か月以内の短期集中的に実施します。

本サービスの利用実績がほとんどないことが課題となっています。その背景には、いくつかの要因が考えられます。まず、市の専門職がサービス提供を行うことを前提としており、そのため大人数を対象に展開することが難しく、本サービスの対象者を、うつ傾向等により他の通所サービス等の利用ができない人と限っていたことです。加えて、実績がないため利用者にどのような効果があるかがはっきりしていません。さらに、サービスが終了したあとの対応策も十分考えられていない状況です。これらの要因が重なり合い、結果として、本サービスが本市の介護認定を受けている人々のニーズに適切に応えられていないという状況に陥っています。これを改善するため、今後は利用者の具体的なニーズを特定し、サービスの変更について庁内で調整を進めていきます。

③ 基準緩和型訪問・通所サービス(訪問型・通所型サービスA)

障害福祉事業者が介護予防訪問介護相当サービスと介護予防通所介護相当サービスを提供するにあたり、本市では共生型介護予防訪問相当サービス・共生型介護予防通所相当サービスとして実施しています。

これにより、今まで障害福祉サービスを利用していた方が、65歳以上になったときに引き続き同じ事業所で介護予防訪問介護相当サービスまたは介護予防通所介護相当サービスを受けることができます。

④ 要支援者に対する訪問・通所相当サービス

介護予防・生活支援サービス事業の利用対象者は、要支援1・2の認定を受けた人、または基本チェックリスト※により生活機能の低下がみられた人(事業対象者)です。

介護予防訪問介護相当サービスとして、ホームヘルパー(訪問介護員)による掃除、洗濯などのサービスを実施します。要支援1・2の人が、新規または更新の介護保険認定調査時において「買い物と調理の介助が必要ない」と判断された割合は増加しており、以下の図のようにサービス利用量は減少傾向にあります。これは、配食サービスの充実、単身向け少量の食品販売の増加や軽量・多機能化した生活家電の販売など生活の利便性が向上していることが主な理由として考えられます。他に、サービス提供側の人手不足により、

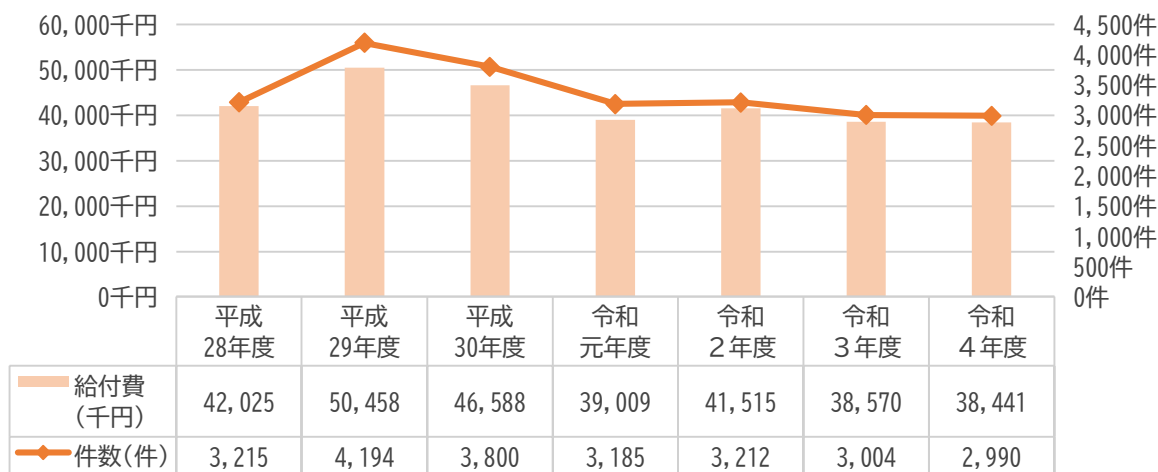
利用希望に応じられないなどの理由からサービス利用量が伸び悩んでいる可能性もあり、様々な要因によるものではないかと考えています。今後は原因分析を進めながら要因を踏まえて、現行のサービスを維持し、サービス利用量の推計を行います。

※ 基本チェックリスト…暮らし・運動・栄養・歯や口・外出・物忘れ・こころの項目からなる生活機能の状況を確認する25項目のチェックリスト

【要支援認定者のうち、買い物・調理の介助が必要ないと判断された人の推移】

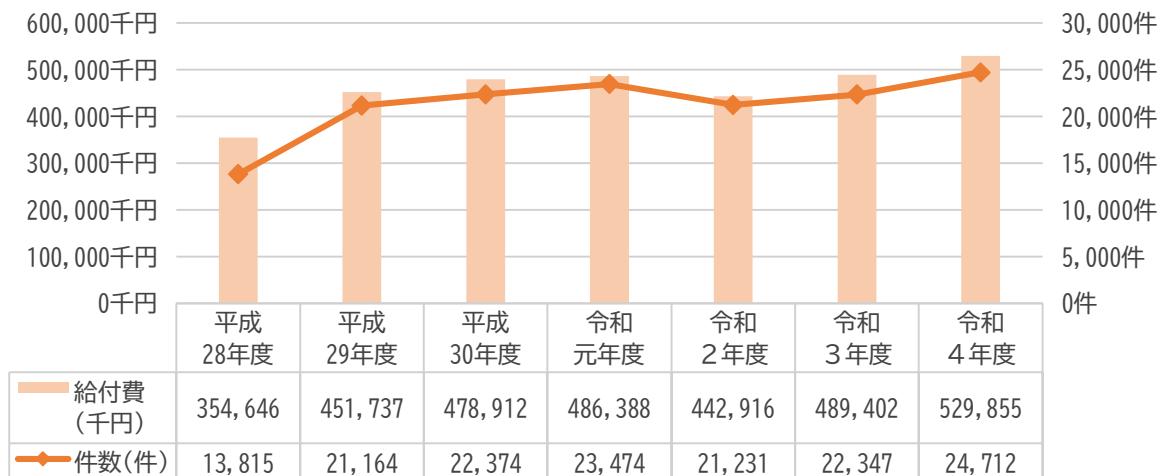
区分	令和2年10月	令和3年10月	令和4年10月
ア 買い物・調理の介助が必要ない人	1,768 人	1,880 人	2,079 人
イ 10月時点の要支援認定者数	5,091 人	5,261 人	5,746 人
ウ 要支援者に対する割合（ア/イ）	34.7%	35.7%	36.2%

【訪問相当サービスの給付費と件数の推移】



介護予防通所介護相当サービスとして、デイサービスにおいて、体力強化や筋力トレーニングなどのサービスを実施します。ニーズは年々高くなっており、下記の図のようにサービス量は増加傾向にあります。今後も現行のサービスを維持しつつ、サービス利用量の推移を注視します。（サービス利用量の見込みは、149ページに記載）

【通所相当サービスの給付費と件数の推移】



⑤ 自立支援のための住宅改修

要介護・要支援認定を受けた高齢者に対して、自宅内の転倒を防ぐための手すりの取り付けや段差解消など、住宅改修をした時の改修費を支給し、安心して在宅生活を続けられるよう支援します。

（詳細は71ページ「住宅改修費の支給」に記載）

⑥ 自立支援のための福祉用具の貸与及び購入費の支給

要介護・要支援認定を受けた高齢者に対して、福祉用具の貸与及び購入費を支給し、日常生活動作の自立を支援します。

（詳細は71・72ページ「福祉用具の貸与及び購入費の支給」に記載）

⑦ 自立支援・介護予防のための地域ケア個別会議

自立支援・介護予防のための地域ケア個別会議を開催し、事例提供者である地域包括支援センターが、理学療法士、作業療法士、管理栄養士、薬剤師、歯科衛生士といった多様な専門職と意見交換を行い、自立支援や介護予防の視点を含んだケアマネジメントの検討を行います。

（詳細は47ページ「自立支援・介護予防のための地域ケア個別会議」に記載）

⑧ シニアリフレッシュ事業の実施

高齢者の健康の維持及び介護者の体調を維持して在宅生活の継続を図るため、以下の方に対してマッサージ等の施術費の一部を助成します。

対象者は、75歳以上の方及び高齢者のみの世帯で、同居の要介護者（要介護3～5）を介護している65歳以上75歳未満の方です。

マッサージ等の施術を受けることで、心身の健康の維持や身体機能の回復、低下の防止につながり、高齢者が自立した生活を送ることができるよう支援していきます。また、本事業の利用者を増やしていけるような方法を検討していきます。

取組結果見込み

項 目	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
75歳以上の申請率	2.5%	2.7%	3.0%

方針2 地域における支え合いの基盤づくり

現状と課題

令和4年度(2022年度)に実施された高齢者福祉に関するアンケート調査によると、趣味の活動や町内会・自治会活動、仕事など何らかの社会活動に週1回以上参加している方の割合は、45.0%でした。また、何らかの社会活動に週1回以上参加している方はそれ以外の方より健康状態を「とてもよい・まあよい」と回答した方の割合が7.5%高く、現在の幸福度(10点満点)に8点以上の点数を付けた方の割合が6.8%高いという結果でした。

高齢期になっても、自らの興味関心やこれまで培ってきた経験を基に主体的に社会と関わったり、外出や人との交流機会を持ったりすることを「社会参加」と言います。社会参加は、心身の健康維持や介護予防、生きがいのある充実した生活のために重要です。

また、社会参加をすることで生まれる人と人とのつながりは、地域づくりにもつながります。例えば、高齢者が住み慣れた地域でいつまでも暮らし続けるために、日常生活の困りごとを助ける活動として住民主体の団体による支援が行われています。活動者の多くは70代から80代で、ごみ出しや除草、買い物支援などを時に支える側として、時に支えられる側として、地域で暮らす人々同士で支え合いながら行っています。

しかし、新型コロナウイルスの影響もあり、個人の社会参加の機会は減少しました。地域でも、活動縮小や解散・休止を余儀なくされる団体が増えてきています。その上、地域で生じる課題の多様化・複雑化により、地域活動の担い手の負担が増加傾向にあることや、近年の定年引き上げなどによる活動者の減少も問題になっています。

地域にますます高齢者が増加することが予想されている今、地域と行政が一緒に考え、高齢者が生き生きと暮らし続けられるような取組と、地域の中で困りごとを解決できる支え合いの仕組みづくりを模索していくことが重要です。

方針目標

- ◆ 高齢者が社会参加するきっかけづくりや情報提供を進めます。
- ◆ 生活支援コーディネーターと連携し、地域で暮らす方々の「やりたい・やってみたい」が実現できるよう、寄り添い一緒に考え、共に地域づくりを進めます。
- ◆ 地域の見守りネットワークの在り方や見守る人の負担軽減について関係機関と連携し検討します。

成果指標

項 目	現状 令和4年度 (2022年度)	中間目標 令和7年度 (2025年度)	成果目標 令和10年度 (2028年度)
「困ったときに助け合えるまちである」という問いに「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」と回答した人の割合※ ¹	32.9%	35.0%	40.0%
趣味の活動や町内会・自治会活動、仕事など何らかの社会活動に週1回以上参加している人の割合	45.0%	47.0%	49.0%
友人・知人に1か月会っていないと回答した人の割合	17.6%	15.5%	10.7%
家族や友人・知人以外で何かあったときに相談する相手がいない人の割合※ ²	45.7%	42.0%	40.0%

※1 横須賀市地域福祉計画に関するアンケート調査による

※2 横須賀市高齢者福祉に関するアンケート調査(介護予防・日常生活圏域ニーズ調査を含む)による

2 生きがいづくり・社会参加支援

- ◇ 生き生きと主体的な生活が送れるよう、社会参加を促進します。
- ◇ 社会参加を通じて地域の力を高めるため、介護予防に資する地域活動を支援します。
- ◇ 地域活動を活発化して地域全体を支援するため、地域の健康度を高めるための取組を行います。

(1) 社会参加の促進

① シルバー人材センターへの支援

横須賀市シルバー人材センターは生涯現役社会の実現に向けて、高齢者に働く機会を提供し、高齢者の生きがいの充実や生活の安定、地域社会の発展や現役世代の下支えなどを推進する機関です。少子高齢化の進展により今後もますます高齢化率が上昇していく見込みの中、経済社会の活力を維持するために、働く意欲のある高齢者がその特性と強みを生かして経済社会の担い手として活躍し続けることが必要です。

登録会員数の増加と多様な就業機会の確保を目指すため、横須賀市シルバー人材センターの広報活動を支援していきます。

取組結果見込み

項 目	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
シルバー人材センターの登録会員数	1,460 人	1,460 人	1,460 人
シルバー人材センターの受注金額	613,200 千円	613,200 千円	613,200 千円

② 老人クラブ等への助成

老人クラブは、会員の教養向上、健康増進や地域社会との交流を通じて、地域に住んでいる高齢者が、孤立せず生きがいを持って生活できることを目指し自主的に結成・運営されている団体です。近年、会員の高齢化等により解散する団体も多く、クラブ数・会員数ともに減少しています。

各クラブの活動が活性化していくことは、新規会員の確保につながります。会長研修会の実施や、横須賀市老人クラブ連合会と健康づくりなどのイベントを共催していくことで、各クラブの活動を支援していきます。

取組見込み

項 目	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
会長研修会の実施	1 回	1 回	1 回
イベントの共催	2 回	2 回	2 回
補助クラブ数	200 団体	200 団体	200 団体

取組結果見込み

項 目	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
老人クラブの会員数	11,000人	11,000人	11,000人

③ 高齢者生きがいの家への助成

高齢者生きがいの家は、町内会等を単位とした10名以上の高齢者グループで、手芸や陶芸など趣味を生かした活動を行っています。イベント等で作品を披露する場を提供するなど団体の活動を支援していきます。

取組見込み

項 目	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
補助団体数	10団体	10団体	10団体

取組結果見込み

項 目	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
生きがいの家の会員数	130人	130人	130人

④ 老人福祉センター・老人憩いの家の運営

地域の60歳以上の高齢者に対して、各種相談に応じるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションの機会を総合的に提供し、高齢者が健康で明るい生活を送ることを目的として、市内に老人福祉センターや老人憩いの家を設置しています。

「健康づくり・介護予防」、「趣味の充実」、「生涯学習」を目的とした生きがい講座や各種イベントを実施し、老人福祉センター等で出会った利用者同士の交流や仲間づくりを支援していきます。

さらに、横須賀市FM戦略プラン※1に記載されている「多様な世代の地域住民が集い、交流する地域コミュニティの拠点づくり」に向けて、老人福祉センターが持つ主な機能である「居場所機能」を、各施設が位置している地域の核となる施設へ移転し、地域コミュニティの活性化につながる拠点にします。移転後の新たな施設は、運営と管理の効率化を図るとともに、世代を問わず利用できるよう見直します。引き続き、関係部署とともに全世代型施設の在り方を検討していきます。

※1 横須賀市 FM 戦略プラン…まちづくりの視点から公共施設の望ましい将来像を定め、その実現に向けた具体的な取組を示す計画(令和元年7月策定)

⑤ はつらつシニアパスの発行

70歳以上の高齢者を対象に、市内のバス路線が定額で乗り放題となる「はつらつシニアパス」を、京浜急行バス株式会社と協力して年2回発行します。

「はつらつシニアパス」に対する高齢者のニーズの把握に努め、高齢者の外出による社会参加を支援していきます。

取組結果見込み

項 目	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
はつらつシニアパス発行枚数	10,000枚	10,000枚	10,000枚

⑥ ひとり暮らし高齢者入浴料等助成事業の実施

65歳以上のひとり暮らし高齢者に対して、市内の公衆浴場等の利用券を交付します。公衆浴場等に出かけることにより、地域の交流や本人の社会参加の促進、孤独感の解消につながるよう支援していきます。

取組見込み

項 目	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
入浴等利用券の発行枚数	189,716枚	190,916枚	192,115枚

取組結果見込み

項 目	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
入浴等利用券の利用率	49.0%	49.5%	50.0%

⑦ 敬老祝い事業の実施

長年にわたり、社会の発展に貢献してきた高齢者のうち、88歳と100歳の方に対して、感謝の意を表し長寿を祝うために、敬老祝品を贈呈します。

取組結果見込み

項 目	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
88歳への贈呈件数	2,873件	2,981件	3,090件
100歳への贈呈件数	150件	157件	164件

コラム 地域交流と学習活動のための支援

高齢者が共通の趣味などを通じて交流したり、学習したりするための取組を紹介します。

□ コミュニティセンターの運営と「高齢者学級」の実施

コミュニティセンターでは、高齢者を含む市民の地域活動の場や、同じ趣味をもつ仲間の交流の場を提供しています。

高齢者が健康で心豊かな毎日を送るために役立つ、健康・運動・趣味などを学ぶ「高齢者学級」を、行政センター併設の9施設で実施しています。

令和5年度の高齢者学級の実施内容(一部)

- 「睡眠」と「健康」の知恵袋講座
- 簡単ストレッチと腹式呼吸で健康に！
- いきいき歌声ボイストレーニング
- みんなで楽しく！ボッチャ教室
- 口腔内の健康管理 オーラルフレイル予防教室
- もっと笑顔で！笑顔トレーニング
- 寝たきりにならない身体づくり(ウォーキング＋筋トレ＋ヨガストレッチ)
- Let's 腸活！腸を制する者は病気を制す
- 音楽で楽しく脳トレ！
- 警察官による防犯講座

□ 生涯学習センターの「市民大学講座」の実施と講師登録

高齢者を含む市民の主体的な学習活動を支援するため、生涯学習センターで「市民大学講座」を実施しています。学習の機会の提供とあわせ、講師登録の呼びかけ、登録情報の市民への提供を行い、高齢者がこれまでの知識、技術や経験を生かし、社会で活躍するきっかけを提供します。

令和5年度の市民大学講座の実施内容(一部)

- オペラへの誘い レクチャーコンサート
- ペリー来航 1853年～1854年
- 映画を10倍楽しむ 2
- 徳川家康一努力し続けた凡人一
- 薬膳講座 五臓を元気に
- 東洋医学で実践する様々な未病への対応方法
- 横須賀まなびクルーズ 歴史を学ぶ軍港めぐり
- プチうつのかげとセルフケア
- いざ、出陣！三浦一族の歴史を紐解く追体験
- 関東大震災と横須賀の復興

(2) 地域の健康度を高めるための取組

① 地域の人材育成や活動支援

介護予防の取組を個人で実施するだけでなく、住み慣れた地域で身近な仲間と一緒に楽しみながら健康づくりや介護予防活動を行うことは、生きがいにもつながります。

本市においては、ボランティア活動やサロン活動、老人クラブ、コミュニティカフェなど地域住民等が主体となる様々な通いの場があります。

今後も地域の通いの場にて介護予防活動を実施する介護予防サポーターや、同じ市民目線でフレイルであることの気づきを促す取組を行うフレイルサポーターを養成し、地域の人材育成の取組を推進していきます。

また、地域で食育の大切さを普及啓発しているヘルスマイト(地域で食育の大切さを普及啓発しているボランティア)等とも連携し、地域で行われる健康づくり・介護予防活動を支援します。

取組見込み

項 目	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
介護予防サポーター養成講座の実施	4コース	4コース	4コース
フレイルサポーター養成講座の実施	1コース	1コース	1コース

取組結果見込み

項 目	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
介護予防サポーター養成講座 受講者数(累計)	1,542人	1,632人	1,722人
フレイルサポーター養成講座 受講者数(累計)	100人	120人	140人

② 地域に向けての普及啓発

地域単位で介護予防への関心が高まり、介護予防活動が実践できるよう地域包括支援センターに「地域型介護予防教室」等を委託します。また、地域のグループから健康保持増進や介護予防などの教室の実施依頼があった時は、横須賀市歌に合わせて行う「しらなみ体操」や、ボッチャなどを活用した市職員による「ふれあい地域健康教室」やお口の体操、だ液腺マッサージなどの実践を伴った「歯と口の健康づくり教室」といった地域の健康度が高まる取組を実施し、地域活動の活性化を目指します。

取組見込み

項 目	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
地域型介護予防教室の実施 (地域包括支援センター)	240回	240回	240回
ふれあい地域健康教室(直営)	50回	50回	50回
歯と口の健康づくり教室(直営)	30回	30回	30回

③ 地域への専門職の派遣

「リハビリテーション専門職派遣事業」は、地域包括支援センターとともに、地域の介護予防活動が、自宅や身近な場所で展開できることを目指す事業です。介護予防に取り組む地域の通いの場等に理学療法士、管理栄養士や保健師等の専門職を派遣し、住民主体の団体や介護予防を支える支援者の資質を向上させ、より効果的・継続的な支援を提供します。

取組見込み

項 目	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
通いの場への専門職派遣団体数	6団体	6団体	6団体

④ 自立支援・介護予防のための地域ケア個別会議

地域づくりとは、人々の生活そのものであり、一人一人の生活を見つめ思いをはせることから、スタートしていきます。要支援認定者等を事例対象者とし、住み慣れた地域で高齢者が生活していく上での自立について考えていくために、自立支援・介護予防のための地域ケア個別会議を開催します。

この会議は、2部構成となっており、第1部では事例提供者の地域包括支援センター職員が、理学療法士、作業療法士、管理栄養士、薬剤師、歯科衛生士といった多様な専門職と意見交換を行うことで、自立支援や介護予防の視点を含んだケアマネジメントの検討を行います。

そして、第1部での検討を基に、第2部では事例対象者の住む地域資源情報などを照らし合わせながら、その事例対象者にとっての自立や、どのような地域資源があればよりよい生活を送っていくことができるかについて話し合います。

本会議の積み重ねにより、自立支援・介護予防の視点からの地域課題の発見・把握をし、地域づくりにつなげていきます。

取組見込み

項 目	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
自立支援・介護予防のための地域ケア個別会議開催	12回	12回	12回

3 支え合い活動への支援

- ◇ 地域の中にある「やりたい・やってみたい」という思いを応援し、実現できる仕組みを作るために、生活支援体制整備事業を推進します。
- ◇ 増加するひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯を見守るために、地域福祉促進のための連携・協力体制を作ります。
- ◇ 社会参加を通じて地域の力を高めるため、介護予防に資する地域活動を支援します。

(1) 支え合う地域のネットワークづくり

① 地域支え合い協議会の設置

地域支え合い協議会は、地域で暮らす様々な立場や組織の関係者にまじわってもらうための場です。地域の困りごとや好事例の情報共有を通して関係者間の顔の見える関係や連携体制づくりを進め、地域でこんなことをやりたい・やってみたいという思いがある方や組織を応援することで、大小問わず様々な活動や選択肢の創出をサポートしていくことを目的としています。

現在、本市全域を単位とする「よこすか地域支え合い協議会(第1層協議体)」と日常生活圏域を基本単位とする「各地域支え合い協議会(第2層協議体)」の2つを設置しています。

各地域支え合い協議会については、平成27年度(2015年度)の事業開始以降、全ての地域に設置することを目指して進めてきました。現在までに8つの協議会が設置されましたが、一方で設置により多くの時間や調整が必要なため未だ設置できていない地域もあります。また、既に設置した地域においても、同一区域内の地域によってニーズや課題が異なり、協議会の設置区域と地域住民の「自分たちの地域」と思う区域に隔たりがあることも分かってきました。

こうした部分を鑑み、協議会の設置については、具体的な設置時期は定めず、各地域の特色や既存の取組を尊重し、適切な時期に柔軟な区域での設置を支援する形で進めていきます。既存の協議会についても、現在の区域に拘らず、ニーズや課題に合わせた形での変更を検討します。

また、それぞれの地域での取組につなげてもらうことを目的に、協議会間の交流や情報交換の場や仕組みを作っていきます。

② 生活支援コーディネーターの配置

支え合いの地域づくりを進めていく手段として、地域の様々な団体や関係者がまじわる場を作ったり、それぞれを結び付けたりする方法があります。そのためには、地域を知り、一緒に地域のことを考え、活動を応援できる存在が必要です。

本市では、こうした役割を担う生活支援コーディネーターを各地域包括支援センター及び市に配置しています。

生活支援コーディネーターは、それぞれの地域に足を運び地域資源の情報収集を行うとともに、生活支援コーディネーター間や関係機関との連携を密に行い、人と人、人と場所、人と組織をマッチングし地域の支え合いの基盤を強化していきます。

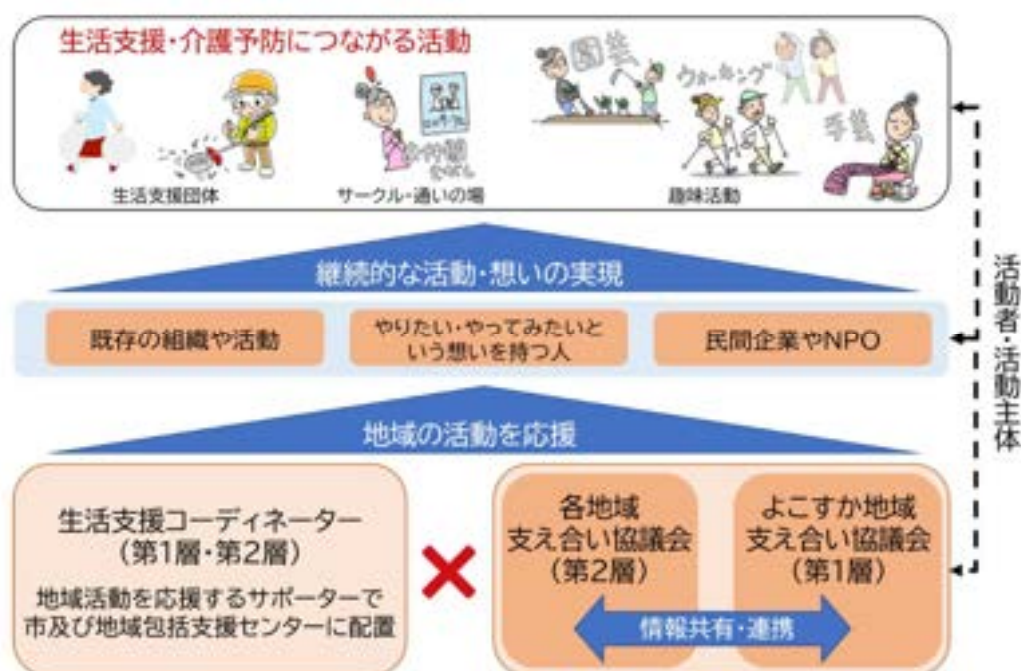
また、生活支援コーディネーターが集めた地域の情報を、地域支え合い協議会をはじめとする様々な場で提供することで、地域課題の把握や発見そして新たな地域活動の創出につなげていきます。

市に設置する生活支援コーディネーターは、市全域の支え合い活動を支援するため、以下の取組も併せて行います。

【生活支援コーディネーターの取組】

取組	内容
情報交換会の開催	活動状況や課題、ノウハウなどを共有し団体間の交流や連携を促進するための情報交換会を企画・開催します。類似の活動を行っている団体間や活動年数が近い団体間など、様々なテーマにより適宜実施します。
団体学習会の開催	活動における課題の解消やスキルアップにつながる学習会を年1回開催します。
立ち上げや運営に関する相談支援	支え合い活動を行う団体の立ち上げや運営に関する相談支援を行います。内容により、必要に応じて地域の関係者や担当部署につながります。
普及啓発の推進	支え合いの活動について知ってもらうこと、また、実際に行われている活動を広く紹介することを目的としたPRを行います。まちづくり出前トークや講演会・座談会、パネルによる展示等により適宜実施します。

【生活支援コーディネーターと地域支え合い協議会の役割】



【生活支援コーディネーターの紹介チラシ】



取組結果見込み

項 目	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
各協議会や生活支援コーディネーターが携わった団体の立ち上げやイベント	15件	15件	15件

③ 住民主体による生活支援活動への支援

地域で支え合う活動の一つとして、住民によって組織された団体による日常生活のちょっとした困りごと(ごみ出し、除草、買い物等)への支援が行われています。こうした「互助」は、誰もが住み慣れた地域で暮らし続けるための一助になるだけでなく、活動者の生きがいや介護予防につながっています。

また、近年は生活支援の活動にとどまらず、地域住民を対象とした学習会などのイベントの開催、誰でも気軽に参加できる場(認知症カフェやコミュニティカフェ、散策会など)の運営といった新しいチャレンジを行う団体も増えてきました。

今後も高齢者数の増加やそれに伴う単身世帯・夫婦のみの高齢者世帯の増加が見込まれる中で、互助の支え合いは、ますます重要になってきます。

こうした活動の実態を踏まえ、生活支援だけではなく介護予防に資する諸活動までを合わせて支援するため、現行の介護予防・生活支援サービス事業(住民主体型訪問サービス事業)から一般介護予防事業へ移行します。また、移行にあわせて、団体の継続的な活動へのさらなる支援や新しいチャレンジへの補助支援などを検討していきます。

【実際の活動の様子】



取組見込み

項 目	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
住民主体の生活支援団体に対する補助件数	35 団体	36 団体	38 団体

(2) 地域福祉促進のための連携・協力

① 民生委員児童委員との連携・協力

民生委員児童委員は「住民の身近な相談相手」として、地域で起きている生活上の困りごとに気づき、助言します。また、必要な支援が受けられるよう、専門機関へつないだ後は、相談者の生活を見守ります。

民生委員児童委員がより効果的に活動できるよう、民生委員児童委員活動に対する研修会を実施します。

取組見込み

項 目	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
民生委員児童委員に対する研修の実施	4 回	4 回	4 回

【民生委員児童委員活動の7つのはたらき】

- 1 社会調査…担当区域内の住民の実態や福祉需要(ニーズ)を日常的に把握します。
- 2 相 談…地域住民が抱える問題について、相手の立場に立ち、親身になって相談にのります。
- 3 情報提供…社会福祉の制度やサービスについて、その内容や情報を住民に的確に提供します。
- 4 連絡通報…住民が、それぞれの需要(ニーズ)に応じた福祉サービスを得られるよう、関係行政機関、施設、団体等に連絡し、必要な対応を促すパイプの役割を果たします。
- 5 調 整…住民の福祉需要(ニーズ)に対応し、適切なサービスの提供が得られるように支援します。
- 6 生活支援…住民の求める生活支援活動を自ら行い、支援体制をつくっていきます。
- 7 意見具申…活動を通じて得た問題点や改善策について取りまとめ、必要に応じて民児協をとおして関係機関などに意見を提起します。

※ 全国民生委員児童委員連合会編「新任民生委員・児童委員の活動の手引き」から作成

② 福祉ボランティアとの連携・協力

福祉分野で活動するボランティアは、誰もが安心して住みなれた地域で暮らしていくことができるよう、話し相手、草刈り、ごみ出し、買い物代行・同行、外出介助等の日常生活支援の活動をしています。

地区ごとのニーズに応じたボランティア活動を推進することができるよう、横須賀市社会福祉協議会は、各地区社会福祉協議会が運営する地区ボランティアセンターと連携するとともに、幅広い世代のボランティア活動への参加促進やボランティアの養成をしています。

取組結果見込み

項 目	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
横須賀市ボランティアセンターにおける ボランティア登録者数	354 人	360 人	370 人
横須賀市ボランティアセンターにおける ボランティア登録団体数	124 団体	127 団体	130 団体

③ 横須賀市社会福祉協議会、各地区社会福祉協議会との連携・協力

横須賀市社会福祉協議会が独自に運営する制度の一つに社会福祉推進委員制度があります。社会福祉推進委員の最も重要な活動は、民生委員児童委員の活動に協力し、ひとり暮らし高齢者などの安否確認のための訪問や声かけ、見守りを通じ、世帯の異変や福祉ニーズなどの情報をいち早く民生委員児童委員に伝えることで、見守りネットワークの重要な役割を担っています。

市は、「支え手と受け手の垣根を超えて地域で生き生きと生活できるまちづくり」を進めていくため、地域福祉活動の中心的存在である各地区社会福祉協議会の活動支援として、多様な人材の地域福祉活動への参加を促していきます。

④ 民間団体及び事業者との連携・協力

孤立死等の防止のため、信用金庫、水道検針事業者など、個人宅を訪問する機会のある民間団体等と地域の見守り活動に関する協定を締結しています。

協定締結団体等は、室内から異臭がする、玄関や郵便受けに新聞や郵便物がたまっているなど、明らかに日常と異なる状況であり、市民の生命の危険が予見される状況に遭遇した場合には警察や消防と併せて市に通報します。

市は警察や消防との情報共有や安否確認を行った上で、適切な支援につなげます。

取組結果見込み

項 目	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
地域の見守り活動に関する協定を締結している民間団体等	67 団体	67 団体	67 団体

※民間団体等の意向により、本市又は神奈川県と協定を締結しています。

方針3 認知症との共生

現状と課題

令和4年度(2022年度)に実施された在宅介護実態調査によると、要介護認定を受けている在宅高齢者の中で、日常生活自立度Ⅱ以上の判定がついた人の割合は約40%です。令和5年(2023年)3月31日現在、要介護認定を受けて在宅で生活されている人は約21,000人であり、つまり約8,400人が日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さがみられていると推計されます。この推計人数に加えて、医療・介護機関につながっていないが認知症の症状があり日常生活に支障が出ている人もいます。

このように、認知症は誰もがなりうる疾患であり、家族や身近な人が認知症になることなどを含め、多くの人にとって身近となっています。一方で、認知症という疾患への誤解や偏見は依然として残っており、それは周囲だけではなく本人や家族も持っていると言われ、自ら地域との関わりを閉ざしてしまうこともあります。

このような社会背景のもと、認知症の人を含めた一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重し支え合いながら共生する活力のある社会の実現を目的とした「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が令和5年6月に成立しました。この共生社会の実現に向けては、誰もが認知症に対して正しい知識を持ち、早期に相談できる場を知り備えることにより偏見や不安を軽減すること、そして周囲や地域の理解が進むことが必要不可欠です。

認知症予防を含む介護予防から、認知症になり生活上の困難が生じた方への支援、そして介護者への支援を切れ目なく行っていくために、認知症の人及び家族等といった当事者の意見を踏まえながら、認知症施策を総合的かつ計画的に推進していきます。

方針目標

- ◆ 認知症の人や家族の理解者を増やし、認知症があってもなくても、同じ地域の一員として支え合える共生社会を目指します。
- ◆ 認知機能の低下がみられた場合に、早期受診・早期支援につなげ、重症化を予防します。
- ◆ 生活上の困難が生じた場合でも、身近な地域で気軽に相談ができ、医療・介護の専門機関と共に継続的に支援していく体制を整備していきます。

成果指標

項 目	現状 令和4年度 (2022年度)	中間目標 令和7年度 (2025年度)	成果目標 令和10年度 (2028年度)
認知症に関する相談窓口を知っていると回答した人の割合※ ¹	27.7%	30.0%	35.0%
現在の生活を継続していくにあたって、主な介護者の方が不安に感じる介護等について、「認知症への対応」と回答した人の割合※ ²	20.1%	18.0%	15.0%

※1 横須賀市高齢者福祉に関するアンケート調査(介護予防・日常生活圏域ニーズ調査を含む)による

※2 横須賀市介護保険に関するアンケート調査(在宅介護実態調査を含む)による

4 認知症に対する理解の促進

- ◇ 認知症に関する正しい知識や理解を深め、地域における理解者を増やします。
- ◇ 認知症の理解が進むことで、疾患への偏見・不安が軽減され、認知症の人の意思が尊重される地域を目指します。

(1) 普及啓発・本人発信支援

① 認知症サポーターの養成

認知症に関する正しい知識や理解を深め、認知症の人やその家族に出来る範囲で手助けする認知症サポーターの養成講座を市民、地域団体、小売業や金融機関、警察や公共交通機関、学校などを対象に認知症キャラバン・メイト^{※1}と実施します。講座では、かながわオレンジ大使^{※2}をはじめとする当事者や家族に協力を仰ぎ、実体験や思いを語っていただくことで、地域として何ができるかを考えるきっかけとしていきます。

本市では、平成19年度(2007年度)から認知症サポーターの養成を開始し、令和5年(2023年)3月31日現在で28,009人が受講しました。より多くの方が認知症の人やその家族の良き理解者となるよう取り組んでいきます。

※1 神奈川県が開催する認知症キャラバン・メイト養成講座を受講し、認知症サポーター養成講座で講師を務めます。

※2 かながわオレンジ大使(認知症本人大使)は、認知症の人ができる限り住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会を実現するため、神奈川県において、認知症の方本人が思いを直接伝え、認知症の本人一人一人に合った、その人らしい活動を発信しています。

取組見込み

項 目	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
認知症サポーター養成講座の開催	30回	30回	30回

取組結果見込み

項 目	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
認知症サポーター養成講座受講者数 (累計)	29,000人	30,000人	31,000人

② 認知症お役立ちBOOKの発行

認知症に関する正しい理解を促すために、お役立ちBOOKを発行し、認知症に関する正しい理解が進むよう小売店、金融機関、地域団体、医療・介護機関等に広く配布するとともに、認知症サポーター養成講座で受講者に配付していきます。

取組見込み

項 目	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
認知症お役立ちBOOK（お買い物版、金融機関版、ひとり歩き版、若年性認知症版）の発行	4,000部	4,000部	4,000部

③ よこすかオレンジ LINE を活用した地域づくり

認知症サポーター及び認知症オレンジパートナーに対して、認知症に関する興味・関心が継続できるよう、横須賀市LINE公式アカウントを通じて認知症に関するコラムやイベント情報を発信します。

また、認知症の人が行方不明になった場合の情報発信についても、横須賀市LINE公式アカウントを活用していきます。（詳細は60ページ「横須賀にこっとSOSネットワークの周知」に記載）

取組見込み

項 目	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
認知症コラムの発信	6回	6回	6回

④ アルツハイマー月間によるイベントの開催

1994年に「国際アルツハイマー病協会(ADI)」は、「世界保健機関(WHO)」と共同で毎年9月21日を「世界アルツハイマーデー」と制定し、9月を「世界アルツハイマー月間」と定め、さまざまな取組を行っています。

これに合わせて、「認知症にやさしいまち横須賀」を目指し、市民への認知症の理解の普及・啓発を推し進めています。9月21日を「よこすかアルツハイマーデー」とし、認知症のテーマカラーであるオレンジ色を身に着けて認知症の人への理解と応援する気持ちを表していくほか、広報誌・SNSの活用した普及・啓発記事の掲載、市関連施設でのライトアップ、パネル展示等を行っています。

5 認知症当事者と家族への支援

- ◇ 認知症の人や認知症と疑われる人が、できるだけ早期に相談し、診断を受け、今後の生活において継続的な支援を受けられるようにします。
- ◇ 認知症の人、介護者が孤立しないよう、市全体で支援者を増やしていきます。

(1) 認知症高齢者・介護者の支援の充実

① 認知症初期集中支援事業の実施

認知症初期集中支援チーム(横須賀にこっとチーム)を医療機関に委託及び市が直営し、市内に4チームを設置しています。

認知症専門医の指導の下、医療と福祉の専門職が認知症の人やその家族(対象者)を訪問し、認知症についての助言を行い、医療機関の受診や介護サービスの利用を勧奨するなど初期段階での包括的かつ集中的な支援を行います。

より多くの機関から対象者へ本事業を案内できるよう、民生委員児童委員など地域を支える人々や、医師会、歯科医師会、薬剤師会等に広く周知します。

チーム、地域包括支援センター及び市で情報共有を行うため、チームごとに毎月「にこっとチーム員会議」を開催し、支援対象者の状況把握とその後の方針を決定します。

また、チーム以外の関係者を加えた「認知症高齢者等支援連携会議(にこっと会議)」を年1回開催し、関係機関との連携や情報共有を図ることで、にこっとチームの対応力や連携強化に取り組んでいきます。

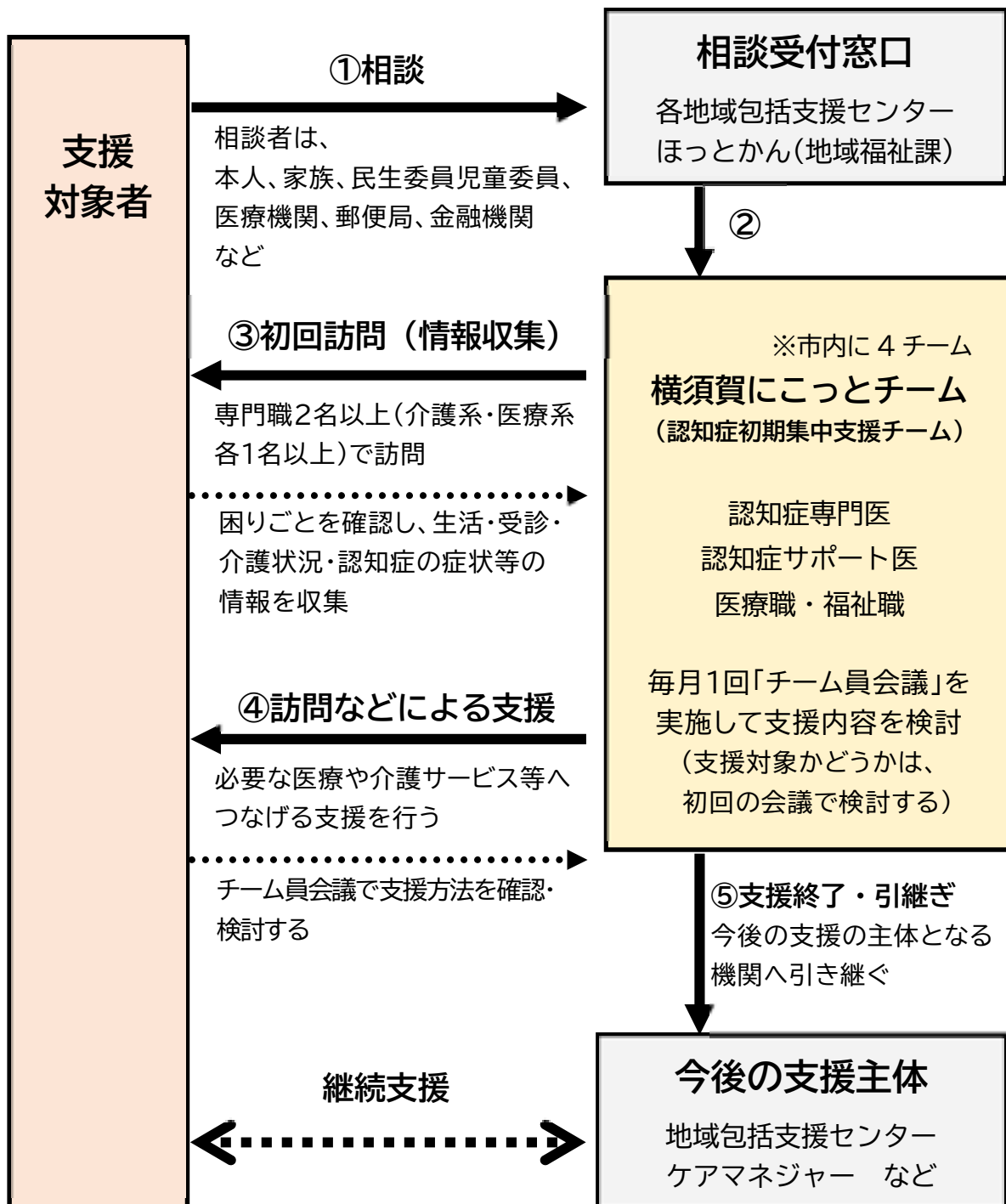
取組結果見込み

項 目	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
認知症初期集中チーム新規相談件数	30件	30件	30件
認知症初期集中チーム取扱い件数	40件	40件	40件

【横須賀にこっとチーム支援の流れイメージ図】

横須賀にこっとチーム 支援の流れ (認知症初期集中支援チーム)

- 「①相談」から「⑤支援終了・引継ぎ」までの一連の支援は無料です。
- 支援の期間はおおむね6か月です。



② 横須賀にこっとSOSネットワークの周知

横須賀にこっとSOSネットワークは、認知症の人が行方不明になってしまったとき、一刻も早く家族の元へ帰るためのネットワークです。

認知症の人の情報を事前登録しておくことで、行方不明になってしまった場合に検索についてご協力いただける方々に対して行方不明者の情報を発信することができます。情報発信は市公式ホームページや市公式 X(旧Twitter)、横須賀市LINE公式アカウント等を通じて行います。

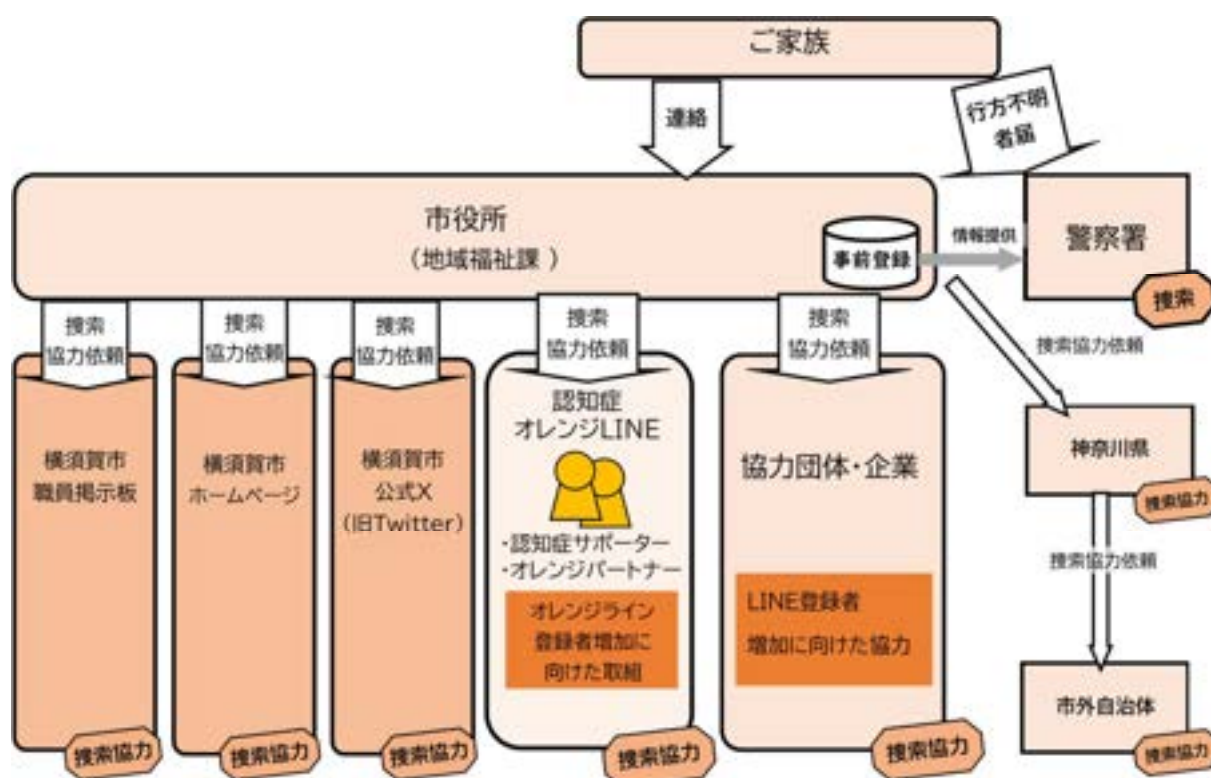
また、SOSネットワークに事前登録されている方が、GPSサービスを利用する場合には、GPS導入の初期費用と、月額利用料の一部を補助します。(条件があります。)

SOSネットワークの周知及び事前登録を促進することで、認知症当事者やその家族が安心して暮らせる環境をつくります。

取組結果見込み

項 目	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
横須賀にこっとSOSネットワーク新規登録者数	100人	100人	100人
SOS情報LINE配信先件数	20,000件	25,000件	30,000件

【行方不明者情報の流れ】



【協力団体・企業一覧（R5. 8. 1現在）】

（順不同）

◇ 横須賀市医師会	◇ 横須賀市通所事業所連絡協議会
◇ 横須賀市歯科医師会	◇ 横須賀市訪問介護事業所連絡会
◇ 横須賀市薬剤師会	◇ 横須賀市介護老人保健施設連絡会
◇ 横須賀市民生委員児童委員協議会	◇ 久里浜仲通商店街振興組合
◇ 横須賀市地域包括支援センター連絡会	◇ 生活協同組合ユーコープ
◇ 横須賀市居宅介護支援事業所連絡協議会	
◇ 横三地区訪問看護ステーション協議会横須賀ブロック	

（2）認知症の各種相談・支援の実施

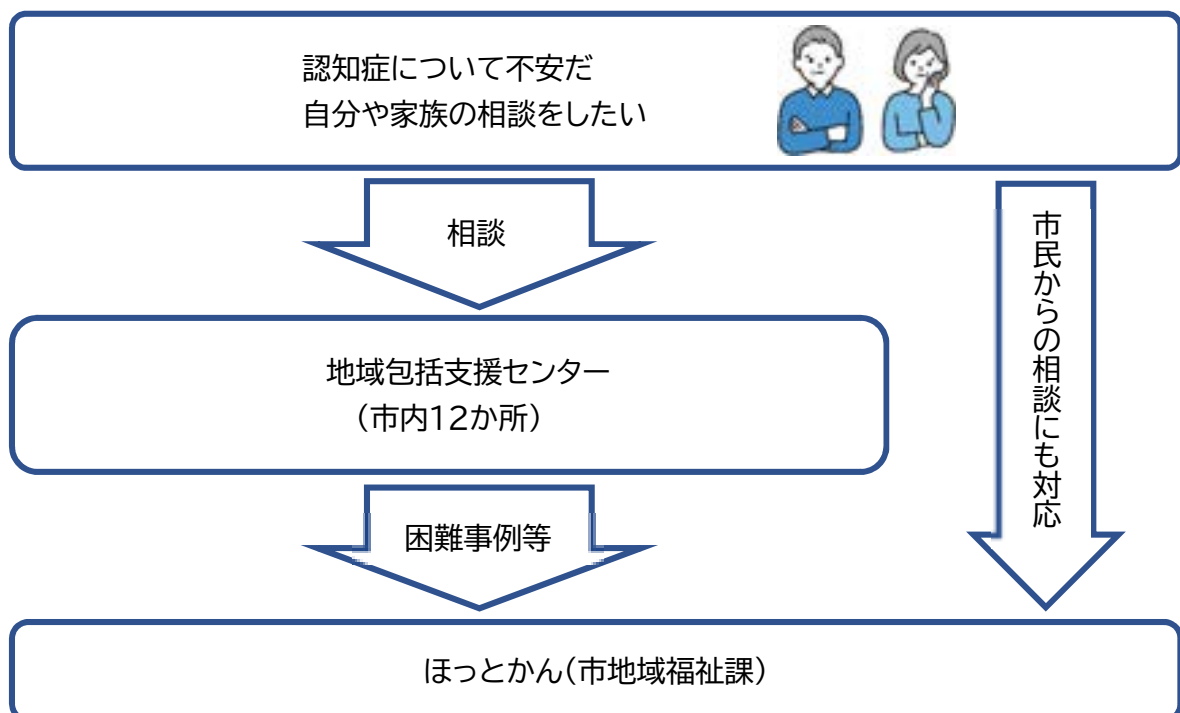
① 認知症相談窓口の設置

ほっとかん(市地域福祉課)と地域包括支援センターが身近な認知症相談窓口であることを周知します。相談内容に応じてにこっとチームや、医療・介護サービス等の機関につながるなど、適切な支援に努めます。

取組結果見込み

項 目	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
地域福祉課における電話及び窓口の認知症相談件数	2,000件	2,000件	2,000件
地域包括支援センターにおける電話及び窓口の認知症相談件数	3,000件	3,000件	3,000件

【認知症相談の流れ】



② もの忘れ相談の実施

認知症に対して不安のある人やその家族を対象に、専門医による個別相談会を実施し、認知症の早期発見、早期治療、適切なケアにつながるよう支援します。市内には、認知症疾患医療センター※¹や、物忘れ外来などの専門外来、精神科外来のある医療機関、よこすかオレンジドクター※²があります。認知症の状態に応じて、適切な医療機関を案内するなどの対応をしています。

※1 認知症における専門医療の提供や、医療と介護の連携の中核機関として、認知症疾患に係る鑑別診断、専門医療相談、人材育成のほか、医療・介護等の連携のための地域連携会議の設置運営などを行います。

認知症疾患医療センターは、神奈川県内の2次医療圏(政令指定都市を除く。)に1か所ずつ、計5か所設置している「地域拠点型」に加え、地域の認知症サポート医やかかりつけ医、医療・介護・保健関係機関との連携を強化するための「連携型」があります。

神奈川県内では、25か所、市内では1か所(久里浜医療センター「地域拠点型」)が指定されています。

※2 横須賀市医師会では、一定の研修を修了した医師を「もの忘れ・認知症相談医・よこすかオレンジドクター」と認定し、認知症サポート医や専門医療機関との連携のもと、患者や家族が気軽に相談できる体制を整えています。

診療科を問わずより多くの医師が「もの忘れ・認知症相談医・よこすかオレンジドクター」になることにより「認知症になっても住みやすい町よこすか」の実現に向けて、役割の一端を担えるものと考えられています。

「よこすかオレンジドクター」がいる医療機関には、認定ステッカーや認定証が掲示されており、もの忘れや認知症が心配な時にはお気軽にオレンジドクターにご相談いただけます。

取組見込み

項 目	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
もの忘れ相談の開催	24回	24回	24回

取組結果見込み

項 目	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
もの忘れ相談の参加者数	72人	72人	72人

③ 認知症高齢者介護者の集いの開催

介護者同士の情報交換や、介護の苦労・悩みを共有する場を提供し、介護負担を軽減できるよう支援します。また、集いに参加できない介護者にも会報を発行し、介護者の孤立を防止します。(取組見込みは75ページに記載)

④ 多職種連携セミナーの開催

在宅医療・介護連携推進事業において、多職種連携が進められています。多職種同士がお互いの顔を合わせて仕事内容を知ること、地域での連携を深めていきます。(詳細は111ページに記載)

⑤ 認知症ケアパスの発行

認知症ケアパス(横須賀にこっとパス)は、認知症の発症初期から後期まで認知症の人の状態に合わせて、医療や介護サービスの流れを示し、相談窓口や受けられるサービス等を分かりやすくまとめたものです。

市が認知症の人の生活に関わる情報を取りまとめて認知症ケアパスを発行し、認知症の人やその家族、地域の支援者、医療機関や相談窓口等へ広く配布することで、認知症の人がその人らしく安心して暮らしていけるよう支援していきます。

取組見込み

項 目	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
認知症ケアパスの発行	5,000部	5,000部	5,000部

(3) 認知症地域支援体制の強化

① 認知症オレンジパートナーの養成

認知症オレンジパートナーは、認知症サポーター養成講座を受講したのち、さらに認知症に関する理解を深め、積極的かつ実践的な活動により認知症の人やその家族を支援するボランティアです。市では、平成29年度(2017年度)から認知症オレンジパートナーの養成を開始し、令和5年(2023年)3月31日までに265人が受講しました。認知症オレンジパートナーには、認知症の人やその家族への支援をはじめ、認知症カフェの運営や当事者活動への支援に携わることが期待されています。

取組見込み

項 目	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
認知症オレンジパートナー養成講座の開催	1回	1回	1回

取組結果見込み

項 目	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
認知症オレンジパートナー養成講座の受講者数(累計)	295人	325人	355人

② チームオレンジの構築

認知症と思われる初期の段階からの心理面や生活面の支援として、認知症の人が安心して暮らせるまちづくりを目指し、認知症サポーターや認知症オレンジパートナーと認知症の人やその家族をつなぎ、チームオレンジを構築していきます。このチームでは、見守り、声かけ、話し相手、専門職へのつなぎ、認知症カフェへの参加などの具体的な活動により認知症の人やその家族が孤立しないよう取り組んでいます。

取組結果見込み

項 目	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
チームオレンジ活動団体数	3団体	4団体	5団体

③ 認知症カフェへの支援

認知症カフェは、認知症の人やその家族、地域住民、医療や福祉の専門職など誰もが気軽に集い同じ悩みを共有し相談しあえる場で、医療機関や社会福祉法人、福祉や介護の専門職、地域住民の有志などにより開催されています。その運営方法は主催者によって様々であり各地で特色のあるカフェが運営されています。

市の認知症地域支援推進員が、認知症カフェを定期的に訪問し情報収集を行い、よこすかオレンジ LINE(57ページ「よこすかオレンジ LINE を活用した地域づくり」に記載)や、生活に役立つ地域の情報(68ページ「地域資源情報の収集と周知」に記載)で活動内容を紹介していくことで、認知症カフェの広報活動を支援していきます。

また、認知症カフェの相互連携を図ることを目的として認知症カフェ連絡会を開催し、現状や運営課題についての意見交換を行っていきます。

取組見込み

項 目	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
認知症カフェ連絡会の開催	1回	1回	1回

取組結果見込み

項 目	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
認知症カフェ活動数	20か所	25か所	30か所

(4) 若年性認知症の人への支援、社会参加支援

① 若年性認知症支援コーディネーターとの連携

神奈川県若年性認知症支援コーディネーター※と連携し、若年性認知症の人やその家族等の相談や支援を行っていきます。

なお、若年性認知症の人やその家族が抱える就労の悩みに対しては、ハローワーク、よこすか就労援助センター、よこすか障害者就業・生活支援センター等と連携しながら支援していきます。

※ 若年性認知症の人やその家族等からの若年性認知症に関する相談に対して解決に向けた支援を行います。また、行政・医療・福祉関係者、企業の労務担当者等からの相談については、医療・福祉・就労等の専門機関と相互に連携し、必要な助言を行います。

② 若年性認知症のつどいの開催

若年性認知症当事者の会である「よこすか若年認知症の会タンポポ」、及び「(公社)認知症の人と家族の会神奈川県支部」との共催で若年性認知症のつどいを開催します。若年性認知症の人やその家族が気楽に参加し、日常生活の悩みや困りごとを話せるよう、

認知症オレンジパートナーや若年性認知症支援コーディネーター等の支援者との連携を図ります。

取組見込み

項 目	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
若年性認知症のつどいの開催	6回	6回	6回

取組結果見込み

項 目	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
若年性認知症のつどいの参加人数 (全体数(当事者・家族含む))	131人	180人	240人
若年性認知症のつどいの参加人数 (若年性認知症の当事者・家族)	46人	60人	80人

方針4 高齢者本人と家族を支えるネットワークの充実

現状と課題

令和2年度(2020年度)に行われた国勢調査によると、市内の世帯の約半数に、1人以上の高齢者がいます。このうち58.8%が高齢者夫婦世帯やひとり暮らし高齢者世帯など、構成員が高齢者のみの世帯で、その数は年々増加し続けています。

また、令和4年度(2022年度)に実施された高齢者福祉に関するアンケート調査によると、人生の最終段階において、最期まで自宅で過ごしたい人の割合は18.9%、自宅で療養し、必要になれば医療機関に入院したい人の割合は48.9%となっており、全体の67.8%の人が、人生の最終段階を自宅で過ごしたいと回答しています。

その一方で、家族への介護負担、介護してくれる家族の不在、金銭的負担、在宅医療・介護サービスが不十分等の理由から、人生の最終段階を自宅で過ごしたいが、それを実現するのは難しいと考えている人の割合は34.8%で、実現できると考えている人の割合の31.7%を上回っています。

少子高齢化や世帯の単身化、地域での人間関係の希薄化が進む中で、市民が抱える生活上の課題は多様かつ複合的になっています。また、家族の介護疲れやストレスを始め、家族関係や経済的問題など、複数の要因が重なり合って高齢者虐待が生じることもあります。

高齢者と家族が孤立せず、支援や介護、医療が必要になっても住み慣れた地域で暮らし続けるには、本人や家族と行政、民生委員児童委員、地域包括支援センター等との協力体制が重要です。また、医療や介護に関わる専門職は多岐にわたる中、互いの立場や考え方を尊重し、共に支える体制を作ることが安心につながります。

高齢者本人と家族を支えるネットワークの充実を図ることで、必要な時に適切な支援やサービスが受けられ、介護者が疲弊せずに本人の権利が守られ、本人が望む生活を最期まで送れるまち、すなわち「誰も一人にさせないまち」の実現につなげます。

方針目標

- ◆ 在宅生活の不安を減らせるよう支援を強化していきます。
- ◆ 介護者の心身の負担を軽減し、介護を継続していけるよう支援していきます。
- ◆ 多機関との協働により取りこぼしのない包括的な相談支援体制を推進します。
- ◆ 関係機関との連携を深めて支援体制を強化し、高齢者虐待を防止します。
- ◆ 安心して在宅療養や在宅看取りを選択できる体制を整備します。

成果指標

項 目	現状 令和4年度 (2022年度)	中間目標 令和7年度 (2025年度)	成果目標 令和10年度 (2028年度)
在宅介護継続にあたり、介護者が、不安に感じていることは特にはないと回答した割合※ ¹	6.7%	6.8%	7.0%
養護者による虐待と判断した件数	115 件	110 件	105 件
家族や友人・知人以外で、何かあったときに相談する相手がいないと回答した割合※ ²	45.7%	40.0%	35.0%
人生の最終段階まで自宅で暮らしたいと考える人が、その希望を実現できると考える割合※ ²	31.7%	35.0%	38.0%

※1 横須賀市介護保険に関するアンケート調査(在宅介護実態調査を含む)による

※2 横須賀市高齢者福祉に関するアンケート調査(介護予防・日常生活圏域ニーズ調査を含む)による

6 在宅生活の継続支援

- ◇ 支援や介護が必要になっても、住み慣れた自宅に住み続けられるよう、さまざまな支援サービスについて情報発信し、周知を図ります。
- ◇ 高齢者が安心して暮らせるよう、住環境を整備します。
- ◇ ひとり暮らし高齢者等が、地域や社会から孤立せず安心して在宅生活を送ることができるよう支援します。
- ◇ 要介護者を在宅で介護している人の心身の負担を軽減し、要介護者及び介護者の生活の質が向上するよう支援します。

(1) 情報発信

① 地域資源情報の収集と周知

高齢者の暮らしを助けるために、地域住民、NPO団体、協同組合、ボランティア団体、民間企業など多様な主体による様々なサービスが提供されています。

例えば、住民主体によるごみ出し・電球の交換等の生活支援や、民間事業者による買い物・宅配サービス、介護保険外の訪問介護や訪問看護のサービス等であり、これらのサービス情報を総称して地域資源情報といいます。

地域資源情報を、サービス種別や地区ごとに検索できるWEBサイト「横須賀市生活に役立つ地域の情報」を公益社団法人かながわ福祉サービス振興会と共同で運営しています。地域資源情報のほか介護事業所や医療機関の情報など、生活に必要な情報を同一のページに集約することで、市民に分かりやすく周知します。

また、市地域福祉課、地域包括支援センターなどの窓口において、相談者の相談内容に応じて地域資源情報を紹介します。併せて、インターネットを利用できない人に対して、地域資源情報一覧を窓口などで配布します。

【WEBサイト「横須賀市生活に役立つ地域の情報」検索画面】



② 高齢者福祉施策と介護保険制度の周知

自宅での生活を続けるために支援を必要としている方に対し、本市の高齢者福祉一般施策について説明したパンフレット(知ってて安心、高齢者福祉制度)や介護保険制度について解説したパンフレット等を作成し、市役所の各窓口や行政センター、地域包括支援センターなどで配布します。

また、本市在住の方が65歳になったときや、65歳以上の方が市外から転入してきたときには、介護保険の被保険者証と一緒に制度を説明したミニガイドを自宅に送付し、高齢者の方々に、介護保険制度について理解していただけるよう努めています。

取組見込み

項 目	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
高齢者福祉一般施策説明パンフレット (知ってて安心、高齢者福祉制度)発行数	1,000部	1,000部	1,000部
介護保険制度説明パンフレット発行数	16,000部	16,000部	16,000部
介護保険総合案内・介護サービス事業所 リスト(ハートページ)発行数	9,900部	9,900部	9,900部
介護保険制度啓発用パンフレット (ミニガイド)発行数	6,000部	6,000部	6,000部

③ まちづくり出前トークの実施

市民の皆さまの希望する場所や時間に職員が伺い、希望したテーマについての説明や意見交換を行う制度として、「まちづくり出前トーク」を実施しています。

お申込みいただいたテーマについて、まず職員から説明し、その後質疑応答や意見交換を行い、テーマについて一緒に考え、理解を深めます。

お申込みいただけるのは、原則として市内在住か在勤、在学の方を中心としたおおむね10人以上のグループで、市内であれば個人宅にも伺います。

メニューは毎年変わりますが、メニューにないテーマや、テーマを合体してのトークもご相談を受け付けています。

令和5年度のメニュー例(一部)

- 民生委員について
- 誰でもできる地域の支え合い・助け合い(市内の取組事例や補助金等)
- 認知症施策について
- 成年後見制度について(制度の概要等)
- 福祉の総合相談窓口について
- すべての市民のための終活支援(エンディングプラン・サポート事業、わたしの終活登録の概要)
- 在宅療養・在宅看取りについて(人生の最終段階の医療、かかりつけ医、意思表示(リビング・ウィル)、市の取組等)
- 高齢者のための福祉施策について(本市における施策等)
- 介護予防・日常生活支援総合事業について
- 介護保険制度について(制度の概要等)

コラム デジタル機器を使った情報発信のための支援

令和4年通信利用動向調査(総務省)によると、13歳～69歳の各年齢階層において7割以上がスマートフォンを利用しているのに対し、高齢者のスマートフォン利用状況は、70歳代で46.9%、80歳以上で17.3%と大きく減少しています。

デジタル機器(パソコン・スマートフォン)の普及により、時間や場所を問わず情報にアクセスできる、コミュニケーションツールとなる、電子決済サービスで支払いができる等、生活の利便性は大きく向上しました。その一方で、情報通信技術を利用できる人とできない人の間に生じる格差は大きくなっています。

高齢者のデジタル機器の活用を支援し、情報格差解消を図るための取組を紹介します。

□ パソコン講座

生涯学習センターでは、パソコンの立ち上げ方からマウス操作、キーボードによる文字入力など、パソコン初心者向けの講座を実施しています。

□ スマートフォン講座

老人福祉センター及び公郷老人憩いの家でスマートフォン講座を実施しました。

□ デジタル機器を活用した健康づくり

自身のスマートフォンを使用し健康増進や介護予防に取り組む健康スマホ教室やWEB介護予防教室など、高齢者に対してデジタル機器を活用するきっかけづくりを行っています。(詳細は34ページ「多様な手法を用いた介護予防の推進」に記載)

□ 横須賀市 LINE 公式アカウント

福祉や住まい・住環境、防災、手続申請などの情報を配信しています。複数のカテゴリの中から希望する情報を選択することで、自分が欲しい情報を受信することができます。

また、トーク画面でメニューを選択すると、ごみの分別方法等の検索や、関連するホームページにリンクして必要な情報を調べることができます。



横須賀市
LINE 公式アカウント



(2) 住環境の整備

① 緊急通報システムの設置

ひとり暮らし高齢者または病弱等の世帯員がいる高齢者のみの世帯に対して、固定電話等に接続する緊急通報装置を設置します。急病や怪我など緊急時に通報ボタンを押すこと等で、迅速で適切な対応を図ることにより、高齢者が日常生活における不安を解消し、安心して暮らすことができるよう支援します。

取組結果見込み

項 目	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
緊急通報システム設置数	3,294 台	3,339 台	3,385 台

② 住宅改修費の支給

要介護・要支援認定を受けた高齢者に対して、自宅内の転倒を防ぐための手すりの取り付けや段差解消など、住宅改修をした時の改修費を支給し、安心して在宅生活を続けられるよう支援します。

(取組見込みは、148・149ページに記載)

【住宅改修費の支給対象工事】

1. 手すりの取り付け
2. 段差の解消
3. 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床材変更
4. ドアの開閉を簡単にするため引き戸などへの取り換え
5. 和式便器から洋式便器への取り換え
6. 1～5の工事に伴い必要となる工事

③ 福祉用具の貸与及び購入費の支給

要介護・要支援認定を受けた高齢者に対して、福祉用具の貸与及び購入費を支給し、日常生活動作の自立を支援します。

(取組見込みは、148・149ページに記載)

【福祉用具貸与一覧】

- | | |
|-----------------|---------------------|
| 1. 手すり | 2. スロープ |
| 3. 歩行器 | 4. 歩行補助つえ |
| 5. 車いす | 6. 車いす付属品 |
| 7. 特殊寝台 | 8. 特殊寝台付属品 |
| 9. 床ずれ防止用具 | 10. 体位変換器 |
| 11. 認知症老人徘徊感知機器 | 12. 移動用リフト(つり具部分除く) |
| 13. 自動排せつ処理装置 | |

※借りられる福祉用具は介護度により異なります。

【福祉用具販売対象品目】

1. 腰掛便座	2. 自動排せつ処理装置の交換可能部品
3. 入浴補助用具	4. 簡易浴槽
5. 移動用リフトのつり具の部分	6. 排せつ予測支援機器

(参考)移動確保のための支援

介護保険に関するアンケートの調査結果から、今後の在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービスについて、最も多く回答があったのが移送サービス、次いで外出動向となっており、高齢者の移動に対する不安や関心の高さが分かります。

移動に困難を抱える高齢者への支援をまとめて紹介します。

□ 通院等乗降介助（訪問介護・・・78ページに記載）

通院や日常品の買物などが目的で介護タクシーや福祉有償運送を利用して外出する場合、外出の準備、車両までの移動、乗り降りの介助、目的地までの移動の介助が受けられます。運賃等の支援はありません。

□ 身体介護における外出支援（訪問介護・・・78ページに記載）

通院や日常品の買物などが目的で徒歩、バス、一般のタクシーなど、上記以外の方法で外出する場合、外出の準備、交通機関への移動や乗り降りの介助、目的地までの移動の介助が受けられます。運賃等の支援はありません。

□ 搬送サービス（市町村特別給付・・・79ページに記載）

外出困難な谷戸などの高台に自宅があり通院などが困難な要介護1～5、要支援 1・2 の人は、自宅から移動車両まで搬送するサービスが受けられます。なお、令和6年度から新たに搬送サービス事業者として指定を受けることができる事業所を、これまでの訪問介護事業所のほか、送迎サービスを伴う通所介護事業所等に拡大することで、ニーズに応えることができるようにします。

また、外出が困難ではないが、一人で買い物や通院をすることに不安を感じている人がいます。地域では、住民主体による有償の生活支援サービス（詳細は50・51ページ「住民主体による生活支援活動への支援」に記載）やボランティア（詳細は52ページ「福祉ボランティアとの連携・協力」に記載）などの付き添い支援が行われています。

高齢者の中には、元気であっても外出の機会が減り家に閉じこもりがちになる人もいます。外出のきっかけづくりを支援するために、市内のバス路線が定額で乗り放題となる「はつらつシニアパス」を発行しています（詳細は44ページ「はつらつシニアパスの発行」に記載）。

コラム 安心な住まい確保のための支援

高齢者を含む全ての市民が安心して暮らせるまちづくりのための、耐震工事や住まい探しの取組を紹介します。

□ 耐震診断補強工事等の助成

自己所有・自己居住で、昭和56年5月末日以前に建築確認を得て着工した軸組木造建築に対し、耐震診断費用の一部を助成します。さらに、その診断の結果、倒壊の危険があると診断された場合には、耐震補強工事やそれに伴う図面作成、工事監理にかかる費用の一部を助成します。耐震補強工事が困難な場合は、耐震シェルターまたは防災ベッドの設置費用の一部を助成します。

□ 住まい探しの支援

■ 高齢者・障がい者・子育て世帯などの住まい探し相談会の開催

民間賃貸住宅を探したいが「住まい探しの手順や市内の民間賃貸住宅の事情が分からない」、「高齢を理由に入居を断られないか不安」など、不安や疑問を抱えている高齢者等が気軽に相談できるよう、公益社団法人かながわ住まいまちづくり協会に委託し、「住まい探し相談会」を月1回開催します。

相談会では、「住まい探しサポーター(ボランティア)」が同席し、地域情報や生活アドバイスを行うほか、相談会後に必要に応じて不動産店舗に付き添い、住まい探手をサポートします。

■ 不動産事業者等への協力依頼

市公式ホームページにて、高齢者や障害者、子育て世帯などの住まい探手に協力する不動産店一覧を公表し、身近な場所で相談できる不動産店舗を広く周知していきます。

■ 民間賃貸住宅を活用したセーフティネット住宅制度

住宅確保要配慮者(高齢者、低額所得者、被災者、障害者、子育て世帯等の住宅の確保に特に配慮を要する人)の入居を拒まない民間賃貸住宅を都道府県等に登録する本制度を活用し、高齢者等の民間賃貸住宅への住み替えを支援していきます。

■ 市営住宅における支援

単身高齢者の増加に伴い、連帯保証人を確保することがより困難となることが懸念されます。そのため、令和2年(2020年)4月から市営住宅に入居する際に必要とした連帯保証人を廃止しました。また、市営住宅に申込みの際は、60歳以上の高齢者がいる世帯について、優遇制度を適用し、高齢者の入居を支援します。

入居中の高齢者への支援として、緊急時に緊急連絡先の情報を共有するなど関係部局と連携し、高齢者が地域から孤立しない取組を進めます。

さらに、階段の昇降が困難な高層階に居住する高齢者に対して、階段の昇降負担を減らすため、低層階への転居を促進します。

(3) ひとり暮らし高齢者への支援

① ひとり暮らし高齢者実態調査

単身で生活する高齢者の実情を把握し、社会からの孤立を防ぐとともに、見守りから支援につなげるため、民生委員児童委員の協力により「ひとり暮らし高齢者実態調査」を実施します。調査票を提出した方を「ひとり暮らし高齢者」として登録し、緊急連絡先やかかりつけ医療機関などの情報を把握することで、市の支援が入りやすくなります。なお、この「ひとり暮らし高齢者」の登録者数は、住民基本台帳におけるひとり暮らし世帯数とは一致せず、居住実態に基づき登録しています。

また、ひとり暮らし高齢者を取り巻く環境も多様化してきているため、現代の高齢者の暮らしに合った支援となるよう、事業のあり方を検討していきます。

取組結果見込み

項 目	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
ひとり暮らし高齢者登録者数	10,080人	10,144人	10,208人

② ひとり暮らし高齢者入浴料等助成事業の実施

65歳以上のひとり暮らし高齢者に対して、市内の公衆浴場等の利用券を交付します。公衆浴場等に出かけることにより、地域の交流や本人の社会参加の促進、孤独感の解消につながるよう支援していきます。

(取組見込み等は、44ページに記載)

③ 緊急通報システムの設置

ひとり暮らし高齢者または病弱等の世帯員がいる高齢者のみの世帯に対して、固定電話等に接続する緊急通報装置を設置します。急病や怪我など緊急時に通報ボタンを押すこと等で、迅速で適切な対応を図ることにより、高齢者が日常生活における不安を解消し、安心して暮らすことができるよう支援します。

(取組結果見込みは、71ページに記載)

④ 高齢者等ごみ出し支援収集の実施

自らごみ集積所にごみを出すことが難しく、親族やボランティア、ホームヘルパー等によるごみ出し支援が困難な、要介護2以上で住民税非課税世帯の高齢者に対して、市がごみの戸別収集を実施します。特定の条件を満たしていなくても、心身の状況や住宅環境など様々な事情から、特に必要と認められる方については、適宜、支援していきます。

取組結果見込み

項 目	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
高齢者等ごみ出し支援収集者数	60人	70人	80人

(4) 介護者への支援

① 福祉の総合相談窓口「ほっとかん」における支援

育児と介護を同時に行う『ダブルケア』など複雑化・複合化した課題に直面し、様々な不安や困りごとを抱える介護者の相談を一括して受け付けます。

市関係部局や地域包括支援センターをはじめとした多機関と連携して支援を行い、課題の解決を図ります。

(取組結果見込みは、81ページに記載)

② 高齢者・介護者のためのこころの相談の実施

介護者の不安な気持ちや悩み事などを傾聴し、ストレスの軽減を図るため、心理相談員(臨床心理士)による「高齢者・介護者のためのこころの相談」を実施します。

取組見込み

項 目	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
高齢者・介護者のためのこころの相談の開催	35回	35回	35回

取組結果見込み

項 目	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
高齢者・介護者のためのこころの相談の延参加者数	延50人	延50人	延50人

③ 認知症高齢者介護者の集いの開催

介護者同士の情報交換や、介護の苦労・悩みを共有する場を提供し、介護負担を軽減できるよう支援します。また、集いに参加できない介護者にも会報を発行し、介護者の孤立を防止します。

取組見込み

項 目	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
情報交換会の開催	6回	6回	6回
会報の発行	2回	2回	2回

④ シニアリフレッシュ事業の実施

高齢者の健康の維持及び介護者の体調を維持して在宅生活の継続を図るため、以下の方に対してマッサージ等の施術の一部を助成します。

対象者は、75歳以上の方及び高齢者のみの世帯で、同居の要介護者(要介護3～5)を介護している65歳以上75歳未満の方です。

本事業の利用により、心身のリフレッシュを図り、介護疲れを解消しながら介護を続けることができるよう支援します。また、介護者の約4人に1人が、休息ができるサービスを望んでいることから、本事業の利用者を増やしていけるような方法を検討していきます。

取組結果見込み

項 目	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
65歳以上75歳未満の介護者の利用申請者数	14人	16人	18人

※ 本事業は方針1(39ページ)にも記載していますが、2つの事業目的を有するため、本項目では介護者への支援としての取組結果見込みを記載しています。

⑤ 紙おむつ支給事業の実施

重点化するため、支給対象要件を見直します。事業目的に沿った65歳以上の寝たきり等在宅高齢者に対して、紙おむつを支給します。

該当する要介護者を常時介護している家族等の負担を軽減することで、介護者が抱えている日中夜間の排せつに関する不安解消の一助となるよう支援します。

取組結果見込み

項 目	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
紙おむつ支給事業利用実人数	1,705人	1,740人	1,775人

⑥ 寝具丸洗いサービス事業の実施

重点化するため、支給対象要件を見直します。事業目的に沿った65歳以上の寝たきり等在宅高齢者に対して、寝具丸洗いサービス利用券を交付します。

該当する要介護者が、清潔で快適な生活を送ることにより、生活環境を良くし、また、要介護者に対する家族等の衛生管理の負担を軽減することで、共により良い生活を送ることができるよう支援します。

取組結果見込み

項 目	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
寝具丸洗いサービス利用実人数	1,105人	1,128人	1,151人

⑦ 出張理容等サービス事業の実施

重点化するため、支給対象要件を見直します。事業目的に沿った65歳以上の寝たきり等在宅高齢者に対して、出張理容等サービス利用券を交付します。

理美容店に行くことが困難な要介護者に対して、理美容スタッフが自宅等に出張して散髪を行います。専門のスタッフが訪問することで、家族等の介護負担を軽減するとともに、要介護者本人の日常生活における清潔感を保ち生活の質が向上するよう支援します。

取組結果見込み

項 目	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
出張理容等サービス利用実人数	1,337人	1,364人	1,392人

⑧ 家族介護慰労金の支給

介護保険制度のサービスを利用することなく、在宅の寝たきり高齢者を介護している家族に対して、日ごろの労苦をねぎらい、介護の一助となるよう支援します。

(5) 介護保険制度の利用とサービス種類

① 介護保険制度の利用

介護保険は、加齢に伴う心身の変化により介護が必要になった人が、尊厳を保持し、持っている能力に応じて自立した日常生活を営むための制度です。

市の窓口等で要介護認定の申請をして認定調査、審査等を行うと、要支援1・2、要介護1～5または非該当に区分されます。要支援1・2の人は介護予防サービス等、要介護1～5の人は介護サービスが利用できます。

認定には有効期間があり、有効期間満了後も引き続き介護保険サービスを利用する場合は、有効期間満了前に更新手続きが必要です。なお認定を受けた時点から大きく状況が変化した場合、有効期間満了前に区分変更申請を行うことができます。

また、要介護認定の申請を受けなくても、市の窓口や地域包括支援センターで基本チェックリストを受け、生活機能の低下がみられると判定された場合、その場で介護予防・日常生活支援総合事業の事業対象者と認定され、訪問介護(ホームヘルプ)と通所介護(デイサービス)、その他総合事業のサービスを利用できます。事業対象者の認定には有効期間はないため、更新の必要はありません。

② 在宅生活継続のためのサービス種類

自宅での生活を継続するための介護保険サービスには、次のものがあります。(サービス量の見込みは、148・149ページに記載)

なお、自宅での生活が難しくなった場合の施設等のサービスについては、119ページに記載しています。

区分	サービス	サービスの内容	備考
居宅介護サービス／介護予防サービス	訪問介護 (ホームヘルプ)	ホームヘルパーに居宅を訪問してもらい、食事・入浴・排せつなどの身体介護や、調理・洗濯などの生活援助が受けられる。	☆
	訪問入浴介護	介護職員と看護職員に居宅を訪問してもらい、浴槽の提供を受けて、入浴介護が受けられる。	◎
	訪問看護	原則、通院困難な利用者が、看護師などに居宅を訪問してもらい、療養上の世話や診療の補助を受けられる。	◎
	訪問リハビリテーション	原則、通院困難な利用者が、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士に居宅を訪問してもらい、リハビリテーションを受けられる。	◎
	居宅療養管理指導	原則、通院困難な利用者が、医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などに居宅を訪問してもらい、療養上の管理や指導を受けられる。	◎
	通所介護 (デイサービス)	デイサービスセンター等の施設で、食事や入浴等の日常生活上の支援や生活機能向上のための機能訓練等が日帰りで受けられる。	☆
	通所リハビリテーション	医療機関や介護老人保健福祉施設等で、食事や入浴等の日常生活上の支援や生活機能向上のためのリハビリテーションが日帰りで受けられる。	◎
	短期入所生活介護 (ショートステイ)	特別養護老人ホーム等に短期間入所して、日常生活上の支援や機能訓練などが受けられる。	◎
	短期入所療養介護 (医療型ショートステイ)	医療機関や介護老人保健施設等に短期間入所して、日常生活上の支援や機能訓練などが受けられる。	◎
	福祉用具貸与	自立した生活を目指すため、福祉用具の貸与を受けられる。 (詳細は71・72ページに記載)	◎
	福祉用具購入	入浴や排せつに用いる、衛生的に貸与になじまない福祉用具の購入費の一部支給を受けられる。 (詳細は71・72ページに記載)	◎
	住宅改修	改修前に市に申請した上で、手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修をしたとき、改修費が支給される。 (詳細は71ページに記載)	◎
	居宅介護支援 (介護予防支援)	ケアマネジャーが、利用者の心身の状況、生活環境に応じたケアプラン(介護予防ケアプラン)を作成し、適切なサービスが提供されるよう連絡・調整する。	◎

◎ 要支援1・2の人が利用できるサービス

☆ 介護予防・日常生活支援総合事業の事業対象者と要支援1・2の人が利用できるサービス

なおサービス名は、訪問型サービス(介護予防訪問介護相当サービス)、通所型サービス(介護予防通所介護相当サービス)となります

区分	サービス	サービスの内容	備考
地域密着型介護サービス／地域密着型介護予防サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	日中・夜間を通じて定期的な居宅訪問や随時通報による対応をしてもらい、食事・排せつなどの身体介護や日常生活援助、療養上の世話などを受けられる。	
	夜間対応型訪問介護	夜間帯に排せつなどの身体介護のための居宅訪問や、随時通報による緊急時の対応が受けられる。	
	地域密着型通所介護	小規模なデイサービスセンター等の施設で、食事や入浴等の日常生活上の支援や生活機能向上のための機能訓練等が日帰りで受けられる。	
	認知症対応型通所介護	認知症の利用者がデイサービスセンターやグループホーム等の施設で食事や入浴等の日常生活上の支援、生活機能向上のための機能訓練等が日帰りで受けられる。	◎
	小規模多機能型居宅介護	利用者の選択に応じて施設への通いを中心に訪問介護や短期間の宿泊を組み合わせたサービスを受けられる。	◎
	複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護)	利用者の選択に応じて施設への通いを中心に訪問介護や短期間の宿泊に加え、訪問看護を加えたサービスを組み合わせて受けられる。	
市町村特別給付	施設入浴サービス	部屋が狭いなどの理由で自宅での訪問入浴が適さず、かつ通所介護(デイサービス)等の利用が困難で入浴の機会を確保することができない人が、施設などの特殊浴槽を利用して入浴の機会を得られる。	
	搬送サービス	谷戸など、高台に自宅がある等の地理的要因により、移動車両が居宅の近くまで入れずに、通院などが困難な人が、自宅から移動車両まで移動するための搬送サービスが受けられる。	◎

◎ 要支援1・2の人が利用できるサービス

【搬送サービス(市町村特別給付)利用のイメージ図】



7 包括的な相談支援の充実

- ◇ 福祉の総合相談窓口「ほっとかん」や高齢者の身近な相談窓口としての地域包括支援センターを周知し、分かりやすい相談・支援体制の充実を図ります。
- ◇ 高齢・障害・子ども等各分野の既存の相談支援等の取組を生かしつつ、関係機関、地域との連携・協力体制を強化し、複雑化・複合化した支援ニーズ(8050問題等)に対応する取りこぼしのない包括的な相談支援体制を推進します。
- ◇ 地域包括支援センターが地域で発生する様々な高齢者の課題を解決したり、円滑で質の高いサービスを提供したりできるよう支援します。
- ◇ 地域の特性や高齢者の実情に沿った支援の検討を行うため、各種会議を開催します。

(1) 相談支援体制の強化

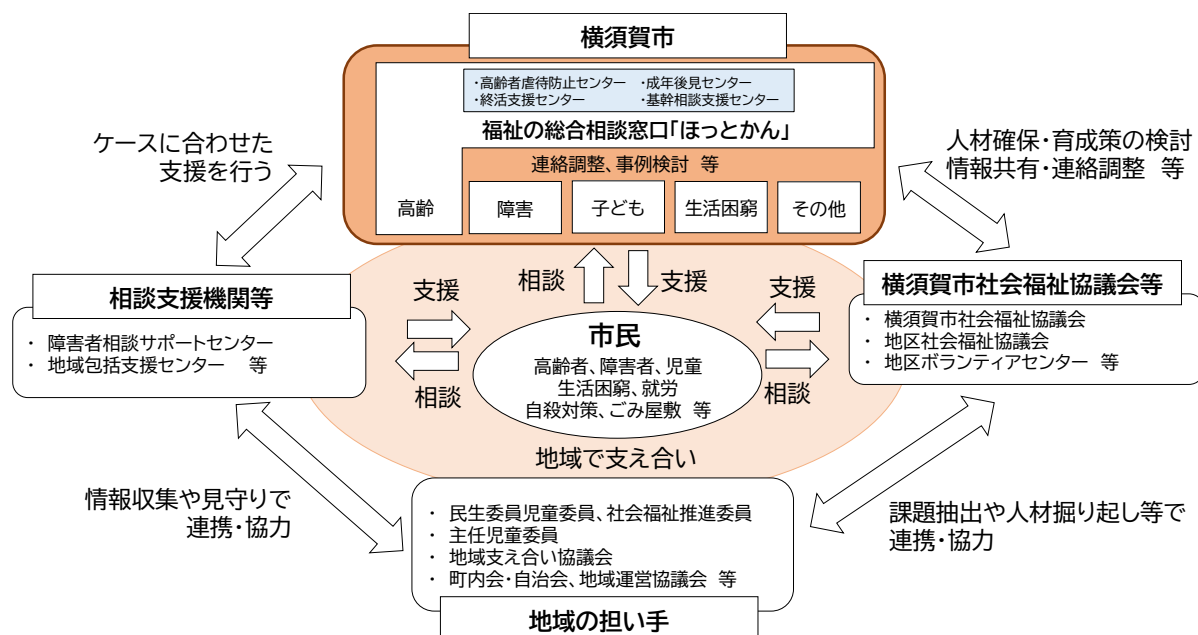
① 福祉の総合相談窓口「ほっとかん」における支援

少子高齢化や世帯の単身化、地域での人間関係の希薄化が進む中で、市民が抱える生活上の課題は多様かつ複合的になり、制度・分野ごとの縦割りでは十分に支援できないという課題があります。

高齢化した親が引きこもりの中高年の子どもを支える世帯で生活困窮と介護が同時に生じる『8050問題』など、世代や属性を超えて多様化する課題や、制度の狭間にある様々な困りごとを抱える人の相談を一括して受け付け、地域包括支援センターをはじめとした多機関と連携し、課題解決を図る必要があります。

こうした課題に対応するため、高齢者総合相談窓口を発展させた、福祉の総合相談窓口「ほっとかん」を令和2年(2020年)4月に設立しました。

【関係機関、地域との連携・協力体制のイメージ図】



制度の狭間、複雑・複合ケースの中には、支援への拒否があったり、本人が支援の必要性を認識していなかったりする場合があります。

そのようなケースの課題解決には相当の時間を要し、本人との信頼関係を築きつつ、粘り強く関わり、寄り添い続ける、伴走支援が必要になります。

「ほっとかん」は、単独の相談支援機関では解決が難しい複合化した相談事例のコーディネーターとして、市関係部局、関係機関等や地域の担い手とともに、支援の方向性を検討し、役割の分担を行い、課題の解決を図ります。

複雑化した支援ニーズを抱えながらも必要な支援が届いていない方に支援を届けられるよう市関係部局、関係機関等や地域の担い手と連携し、必要に応じて継続的な家庭訪問や医療機関への受診など同行支援をすることで本人との信頼関係やつながり形成に向けた支援を行います。

また、地域ケア個別会議等（詳細は86・87ページ「地域ケア会議の充実」に記載）で支援の進捗状況を把握し、関係機関等との連携の円滑化を進めます。

地域包括支援センターや障害者相談サポートセンターなどの相談支援機関を継続的にサポートし、取りこぼしのない包括的な相談支援体制を推進します。

そして、複雑化した支援ニーズを抱えながらも必要な支援が届いていない方への包括的な支援の実施を通じて、状況の深刻化を抑え、制度の狭間にあるケースをなくし「誰も一人にさせないまち」の実現につなげます。

取組結果見込み

項 目	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
介護や生活困窮、障害、子育て、ひきこもりなど福祉の総合相談件数	8,000 件	8,500 件	9,000 件
困難事例におけるほっとかん職員の家庭等訪問件数	750 件	800 件	850 件

② 高齢者総合相談窓口としての「ほっとかん」の周知

本計画策定に先立ち行った、要介護認定を受けていない高齢者を対象としたアンケート調査結果によると、認知症に関する相談窓口を知らない割合が69.3%となっています。また、要介護認定を受けその後更新申請を行った在宅生活をしている高齢者を対象としたアンケートにおいても、認知症に関する相談窓口を知らない割合が62.9%となっています。このことから、本市の高齢者相談窓口が分かりにくいということが考えられます。

ほっとかんは、認知症に関する相談窓口のほか、よこすか成年後見センター、終活支援センター、高齢者虐待防止センターとしての機能も有しており、高齢者の総合相談窓口でもあることを広報やチラシ、横須賀市 LINE 公式アカウントでの定期的なプッシュ通知等を活用して周知していきます。

さらに、ほっとかんについて、まちづくり出前トークなどを活用し、広く市民に周知していきます。

コラム 重層的支援体制整備事業とは

重層的支援体制整備事業は、地域住民が抱える複雑化・複合化した「狭間のニーズ」への対応を行っていくための包括的な支援体制の整備を目的に、市町村の任意事業として令和3年(2021年)4月に創設された制度であり、「相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を柱として、それらを効果的・円滑に実施するため、「多機関協働による支援」「アウトリーチ等を通じた継続的支援」を新たな機能として強化し、5事業を一体的に実施する事業です。

本市では、令和5年度(2023年度)から事業化に向けた検討を進めています。8050問題など複雑化した支援ニーズを抱えながらも必要な支援が届いていない高齢者等への継続的な家庭訪問や医療機関への同行などの支援や、高齢者を含む多世代・多属性が集う地域の居場所づくりの支援などを本事業に位置付け、継続した支援を通じて本人との信頼関係の構築やつながりの形成を目指します。

【各事業の概要】

包括的相談支援事業	○ 属性や世代を問わず包括的に相談を受け止める。 ○ 支援機関のネットワークで対応する。 ○ 複雑化・複合化した課題については適切に多機関協働事業につなぐ。
参加支援事業	○ 社会とのつながりを作るための支援を行う。 ○ 利用者のニーズを踏まえた丁寧なマッチングやメニューをつくる。 ○ 本人への定着支援と受け入れ先の支援を行う。
地域づくり事業	○ 属性や世代を超えて交流できる場や居場所を整備する。 ○ 交流・参加・学びの機会を生み出すために個別の活動や人をコーディネートする。 ○ 地域のプラットフォームの形成や地域における活動の活性化を図る。
アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	○ 支援が届いていない人に支援を届ける。 ○ 会議や関係機関とのネットワークの中から潜在的な相談者を見つける。 ○ 本人との信頼関係の構築に向けた支援に力点を置く。
多機関協働事業	○ 市全体で包括的な相談支援体制を構築する。 ○ 重層的支援体制整備事業の中核を担う役割を果たす。 ○ 支援関係機関の役割分担を図る。

コラム 市と薬局の協力体制

厚生労働省は平成27年(2015年)10月に「患者のための薬局ビジョン」を策定し、患者本位の医薬分業の実現に向けた目指すべき薬局の姿を明らかにしました。

本薬局ビジョンにおいて、かかりつけ薬剤師・薬局が持つべき機能として、地域住民からの健康に関する相談に適切に対応し、そのやり取りを通じて、必要に応じ医療機関への受診や健診の受診勧奨を行うことや、地域の社会資源等に関する情報を十分把握し、地域包括支援センターや居宅介護支援事業所、訪問看護ステーションなどの多職種と連携体制を構築していることが重要であるとされています。

また、令和7年(2025年)までに目指す姿として、地域包括ケアシステムの一翼を担うことが重要であり、「すべての薬局がかかりつけ薬局としての機能を持つことを目指す」とされています。

今後、地域包括ケアシステム推進のため、薬局との連携を強化していきます。

かかりつけ薬剤師・薬局の基本的機能

- ① 服薬情報の一元的な把握とそれに基づく薬学的管理・指導
- ② 24時間対応、在宅対応
- ③ かかりつけ医を始めとした医療機関等との連携強化

(2) 地域包括支援センターの機能強化

① 地域包括支援センターの周知

地域包括支援センターは、市内の日常生活圏域を中心に12か所設置しており、業務委託契約を結んだ社会福祉法人等の公益法人が運営を行っています。主な業務は以下のとおりです。

高齢者の地域の身近な相談窓口として機能していくため、広報やチラシ等を活用し引き続き周知を図ります。

取組結果見込み

項 目	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
介護や成年後見制度、虐待など高齢者の総合相談件数	7,000件	7,500件	8,000件

【地域包括支援センターの業務内容】

業 務	内 容
介護予防 ケアマネジメント	事業対象者及び要支援者に対して、その心身の状況に応じて必要な援助を行います。
総合相談支援	介護保険外のサービス含む、高齢者や家族に対する総合的な相談・支援を行います。
権利擁護	高齢者に対する虐待の防止・早期発見や権利擁護のための事業を行います。
包括的・継続的 ケアマネジメント支援	支援困難ケースへの対応など、ケアマネジャーへの支援を行います。
在宅医療・介護 連携推進	在宅医療・介護を一体的に提供できる体制の推進を行います。
生活支援体制整備	高齢者のニーズと地域資源とのマッチング、地域住民をはじめとする多様な主体による生活支援の体制整備を図ります。
認知症総合支援	認知症になっても地域で暮らし続けられる体制づくりを行います。
地域ケア会議の開催	地域の関係者及び関係機関により構成される会議で、個別事例などの検討を通じ、地域のニーズや社会資源を把握し、必要な支援体制の検討を行います。

② 運営体制の整備と事業評価の実施

委託した業務が適切に実施されるよう、毎年事業実施方針を示し、条例において人員配置基準を定めています。各地域包括支援センターの運営状況を見極め、適切な運営ができるよう適宜見直しを図り、機能を強化していきます。

事業実施方針に沿って、事業のために資源がどのように利用され、効果をもたらしているのか、また地域包括ケアシステムの推進（詳細は25・26ページに記載）に向けた事業運営がされているのかを明らかにし、事業の質を高めることを目的として、事業評価を地域包括センターごとに年1回実施しています。

事業評価を通し、先進的な取組を共有することで、職員の資質の向上とセンター機能の強化を図ります。

加えて、多様化する高齢者ニーズに対応するため、必要に応じて評価項目の見直しを実施します。

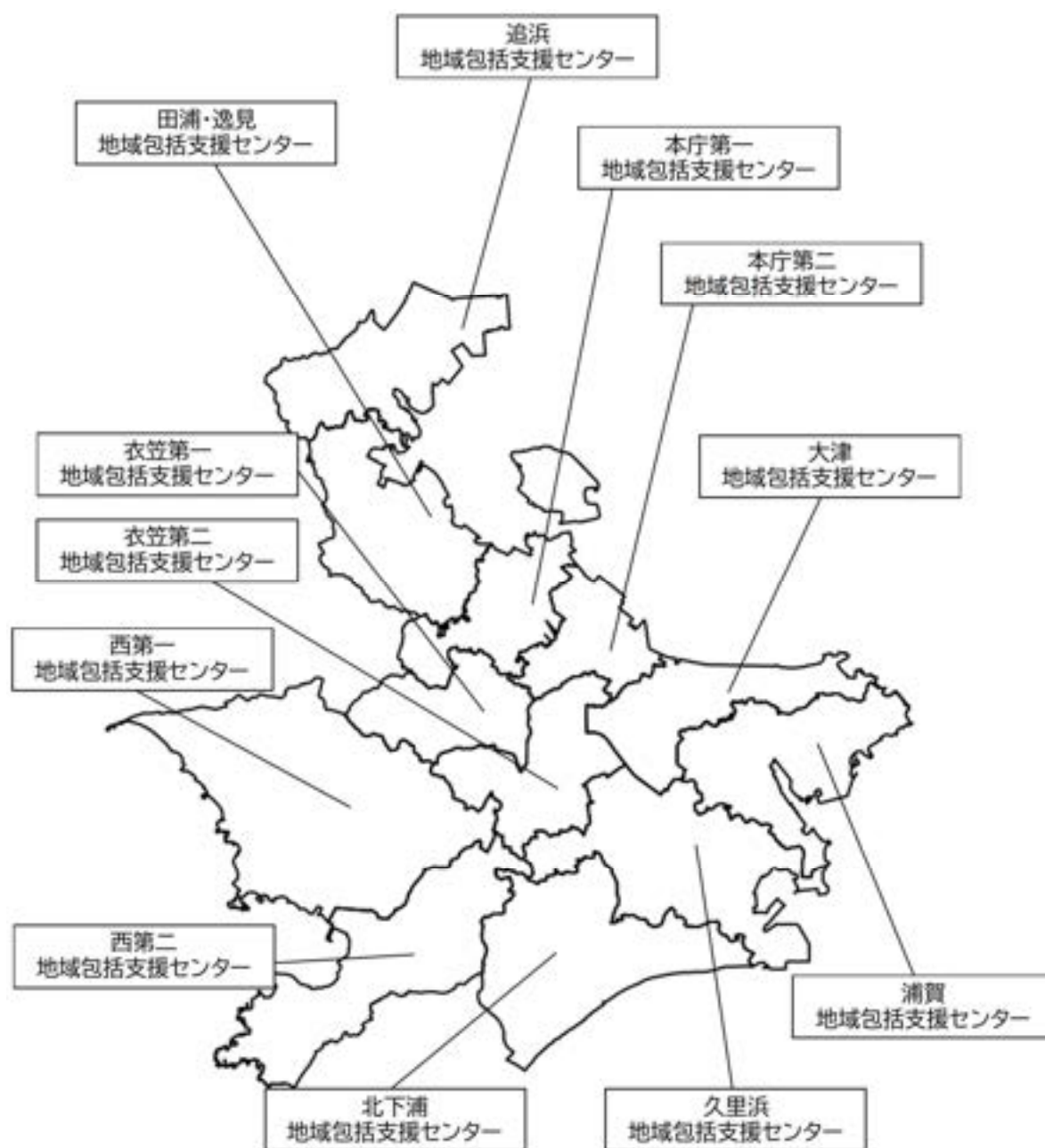
③ 人員体制の確保

地域包括支援センターでは、保健師等・社会福祉士・主任介護支援専門員の専門職を配置し、それぞれの専門性を発揮しながら、チームアプローチで支援を実施します。

後期高齢者数の増加や世帯の単身化、地域での人間関係の希薄化が進む中で、地域で発生する様々な高齢者の課題の解決や円滑で質の高いサービスを提供できるよう、地域包括支援センターの人員確保の支援を検討します。

さらに、職員の資質向上のため、情報交換会や職員研修会の際に個人情報保護やリスクマネジメントなどの研修を実施します。

【地域包括支援センターの管轄区域】



(3) 地域ケア会議の充実

① 地域ケア会議とは

地域包括ケアシステム推進のため、高齢者を支援する医療・福祉関係者等のネットワークを構築することを目的として、地域ケア会議を開催します。

地域ケア会議は、ネットワーク構築のほか、「個別課題解決」、「地域課題発見」、「地域づくり・資源開発」、「政策形成」等の機能を有しています。

地域ケア会議には、市が主催する「地域ケア会議及び在宅療養連携会議」、地域包括支援センターが主催する「包括的ケア会議」、市・地域包括支援センターそれぞれが主催する「地域ケア個別会議」があります。

本市が主催する「地域ケア会議及び在宅療養連携会議」は、地域包括ケアシステムの推進に向け、医療・福祉関係者等との連携と年齢や分野にとらわれることなく複合的な地域課題の検討を行うため、令和3年度に「在宅療養連携会議」と一体化したものです。

【地域ケア会議の内容】

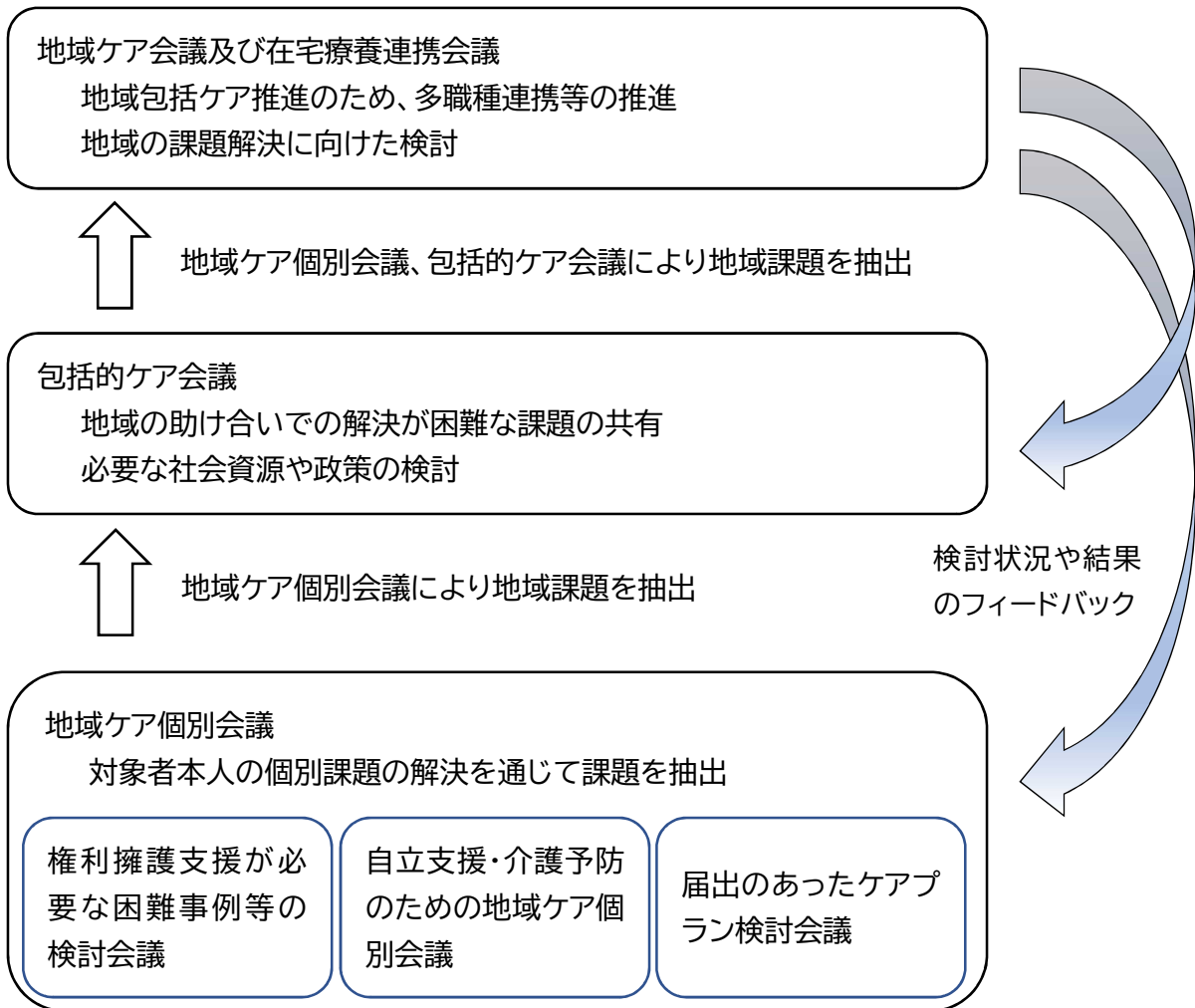
会議名	内容
地域ケア会議及び在宅療養連携会議	医療関係者と介護関係者の顔の見えるネットワークを構築し、課題解決に向けた取組を検討・具体化していくため、市と医師会のほか、医療と介護の関係団体が多数参加する会議。（詳細は104ページに記載）
包括的ケア会議	地域包括支援センターにおいて、地域ケア個別会議やケースワーク等を通じ、抽出された、地域の助け合いでの解決が困難な事例について、民生委員や地域のボランティア団体、介護サービス業者、医療関係者等と共有し、必要な社会資源や政策等を検討する場です。各地域包括支援センターが年1回程度開催し、地域における総合的・重層的なネットワークの強化を図ります。
3つの地域ケア個別会議	地域ケア個別会議には、以下の3つがあり地域ケア個別会議を通じて、地域課題の抽出や社会資源の発見、支援者の資質向上、ネットワークの構築・推進につなげます。 ○ 地域包括支援センターが開催する権利擁護支援が必要な困難事例等の検討会議 ○ 市が開催する事業対象者及び要支援者を対象者とした自立支援・介護予防のための地域ケア個別会議 ○ 市が開催する要介護者の自立支援や重度化防止を目的とする届出のあったケアプラン検討会議

取組見込み

項 目	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
権利擁護支援が必要な困難事例等の検討会議	64回	64回	64回
届出のあったケアプラン検討会議	8回	8回	8回

※ 事業対象者及び要支援者を対象者とした自立支援・介護予防のための地域ケア個別会議の取組見込みは47ページに記載

【地域ケア会議(地域課題の解決に向けた検討)のイメージ図】



8 尊厳の保持・権利擁護の推進

- ◇ 権利擁護支援の中でも大きな役割を担う成年後見制度について、普及啓発や利用促進を図り、高齢者の総合的な権利擁護を推進します。
- ◇ 成年後見制度と日常生活自立支援事業との連携を図ることにより、高齢者が尊厳のある本人らしい生活を継続できるよう支援します。
- ◇ 市民後見人等を育成することにより、多様な担い手によるきめ細かい支援の実現に努めます。
- ◇ 市民の尊厳を守り、生き生きと安心して暮らせるよう終活支援を推進します。
- ◇ 関係機関との連携を深め、支援体制を強化するとともに、高齢者虐待を発生させない地域づくりを目指します。

(1) 高齢者の権利を守るための取組について

① 総合的な権利擁護支援の推進

本市ではこれまでも成年後見制度の利用促進をはじめ、高齢者の権利を守るために様々な取組を実施してきました。これらの取組を継続して実施し、また、国の「第二期成年後見制度利用促進基本計画」や本市の「成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画(市町村計画)」※の内容を勘案することによって高齢者に対する総合的な権利擁護支援と成年後見制度の利用をより一層推進します。

※本市では地域福祉計画を当該計画として位置付けています。

② 権利擁護のための具体的支援

認知症や知的障害、精神障害等の理由によりご自身で意思決定することに不安がある方は、預貯金等の財産管理や介護・福祉サービスの利用契約や入院の契約などの手続きをすることが難しい場合があります。

また、ご本人の状態によっては、ご自身で意思決定することが極めて難しく、財産管理や契約などの手続きをすることができない場合もあります。

それらの方に対しては、ご本人の状態に応じて、日常生活自立支援事業又は成年後見制度を活用することにより権利擁護支援を適切に行います。

③ 日常生活自立支援事業とは

日常生活自立支援事業とは、認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち判断能力に不安のある方が地域において自立した生活を送れるよう、利用者との契約に基づき、日常の金銭の管理や福祉サービスの利用援助等を行う事業です。横須賀市社会福祉協議会が、神奈川県社会福祉協議会から受託して実施しています。

福祉サービス利用手続や利用料の支払手続、公共料金の支払手続、預貯金の出し入れ等、本人に寄り添い、意思決定支援を行いながら適切に支援することで、尊厳のある本人らしい生活の安定を図ります。

④ 成年後見制度とは

成年後見制度は、法定後見制度と任意後見制度の二つに大別されます。

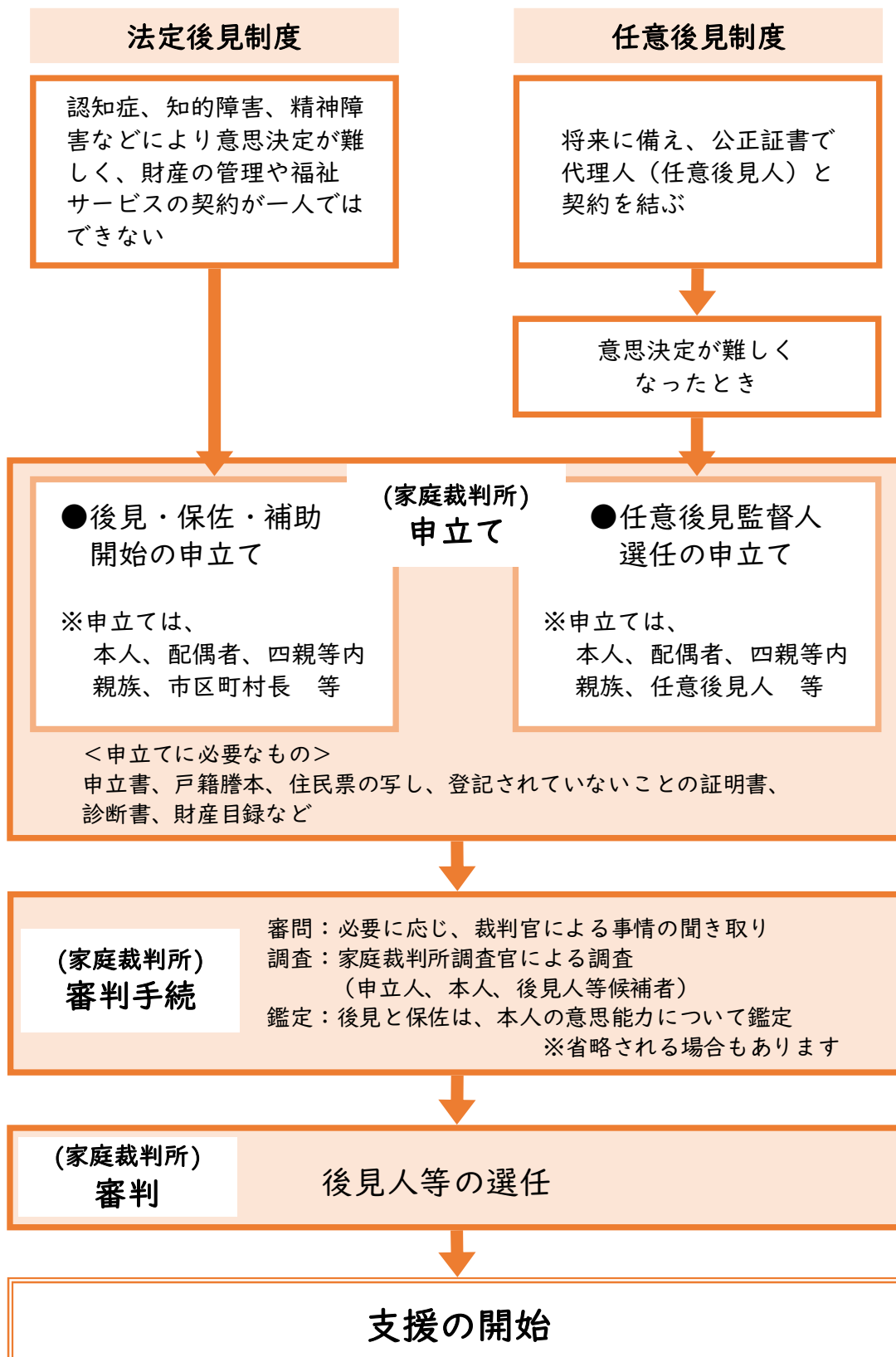
法定後見制度は、ご自身で意思決定することが難しい方に対して、本人の権利を守る援助者である成年後見人等を家庭裁判所が選任し、成年後見人等が本人に代わり財産管理や契約行為を行うものです。成年後見人等は、本人の状態や事情等に応じて「後見」、「補佐」、「補助」の3つに分かれます。

任意後見制度は、将来、ご自身だけで意思決定することが難しくなったときに備えて、あらかじめ自分の生活、療養看護や財産管理に関する事務について代理権を与える契約（任意後見契約）を公証人の作成する公正証書で結んでおくというものです。

なお、令和4年（令和4年1月1日から令和4年12月31日まで）の本市における成年後見関係事件の認容件数は、151件※となっています。

※ 本市における成年後見関係事件の認容件数…横浜家庭裁判所の後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件のうち令和4年1月から令和4年12月までに認容で終局した事件を集計したものです。その数値は横浜家庭裁判所の統計に基づく概数であり、今後の集計整理により異同訂正が生じることがあります。また、本人の住所地が神奈川県外であるものの数は計上されていません。本人の住所地は、令和4年12月末日時点で事件記録上明らかとなっている住所地です。本人が実際に居住している場所や事件記録上明らかとなっていない住民票所在地を反映しているものではありません。

【成年後見制度申立てフロー図】



神奈川県社会福祉協議会ホームページ「成年後見制度利用までの流れ」を基に横須賀市が作成
<https://www.knsyk.jp/service/kenri/koken>

(2) 成年後見制度の利用促進

① よこすか成年後見センターについて

本市では、令和2年4月に本市における権利擁護支援のための地域連携ネットワークの中核機関として、ほっとかん(市地域福祉課)に「よこすか成年後見センター」を設置しました。「よこすか成年後見センター」は、地域連携ネットワークの構築に取り組むとともに、その中核機関として、身近な成年後見制度利用の相談窓口であることを周知し、相談、広報、制度利用促進、後見人支援等の機能を果たすよう主導的役割を担います。

② 地域連携ネットワークの構築

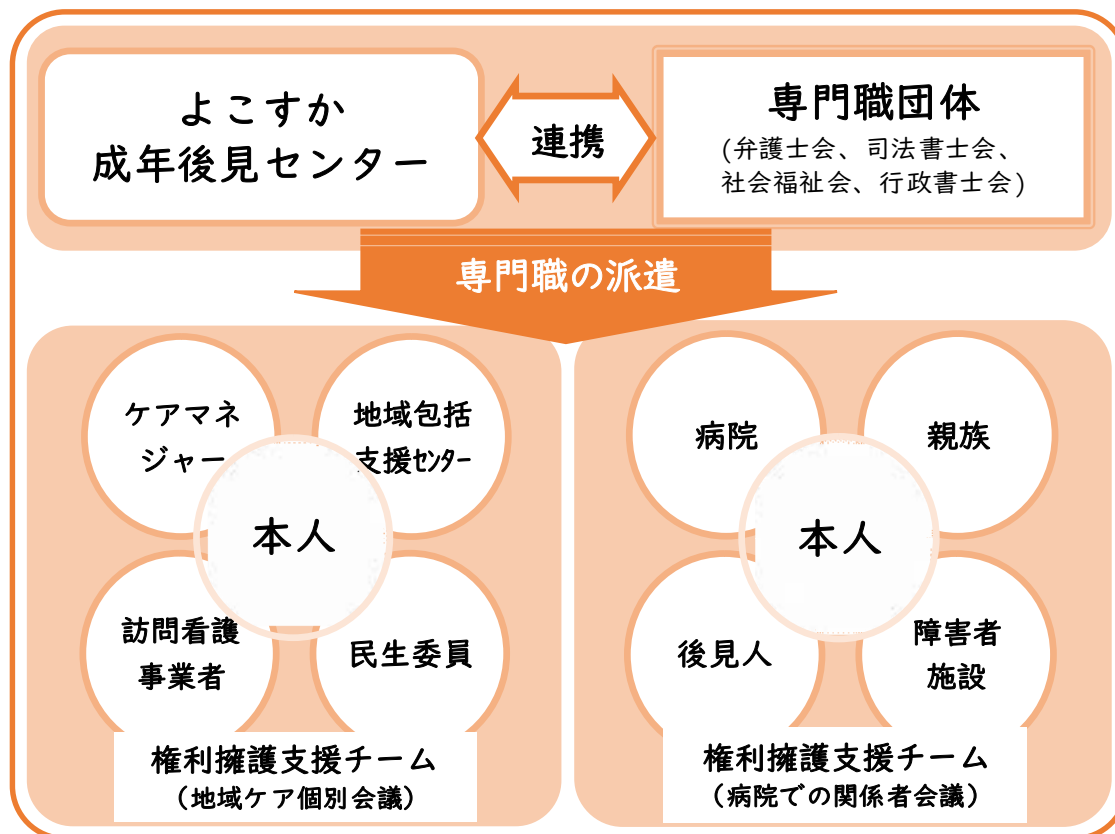
地域包括支援センターや障害者相談サポートセンター※などの相談支援機関が、権利擁護支援を必要とする人の把握に努めます。支援を必要とする人を中心とした福祉・保健・医療・地域の関係者が協力して日常的に本人を見守り、本人の意思及び選好や価値観をできる限り継続的に把握することで、必要な権利擁護の対応を行う権利擁護支援チームとして対応します。

さらに、よこすか成年後見センターと専門職団体が連携して専門職を派遣し、権利擁護支援チームを支援します。

こうした権利擁護支援のための「地域連携ネットワーク」を構築し、家族等の負担軽減を図ります。

※ 障害者相談サポートセンター…障害者等からの相談に応じ、サービスの利用援助、社会資源を活用するための支援、権利擁護のための必要な援助、専門機関の紹介等を行う。

【地域連携ネットワークイメージ図】



③ 成年後見制度等に関する相談・支援の実施

ほっとかんと地域包括支援センターが身近な成年後見制度利用の相談窓口であることを周知します。相談内容に応じて法律・福祉の専門職団体（弁護士会、司法書士会、社会福祉士会、行政書士会）につなげます。

意思決定はできるがそれに不安がある方から相談があった場合は、日常生活自立支援事業の利用を検討し、提案します。一方で、意思決定が極めて難しい状態にある方やご家族等、関係者から相談があった場合は、成年後見制度の利用を提案します。

また、日常生活自立支援事業の利用者が、認知症の進行などにより意思決定が困難な状態になった場合は、ほっとかんと地域包括支援センターが本人の状態を見極めた上で、横須賀市社会福祉協議会と連携して、成年後見制度の利用への移行を支援します。

さらに、資力がなく弁護士等の専門職に相談することが難しい方や、消費者被害に遭い債務整理が必要である方など、法的課題を伴う困難事例については、地域包括支援センターや病院等からの要請で、地域ケア個別会議や病院での関係者会議等に専門職を派遣し、法的課題を明確化した上で適切に支援します。

④ 成年後見制度普及啓発講演会の開催

成年後見制度に関して、分かりやすく周知するために、市民向けの普及啓発講演会を開催します。

取組見込み

項 目	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
成年後見制度普及啓発講演会の開催	1回	1回	1回

取組結果見込み

項 目	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
成年後見制度普及啓発講演会の参加者数	75人	80人	85人

⑤ 成年後見制度パンフレットを活用した周知

成年後見制度の説明用パンフレットを作成し、地域包括支援センター、障害者相談サポートセンター、医療関係、民生委員児童委員協議会、行政センター、各地区コミュニティセンター、各指定特定相談支援事業所、庁内関係部署等を通じて配布することで、市民の皆様へ周知します。

取組見込み

項 目	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
成年後見制度パンフレット配布枚数	980枚	980枚	980枚

取組結果見込み

項 目	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
成年後見制度に関する相談件数	800件	850件	900件

⑥ 市長による成年後見等の審判請求(市長申立て)の実施

成年後見制度を利用するには、本人、配偶者、4親等以内の親族などが家庭裁判所に申立てを行う必要があります。しかし、身寄りが無い、親族の協力が得られないなどの理由で、申立てを行うことが困難な場合は、本人の権利を守るため、市長による成年後見等の審判請求(市長申立て)を実施します。

本市における令和4年(令和4年1月1日から令和4年12月31日まで)の成年後見関係事件の認容件数151件のうち、23.8%にあたる36件が市長申立てとなっています。

取組結果見込み

項 目	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
市長申立て件数	37件	40件	43件

⑦ 成年後見制度利用支援事業の実施

成年後見人等に対する報酬費用の支払い等が困難な人に対して、それらの費用を助成することで、成年後見制度の利用を支援します。

従来は、助成対象を市長申立て事件に係る被後見人等に限定していました。しかし、本

人申立て及び親族申立て事件の場合においても、成年後見人等に対して報酬費用を支払うことが困難な場合があり、また、報酬費用の支払いを受けられないおそれがあるケースでも後見人等を受任している専門職等がいる状況を改善するため事業を見直し、報酬助成の対象を拡大しました。

具体的には、令和4年度(2022年度)からは家庭裁判所から専門職団体への推薦依頼又は家庭裁判所からの指名打診による法定後見事件における被後見人等まで助成対象を拡充しました。

これにより、成年後見制度の一層の利用拡大と被後見人等の保護を図ります。

取組結果見込み

項 目	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
報酬助成件数(65歳未満の人を含む)	42件	46件	48件
本市における成年後見制度利用者数 ※任意後見は除く	延 870 人	延 900 人	延 930 人

⑧ 成年後見制度情報交換会(協議会)の開催

成年後見制度に関する専門的な相談・調整や、情報交換を行うため、家庭裁判所、専門職団体、横須賀市社会福祉協議会、地域包括支援センターなどの関係機関と、成年後見制度情報交換会(協議会)を年4回程度開催し、関係機関との連携を深めます。

この情報交換会(協議会)は平成16年(2004年)から開催していますが、平成29年(2017年)3月に閣議決定された「成年後見制度利用促進計画」に位置付けられている協議会としての機能を有しています。

これまでに、困難事例の検討のほか、市民後見人等運営事業の立ち上げや、よこすか成年後見センターの設置など、本市の施策に関する検討も行ってきました。

令和元年度からは、他市町や他市町社会福祉協議会の職員がオブザーバーとして参加し、近隣市町との広域的な連携の構築を進めています。

(3) 成年後見制度の多様な担い手の確保・育成の推進

① よこすか市民後見人の養成と活動支援

認知症高齢者の増加等により、後見人等の担い手の確保・育成等の重要性は増えています。また、本人の意思、特性、生活状況等に合わせて適切な後見人等を選任できるようにするためには、多様な主体が後見事務等の担い手として存在する必要があります。

本市においては、市民後見人や専門職後見人等が成年後見の担い手として活動しています。

本人のニーズや状況、課題を踏まえて、本人に身近な存在によるきめ細かい支援が必要と考えられる場合は、できるだけ市民後見人を選任するよう調整します。

一方、債務整理等、専門性が求められる事案については、専門職後見人による支援を実施しています。

市民後見人とは、市区町村等が実施する養成研修を受講するなどして成年後見人等として必要な知識を得た一般市民の中から、家庭裁判所が成年後見人等として選任した方

です。

本市でも、成年後見業務の取組に意欲を持つ市民を公募、選考し、養成研修を受講することにより必要な知識を身に付けた方を「よこすか市民後見人」として登録しています。

本市においては、成年後見人等として選任された方のうち、令和3年度(2021年度)は親族後見人の割合が約4割、弁護士・司法書士・社会福祉士・行政書士等の専門職や社会福祉法人・社団法人等の法人、知人等の第三者後見人の割合が約6割となっています。

本市における市民後見人制度の推進を図るため、よこすか市民後見人等運営事業を横須賀市社会福祉協議会に委託し、市民後見人の養成と活動の支援を行います。

横須賀市社会福祉協議会では、成年後見人等として必要な知識の習得のため、市民後見人養成研修を実施します。

また、研修を修了した市民後見人登録者を対象に、後見業務に対する理解を深めるとともに、情報共有を図る機会として市民後見人連絡会を開催します。

さらに、専門職と複数で後見等を行う市民後見人に対して、活動の支援をするとともに、事案によっては、家庭裁判所の選任により、横須賀市社会福祉協議会が後見監督人等として、適切に監督事務を行います。

これらの取組を通じて、市民後見人を育成し、支援することにより、同じ地域に暮らす住人として本人と同じ目線で考え、相談しあえる身近な存在による寄り添い型の支援を推進します。

取組結果見込み

項 目	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
市民後見人選任件数	延 90 人	延 100 人	延 110 人

② 法人後見の検討

法人後見とは、社会福祉法人や社団法人などの法人が成年後見人等になり、個人が成年後見人等に就任した場合と同様に、意思決定に不安のある方や意思決定が難しい方の権利保護のための支援を行うことをいいます。法人後見では、法人の職員が後見等事務を担います。

本市にある社会福祉法人や社団法人において法人後見は実施していませんが、横須賀市社会福祉協議会では、財源や体制整備等に関する他市事例の情報収集を行うなど、将来的な実施に向けた調査研究、検討を進めています。

将来的な法人後見の実現に向けて、横須賀市社会福祉協議会と連携を図りながら、より多様な担い手の確保に努めます。

(4) 終活支援の推進

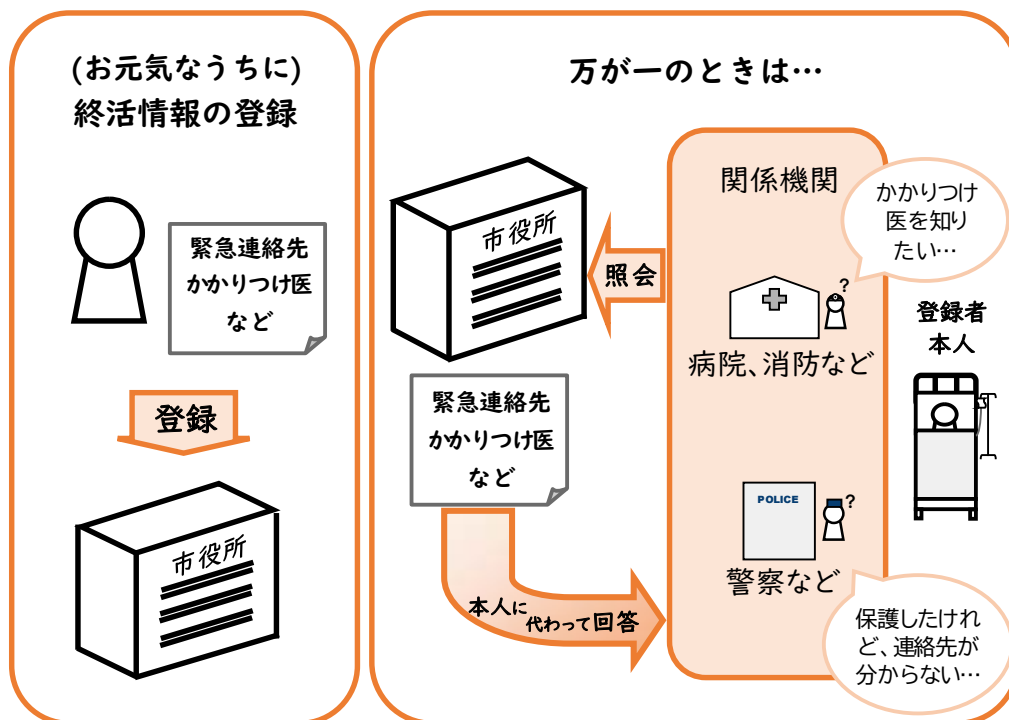
① 「わたしの終活(しゅうかつ)登録」の周知

国立社会保障・人口問題研究所が平成30年(2018年)に発表した「日本の世帯数の将来推計」によると、令和22年(2040年)にはひとり暮らし高齢者世帯は全高齢者世帯の約40%を占めるようになると推計されています。また、最近では生活上の困難さを持つ子と高齢の親の二人暮らしという8050問題を抱える世帯も増えています。

突然の病気により、自分の意思が伝えられなくなったり、自らの死後、残された家族・親族が困ったりしたときのため、元気なうちから緊急連絡先や遺言書の保管場所などを登録できる、終活情報登録伝達事業「わたしの終活登録」を全国に先駆けて、平成30年5月から実施しています。

市が登録者に代わって、病院・消防・警察・登録者が指定した人などからの問い合わせに、必要な登録情報を回答します。

【「わたしの終活登録」活用のイメージ図】



登録できる情報は以下のとおりです。市民であれば誰でも登録できます。登録にかかる費用は無料です。

【登録できる情報一覧】

- | | |
|------------------------------|-----------------|
| ○氏名・生年月日・本籍・住所 | ○緊急連絡先(家族・友人など) |
| ○支援事業所やサークルなどのつながり | ○かかりつけ医やアレルギーなど |
| ○リビング・ウィルやエンディングノートの保管場所・預け先 | |
| ○臓器提供の意思 | ○お葬式や遺品整理の生前契約先 |
| ○遺言書の保管場所、それを伝える対象者 | ○お墓の場所 |
| ○自由登録事項 | |

令和2年度(2020年度)から電話での登録を開始し、令和5年(2023年)1月からは電子申請も開始しました。市役所へ足を運ばずに登録を可能にすることで、より多くの市民が簡単に利用できる取組となるよう努めます。

さらに、この事業について、まちづくり出前トークなどを活用し、広く市民に周知していきます。

取組見込み

項 目	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
出前トークなどの啓発活動	30回	30回	30回

取組結果見込み

項 目	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
「わたしの終活登録」の新規登録者数	150人	150人	150人



② エンディングプラン・サポート事業の実施

近年、ひとり暮らし高齢者の増加とともに頼れる親族が身近にいないなどの理由から、身元が分かっていながら引き取り手がないご遺骨が増えています。

ひとり暮らしで頼れる親族がいない高齢者が抱える葬儀・納骨・リビング・ウィルの伝達という課題の解決を図るため、全国初の取組である「エンディングプラン・サポート事業」を平成27年(2015年)7月から実施しています。

リビング・ウィルとは、人生の最後や、人生の最終段階における医療(終末期医療)について元気なうちに意思表示をすることです。

令和3年度(2021年度)から令和4年度(2022年度)までの2年間で引き取り手のないご遺骨は100柱を超えています。過去には、ひとり暮らしで身寄りもない女性が亡くなり、先立った夫の墓の場所が分からず、女性のご遺骨だけ無縁納骨堂に納めざるを得ないといった事例も実際に起こっています。

自身の葬儀・納骨などに関する心配事を事前に解決し、生き生きとした人生を送ることができるよう、本事業について周知を進めていきます。

【エンディングサポート事業の対象者と内容】

対象者	原則として、ひとり暮らしで頼れる身寄りがなく、月収18万円以下かつ預貯金等が225万円以下程度で、固定資産評価額500万円以下程度の不動産しか有しない高齢者等
支援の内容	○ 葬儀・納骨について、低額で生前契約を受ける協力葬儀社と契約を結んでいただき、これに立ち会います。 ○ 生前は安否確認の訪問を継続して行い、本人の死後は契約どおりの葬儀・納骨が行われるかを見届けます。 ○ 本人の希望により協力葬儀社とともにリビング・ウィルを保管し、必要時には医療機関からの照会に回答します。 ○ 登録者は登録カードを携帯し、自宅にも登録証を掲示することで、自ら意思表示ができない場合でも、本事業登録者であることが分かるようにします。

取組結果見込み

項 目	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
「エンディングプラン・サポート事業」 新規登録者数	25人	25人	25人

(5) 高齢者虐待の未然防止

① 高齢者虐待とは

高齢者虐待は、65歳以上の高齢者が養護者(高齢者の介護、世話をしている家族、親族、同居人など)や介護施設従事者等から虐待を受けた場合をいいます。

虐待の行為には、「身体的虐待」、「介護・世話の放棄、放任」、「心理的虐待」、「性的虐待」、「経済的虐待」があります。

【虐待の種別】

虐待の種別	具体例
身体的虐待	殴る・蹴る・つねる・ベッドに縛りつける・意図的に過剰に薬を飲ませるなど
介護・世話の放棄・放任(ネグレクト)	入浴させない・オムツを交換しない・食事や水分を十分に与えない・室内にゴミを放置するなど劣悪な環境で生活させるなど
心理的虐待	排せつの失敗に対して高齢者に恥をかかせる・怒鳴る・無視するなど
性的虐待	本人との合意が形成されていない性的な行為またはその強要・懲罰的に下半身を裸にして放置するなど
経済的虐待	日常的に必要な金銭を渡さない・使わせない、年金や預貯金を本人の意思・利益に反して使用するなど

虐待を受けている人のうち、約5割は要介護・要支援認定を受けています。

また、このうち8割近くが日常生活に何らかの支障を来すような認知症の症状がある人です。介護疲れなどにより、養護者のストレスが増大し、虐待の要因となることもあります。

高齢者虐待を未然に防止するため、正しい理解を進めるとともに、虐待を発生させない地域づくりを目指します。

② 市民への啓発

高齢者虐待の問題が身近な地域に存在することの周知や、人権に関する意識を高めることを目的に、年1回の講演会を開催します。

講演会等で、簡単なチェックリストを入れた虐待予防のリーフレットを配布し、分かりやすく周知していきます。

取組見込み

項 目	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
高齢者虐待防止講演会の開催	1回	1回	1回

取組結果見込み

項 目	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
高齢者虐待防止講演会の参加者数	150人	150人	150人

③ 関係機関を対象とした研修等の実施

高齢者虐待の対応に関わる関係機関(地域包括支援センター、ケアマネジャー、介護保険サービス事業所、行政関係部署の職員等)を対象とした研修会を開催します。令和4年度は、介護従事者による虐待に関する相談が17件あり、そのうち8件が虐待ありと判断されました。

介護従事者等による虐待は、認知症に関してなどの知識・教育、介護技術の問題、職員の負担・ストレス・連携不足など様々な要因により発生してしまうといわれています。研修

では、高齢者虐待に関する知識のほか、アンガーマネジメントや職員間のコミュニケーション方法などを取り上げていきます。

また、介護施設等でも虐待防止に向けた取組がなされており、介護施設等で行っている虐待防止の取組事例を、関係機関で情報共有が図れるよう研修会を開催します。

併せて、介護保険サービス事業所等への講師派遣を行います。

取組見込み

項 目	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
関係機関向け研修会の開催	3回	3回	3回

取組結果見込み

項 目	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
関係機関向け研修会の参加者数	400人	400人	400人

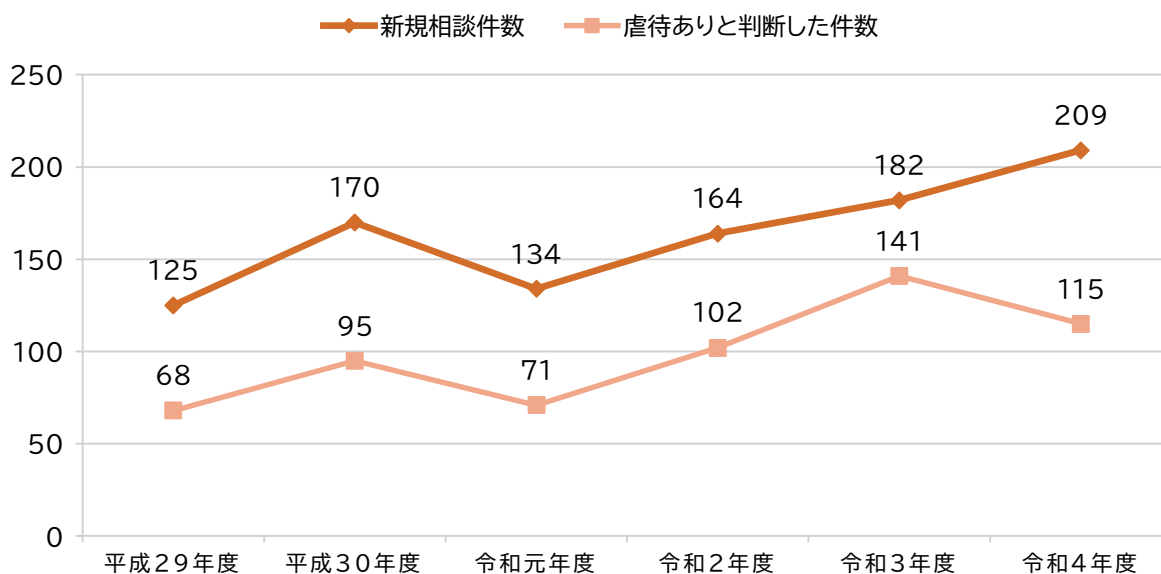
④ 高齢者・養護者への支援

高齢者虐待に関する相談内容から、養護者は強いストレスを抱えていることが分かっています。また、養護者自身の疾病などにより介護が困難となることで、虐待が起こりやすくなります。

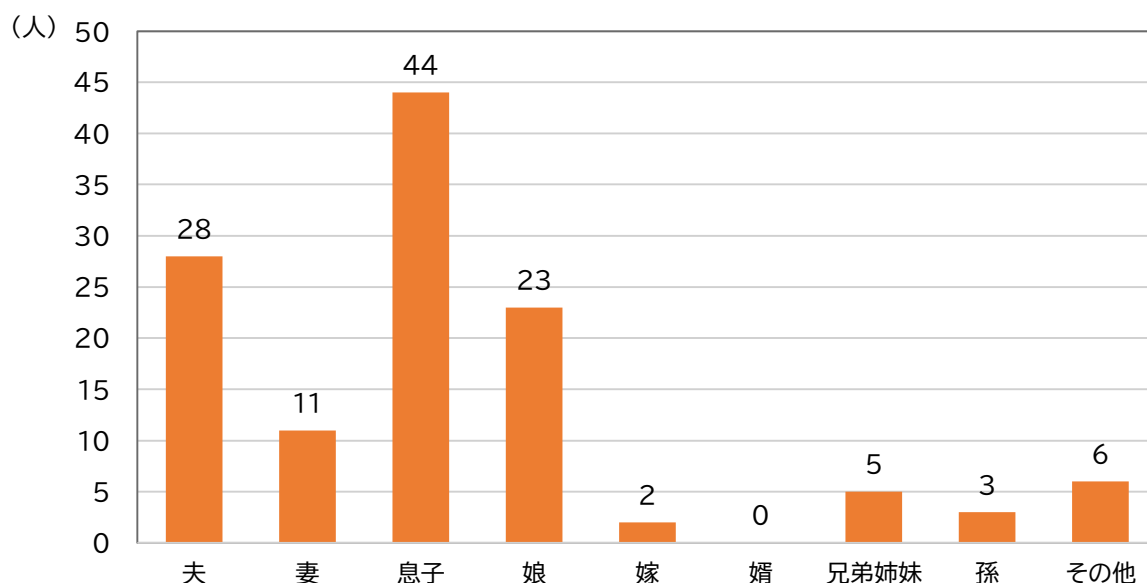
家庭内で起こる虐待では、息子からの虐待が最も多く、次いで夫となっています。男性は、家事・介護に不慣れな場合が多く、支援を拒むことにより孤立化し、介護負担が生じやすくなる傾向にあります。また、虐待者の6割以上は子ども世代であり、8050問題が顕在化しています。

養護者のストレスの軽減を図るため、心理相談員(臨床心理士)による「高齢者・介護者のためのこころの相談(詳細は75ページに記載)」や「認知症高齢者介護者の集い(詳細は75ページに記載)」を実施します。

【養護者による虐待の新規相談件数及び虐待ありと判断した件数の推移】



【令和4年度虐待ありと判断した案件の虐待者の続柄(重複あり)】



(6) 高齢者虐待の早期発見

① 相談窓口の周知

家族のみによる介護は密室化しやすく、養護者が気づかないうちに高齢者虐待をしてしまう場合があります。

虐待の潜在化を防ぐため、気軽に相談できる窓口の周知や支援体制を強化していきます。

高齢者虐待防止に関する相談専用窓口として、福祉の総合相談窓口「ほっとかん」に高齢者虐待防止センターを設置し、電話による相談や、面接・訪問などの各種相談業務を実施します。

また、地域包括支援センターも地域の身近な相談窓口として機能しており、併せて周知を行います。

通報専用電話 046-822-9613 福祉の総合相談窓口「ほっとかん」
※月～金曜日(年末年始・祝日を除く)8時30分～17時

② 高齢者虐待対応マニュアルの整備・活用

高齢者虐待防止法の解釈、虐待の早期発見のサイン、虐待が起きている家庭との関わり方、介護施設等における身体拘束の禁止や相談窓口一覧など、サービスを提供する上で留意すべきことを記載した、『高齢者虐待対応マニュアル』を居宅介護支援事業所、介護施設等に配布し、早期発見・通報支援に努めます。

③ 迅速かつ適切な対応

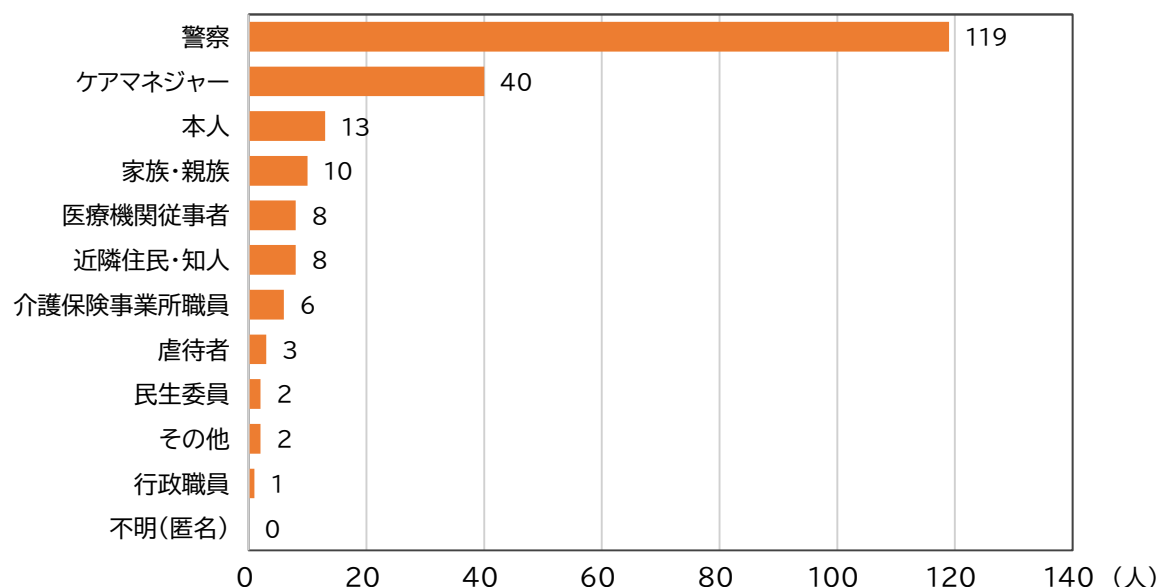
新規虐待相談の半数以上が警察、ケアマネジャーや介護施設従事者等の関係機関からとなっており、迅速かつ適切な対応を行うためには関係機関との連携が必要不可欠です。

高齢者本人の生命に危機がある場合は、老人福祉法に基づき、迅速に養護者からの分離を行うなど適切に対応します。同時に、8050問題など高齢者虐待をしてしまう世帯の背景に寄り添い、介護負担を抱える養護者と高齢者本人との家族関係を再構築していけ

るよう医療・介護サービスのほか、必要な制度の利用につながるよう関係機関と連携して支援します。

引き続き、高齢者虐待防止のため、ネットワークづくりを強化していきます。

【令和4年度養護者による虐待の新規相談者の内訳(重複あり)】



④ 初期対応と虐待対応検討会議の開催

虐待通報があった場合は、通報を受けた窓口で速やかに緊急性の判断と支援方針を決定し、虐待として判断したケースは、福祉の総合相談窓口「ほっとかん」と地域包括支援センターが連携して対応します。

対応にあたっては、福祉の総合相談窓口「ほっとかん」が虐待対応検討会議を開催し、各地域包括支援センターが参加します。

虐待対応検討会議は、地域包括支援センターごとに年6回開催します。

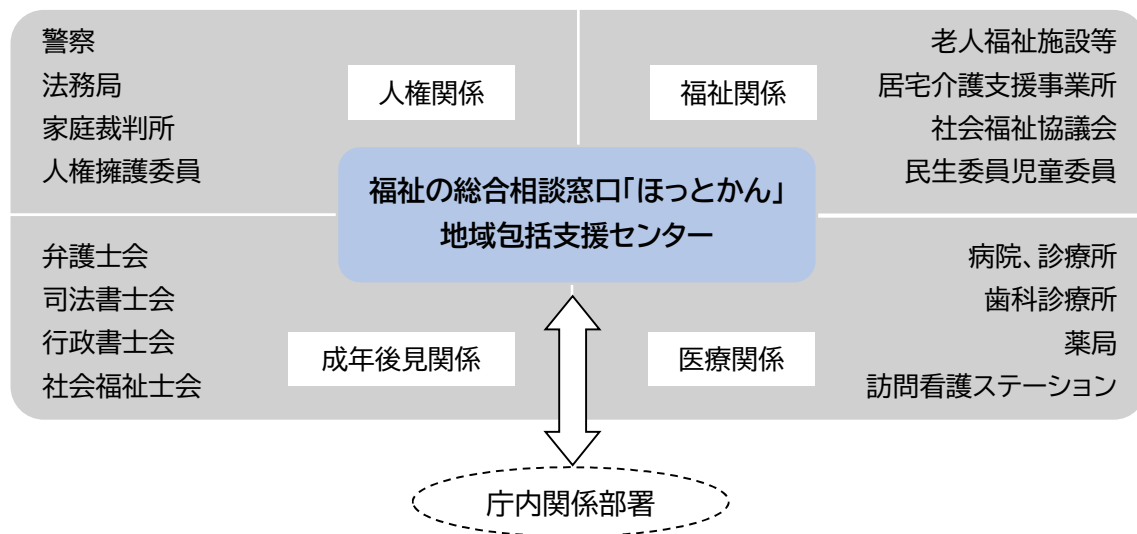
市と地域包括支援センターが情報交換をしながら虐待の有無の判断、対応方針の決定、支援の進捗管理を行います。

⑤ ネットワークミーティングの開催(個別部会・全体部会)

高齢者虐待は、虐待を受けている人に認知症の症状がある、養護者が疾患を抱えている、経済的に困窮している等の複雑な問題が絡み合っているといわれています。複数の関係機関で支援する必要がある場合は、あらかじめ情報を共有し、方向性を統一させて関与することが効果的です。対応方法、役割分担、今後の支援の方向性を検討するため、個別部会を随時開催します。

また、関係機関との連携や、支援体制の強化のため、ネットワークミーティング全体部会を年1回開催し、活動の報告や意見交換を行います。

【虐待防止に向けたネットワーク図】



⑥ 事例検討会の開催

経済的虐待や成年後見制度の活用などの法的な解釈を要する事例や、精神疾患があり問題が複雑に絡み合う事例などについて、必要時に事例検討会を開催し、弁護士や医師などの専門職から助言を受け対応していきます。

9 医療・介護の連携の推進

- ◇ 地域課題の発見や情報共有を行いながら、医療・介護の連携を推進します。
- ◇ 人生の最終段階における介護や医療について考えるきっかけづくりや、在宅療養や在宅看取りの周知のために市民啓発を実施します。
- ◇ 在宅療養や在宅看取りに携わる医師などの専門職の連携や、人材育成を推進します。

(1) 多職種連携の推進

① 地域ケア会議及び在宅療養連携会議の開催

医療関係者と介護関係者の顔の見えるネットワークを構築し、課題解決に向けた取組を検討・具体化していくため、市と医師会のほか、医療と介護の関係団体が多数参加する「地域ケア会議及び在宅療養連携会議」を開催します。

市内の多職種の合意形成をしつつ、在宅療養に関しての基本的な方向性を打ち出すとともに、関係者間で連携・協働して、専門職や、市民を対象にさまざまな事業を企画し、実施します。そして、事業実施した結果を評価し次につなげ、顔の見えるネットワークを構築しつつ課題解決を進めます。

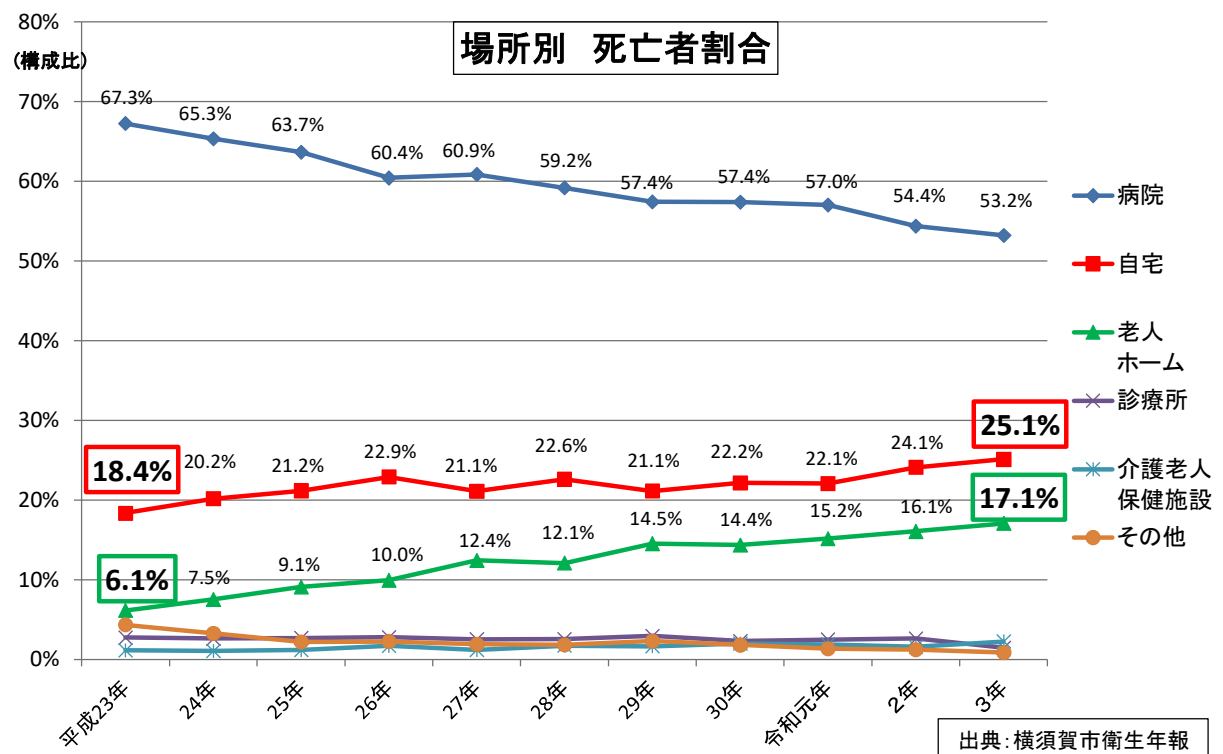
在宅療養連携方針の基本的方向性を検討する全体会議のほか、個別のテーマを扱う専門部会を設置し、地域課題の解決に向けた検討、市内多職種のスキルアップ・連携強化につながる研修の企画、在宅療養、在宅看取りに関する市民啓発等の取組を充実させていきます。

本市は、他都市に先駆け平成23年(2011年)から医療・介護の連携を推進してきました。医療関係者と介護関係者が、お互いを知り、気軽に連絡をとることができる、顔の見える関係性の構築が進んできています。医療関係者と介護関係者の連携が進むことで、細やかな情報共有が可能になるなど、高齢者本人と家族を支えるネットワークが充実し、市民の方が安心して在宅療養をすることができます。引き続き、医療・介護の連携を推進していきます。

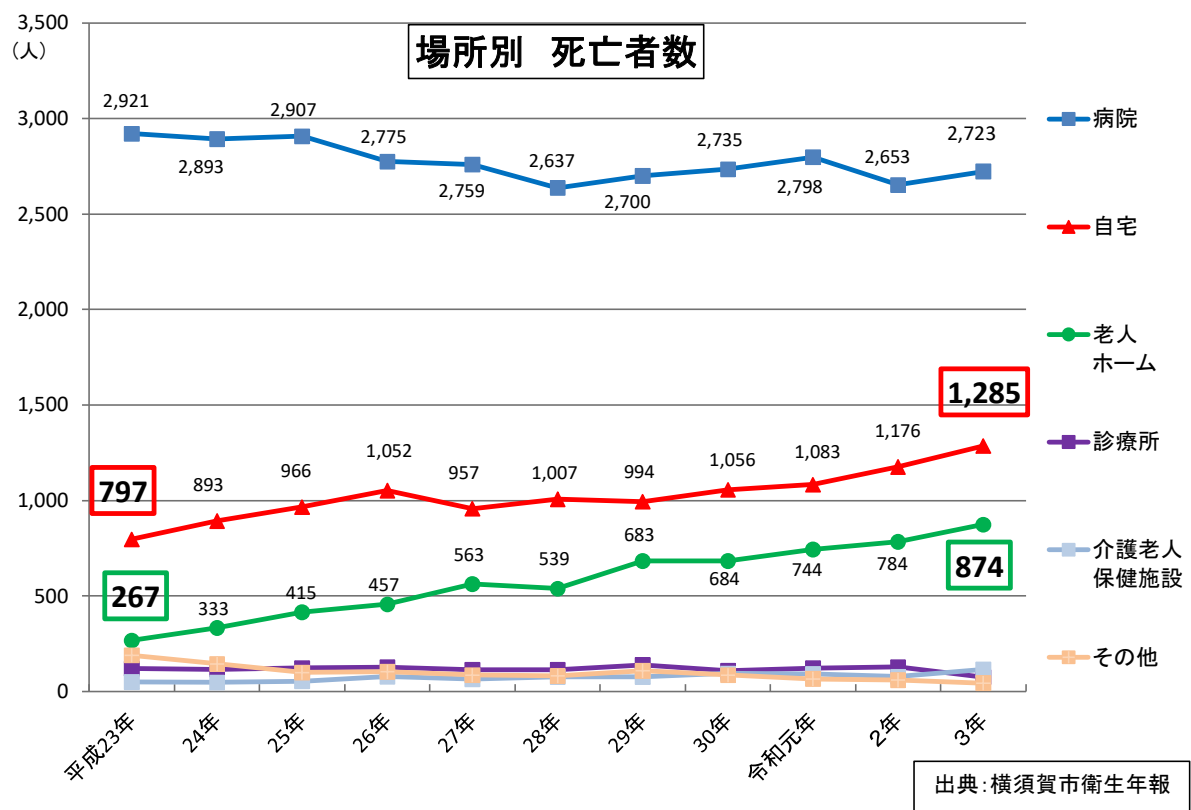
また、自宅・老人ホームで亡くなる方の市内死亡者数に対する構成比について、平成23年(2011年)は24.5%(1,064人)でしたが、令和3年(2021年)には42.2%(2,159人)に増加しています。これは、平成23年(2011年)から実施した各種取組により、市民の方が在宅療養、在宅看取りという選択をできる体制が整備されてきたことが一因と考えています。



【死亡場所別死亡者割合】



【死亡場所別死亡者数】



※グラフ中の自宅死亡者数には、いわゆる在宅看取り数のほか、事件・事故等による死亡数も含まれています。

【専門部会の一覧】

専門部会名(R5.8.1 現在)
1.複合的な課題(困難事例)検討専門部会
2.食・口腔ケア専門部会
3.フレイル対策専門部会
4.入退院・在宅療養連携専門部会

取組見込み

項 目	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
全体会議の開催	2回	2回	2回
専門部会の開催	8回	8回	8回

② 入退院時の多職種連携の推進

病院から退院し、在宅療養へ移行する場合、退院前に病院のスタッフと在宅療養を支援する医療と介護の関係者が集まり、退院後の在宅療養に向けた準備のための会議(カンファレンス)が行われます。

この時、多職種間の連携をスムーズに行うために作成した「横須賀市退院調整ルール」や「退院前カンファレンスシート」の活用について、入退院に関わる様々な職種に対し、普及啓発を行います。

③ 在宅療養連携推進「よこすかエチケット集」の活用

在宅療養現場における多職種連携の円滑なコミュニケーションや、多職種間の相互理解のために、「よこすかエチケット集」を作成しています。在宅療養に関わる全ての職種が知っておくべき事項や、介護職が医療職に、医療職が介護職に知っておいてほしいマナーやエチケットなどをまとめています。

これを活用して、多職種の連携推進を図ります。また、地域ケア会議及び在宅療養連携会議でエチケット集の内容について随時意見等を募集し、必要に応じて加筆や修正を行います。

④ 在宅療養ブロック連携拠点の設置・在宅療養ブロック会議の開催

地域ごとの医療・介護体制を踏まえて在宅療養体制を推進するため、市内を4つの地域に分けて在宅療養ブロック連携拠点を設置し、各地域内の病院にブロック連携拠点業務を委託します。

在宅療養ブロック連携拠点は、在宅療養ブロック会議の開催及び在宅医療に係る専門職からの相談窓口の設置を行います。

在宅療養ブロック会議は、在宅医の負担軽減、地域内での医療・介護従事者同士の顔の見える関係の構築等を目指す取組を企画、実施します。具体的には、多職種連携研修会や勉強会などを行います。

在宅療養ブロック連携拠点			
北ブロック	西南ブロック	中央ブロック	東ブロック
聖ヨゼフ病院	横須賀市立市民病院	衣笠病院	よこすか浦賀病院

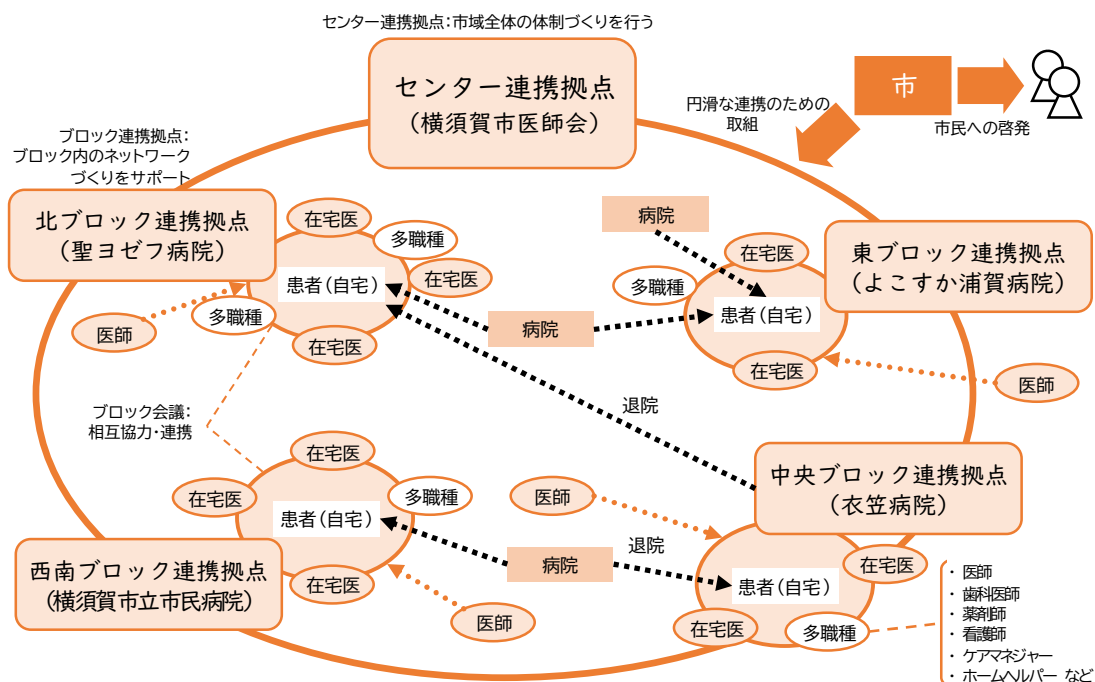
⑤ 在宅療養センター連携拠点の設置

市全体の在宅療養連携体制を構築・推進するため、在宅療養センター連携拠点を設置し、横須賀市医師会(かもめ広場)にセンター連携拠点業務を委託します。開業医対象の在宅医療に係るセミナーを開催するほか、広報啓発活動、病院との協力体制づくりや、患者が急変した場合などに病院が入院を受けてくれる、病院と診療所の連携体制(病診連携)の仕組みづくりに取り組みます。

【実施事業一覽】

在宅療養センター連携拠点の実施事業	
在宅医療街角出前講座の実施	市民に在宅医療についての理解を深めてもらうため、町内会や団体・グループなどの求めに応じ、医師などを派遣し、在宅医療に関する講義を行います。
開業医対象の在宅医療セミナーの開催	在宅医療に取り組む診療所を増やすこと、在宅医療に関わる医療職が必要な知識を習得すること等を目的に、在宅医療についての関心を高めてもらう内容のセミナーを開催します。
病院長会議の開催	市内病院の病院長を構成員とした会議を開催し、市内における在宅療養連携推進体制の整備のため必要な事項などを協議します。
在宅患者情報共有システムの導入	患者が急変した場合の対応などスムーズな連携を可能とする、ICT（情報通信技術）を活用した「在宅患者情報共有システム」（通称「かもめネット」）を運用し、普及させていきます。
在宅患者入院支援登録システムの運用	在宅療養患者が、病状の悪化や検査・治療などで必要なときに病院に入院できるよう、事前に協力病院を登録しておくシステムを運用します。

【在宅療養連携体制(センター連携拠点・ブロック連携拠点)イメージ図】



(2) 在宅療養・在宅看取りに関する市民啓発の推進

① 市民啓発イベントの開催

在宅療養や在宅看取りという選択肢について広く市民に知ってもらうことや、自分自身の人生の最終段階における介護や医療、延命措置について考える機会としてもらうため、専門家による講演等の市民啓発イベントを開催します。

取組見込み

項 目	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
市民啓発イベントの開催	1回	1回	1回

取組結果見込み

項 目	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
市民啓発イベントの参加者数	200人	200人	200人

② 冊子などによる啓発

在宅療養に関する啓発冊子「在宅療養ガイドブック」の作成と配布、その他の媒体を活用し、市民へ在宅療養について周知します。

また、病名の告知や延命治療の希望の有無など人生の最終段階における医療について、市民が具体的に考えたり、家族と話し合ったりするきっかけとするための啓発ツールとして、「横須賀版リビング・ウィル」を周知します。

【在宅療養ガイドブック vol.1(左)/vol.2(中央)】



【横須賀版リビング・ウィル(右)】



取組見込み

項 目	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
在宅療養ガイドブック vol.1、vol.2 発行数	5,000部	-	5,000部
横須賀版リビング・ウィル発行数	-	2,000部	-

※それぞれ隔年発行とする

③ 在宅医療対応診療所の紹介

在宅医療に対応する医療機関を市民が簡単に把握できるよう、市公式ホームページに、横須賀市医師会が作成した市内の医療機関を検索することができるページのリンクを掲載するなど、同医師会と協力し、情報提供します。

また、在宅歯科診療については、横須賀市歯科医師会が、訪問歯科診療を行っている歯科診療所を紹介する事業を行っており、市公式ホームページでこの事業を紹介するなど、同歯科医師会と協力し、情報提供します。

【横須賀市医師会 在宅医療推進連携拠点(かもめ広場)ホームページ】

一般社団法人 横須賀市医師会公式ホームページ

一般社団法人 横須賀市医師会

ホーム 医師会概要 医療機関案内 感染症情報 関連機関 在宅医療 認知症相談

かもめ広場
在宅医療推進連携拠点
TEL(直通): 046-824-6430
E-mail: kamomehiroba@laa.itkeeper.ne.jp

地域のみなさま

在宅医療を行っている医療機関のご案内
Q 検索する

医療・介護従事者のため

在宅医療・介護情報共有システム
かもめネット
Autodesk® MAPublisher

多職種連携 連絡先

訪問歯科診療

在宅医療を行っている医療機関をお探しの方へ
横須賀市医師会 かもめ広場

項目で探す 地図で探す 医療機関名で探す

検索したい項目にチェックを入れて **Q 検索する** を押してください。
複数検索も可能です。

診療に来て欲しい場所で探す
横須賀市内 選択して下さい 横須賀市外（連携する一部） 選択して下さい

在宅での診療科目で探す
☐ 内科 ☐ 外科 ☐ 整形外科 ☐ 精神神経科 ☐ 皮膚科 ☐ 泌尿器科 ☐ 眼科 ☐ 耳鼻科
☐ 婦人科 ☐ 小児科 ☐ 歯科 ☐ その他

在宅での基本項目で探す
☐ 小児の在宅医療 ☐ 認知症の在宅医療 ☐ がん末期緩和ケア ☐ 在宅での看取り ☐ 24時間連絡体制 ☐ 在宅療養支援診療所 ☐ 機能強化型在宅療養支援診療所 ☐ 副都心区 ☐ 協力医（専門分野含む）

さらに在宅で可能な診療内容で絞り込み検索をしたい方

在宅での検査内容で探す
☐ X線検査 ☐ 心電図検査 ☐ 内視鏡検査 ☐ 超音波検査

【横須賀市歯科医師会(横須賀口腔衛生センター)ホームページ】

横須賀市歯科医師会(横須賀口腔衛生センター)

〒238-0046
横須賀市西港町 1-38-11
ウェルシティ市医プラザ 2F
電話：046-823-0062
FAX：046-823-0084

TOP > 訪問歯科診療

訪問歯科診療

■訪問歯科診療のご相談・ご依頼を承ります

● こんにちは 在宅歯科医療連携室です ●

貴方からの委託により、横須賀市歯科医師会は在宅歯科医療連携室を設置しております。
歯科医院への通院が困難になった市民の皆様には、連携室が「仲介役」となり、訪問歯科診療を行っている、地域に精通した歯科医院をご紹介しております。
どうぞお気軽に連携室へご相談ください。

■訪問歯科診療の対象となる方

- ・在宅や施設・病院(一部除く)で療養されている方
- ・在宅での療養を希望されている方で、疾病、傷病のために通院が困難な方

※通院可能な方には行うことが出来ません

■診療内容

- ・むし歯の診療・予防
- ・歯周病の診療・予防
- ・義歯(入れ歯)の作成・修理・調整
- ・診療

TEL 046-823-0062

(3) 在宅療養・在宅看取りに関わる人材育成の推進

① 在宅医同行研修の実施

在宅医療に取り組む動機づけとして、また、在宅医療への理解を深めてもらうことや、多職種の連携推進を目的として、ベテラン在宅医の訪問診療に在宅医療に関心のある医療・介護従事者が同行する研修を実施します。

取組見込み

項 目	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
在宅医同行研修の実施	10回	10回	10回

② 病院職員を対象とした在宅医療出前セミナーの開催

在宅医療に係る病院と診療所の連携を進めるためには、病院勤務の医師や看護師などの医療スタッフに在宅医療現場の認識を深めてもらう必要があります。そこで、より多くの病院スタッフに参加してもらうため、在宅医を講師とし、病院勤務医などを対象とするセミナーを病院内で開催します。

取組見込み

項 目	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
在宅医療出前セミナーの開催	1回	1回	1回

取組結果見込み

項 目	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
在宅医療出前セミナーの参加者数	50人	50人	50人

③ 介護職を対象とした在宅医療セミナーの開催

ケアマネジャーやホームヘルパーなどの介護職は、医療についての知識や経験が少ない場合、医師や看護師との連携がうまくいかないことがあります。医療関係者とのコミュニケーションを円滑にし、効果的な連携ができるように、介護職員が医療に関する基礎的な知識を習得するためのセミナーを開催します。

取組見込み

項 目	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
在宅医療セミナーの開催	2回	2回	2回

取組結果見込み

項 目	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
在宅医療セミナーの参加者数	100人	100人	100人

④ 多職種連携セミナーの開催

診療所医師の在宅医療参入の動機づけ及び多職種の連携推進を目的に、医療・介護従事者を対象とした、在宅療養に関する幅広い知識を習得するためのセミナーを開催します。

取組見込み

項 目	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
多職種連携セミナーの開催	1回	1回	1回

取組結果見込み

項 目	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
多職種連携セミナーの参加者数	100人	100人	100人

10 災害等に対する支援

- ◇ 災害発生時に被害を最小限に抑えるため、福祉避難所の開設や災害時要援護者支援体制の整備など、地域防災力の向上に取り組みます。
- ◇ 災害・感染症発生時に必要となる取組について、事業者と連携しながら実施することで高齢者の安全を守るよう努めます。

(1) 地域の防災について

① 災害時要援護者に対する支援体制の整備

災害発生時に町内会・自治会、民生委員児童委員、消防団員等の地域の協力者を主体とした安否確認、避難誘導を行うため、横須賀市災害時要援護者支援プランに基づき、ひとり暮らし高齢者登録をしている方、要介護3・4・5の方などのうち「災害時要援護者」として登録に同意した人の名簿を町内会・自治会及び民生委員児童委員に提供します。

近年、全国で台風等の大雨による被害が深刻化していることに伴い、土砂災害による被害を未然に防ぐため、令和2年度(2020年度)から名簿に「土砂災害警戒区域の該当の有無」を追加しました。

地域の協力者は日頃から要援護者との交流を深め、身体の状態や避難支援の方法等について確認します。

個人情報が近隣住民に知られることに抵抗を感じ、登録をためらうことがないよう、災害時要援護者名簿の趣旨と個人情報保護の取組を周知していきます。

【横須賀市災害時要援護者支援プラン(平成21年3月策定)について】

大規模災害が発生した直後において、行政による公助の支援には時間的な限界等があることから、災害から自らを守ることが困難な高齢者等の方々に、迅速かつ安全な避難等をしていただくために、地域の共助による支援体制の充実が不可欠となります。

本市では、平成21年(2009年)3月に「横須賀市災害時要援護者支援プラン」を策定し、各地域における支援体制の充実に努めています。

② 福祉避難所の開設

大規模地震等発生時に、震災時の避難所となる小中学校体育館等での集団による避難生活が困難となる高齢者、障害者等のうち、特別な配慮を必要とする人を受け入れる福祉避難所の設置が求められています。

本市では、地震等の大規模災害時に必要に応じて、各避難所に一次福祉避難所を設置する事を定めるとともに、より多くの支援を必要とする人のため、二次及び三次福祉避難所を開設します。

また、近年の台風による全国的な被害を受け、自主避難所に高齢者を含む要配慮者が来所した場合を想定し、福祉避難所を開設する訓練を令和2年度に実施しました。今後も大雨や台風に備えた福祉避難所の体制整備に取り組みます。

③ 自主防災組織の活動支援

大規模な災害は、同時多発的に被害が発生します。そのとき、行政は全力で、被害の拡大を防ぐ活動を行いますが、特に発生の初期の段階では、どうしても地域住民の連携による自主防災活動が災害による被害を軽減(減災)させるために不可欠となります。

地域の防災意識の向上や人材の育成、防災器材整備の補助等を実施し、自主防災組織の活動を支援します。

(2) 介護サービス事業所の防災について

① 災害に対する備え

近年、大規模な風水害の発生が増加していることなどを踏まえて、高齢者施設における災害への備えについて検討する必要性が生じています。

災害発生時に高齢者の安全を守るためには、避難経路の確認、避難訓練の実施、防災計画等の具体的な災害対策計画の策定、食料、飲料水、生活必需品等の物資の確保といった平時からの備えが非常に重要となります。

今後、災害に備えるために、事業者に対しては避難訓練の実施や業務継続計画(BCP)の策定、必要物資の確保など平時における取組の実施を推進するとともに、それらの実施状況について確認を行います。

② 感染症に対する備え

介護サービス事業所における感染症の発生は、利用者である高齢者の命に関わる重要な問題です。

新型コロナウイルス感染症の流行から落ち着きを取り戻しつつある状況ですが、依然として新型コロナウイルス感染症やインフルエンザ、ノロウイルスといった感染症の脅威は継続しており、これらの感染症から高齢者の命を守り、介護サービスの安定的な供給を継続するためには日頃からの備えが重要です。介護サービスを担う事業所の職員が感染症に対する正しい知識を得、業務に当たれるよう、事業者に対して感染症対策マニュアルや国、県からの情報を随時提供するとともに、事業者に対し、集団講習会において業務継続計画(BCP)の策定や、研修・訓練(シミュレーション)の実施によるBCPの検証・見直しの重要性を周知啓発します。

コラム 安心して暮らせるまちづくり

高齢者を含む全ての市民が安心して暮らせるまちづくりのための、防犯・防火・予防救急や交通安全の取組を紹介します。

□ 防犯の取組

■ 地域防犯リーダーの養成と防犯活動物品の支給・貸与

町内会・自治会などを対象に「地域防犯リーダー」養成講座を開催し、自主防犯活動の中心的な役割を担えるよう支援しています。また、地域の防犯活動を計画的に行う団体に対し、ジャンパーや帽子、誘導灯などを支給・貸与し、活動を支援しています。

■ 事業者との防犯協定の締結

事業者と市が協力し、防犯に関する協定（「よこすか安全・安心ステーション協定」、「よこすか安全・安心パトロール協定」）を締結しています。

ステーションは、高齢者や子どもが犯罪などの危険な状況に遭遇しそうになった場合などに安全な場所を提供し、警察等へ通報します。パトロールは、協力事業者が業務中に発見した不審者情報等を警察に通報します。

■ 「よこすか防犯あんしんメール」の配信

市内で発生した特殊詐欺、空き巣、ひったくり、車上狙い、不審者などの警察からの情報を「よこすか防犯あんしんメール」登録者に配信し、犯罪の種類や手口を知ること、市民自身の防犯と地域での防犯活動の一助としています。

■ 迷惑電話防止機能付き電話機等購入費の補助

特殊詐欺（オレオレ詐欺、架空請求詐欺、還付金等詐欺等）の多くが電話を利用したものであるため、迷惑電話防止機能（通話を録音する警告メッセージが流れた後、自動的に録音する機能）付き電話機の入費を補助し、被害抑制を図ります。

■ 消費者被害防止の取組

高齢者をはじめとする市民の被害を防ぎ、財産を守るため、消費生活相談窓口を設置し、専門員による相談を受け付けています。

消費生活相談窓口 046-821-1314 横須賀市消費生活センター
※月～金曜日（年末年始・祝日を除く）9時～16時（市内在住の人のみ対象）

また、消費者被害を未然に防ぐ、または早期に適切に対応するには、相談窓口の存在と、被害の典型的な事例を一人でも多くの人に知ってもらうことが重要です。消費者啓発出前寄席や悪質商法被害防止講座の実施、ラジオ番組での注意喚起、「よこすかくらしのニュース」「よこすか消費生活レポート」の発行などを通じて情報の発信に努めています。

□ 防火の取組

■ リーフレット等を活用した普及・啓発

住宅用火災警報器を設置することにより、住宅火災及び住宅火災における死傷者の低減を図ることができます。このことから、住宅用火災警報器の設置及び10年経過した機器取替えの重要性について、リーフレット等を活用し広く市民へ周知しています。

■ ひとり暮らし高齢者等の防火訪問の実施

ひとり暮らしの高齢者は、火災の発見や避難が遅れてしまう危険が高くなります。火災予防運動の一環として、ひとり暮らし高齢者宅を含む一般家庭に消防職員が直接訪問し、住宅用火災警報器の設置状況調査や防火安全指導等を実施しています。

□ 救急に関する取組

■ 予防救急の普及・啓発

高齢者の救急搬送は、転倒によるものが増加しています。日頃からの心がけや環境づくりによってけがや事故を予防する「予防救急」の普及・啓発に取り組むため、普段の生活をチェックシートで確認できる予防救急リーフレットを配布しています。

■ 救急車の適正利用の推進

救急車の適切な利用を推進するため、ためらわず救急車を呼ぶべき緊急度の高い症状か、数時間以内に病院の受診が必要かなどを判別し、救急車の利用判断の一助とするための「救急受診ガイド」を発行しています。

また、救急車以外でストレッチャー等を用いて医療機関へ患者を搬送する手段である患者等搬送事業者について、市民が安心して利用できるよう、一定の基準に適合した事業者を「横須賀市消防局患者等搬送認定事業者」として認定しています。

□ 交通安全の取組

■ 高齢者交通安全教室の開催

市内の交通事故件数は減少傾向にある一方、高齢者の交通事故が占める割合は高くなっています。そこで町内会・自治会、老人クラブなどを対象に、交通安全教育指導員による交通安全教室を開催し、交通安全に対する意識の高揚を図り、安心して暮らせるまちづくりを進めています。

■ 交通安全運動の実施

交通安全運動を市民全体で効果的に行うため、警察、交通安全協会等の交通安全関係機関・団体からなる「横須賀市交通安全対策協議会」を組織し、春、夏、秋、年末に市民協働による交通安全運動を展開しています。

■ 交通安全活動物品の支給・貸与

地域における交通安全活動を計画的に行う団体に対し、横断指導旗、ジャンパーや帽子、腕章などの物品を支給・貸与し、活動を支援しています。

方針5 介護保険制度の持続可能で安定的な運営

現状と課題

介護保険は、被保険者が負担する保険料と公費によって支えられた社会保険制度です。加齢に伴い介護や支援が必要になった人が尊厳を保持しつつ、能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう支援することを基本理念としています。

介護保険で利用できるサービスは、指定を受けた施設・事業所の介護従事者により提供されます。専門性を身につけた介護従事者による、身の回りの世話を越えた支援により、利用者やその家族が安心して日常生活を送ることを目指します。

介護保険は高齢者と家族を支える重要な制度であり、これを維持することは極めて重要です。しかし本市では、第1号被保険者である65歳以上の高齢者の人口や第2号被保険者である40歳から64歳の人口は減りつつある一方で、要支援・要介護認定者は増え続けており、比例して給付費も増え続けています。また、働き手となる生産年齢人口は減り続けるため、介護人材の不足も懸念されます。令和4年度(2022年度)に実施した介護人材実態調査によると、68.9%の事業所が介護職員の不足を感じており、38.4%の事業所が、利用希望者がいても待機やお断りをせざるを得ない状況にあると回答しています。

このような状況の中、将来にわたり介護保険制度を持続的に運営するためには、サービス提供事業所の整備のほか、要介護認定や介護給付を適正に行うこと、介護サービスを提供する人材の確保・定着支援、業務の効率化といった取組が必要です。その上で、サービスの利用見込み量を推計し、適切な保険料設定を行います。

介護保険制度の持続可能で安定的な運営を図ることで、必要なときに必要なサービスを過不足なく利用できる状態を保ち、高齢者やその家族が安心して生活できる環境づくりにつなげます。

方針目標

- ◆ 在宅生活の支援や在宅生活が困難な人を受け入れるために必要な施設・事業所を整備し、利用者にサービスを過不足なく提供できるよう努めます。
- ◆ 迅速かつ適正な認定調査と、適切な介護給付が行われるようにします。
- ◆ 安定的な事業所の運営・サービス提供のために、介護職の魅力発信・処遇改善への働きかけを行い、人材確保・育成・定着を支援していきます。
- ◆ 事業者の負担軽減・業務の効率化を図り、介護従事者が利用者へのケアの質を確保できるよう取り組んでいきます。

成果指標

項 目	現状 令和4年度 (2022年度)	中間目標 令和7年度 (2025年度)	成果目標 令和10年度 (2028年度)
介護保険サービスを利用し、日常生活が安心して送れるようになったことと回答した割合※ ¹	26.0%	31.0%	36.0%
介護職員の過去1年間の離職率※ ²	12.8%	11.0%	10.0%
事業所における従業員の過不足状況について、介護職員が不足していると回答した割合※ ²	68.9%	67.0%	65.0%

※1 横須賀市介護保険に関するアンケート調査(在宅介護実態調査を含む)による

※2 介護事業所アンケート調査(介護人材実態調査)による

11 介護保険の状況

- ◇ 事業所の整備状況・サービスの利用状況を適切に管理し、公表します。

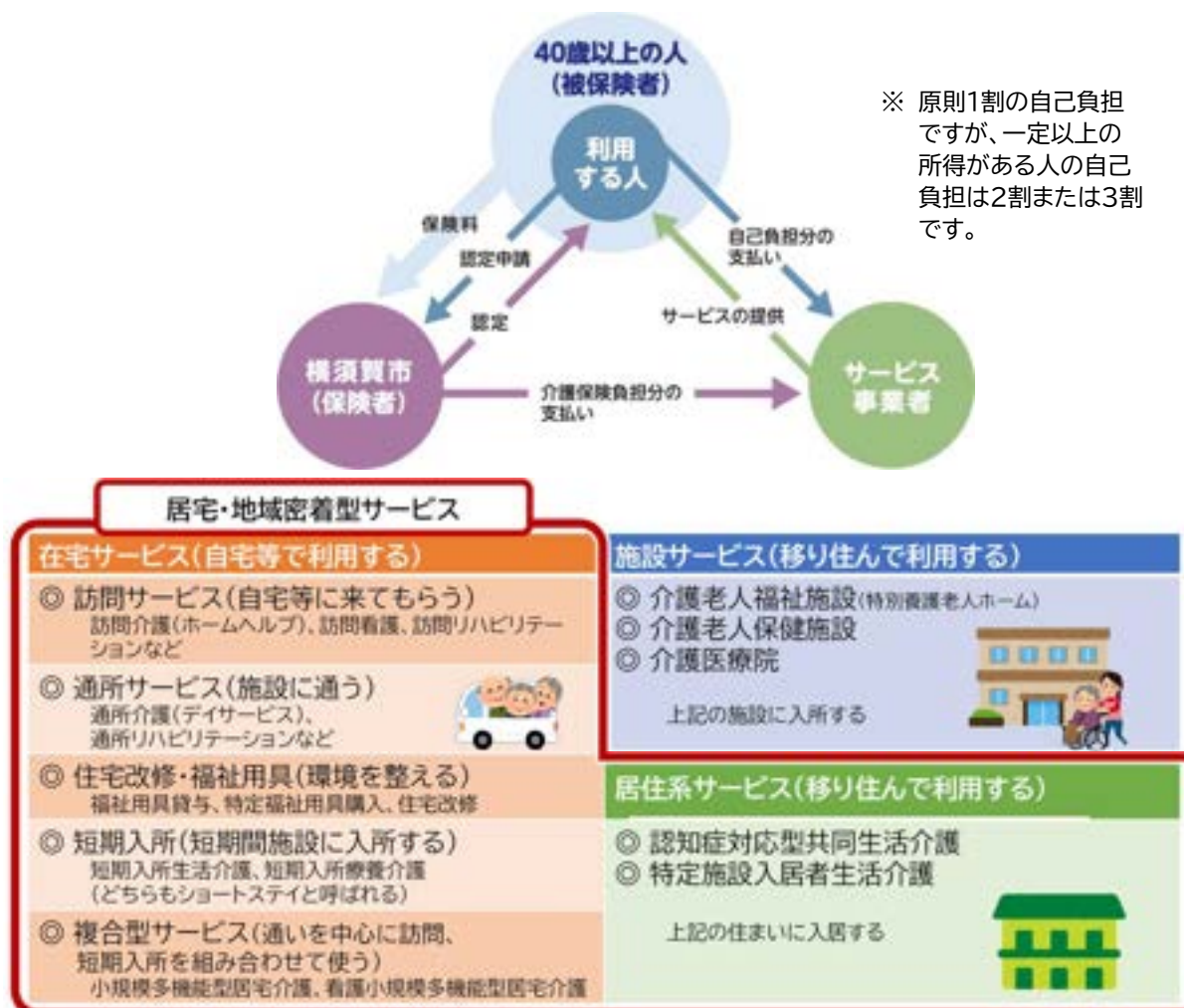
(1) 介護保険で利用できるサービス

① サービスの分類

介護保険のサービスには、要介護の人が利用できる介護サービス(介護給付)と、要支援の人が利用できる介護予防サービス(予防給付)があります。

各サービスには、自宅を中心に利用する「居宅サービス」、介護保険施設に入所する「施設サービス」、事業所のある市区町村にお住まいの人のみが利用できる「地域密着型サービス」があります。(施設サービスは介護給付のみ)

また、自宅等で利用するサービスを「在宅サービス」、移り住んで利用するサービスを「居住系サービス」や「施設サービス」と分類することもあります。



② サービスの種類

介護保険で利用できる居住系サービス・施設サービスには次のようなものがあります。
 なお、在宅サービスについては、78・79ページに記載しています。

区分1	区分2	サービス	サービスの内容	備考
居宅介護サービス／ 介護予防サービス	居住系サービス	特定施設入居者生活介護	有料老人ホームや軽費老人ホームなどのうち、入居者がそこで受ける介護サービスが介護保険の対象となり、食事・入浴などの介護や日常生活上の支援、機能訓練を受けられる。	◎
地域密着型介護サービス／ 地域密着型介護予防サービス		認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	認知症の利用者が家庭的な環境で共同生活し、食事や入浴等の日常生活上の支援や機能訓練等を受けられる。	※
		地域密着型特定施設入居者生活介護	小規模な有料老人ホーム等に入居している人が、日常生活上の支援や機能訓練を受けられる。	
施設サービス	施設サービス	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	小規模な特別養護老人ホームに入所している人が、日常生活上の支援や機能訓練を受けられる。	
		介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	常時介護が必要で居宅での生活が困難な人が対象で、食事・入浴などの介護や日常生活上の支援、機能訓練、健康管理が受けられる。	
		介護老人保健施設	状態が安定し在宅復帰を目指している人が対象で、可能な限り自立した日常生活を送ることができるよう、機能訓練や必要な医療・看護・介護を受けられる。	
		介護医療院	長期にわたって療養が必要な人が対象で、可能な限り自宅で自立した日常生活を送ることができるよう機能訓練や必要な医療・看護・介護を受けられる。	

◎ 要支援1・2の人が利用できるサービス

※ 要支援1の人は対象外

(参考)介護保険以外の高齢者向け施設(高齢者のための多様な住まい)

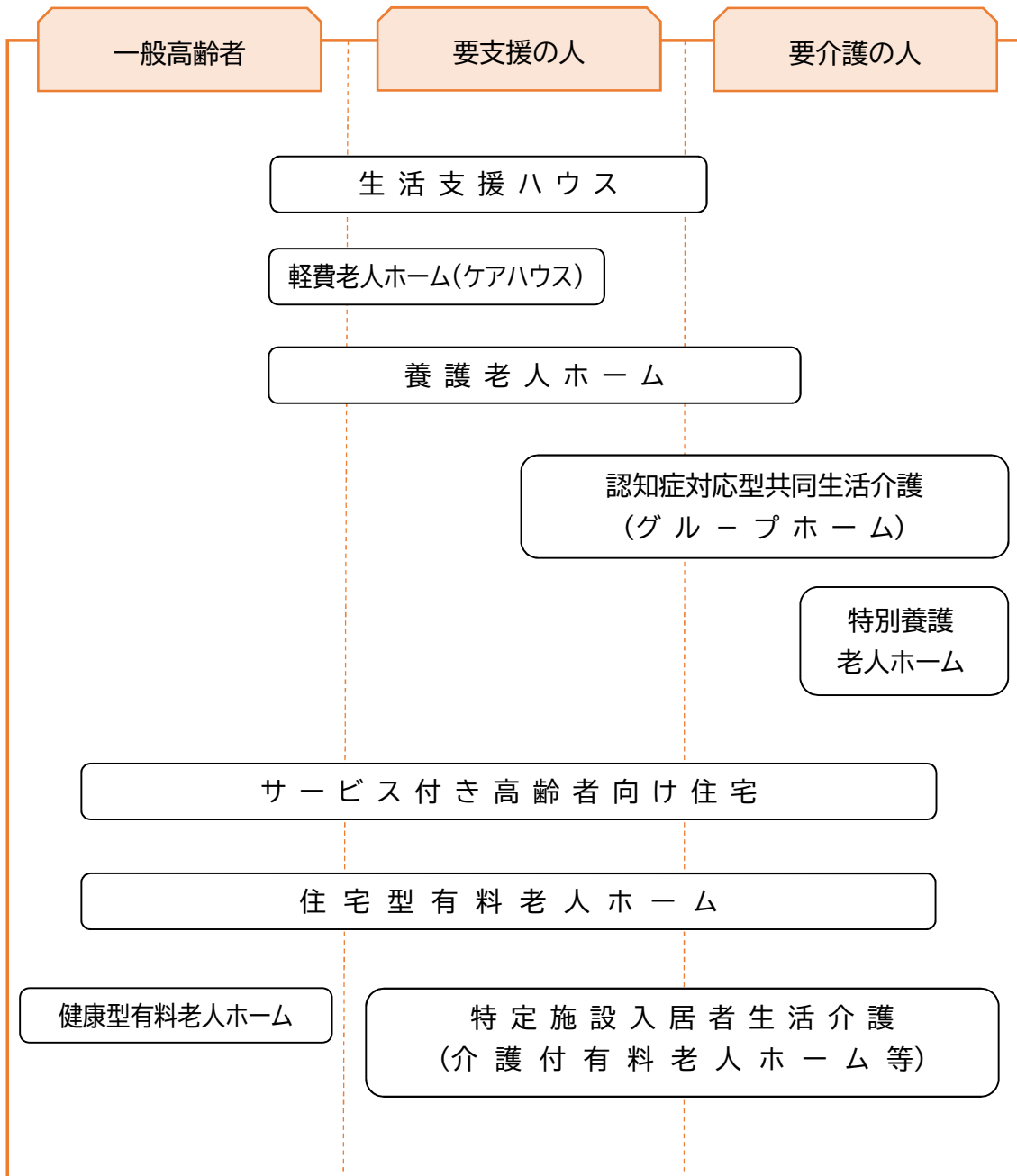
身体状況、家族構成、経済状況、住環境などが一人一人異なる状況において、高齢者本人が希望に合った住まいを選択できるよう、介護保険のサービス以外にも、さまざまな高齢者向けの住まい(施設)があります。

これらの施設は介護保険では自宅と同様の扱いになるため、介護サービスを利用する場合は在宅サービスが利用できます。

【高齢者のための多様な住まいの一覧】

種類	概要
生活支援ハウス	独立しての生活に不安がある人に生活相談や緊急時の対応、地域交流などが実施される施設
軽費老人ホーム (ケアハウス)	自炊ができない程度の身体機能の低下により自立した生活に不安がある人を対象とした施設
養護老人ホーム	経済的、環境的に在宅で生活することが困難な高齢者が入所する施設(入所判定は市が行う)
サービス付き高齢者向け住宅(特定施設以外)	安否確認と生活相談が必須サービスの、比較的自立した高齢者が賃貸契約を結び入居する施設
住宅型有料老人ホーム	洗濯、掃除等の家事や日常生活上の支援等のサービスを提供する高齢者向けの居住施設であり、介護が必要となった場合、入居者自身の選択により介護保険サービスを利用しながら、ホームでの生活を継続することが可能な施設
健康型有料老人ホーム	食事の提供その他の日常生活上必要なサービスを提供する高齢者向けの居住施設であり、介護が必要となった場合には、契約を解除して退去する施設

【身体状況に応じた施設の区分イメージ図】



※ 身体状況の視点でどの住宅や施設が条件に合うかを区別できるように示しました。(必ずしもこの図のとおり当てはまらない場合もあります。)

(2) 介護保険施設及び介護保険事業所の整備状況

① 在宅サービス事業所

○ 小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所

第8期計画期間中に2事業所を整備しました。

○ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所

第8期計画期間中に1事業所を整備しました。

○ 認知症対応型通所介護事業所、地域密着型通所介護事業所

第8期計画期間中に3事業所を整備しました。

【第8期計画中の在宅サービス事業所の整備状況】

区 分		第7期 計画末	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	第8期 計画末
小規模多機能型 居宅介護事業所、 看護小規模多機能型 居宅介護事業所	整備計画 (事業所)	17	13	16	16	16
	整備実績 (事業所)	13	0	1	1	15
	計画比 (%)	76.5	—	—	—	93.8
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護事業所	整備計画 (事業所)	5	1	2	2	2
	整備実績 (事業所)	1	0	1	0	2
	計画比 (%)	20.0	—	—	—	100.0
認知症対応型通所介護 事業所、 地域密着型通所介護事 業所	整備計画 (事業所)	93	93	93	93	93
	整備実績 (事業所)	93	-2	3	-1	93
	計画比 (%)	100.0	—	—	—	100.0

※ 数値は各年度末現在、令和5年度実績は見込み数です。

※ 整備実績のマイナス値は廃止した事業所数を表しています。

② 施設・居住系サービス事業所

○ 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

第8期計画期間中に既存7施設にて10床を増床しました。

○ 介護老人保健施設

第8期計画期間中の整備はありませんでした。

○ 介護医療院

第8期計画期間中の整備はありませんでした。

【第8期計画中の介護保険施設の整備状況】

区 分		第7期 計画末	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	第8期 計画末
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	整備計画 (床)	2,200	2,200	2,210	2,210	2,210
	整備実績 (床)	2,200	0	8	2	2,210
	計画比 (%)	100.0	—	—	—	100.0
	施設数	20	0	0	0	20
介護老人保健施設	整備計画 (床)	1,040	1,040	1,040	1,040	1,040
	整備実績 (床)	1,040	0	0	0	1,040
	計画比 (%)	100.0	—	—	—	100.0
	施設数	10	0	0	0	10
介護医療院	整備計画 (床)	0	0	0	0	0
	整備実績 (床)	0	0	0	0	0
	計画比 (%)	0.0	—	—	—	0.0
	施設数	0	0	0	0	0

※ 数値は各年度末現在、令和5年度実績は見込み数です。

※ 介護保険施設は、総量規制の対象のため、整備計画数を上回る整備ができません。

※ 単位の床は、1床＝1定員です。

○ 特定施設(特定施設入居者生活介護の指定を受けた事業所)

第8期計画期間中の整備はありませんでした。

【第8期計画中の特定施設(特定施設入居者生活介護の指定を受けた事業所)の整備状況】

区 分		第7期 計画末	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	第8期 計画末
特定施設（特定施設入居者生活 介護の指定を受けた事業所）	整備計画 （床）	1,720	1,705	1,705	1,705	1,705
	整備実績 （床）	1,705	0	0	0	1,705
	計画比 （％）	99.1	—	—	—	100.0
	事業所数	23	0	0	0	23
内 訳	介護付 有料老人ホーム・ サービス付き 高齢者向け住宅	整備計画 （床）	1,598	1,583	1,583	1,583
		整備実績 （床）	1,583	0	0	1,583
		計画比 （％）	99.1	—	—	100.0
		事業所数	21	0	0	21
	養護老人ホーム	整備計画 （床）	122	122	122	122
		整備実績 （床）	122	0	0	122
		計画比 （％）	100.0	—	—	100.0
		事業所数	2	0	0	2

※ 特定施設(特定施設入居者生活介護の指定を受けた事業所)は、総量規制の対象のため、整備計画数を上回る整備ができません。

※ 数値は各年度末現在、令和5年度実績は見込み数です。

※ 単位の床は、1床＝1定員です。

○ 認知症対応型共同生活介護事業所(認知症高齢者グループホーム)

第8期計画中に2事業所36床を整備しました。

【第8期計画中の認知症対応型共同生活介護事業所の整備状況】

区 分		第7期 計画末	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	第8期 計画末
認知症対応型 共同生活介護事業所 (認知症高齢者グループホーム)	整備計画 (床)	762	693	765	765	765
	整備実績 (床)	693	0	0	36	729
	計画比 (%)	90.9	—	—	—	95.3
	事業所数	47	0	0	2	49

※ 数値は各年度末現在、令和5年度実績は見込み数です。

※ グループホームは、総量規制の対象のため、整備計画数を上回る整備ができません。

※ 単位の床は、1床＝1定員です。

③ 介護保険以外の高齢者向け施設

○ ケアハウス

第8期計画期間中の整備はありませんでした。(第8期計画末:3施設170床)

○ 生活支援ハウス

第8期計画期間中の整備はありませんでした。(第8期計画末:1施設15床)

○ 住宅型有料老人ホーム

第8期計画期間中に1施設10床が廃止、1施設17床が整備され、既存2施設が25床増床しました。(第8期計画末:24施設定員834人)

○ 健康型有料老人ホーム

第8期計画期間中の整備はありませんでした。(第8期計画末:1施設定員86人)

○ サービス付き高齢者向け住宅(特定施設入居者生活介護の指定を受けていない事業所)

第8期計画期間中に1施設整備されました。(第8期計画末:6施設定員220人)

(3) 介護保険サービスの利用状況

① 介護サービス

(ひと月あたり)

		第7期計画期間		第8期計画期間(5年度は見込み)		
		令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
在宅サービス						
訪問介護	回数(回)	89,931	96,650	103,816	106,573	109,424
	人数(人)	4,066	4,099	4,254	4,195	4,165
訪問入浴介護	回数(回)	2,311	2,206	2,139	2,039	2,145
	人数(人)	439	428	425	428	454
訪問看護	回数(回)	13,701	13,923	15,594	16,907	19,062
	人数(人)	1,723	1,773	1,834	1,934	2,126
訪問リハビリテーション	回数(回)	3,044	3,060	3,072	3,012	3,904
	人数(人)	261	269	263	250	325
居宅療養管理指導	人数(人)	4,084	4,381	4,603	4,743	5,113
通所介護	回数(回)	35,036	33,228	33,601	32,383	32,646
	人数(人)	4,165	3,889	3,848	3,780	3,809
通所リハビリテーション	回数(回)	6,344	5,666	5,290	5,203	5,595
	人数(人)	849	762	692	692	745
短期入所生活介護	日数(日)	10,925	9,801	9,832	9,427	9,949
	人数(人)	1,255	1,077	1,022	1,002	1,065
短期入所療養介護	日数(日)	522	490	495	482	640
	人数(人)	61	55	55	54	68
福祉用具貸与	人数(人)	6,489	6,755	6,985	7,101	7,344
特定福祉用具販売	人数(人)	115	119	122	122	115
住宅改修	人数(人)	91	85	82	82	78
定期巡回・随時対応型訪問 介護看護	人数(人)	24	36	34	34	41
地域密着型通所介護	回数(回)	15,870	15,753	16,910	17,221	17,955
	人数(人)	2,092	2,007	2,100	2,201	2,324
認知症対応型通所介護	回数(回)	3,481	3,304	3,244	3,337	3,541
	人数(人)	344	327	322	341	360
小規模多機能型居宅介護	人数(人)	139	146	156	153	146
看護小規模多機能型居宅介護	人数(人)	46	49	53	63	63
居宅介護支援	人数(人)	10,316	10,416	10,632	10,699	11,076

(ひと月あたり)

		第7期計画期間		第8期計画期間(5年度は見込み)		
		令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
施設サービス						
介護老人福祉施設	人数(人)	2,141	2,139	2,144	2,156	2,119
介護老人保健施設	人数(人)	1,109	1,078	1,057	1,018	988
介護医療院	人数(人)	3	5	6	7	8
介護療養型医療施設	人数(人)	21	15	10	6	5
居住系サービス						
特定施設入居者生活介護	人数(人)	1,281	1,412	1,400	1,414	1,428
認知症対応型共同生活介護	人数(人)	653	639	640	653	636

② 介護予防サービス

(ひと月あたり)

		第7期計画期間		第8期計画期間(5年度は見込み)		
		令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
在宅サービス						
介護予防訪問入浴介護	回数(回)	0	0	0	0	0
	人数(人)	0	0	0	0	0
介護予防訪問看護	回数(回)	92	159	190	267	280
	人数(人)	16	25	30	39	33
介護予防訪問リハビリテーション	回数(回)	110	102	97	107	120
	人数(人)	9	11	10	11	10
介護予防居宅療養管理指導	人数(人)	198	206	218	220	216
介護予防通所リハビリテーション	人数(人)	123	85	79	85	99
介護予防短期入所生活介護	日数(日)	42	38	19	21	35
	人数(人)	9	7	3	4	4
介護予防短期入所療養介護	日数(日)	1	0	0	0	0
	人数(人)	0	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	人数(人)	741	811	886	994	1,093
特定介護予防福祉用具販売	人数(人)	21	19	21	26	23
介護予防住宅改修	人数(人)	36	30	35	38	40
介護予防認知症対応型通所介護	回数(回)	5	0	0	0	0
	人数(人)	1	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	人数(人)	18	23	21	17	7
介護予防支援	人数(人)	861	904	973	1,095	1,199
居住系サービス						
介護予防特定施設入居者生活介護	人数(人)	146	153	151	145	136
介護予防認知症対応型共同生活介護	人数(人)	0	1	1	0	0

③ 介護予防・日常生活支援サービス(相当サービス)

(ひと月あたり)

		第7期計画期間		第8期計画期間(5年度は見込み)		
		令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
訪問型サービス (介護予防訪問介護相当サービス)	日数(日)	1,167	1,206	1,115	1,098	1,194
	件数(件)	265	268	250	249	268
通所型サービス (介護予防通所介護相当サービス)	日数(日)	9,884	8,870	9,433	10,238	11,401
	件数(件)	1,956	1,769	1,862	2,044	2,219
介護予防ケアマネジメント	件数(件)	1,680	1,578	1,577	1,684	1,811

④ 特別給付

(ひと月あたり)

		第7期計画期間		第8期計画期間(5年度は見込み)		
		令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
施設入浴サービス	回数(回)	43	29	32	18	19
搬送サービス	回数(回)	440	369	411	375	403

12 介護給付適正化の推進

- ◇ 介護サービスを必要とする人を適切に調査し、認定します。
- ◇ 必要なサービスを適切に提供するため、介護給付の適正化に取り組みます。

(1) 要介護認定の適正化

① 要介護認定・認定調査について

被保険者が介護保険サービスを利用するためには、要介護認定を受けることが必要です。

判定においては、申請者の心身の状態を把握する認定調査の結果と、かかりつけ医が作成する主治医意見書の内容をコンピューターで一次判定し、その結果に基づき、介護認定審査会の審査で二次判定を行い、要介護度が決定されます。そのため、審査結果を送付するまでには、一定の日数(おおむね30日)を要します(【要介護・要支援の認定の申請の流れ】参照)。

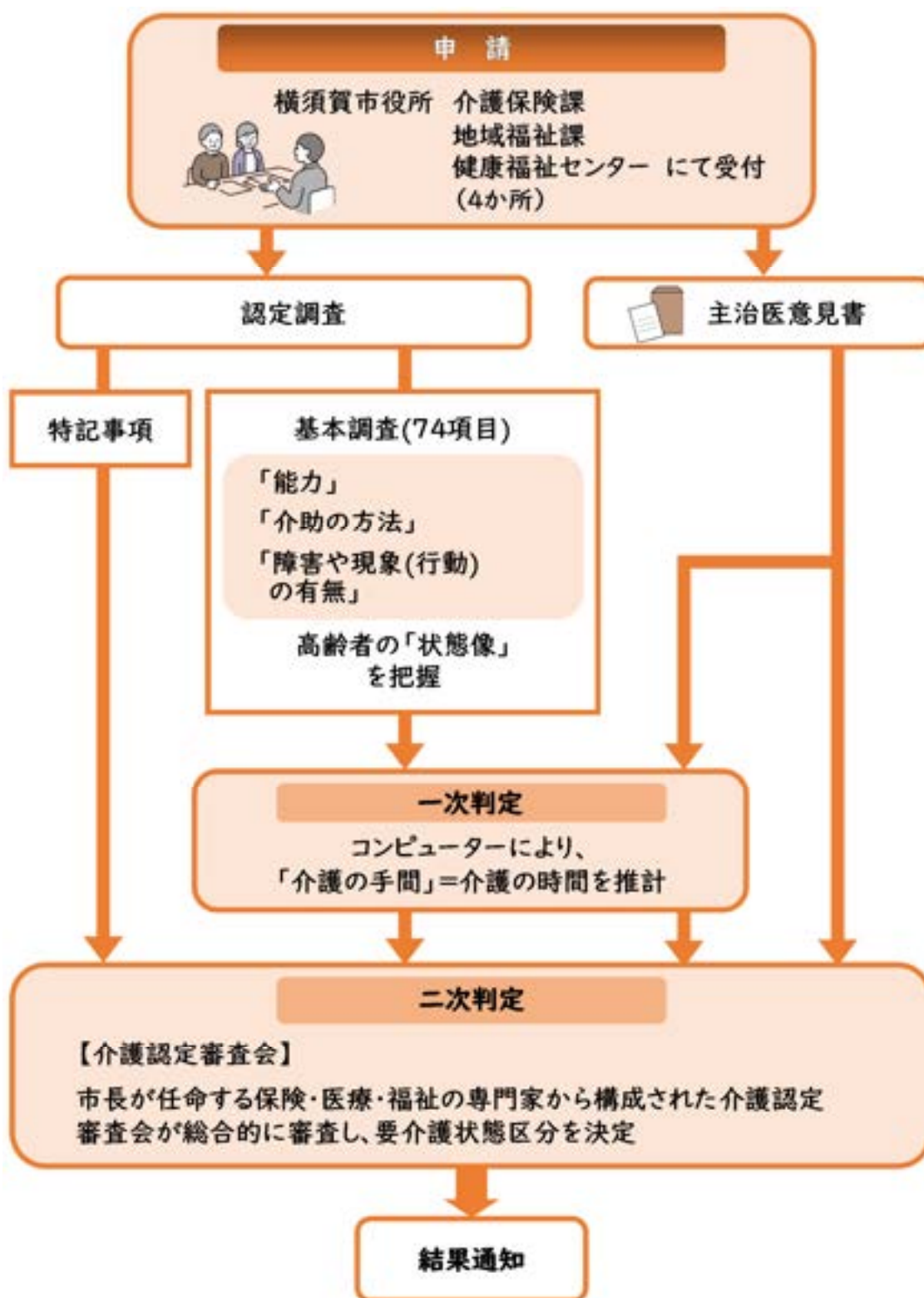
認定調査は、調査員が介護保険サービスを利用する人の自宅などを訪問し、心身の状態を調べるために、本人と家族などから74の基本項目の聞き取りを行います。基本項目は、評価の方法によって「能力」「介助の方法」「有無」の3つに分類され、これを「評価軸」と呼んでいます。

これらの評価軸に沿って、どのくらいの介護の「手間」＝介護の時間が必要となるかを定量的な指標で示したものが要介護認定です。つまり、要介護度は、「心身の重篤さ」や「能力」のような状態像ではなく、介護にかかる時間の総量により判定されます。心身の状態や生活環境など様々な要因が影響し関連しあっているため、介護の手間の量は、疾患の重篤さや身体機能等の低下の程度に比例するとは限らず、同じような状態に見えても、必ずしも同じ介護度が出るとは限りません。

令和4年度(2022年度)においては、新規・区分変更・更新の総計で21,981件の申請があり、それらに対し認定調査を行いました。主に新規申請及び区分変更の申請については、市直営が担当する他指定市町村事務受託法人に委託しており、更新申請については主に指定居宅介護支援事業所等に調査を委託しています。約4割が直営、約6割が委託による調査となっています。

また、同年度においては、介護認定審査会を413回開催し、審査・判定を行いました。

【要介護・要支援の認定の申請の流れ】



② 認定調査の適正化

直営及び委託事業者の調査力の向上と平準化は継続的な課題です。

利用者が介護を必要とする度合いに応じて適切なサービスを受けられるよう、高齢者の個々の実情を踏まえて迅速・正確な調査を行うために、また、緊急事例や支援困難事例への対応が可能となるように直営の調査体制を維持しつつ、委託事業者の人材育成を行います。

介護認定調査員研修の実施、県で実施する研修会の周知、e-ラーニングを活用した研修案内を通して、迅速・正確な調査に向けて調査員の能力・資質の向上を図ります。

また、調査項目の判断基準のばらつきを少なくし、高齢者の状態が正しく判定結果に反映されるように、認定調査員通信の発行及び業務分析データの活用を行います。

審査会における審査の過程で疑義が出ないよう、認定調査票の概況欄や特記事項に高齢者の状況がきちんと反映されているかを直営調査員が全件確認します。必要に応じて補記・助言を行い、的確・簡潔な調査票を作成することで、スムーズな審査につながるよう努めます。

速やかな結果通知につなげるために、委託事業者と連携し、特段の事情がない限り、迅速な調査の実施を目指します。

取組見込み

項 目	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
直営調査員による認定調査票の調査	19,400件 (100%)	23,280件 (100%)	23,280件 (100%)
介護認定調査員研修の実施	3回	3回	3回

取組結果見込み

項 目	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
市主催の介護認定調査員研修の参加者	90人	90人	90人
介護認定調査員研修後のアンケート回答のうち、内容について理解した・または満足したと回答した割合	90.0%	90.0%	90.0%

③ 要介護認定の審査・判定の適正化

【要介護・要支援の認定の申請の流れ】のとおり、認定調査結果と主治医意見書が揃うと、介護認定審査会において審査判定を行うことになります。審査会は複数の合議体で構成しているため、各合議体の審査・判定結果に差が出ないように、審査方法及び判定基準の均一化に努めていく必要があります。審査会の新任委員への研修は必ず実施するとともに、継続して就任いただいている委員に対して、各合議体での審査判定の分析情報の提供その他の必要な情報を適切に、かつ、継続的に提供することで、審査判定結果に差が出ないように、合議体の平準化を図ります。

また、令和元年度(2019年度)から実施している、更新申請の有効期間の延長及び審査判定の簡素化について、適切に取り組みつつ、国等の動向を注視しながら、さらなる事務の適正化・効率化に向けて常に検討を進めていきます。

(2) 介護給付の適正化

① ケアマネジャーの支援

要支援・要介護状態の高齢者が自宅での生活を続けていくには、ケアマネジャーによる適切なケアマネジメントが重要になります。必要なサービスを過不足なく利用できるよう、ケアマネジメントの質の向上を支援することで、適正な介護給付を行います。

本市では、横須賀市居宅介護支援事業所連絡協議会の協力を得て、平成14年度(2002年度)からケアマネジャー支援を行っています。これまでケアプランの質の向上に一定の効果がみられており、引き続き支援を行ってまいります。

届出のあったケアプラン検討会議で検討したケアプランを含め、10事業所に対し、ケアプラン点検を行います。自己点検シートを用いて、利用者の自立支援に資する適切なケアプランとなっているかどうかについて気づきを促し、次回のケアプラン作成に生かせるよう助言を行います。

ケアプラン点検で把握した課題を踏まえ、本市の全居宅介護支援事業を対象に集団検討会を開催し、ケアプランの質の向上につなげます。

ケアマネジャーは、介護保険サービスのほか家族による介護や、地域などで行われている介護保険制度以外のサービスや支援も考慮してケアマネジメントをする必要があります。そこで、新任のケアマネジャーを対象に、介護保険制度の基礎知識や本市独自の高齢者福祉施策について研修を行います。

ケアプランを作成するには、利用者との面談やアセスメントなど技術や経験を要するプロセスがあります。これらのことについて、ケアマネジャーの個々の技術を向上させ、質の高いケアマネジメントができるようスキルアップ研修を行います。

居宅介護支援事業所の管理者として必要な知識などについて研修(管理者研修)を行い、ケアマネジャーの支援を行います。

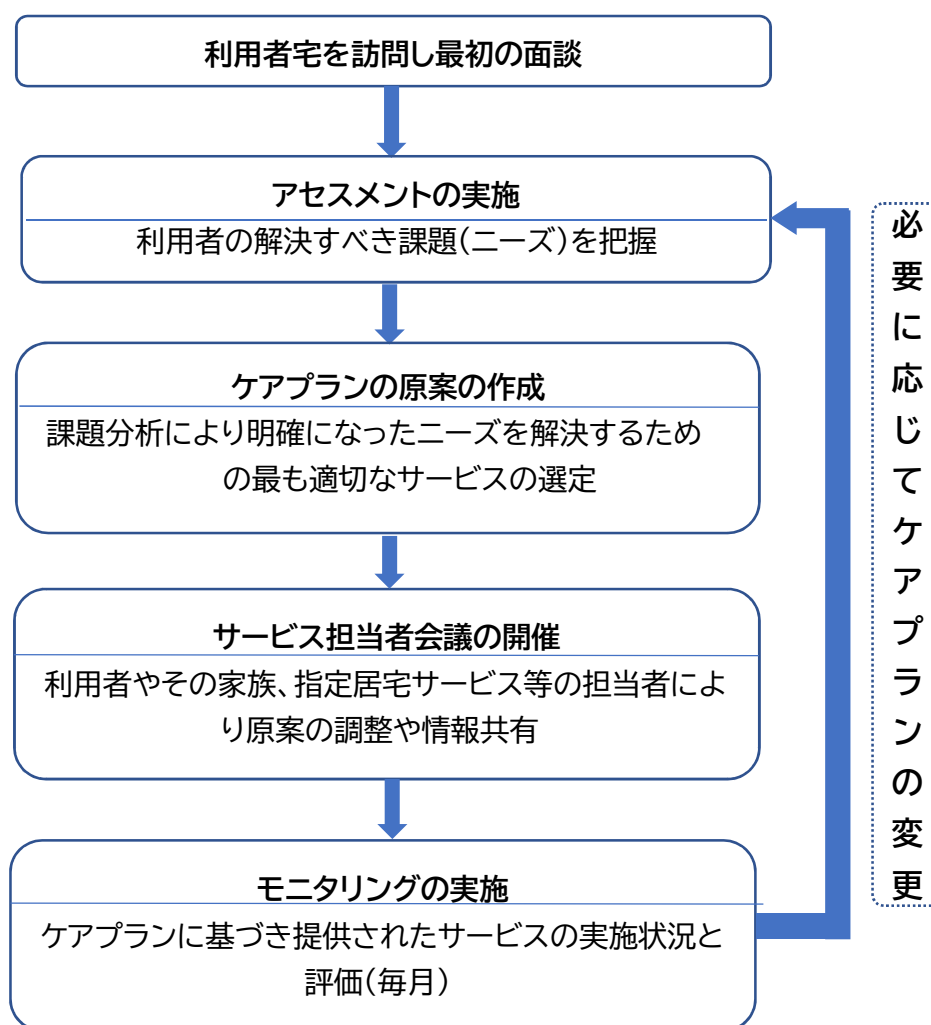
取組見込み

項 目	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
ケアプラン点検の実施	10事業所	10事業所	10事業所
ケアプラン集団検討会の実施	1回	1回	1回
新任ケアマネジャー研修の実施	1回	1回	1回
スキルアップ研修の実施	1回	1回	1回
管理者研修の実施	1回	1回	1回

取組結果見込み

項 目	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
ケアプラン集団検討会参加者	100 事業所	100 事業所	100 事業所
新任ケアマネジャー研修の参加者	30 人	30 人	30 人
スキルアップ研修の参加者	50 人	50 人	50 人
管理者研修の参加者	50 人	50 人	50 人
研修後のアンケート回答のうち、内容について理解した・または満足したと回答した割合	70.0%	70.0%	70.0%

【ケアプラン作成のプロセス】



② 住宅改修の適正化

介護保険で住宅改修費の支給を受けるには、工事の事前と事後に申請をする必要があります。事前申請のときの提出書類には、ケアマネジャーが作成する「住宅改修が必要な理由書」や工事個所の図面や写真等があります。利用者の身体状況とそれらの書類の整合性等を審査し、書面で確認できないものについては、ケアマネジャーにヒアリングを行ったり、必要があれば利用者の自宅を訪問したりするなど、工事の状況を確認します。

併せて、住宅改修の受領委任登録事業者とケアマネジャーを対象に、バリアフリーリフォーム相談員や理学療法士等を講師とした研修を行います。

取組見込み

項 目	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
住宅改修研修会の開催	1回	1回	1回

取組結果見込み

項 目	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
住宅改修研修会の参加者	300人	50人	50人

③ 福祉用具貸与の適正化

軽度者に対する過剰な福祉用具の貸与は、利用者の身体能力の低下を招くおそれがあります。福祉用具の貸与にあたり、医師の意見や担当者会議の記録を基に確認することで適切な貸与を促します。

取組結果見込み

項 目	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
福祉用具軽度者レンタル確認件数	20件	20件	20件

④ 縦覧点検・医療情報との突合

介護給付の審査支払のほか、縦覧点検・医療情報との突合を神奈川県国民健康保険団体連合会に委託しており、事業所による介護保険の不正請求のチェックを行っています。

また、適正化システムから出力される帳票を利用して、入退所を繰り返す利用者の請求が適正に行われているか、介護度に応じた福祉用具貸与の請求が行われているかなどについて市が独自の点検を行い、点検の結果、不正請求について事業所に指摘し、是正を促しています。このような指摘を継続することで、事業所が自ら適切な請求を心掛けることにつながると期待できるため、継続して点検を行い給付の適正化に努めます。

取組見込み

項 目	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
独自の点検帳票数	4帳票	4帳票	4帳票

⑤ 給付適正化のためのパンフレットの作成

訪問介護サービス(ホームヘルプ)の適切な使い方や、効果的な住宅改修についてなど、介護サービスの適正な利用に関するパンフレットを作成します。

サービスの利用者に直接手に取ってもらうほか、ケアマネジャーやサービス事業者が利用者に制度を説明するにあたって使いやすいパンフレットにすることで、従事者による利用者への制度説明の支援をしています。

取組見込み

項 目	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
給付適正化パンフレットの作成	2,000部	2,000部	2,000部

13 介護人材の確保・定着支援と業務の効率化

- ◇ 介護の仕事の魅力を発信して理解を広げ、介護人材の確保に布石を打ちます。
- ◇ 介護従事者の確保・定着及び外国人介護従事者の受け入れを支援します。
- ◇ 各種届出等を見直すことで介護サービス事業者の負担軽減を図ります。

(1) 介護人材の確保支援

① 介護の仕事の魅力発信(介護職員出前講座の実施)

平成28年度(2016年度)から、介護従事者が中学校等に出向き、介護職の魅力ややりがいなどの講話や、福祉機器体験を出前講座の形式で行う介護職員出前講座を実施しています。平成30年度(2018年度)からは、キャリア教育と連携して、キャリア教育が介護職員出前講座を選択して、より多くの学校に活用してもらえるようにしています。

介護従事者の不足に対する方策の一つとして、介護を支える人材の裾野を広げていくことが必要です。本市では中学生等の若年層を対象とし、介護職のやりがいや魅力を伝え、将来の介護の担い手を増やすことを目指します。

取組見込み

項 目	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
介護職員出前講座	10校	10校	10校

② 処遇改善への働きかけ

介護従事者を確保するためには、賃金水準の向上などさらなる処遇改善を図り、介護職のイメージを向上させ、社会的評価を高めていくことが必要です。

本市では、介護従事者の処遇改善について引き続き国に働きかけを行います。

③ 入門的研修の実施

介護職に関心はあるが一步を踏み出せない人や介護に興味がある人を対象に、介護に必要な基本的スキルや知識を学ぶ入門的研修を実施します。この研修は、介護に対する不安を解消して、介護分野への参入を促進することを目的としています。

取組見込み

項 目	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
入門的研修の実施	1コース	1コース	1コース

取組結果見込み

項 目	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
入門的研修の参加者	20人	20人	20人

コラム 多様な機会における介護人材確保支援

介護福祉施設・事業所・地域団体等と協力して、介護人材の確保が期待できる取組を積極的に支援します。

- ☐ 合同企業就職説明会の主催等
- ☐ 求人情報発信サイト「ごきんじょぶよこすか」の運営
- ☐ 外国人材の受け入れ支援
 - 外国人材活用セミナーの開催
 - ネパール人材導入支援補助金の交付
 - 市内企業等の外国人材向け日本語研修

コラム 介護職の資格取得の支援

ひとり親家庭の親（原則、20歳に満たない子を扶養している方）で、児童扶養手当受給者または受給者と同等の所得水準の方を対象に次の就労支援を行っています。

- ☐ 自立支援教育訓練給付金の支給

介護職員初任者研修など就職に役立つ資格の講座を受講する方に、受講費用の一部を支給します。制度の利用にあたっては、対象の講座を申し込む前に、事前相談が必要となります。
- ☐ 高等職業訓練促進給付金の支給

介護福祉士などの資格を取得するために、一定期間以上養成機関等で修業する場合、生活費の負担軽減のため、給付金を支給します。制度の利用にあたっては、対象の養成機関等の入学前に、事前相談が必要となります。

(2) 介護人材の定着・育成支援

介護保険事業所を対象とした研修の実施

介護職員の離職を防止するためには、良好な人間関係や仕事のしやすさなどの「働きやすい環境」が必要です。そこで、介護老人福祉施設と介護老人保健施設の職員を対象に、講師が介護施設に出向き、職員間のコミュニケーションや家族への接遇等、介護現場の状況に応じたアドバイス等をするモニター研修を行います。

さらに、職員のモチベーション向上などを図るコミュニケーション研修を行います。コミュニケーション研修は令和5年度（2023年度）までは地域密着型サービス事業所を対象としていましたが、令和6年度（2024年度）からは受講対象を全ての事業所に拡大します。

また、職場環境やハードワークによってストレスを感じる職員が増えている状況を踏まえ、介護職員のメンタルケアや精神的な健康を維持するためにストレスマネジメント研修を行います。

取組見込み

項 目	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
モニター研修の実施	3施設	3施設	3施設
コミュニケーション研修の実施	1コース	1コース	1コース
ストレスマネジメント研修の実施	1コース	1コース	1コース

取組結果見込み

項 目	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
コミュニケーション研修の参加者	60人	60人	60人
ストレスマネジメント研修の参加者	30人	30人	30人

② 外国人介護人材の育成支援

経済連携協定(EPA)に基づく外国人介護福祉士候補生、外国人技能実習生(介護職種)等及び受け入れ施設職員へ研修を実施します。

外国人介護従事者を対象とした日本語研修等を実施し、介護の現場に必要な日本語の研修及び本市の魅力や暮らしに役立つ情報を提供することにより、外国人介護従事者の育成と人材の確保を目指します。また、受け入れ施設の職員を対象とした研修を実施し、外国人介護従事者とのコミュニケーション・育成・生活支援を学ぶことで、受け入れやすい環境づくりを支援します。

取組見込み

項 目	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
介護の日本語講座の実施	2コース	2コース	2コース
受け入れ職員研修の実施	2回	2回	2回

取組結果見込み

項 目	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
介護の日本語講座の参加者	24人	24人	24人
受け入れ職員研修の参加者	20人	20人	20人

(3) 介護保険業務の効率化と従事者の負担軽減

① 介護分野の文書にかかる負担軽減

高齢化が進み、介護人材の不足が懸念される中、介護従事者が利用者のケアに集中し、ケアの質を確保するため、介護現場の業務効率化の必要性が高まっています。これに対

応するため、国も新規指定申請等の電子申請化を全国的に進めており、本市においても電子申請の取組を実施しています。今後も国の対応状況を踏まえて、さらなる負担軽減に向けた取組について検討します。

また、国は令和5年(2023年)4月からケアプランデータ連携システムの本格運用を始めました。居宅介護支援事業所と介護サービス事業所の間で毎月やり取りされるケアプランのデータ連携をすることで、介護事業所の文書作成に要する負担が大幅に軽減されることが期待されています。本市としてもこのシステムの活用を推進するため、機会をとらえて介護事業所に情報提供や周知を行っていきます。

② 介護報酬に係る Q&A の作成・公表

日ごろから問い合わせの多い介護報酬や加算の解釈などについて、市が独自で介護報酬に係る Q&A を作成し、市公式ホームページで公表しています。

Q&A を公表することで、サービス提供側の疑問を解消するとともに、問い合わせ等に要する時間を減らし、従事者の負担軽減に取り組んでいます。

③ 給付適正化のためのパンフレットの作成

訪問介護サービス(ホームヘルプ)の適切な使い方や、効果的な住宅改修についてなど、介護サービスの適正な利用に関するパンフレットを作成します。

サービスの利用者に直接手に取ってもらうほか、ケアマネジャーやサービス事業者が利用者に制度を説明するにあたって使いやすいパンフレットとすることで、従事者による利用者への制度説明の支援をしています。(取組見込みは135ページに記載)

④ 介護ロボットの導入支援

介護ロボットは、介護従事者の負担軽減につながると期待されています。導入している事業所からの情報を収集し、未導入の事業所に介護ロボットの良さを発信します。また、国や県からの情報を介護保険事業所に発信します。

14 介護保険事業の見込み

- ◇ 介護が必要な方に在宅や施設で必要なサービスを提供できるように事業所・施設の整備を計画します。

(1) 介護保険施設及び介護保険事業所の整備計画

① 在宅サービス事業所の整備計画

○ 小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所

小規模多機能型居宅介護事業所は、要介護者の様態や希望に応じて、「通い」を中心に「訪問」や「泊り」を組み合わせる柔軟にサービスを提供することで、中重度となっても、在宅での生活が継続できるよう支援するサービスです。

看護小規模多機能型居宅介護事業所は、小規模多機能型居宅介護事業所の機能に加えて、医療的管理を行う訪問看護を組み合わせるサービスです。

最終的には、日常生活圏域にて、必要な人にサービス提供が行き届くよう事業所を配置することが目標ですが、介護人材不足を考慮して、第8期計画に引き続き、圏域ごとの高齢者人口1万人ごとに、1事業所の整備を目標とします。この目標に対し、現在不足している追浜圏域1事業所、田浦圏域1事業所、久里浜圏域1事業所の整備を目指します。ただし、建設用地の空き状況など圏域によって、実情が異なるため、整備にあたっては他の圏域の整備も可能とします。

小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所 (単位:事業所)

日常生活圏域 区分	追浜	田浦	逸見	本庁	衣笠	大津	浦賀	久里浜	北下浦	西	合計
第8期計画末(令和5年度)までの設置数	0	0	1	4	3	1	2	1	1	2	15
第9期計画(令和6～8年度)整備予定数	3事業所 (令和7年度・8年度にて整備予定)										18

※ 総量規制がなく事業者の裁量で設置が可能なため、整備計画を上回ることがあります。

※ 第9期計画整備予定数は、見込み数です。

○ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所

定期的に巡回した際に、または利用者から呼ばれた際に訪問介護と訪問看護を提供することで、重度者を始めとする要介護者で退院後や病気で緩和ケアが必要な人の在宅生活の継続を支援するサービスです。在宅生活の継続には整備が必要です。これまでの整備困難な現状を考慮して1事業所の整備を目指します。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所

(単位:事業所)

日常生活 圏 域 区 分	追 浜	田 浦	逸 見	本 庁	衣 笠	大 津	浦 賀	久 里 浜	北 下 浦	西	合 計
第8期計画末(令和5年度)までの設置数	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	2
第9期計画(令和6～8年度)整備予定数	1事業所 (令和7年度・8年度にて整備予定)										3

※ 総量規制がなく事業者の裁量で設置が可能なため、整備計画を上回ることがあります。

※ 第9期計画整備予定数は、見込み数です。

※ 夜間対応型訪問介護については、定期巡回・随時対応型訪問介護看護と重複する部分が多いため、整備を計画せず、事業者が希望する場合は、届出による開設とします。

○ 認知症対応型通所介護事業所、地域密着型通所介護事業所

認知症対応型通所介護事業所及び地域密着型通所介護事業所については、既存事業所のほとんどが事業者の希望で届出にて開設した事業所であるため、整備計画による公募は行わず、事業者が希望する場合は、届出で開設することになります。

認知症対応型通所介護事業所、地域密着型通所介護事業所

(単位:事業所)

日常生活 圏 域 区 分	追 浜	田 浦	逸 見	本 庁	衣 笠	大 津	浦 賀	久 里 浜	北 下 浦	西	合 計
第8期計画末(令和5年度)までの設置数	8	5	1	13	15	14	7	12	7	11	93
第9期計画(令和6～8年度)整備予定数	整備計画による公募は行いません										93

※ 総量規制がなく事業者の裁量で設置が可能なため、整備計画を上回ることがあります。

② 施設・居住系サービス事業所の整備計画

○ 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)(地域密着型介護老人福祉施設を含む)

入所待機者数は、令和5年(2023年)4月時点で591人ですが、介護老人福祉施設にヒアリングした結果、入所申込みをしている人のうち、すぐに入所が必要な人は1施設あたり実質0人から5人程度であることが分かりました。また、入所者の退所(死亡が主な要因)により床(ベッド)に空きが生じるサイクルが早く、入所が追いついていない現状があります。このことは、居所変更実態調査の結果(新規入所者数405人に対し、退所者数417人)からも状況が確認できます。

第9期計画においては、整備は行わず、他入所施設等の状況を見ながら、第10期計画の検討を行っていきます。

また、既存の介護老人福祉施設は、長期入所を担う介護保険制度になくてはならない施設です。地域包括支援センターや福祉避難所を担っている施設もあり、地域を支える機能として重要な役割を果たしており、欠かせない存在となっています。老朽化が顕著となる施設が今後増えていきます。施設の入所者の安全・安心を図る上でも、老朽化した施設の維持は必要不可欠であり、老朽化した施設維持のための支援制度の確立が必要です。市だけでは支援が困難なため、国や県に支援の要望をしてきましたが、引き続き国や県に支援を要望していきます。

介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム、表中は特養と表記)

日常生活 圏 域			追 浜	田 浦	逸 見	本 庁	衣 笠	大 津	浦 賀	久 里 浜	北 下 浦	西	合 計
区 分	特養	施設	0	1	1	1	4	1	2	0	2	8	20
		床	0	102	155	110	513	108	211	0	286	725	2,210
第8期計画末 (令和5年度) までの設置数	地域密 着特養	施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		床	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
第9期計画 (令和6～8 年度)整備予 定数	特養	施設	整備は行いません										20
		床	整備は行いません										2,210
	地域密 着特養	施設	整備は行いません										0
		床	整備は行いません										0

※ 介護老人福祉施設は、総量規制の対象のため、整備計画数を上回る整備ができません。

※ 単位の床は、1床＝1定員です。

※ 表中の地域密着特養は、定員29人以下の地域密着型介護老人福祉施設(地域密着型特別養護老人ホーム)の略です。

○ 介護老人保健施設

介護老人保健施設は、平成30年度(2018年度)の報酬改定により、在宅復帰・在宅支援施設としての役割が明確化されたことから、長期の施設入所が必要な人の受け入れ先として目的が異なります。また、入所状況に余裕があり、待機者が少ない状況から整備は行いません。

介護老人保健施設

日常生活 圏域 区 分		追 浜	田 浦	逸 見	本 庁	衣 笠	大 津	浦 賀	久 里 浜	北 下 浦	西	合 計
第8期計画末 (令和5年度) までの設置数	施設	0	0	0	0	2	1	1	1	1	3	10
	床	0	0	0	0	150	100	100	100	100	442	1,040
第9期計画(令 和6～8年度) 整備予定数	施設	整備は行いません										10
	床											1,040

※ 三浦市の1施設にて、本市、逗子市、三浦市、葉山町の床を分配しており、本市分は48床。

上記圏域の床数に48床を加算し、合計が1040床となります。

※ 介護老人保健施設は、総量規制の対象のため、整備計画数を上回る整備ができません。

※ 単位の床は、1床＝1定員です。

○ 介護医療院

介護医療院は、医療が必要な要介護者に長期療養と生活の場を提供する施設として、平成30年度(2018年度)に介護保険法の改正により、創設された介護保険施設です。医療措置が必要なため、介護老人福祉施設などの他入所施設に入所できない要介護者が一定数見込まれている中で、介護医療院は、受け入れ施設として想定されています。開設する場合は、新設か既存の医療療養病床を持つ医療機関の転換となります。全国的に新設は開設した施設の約4%に留まっており、ほとんどが療養病床を持つ医療機関の転換によるものです。また、県の調査にて、本市内の医療療養病床を持つ医療機関は、第9期計画中の介護医療院開設の意向がないとの結果から第9期計画中の整備は行いません。

今後については、現在、県が第8次保健医療計画を策定しており、地域での協議を踏まえながら、病床数について見直しを行っています。第9期計画期間に、第8次保健医療計画を踏まえ、医療的ケアかつ施設入所が必要な人への対応について、検討します。

介護医療院

日常生活 圏域 区 分		追 浜	田 浦	逸 見	本 庁	衣 笠	大 津	浦 賀	久 里 浜	北 下 浦	西	合 計
第8期計画末 (令和5年度) までの設置数	施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	床	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
第9期計画(令 和6～8年度) 整備予定数	施設	整備は行いません										0
	床											0

※ 介護医療院は、総量規制の対象のため、整備計画数を上回る整備ができません。

※ 単位の床は、1床＝1定員です。

○ 特定施設(特定施設入居者生活介護の指定を受けた事業所)(地域密着型特定施設入居者生活介護を含む)

定員に対し、約2割の空きがある状況であるため、整備は行いません。

特定施設(特定施設入居者生活介護の指定を受けた事業所、表中は特定と表記)

区 分		日常生活 圏 域	追 浜	田 浦	逸 見	本 庁	衣 笠	大 津	浦 賀	久 里 浜	北 下 浦	西	合 計
第8期計画未 (令和5年度) までの設置数	特定	事業所	3	0	2	2	3	2	1	1	4	3	21
		床	219	0	371	112	236	100	100	74	248	245	1,705
	上記特定の内訳												
	介護付 有料・ サ高住	事業所	3	0	2	2	2	2	1	1	3	3	19
		床	219	0	371	112	164	100	100	74	198	245	1,583
	養護	事業所	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	2
		床	0	0	0	0	72	0	0	0	50	0	122
	地域密 着特定 (床)	事業所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		床	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	第9期計画 (令和6～8 年度)整備予 定数	事業所	整備は行いません										21
		床											1,705

※ 特定施設(特定施設入居者生活介護の指定を受けた事業所)は、総量規制の対象のため、整備計画数を上回る整備ができません。

※ 表中の「介護付有料」は介護付き有料老人ホーム、「サ高住」はサービス付き高齢者向け住宅、「養護」は養護老人ホーム、「地域密着特定」は地域密着型特定施設入居者生活介護の指定を受けた事業所の略です。

※ 特定施設(特定施設入居者生活介護の指定を受けた事業所)には、「混合型(入居要件が要介護以外に自立、要支援を含む)」と「介護専用型(入居要件は要介護のみ)」がありますが、本市は全て「混合型」です。

※ 単位の床は、1床＝1定員です。

○ 認知症対応型共同生活介護事業所(グループホーム)

今後、介護保険認定者数が増加していくと推計される中で、認知症状が出現する認定者も増加していくと見込まれます。このような状況の中、認知症に特化した入居事業所である認知症対応型共同生活介護事業所の整備が必要です。第9期計画策定時も待機者は70人と依然として待機状況が続いていますが、居所変更実態調査の結果(新規入所者76人に対し、退所者数84人)から既存事業所の入居も可能であることを考慮して3事業所54床の整備を目指します。

認知症対応型共同生活介護事業所

日常生活 圏 域		追 浜	田 浦	逸 見	本 庁	衣 笠	大 津	浦 賀	久 里 浜	北 下 浦	西	合 計
第8期計画末 (令和5年度) までの設置数	事業所	3	2	1	5	12	5	6	4	7	4	49
	床	45	26	18	70	197	71	79	63	98	62	729
第9期計画(令 和6～8年度) 整備予定数	事業所	3事業所54床 (令和7年度・8年度にて整備予定)										52
	床											783

※ 認知症対応型共同生活介護事業所は、総量規制の対象のため、整備計画数を上回る整備ができません。

※ 単位の床は、1床＝1定員です。

③ 介護保険以外の高齢者向け施設の整備計画

○ ケアハウス

現在、3施設170床となっていますが、現状のとおりとします。

○ 生活支援ハウス

現在、1施設15床となっていますが、現状のとおりとします。

○ 住宅型有料老人ホーム

現在、24施設定員834人となっています。過去3年間の施設数は横ばいで推移しており、第9期計画期間における施設数も横ばいで推移すると見込んでいます。

○ 健康型有料老人ホーム

現在、1施設定員86人となっています。過去3年間の施設数は横ばいで推移しており、第9期計画期間における施設数も横ばいで推移すると見込んでいます。

○ サービス付き高齢者向け住宅(特定施設入居者生活介護の指定を受けていない事業所)

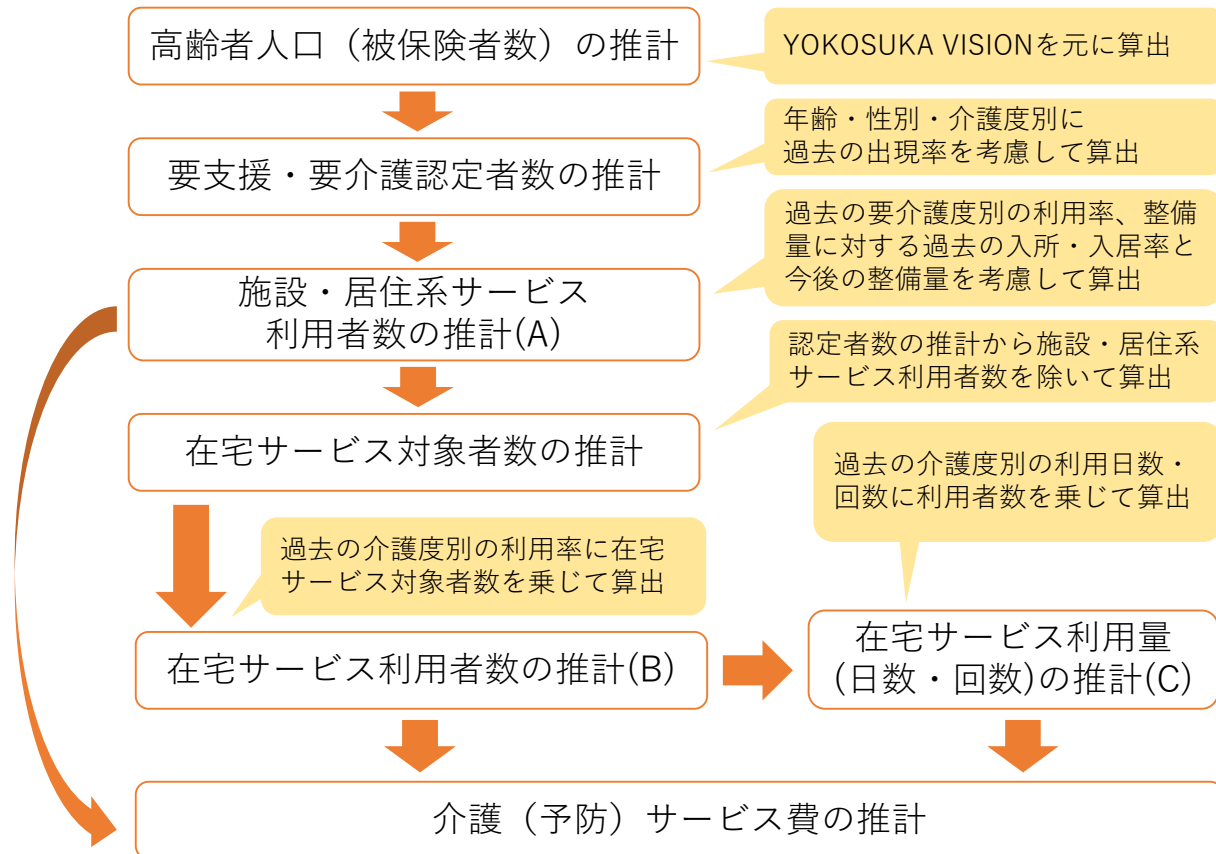
現在、6施設定員220人となっています。過去3年間の施設数は横ばいで推移しており、第9期計画期間における施設数も横ばいで推移すると見込んでいます。

(2) 介護保険サービス量の推計

① 推計値の算出方法

以下のとおり算出し、サービス量を基に給付費を見込みます。

なお、令和5年度(2023年度)実績値は、9月月報までの実績から算出しています。



(A) 介護度別の令和2～5年度の平均利用率×要支援・要介護認定者の推計値

ただし、介護老人福祉施設と介護老人保健施設は入所定員を考慮して最大値を設けました。最大値は、介護老人福祉施設は直近8年の最大稼働率を、介護老人保健施設は直近4年の平均稼働率を定員数に乗じて算出しました。

(B) 介護度別の令和2～5年度の平均利用率×在宅サービス対象者数の推計値

ただし、訪問看護と福祉用具貸与はどの介護度においても毎年利用率が上がっているため、第9期は訪問看護は直近4年、福祉用具貸与は令和元年度から2年度の伸び率が新型コロナウイルスが原因と思われる外れ値となっていたので、直近3年の伸び率の平均を加算して今後の利用率を見込み、推計に利用しました。

また、介護予防支援は近年の上昇傾向や要支援者の需要増を踏まえ、直近4年の平均伸び率を加算して今後の利用率を見込み、推計に利用しました。

- (C) 介護度別の令和2～5年度の平均利用回数(日数)×在宅サービス利用者数の推計値
 ただし、訪問介護は回数が毎年上昇傾向にあるため、直近4年の伸び率を加算し毎年回数が増えるよう見込みました。
 また、訪問看護も同様に上昇傾向ですが、特に直近の増加が大きいいため、令和5年度の回数が今後も続くと見込みました。

② 施設・居住系サービス

(ひと月あたり)

		第9期計画期間推計			中・長期推計		
		令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和12年度 (2030年度)	令和17年度 (2035年度)	令和22年度 (2040年度)
施設サービス							
介護老人福祉施設	人数(人)	2,170	2,170	2,170	2,170	2,170	2,170
介護老人保健施設	人数(人)	1,035	1,035	1,035	1,035	1,035	1,035
介護医療院	人数(人)	15	17	17	19	20	20
介護療養型医療施設	人数(人)	—	—	—	—	—	—
居住系サービス							
特定施設入居者生活介護	人数(人)	1,485	1,548	1,590	1,708	1,795	1,785
認知症対応型共同生活介護	人数(人)	673	704	722	777	820	818
介護予防特定施設入居者生活介護	人数(人)	173	157	115	194	195	183
介護予防認知症対応型共同生活介護	人数(人)	1	1	1	1	1	1

③ 介護サービス

(ひと月あたり)

		第9期計画期間推計			中・長期推計		
		令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和12年度 (2030年度)	令和17年度 (2035年度)	令和22年度 (2040年度)
在宅サービス							
訪問介護	回数(回)	119,002	131,120	140,457	160,134	179,134	186,868
	人数(人)	4,428	4,656	4,812	5,244	5,575	5,534
訪問入浴介護	回数(回)	2,230	2,372	2,430	2,639	2,828	2,838
	人数(人)	453	482	494	537	576	578
訪問看護	回数(回)	20,817	22,867	24,540	27,796	30,740	31,710
	人数(人)	2,323	2,553	2,744	3,111	3,440	3,547
訪問リハビリテーション	回数(回)	3,436	3,635	3,730	4,094	4,365	4,354
	人数(人)	292	309	317	348	371	370
居宅療養管理指導	人数(人)	4,969	5,254	5,423	5,935	6,352	6,340
通所介護	回数(回)	35,116	36,890	38,195	41,663	44,250	43,839
	人数(人)	4,073	4,272	4,423	4,816	5,103	5,049
通所リハビリテーション	回数(回)	5,795	6,093	6,313	6,909	7,364	7,307
	人数(人)	769	808	837	915	974	966
短期入所生活介護	日数(日)	10,246	10,906	11,275	12,428	13,422	13,427
	人数(人)	1,098	1,166	1,206	1,326	1,428	1,426
短期入所療養介護	日数(日)	548	576	603	667	714	714
	人数(人)	61	64	67	74	79	79
福祉用具貸与	人数(人)	7,830	8,400	8,841	9,833	10,676	10,799
特定福祉用具販売	人数(人)	127	132	138	151	161	160
住宅改修	人数(人)	87	92	95	104	109	109
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	人数(人)	38	39	40	45	48	48
地域密着型通所介護	回数(回)	18,032	18,935	19,624	21,415	22,732	22,499
	人数(人)	2,293	2,403	2,490	2,711	2,869	2,835
認知症対応型通所介護	回数(回)	3,554	3,783	3,901	4,312	4,653	4,641
	人数(人)	357	379	391	431	464	462
小規模多機能型居宅介護	人数(人)	159	168	173	191	204	201
看護小規模多機能型居 宅介護	人数(人)	61	63	65	72	75	76
居宅介護支援	人数(人)	11,360	11,929	12,344	13,446	14,272	14,141

④ 介護予防サービス

(ひと月あたり)

		第9期計画期間推計			中・長期推計		
		令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和12年度 (2030年度)	令和17年度 (2035年度)	令和22年度 (2040年度)
在宅サービス							
介護予防訪問入浴介護	回数(回)	1	1	1	1	1	1
	人数(人)	1	1	1	1	1	1
介護予防訪問看護	回数(回)	342	386	438	490	534	543
	人数(人)	40	45	51	57	62	63
介護予防訪問リハビリテーション	回数(回)	124	136	136	136	136	136
	人数(人)	12	13	13	13	13	13
介護予防居宅療養管理指導	人数(人)	250	260	268	281	284	268
介護予防通所リハビリテーション	人数(人)	100	104	107	113	114	107
介護予防短期入所生活介護	日数(日)	32	32	32	38	38	32
	人数(人)	5	5	5	6	6	5
介護予防短期入所療養介護	日数(日)	1	1	1	1	1	1
	人数(人)	1	1	1	1	1	1
介護予防福祉用具貸与	人数(人)	1,205	1,305	1,396	1,530	1,603	1,574
特定介護予防福祉用具販売	人数(人)	26	26	28	29	29	27
介護予防住宅改修	人数(人)	41	43	44	46	47	45
介護予防認知症対応型通所介護	回数(回)	1	1	1	1	1	1
	人数(人)	1	1	1	1	1	1
介護予防小規模多機能型居宅介護	人数(人)	20	22	22	24	24	22
介護予防支援	人数(人)	1,313	1,411	1,499	1,632	1,699	1,657

⑤ 介護予防・日常生活支援サービス(相当サービス)

要支援認定者数の将来推計値から施設・居住系サービスの利用者数を引いた数に、事業対象者数の将来推計値を足した数を介護予防・日常生活支援サービスの利用対象者数とし、直近3年の平均伸び率を加算して見込んだ今後の利用率を乗じ、件数及びサービス量を以下のとおり見込みます。

(ひと月あたり)

		第9期計画期間推計			中・長期推計		
		令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和12年度 (2030年度)	令和17年度 (2035年度)	令和22年度 (2040年度)
訪問型サービス (介護予防訪問介護相当サービス)	日数(日)	1,197	1,170	1,125	1,103	1,031	906
	件数(件)	268	262	252	247	231	203
通所型サービス (介護予防通所介護相当サービス)	日数(日)	12,378	13,128	13,796	14,788	15,225	14,757
	件数(件)	2,409	2,555	2,685	2,878	2,963	2,872
介護予防ケアマネジメント	件数(件)	1,911	1,971	2,015	2,103	2,108	1,990

⑥ 特別給付

施設入浴サービスは介護サービスと同様に見込みます。搬送サービスは、令和6年度からの運用変更に伴う利用量の増加を見込み、以下のように推計します。

(ひと月あたり)

		第9期計画期間推計			中・長期推計		
		令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和12年度 (2030年度)	令和17年度 (2035年度)	令和22年度 (2040年度)
施設入浴サービス	回数(回)	26	27	28	30	31	31
搬送サービス	回数(回)	655	673	685	719	739	729

(3) 介護保険給付費等の推計

① 保険給付費の推計

これまでのサービス量の見込みを基に、第9期計画期間及びその後の給付額を推計した結果は152～153ページのとおりです。

なお、各年度の保険給付費は、以下の式にア～ウの要素を加えて算出しています。

サービス単価(令和5年度) × サービス見込み量 約 3.6%増

ア 報酬改定率 1.59%増

イ 後期高齢者の増加等に伴う重度者の増 約 0.3%増

ウ 地域区分の変更 約 0.9%増

エ その他の調整 約 1.0%増

加算の取得など、報酬改定以外の理由で1人・1回・1日
あたりの給付額が増えること等を想定しています。

【介護給付】

(単位：百万円)

	第9期計画期間推計			中・長期推計		
	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和12年度 (2030年度)	令和17年度 (2035年度)	令和22年度 (2040年度)
居宅サービス						
訪問介護	4,366	4,814	5,155	5,870	6,561	6,842
訪問入浴介護	362	386	395	429	460	461
訪問看護	1,356	1,491	1,599	1,809	2,000	2,064
訪問リハビリテーション	125	132	136	149	159	159
居宅療養管理指導	851	902	930	1,019	1,091	1,089
通所介護	3,271	3,449	3,570	3,902	4,161	4,133
通所リハビリテーション	672	709	734	805	862	857
短期入所生活介護	1,144	1,220	1,261	1,390	1,503	1,505
短期入所療養介護	84	89	93	103	110	110
福祉用具貸与	1,243	1,337	1,402	1,563	1,707	1,733
特定福祉用具販売	42	44	46	51	54	54
住宅改修	91	96	99	109	114	114
特定施設入所者生活介護	3,742	3,912	4,015	4,316	4,543	4,527
地域密着型サービス						
定期巡回・随時対応型訪問介護 看護	92	95	98	110	117	117
地域密着型通所介護	1,746	1,842	1,909	2,090	2,231	2,215
認知症対応型通所介護	560	598	616	682	737	736
小規模多機能型居宅介護	378	402	413	459	494	489
認知症対応型共同生活介護	2,378	2,492	2,555	2,750	2,904	2,898
看護小規模多機能型居宅介護	238	246	253	280	293	298
施設サービス						
介護老人福祉施設	7,681	7,722	7,731	7,770	7,803	7,807
介護老人保健施設	4,036	4,079	4,095	4,146	4,177	4,182
介護医療院	70	79	79	88	93	93
居宅介護支援	2,398	2,527	2,614	2,853	3,037	3,014
合計	36,926	38,663	39,798	42,744	45,209	45,497

※端数処理をしているため、合算した数値は一致しない場合があります。

【予防給付】

(単位：百万円)

	第9期計画期間推計			中・長期推計		
	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和12年度 (2030年度)	令和17年度 (2035年度)	令和22年度 (2040年度)
在宅サービス						
介護予防訪問入浴介護	0	0	0	0	0	0
介護予防訪問看護	16	18	20	22	24	24
介護予防訪問リハビリテーション	4	5	5	5	5	5
介護予防居宅療養管理指導	39	41	42	44	45	42
介護予防通所リハビリテーション	43	44	46	48	49	46
介護予防短期入所生活介護	3	3	3	4	4	3
介護予防短期入所療養介護	0	0	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	67	73	78	85	89	88
特定介護予防福祉用具販売	7	7	8	8	8	7
介護予防住宅改修	46	48	49	51	52	50
介護予防特定施設入居者生活介護	157	146	114	177	178	167
地域密着型サービス						
介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	18	20	20	22	22	20
介護予防認知症対応型共同生活介護	3	3	3	3	3	3
介護予防支援	83	89	94	103	107	104
合計	486	496	481	572	585	560

※端数処理をしているため、合算した数値は一致しない場合があります。

※推計値が50万円未満のサービスは0と表示されている場合があります。

【特別給付】

(単位：百万円)

	第9期計画期間推計			中・長期推計		
	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和12年度 (2030年度)	令和17年度 (2035年度)	令和22年度 (2040年度)
施設入浴サービス	4	4	4	4	4	4
搬送サービス	22	22	23	24	24	24
合計	25	26	26	28	29	28

※端数処理をしているため、合算した数値は一致しない場合があります。

【保険給付費合計】

(単位：百万円)

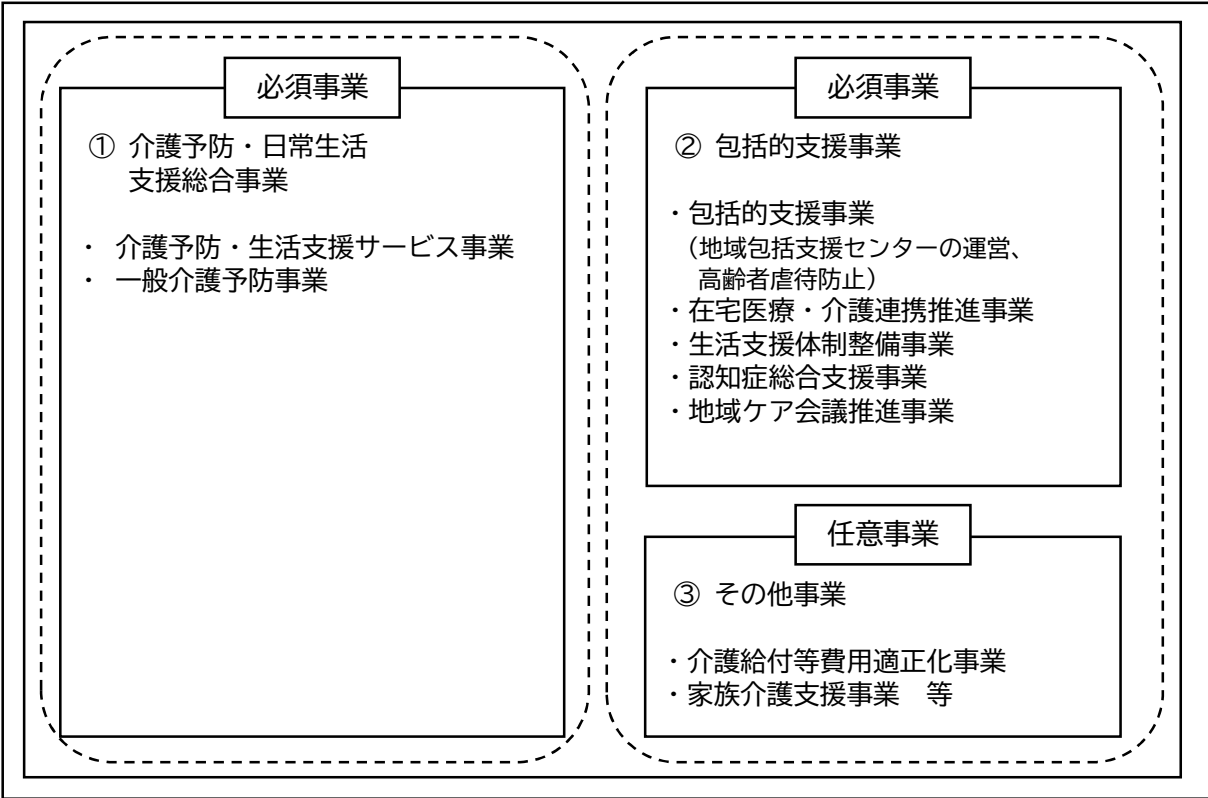
	第9期計画期間推計			中・長期推計		
	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和12年度 (2030年度)	令和17年度 (2035年度)	令和22年度 (2040年度)
介護給付費	36,926	38,663	39,798	42,744	45,209	45,497
介護予防給付費	486	496	481	572	585	560
特別給付費	25	26	26	28	29	28
高額介護サービス費	1,037	1,085	1,116	1,201	1,269	1,277
高額医療合算介護サービス費	164	172	177	190	201	202
特定入所者介護サービス費	736	742	744	752	759	760
審査支払手数料	29	34	34	37	39	39
合計	39,404	41,218	42,377	45,524	48,091	48,362

※端数処理をしているため、合算した数値は一致しない場合があります。

② 地域支援事業費の推計

地域支援事業とは、高齢者が要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するため、介護保険法第115条の45の規定に基づき市が実施する事業です。

地域支援事業には、①介護予防・日常生活支援総合事業(必須事業)、②包括的支援事業(必須事業)、③その他の事業(任意事業)があります。



介護予防・日常生活支援総合事業のうち、事業対象者及び要支援者等に提供される介護予防・生活支援サービス事業の相当サービス及び介護予防ケアマネジメントの量は、149ページに記載のとおりです。費用額は、以下のとおり推計しました。

【総合事業の訪問・通所相当サービス費】 (単位：百万円)

	第9期計画期間推計			中・長期推計		
	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和12年度 (2030年度)	令和17年度 (2035年度)	令和22年度 (2040年度)
訪問型サービス (介護予防訪問介護相当サービス)	45	44	42	41	39	34
通所型サービス (介護予防通所介護相当サービス)	696	738	776	832	856	830
介護予防ケアマネジメント	118	122	125	130	130	123
合計	859	904	943	1,003	1,025	987

※端数処理をしているため、合算した数値は一致しない場合があります。

地域支援事業全体の事業費は以下のとおりです。

【地域支援事業費合計】

(単位：百万円)

	第9期計画期間推計			中・長期推計		
	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和12年度 (2030年度)	令和17年度 (2035年度)	令和22年度 (2040年度)
介護予防・日常生活支援総合事業	889	935	973	1,034	1,056	1,018
包括的支援等事業	631	631	631	631	631	631
合計	1,521	1,566	1,605	1,665	1,687	1,649

※端数処理をしているため、合算した数値は一致しない場合があります。

③ 保健福祉事業費の推計

保健福祉事業とは、要介護被保険者を介護している家族の支援等を、介護保険法第115条の49の規定に基づき市が実施できる事業です。

【保健福祉事業費合計】

(単位：百万円)

	第9期計画期間推計			中・長期推計		
	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和12年度 (2030年度)	令和17年度 (2035年度)	令和22年度 (2040年度)
保健福祉事業費	92	92	92	92	92	92

※端数処理をしているため、合算した数値は一致しない場合があります。

④ 介護保険給付費等の総額

「保険給付費」と「地域支援事業費」、「保健福祉事業費」の総額は、以下のとおりです。

【介護保険給付費等の総額】

(単位：百万円)

	第9期計画期間推計			中・長期推計		
	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和12年度 (2030年度)	令和17年度 (2035年度)	令和22年度 (2040年度)
保険給付費	39,404	41,218	42,377	45,524	48,091	48,362
地域支援事業費	1,521	1,566	1,605	1,665	1,687	1,649
保健福祉事業費	92	92	92	92	92	92
合計	41,016	42,876	44,074	47,281	49,871	50,102

※端数処理をしているため、合算した数値は一致しない場合があります。

(4) 第1号被保険者の保険料

① 財源構成と保険料の仕組み

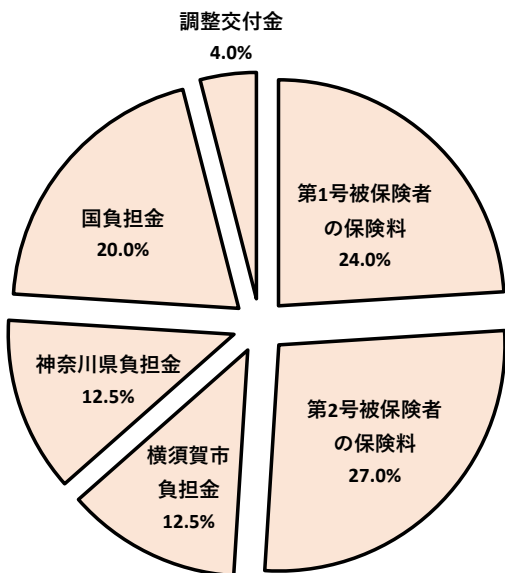
【保険給付費】

介護保険サービスを利用する場合、費用の1割～3割が自己負担となり、残りが保険から給付されます。(自己負担の割合は前年の所得額に応じて決まります。)

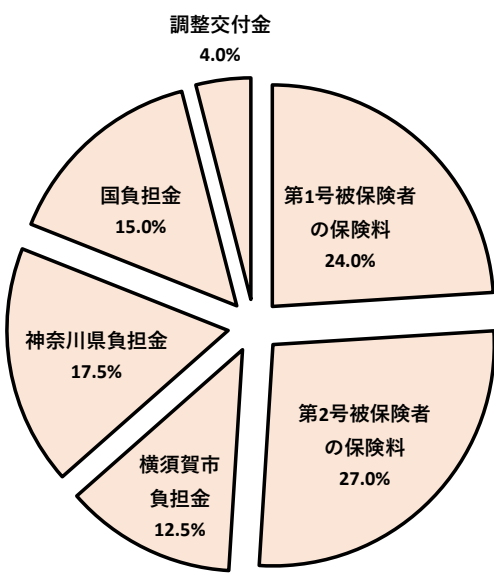
保険から給付される額の約半分を国、県、市が公費で負担し、残りを被保険者の保険料で賄います。ただし、特別給付に関しては、第1号被保険者の保険料のみで賄われています。

令和6年度から令和8年度の財源構成については、下図のとおりです。

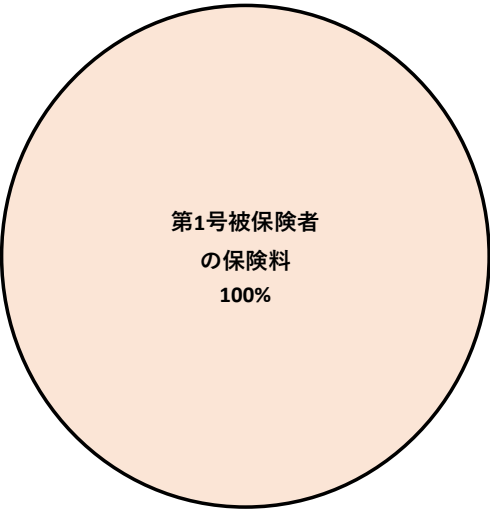
【居宅給付費の財源内訳】



【施設等給付費※1の財源内訳】



【特別給付費の財源内訳】



※1 施設等給付費には、施設サービス及び(介護予防)特定施設入所者生活介護が該当

※2 第1号被保険者…65歳以上の被保険者

※3 第2号被保険者…40～64歳の被保険者

※4 調整交付金…

介護給付費財政調整交付金の略称で、各市町村間の第1号被保険者の保険料の格差を調整するため、全国の介護保険の給付にかかる費用の5%に相当する額で国が負担するものです。各市町村の65～74歳、75～84歳及び85歳以上の被保険者の比率と高齢者の所得水準に応じて配分されます。

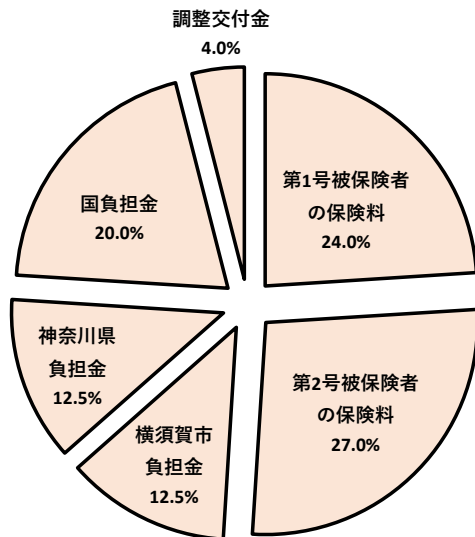
【地域支援事業費】

地域支援事業費のうち介護予防・日常生活支援総合事業については、その財源の約半分を国、県、市が公費で負担し、残りを被保険者の保険料で賄います。

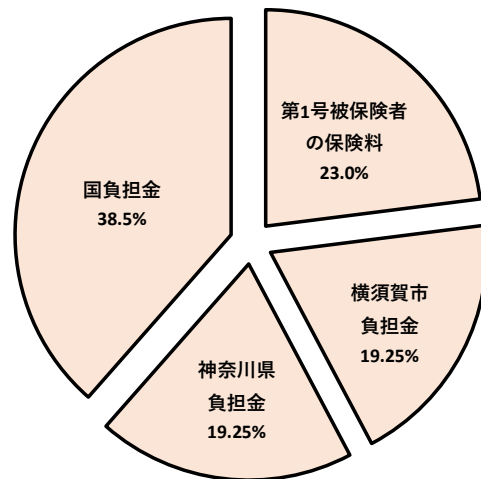
包括的支援等事業は、その財源の約8割を国、県、市が公費で負担し、残りを第1号被保険者の保険料^{※1}で賄います。

令和6年度から令和8年度の財源構成については、下図のとおりです。

【介護予防・日常生活支援総合事業の財源内訳】



【包括的支援等事業の財源内訳】



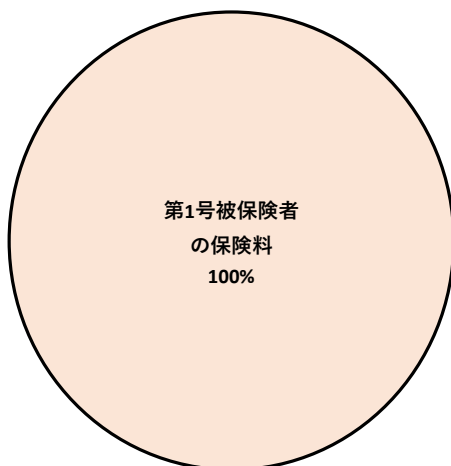
※1 ただし、国の交付金（保険者機能強化推進交付金、介護保険保険者努力支援交付金）によって、割合がさらに小さくなる場合があります。

【保健福祉事業費】

保健福祉事業費は、全て第1号被保険者の保険料^{※2}で賄います。

令和6年度から令和8年度の財源構成については、下図のとおりです。

【保健福祉事業の財源内訳】



※2 ただし、国の交付金（保険者機能強化推進交付金）を充てることによって、第1号被保険者の保険料で賄う金額が小さくなる場合があります。

② 第1号被保険者の介護保険料の設定

今後、高齢化の進展に伴い介護給付費の増加等による保険料水準の上昇が見込まれる中、介護報酬改定等の影響も踏まえつつ、保険料段階の弾力化(多段階化)や介護給付費準備基金の活用等により保険料上昇を抑制するなど、さまざまな観点から検討を行い、第9期計画期間の保険料を設定しました。

第9期計画期間内の給付費を1,280億円と見込んでいます。

これに、法令で定められた被保険者の負担割合を乗じた後の金額から、保険者機能強化推進交付金等2億円と、介護給付費準備基金の取崩額35億円を引いた、第1号被保険者の負担額である273億円(内訳は下記参照)を、被保険者数に各料率を乗じた補正被保険者数(37.9万人)で除することにより保険料を算出しました。

$$\begin{aligned} & \frac{\text{令和6～8年度の給付費等見込み額のうち第1号被保険者の負担額273億円} \div 98.5\%(\text{予定収納率})}{37.9\text{万人}(\text{令和6～8年度の補正被保険者数の合計})} \\ & \quad \div 73,200\text{円}(\text{保険料基準額年額}) \\ & \quad \quad 6,100\text{円}(\text{保険料基準額月額}) \end{aligned}$$

※内訳

・ 居宅給付費、施設等給付費、介護予防・日常生活支援総合事業	1,257 億円 × 24% =	302 億円
・ 包括的支援事業等事業費	19 億円 × 23% =	4 億円
・ 特別給付費、保健福祉事業費	4 億円 × 100% =	4 億円
・ 保険者機能強化推進交付金、介護保険保険者努力支援交付金	=	-2 億円
・ 介護給付費準備基金の取崩し額	=	-35 億円
合計 1,280 億円		273 億円

【第1号被保険者の所得段階別介護保険料】

第9期						第8期		
所得段階	課税状況	対象者	国料率	本市料率	年額(円) (月額(円))	段階	本市料率	年額(円) (月額(円))
第1段階	世帯非課税 本人非課税	・生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者で市民税世帯非課税者 ・市民税世帯非課税者（課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円以下）	0.285 (0.455)	0.285 (0.455)	20,860 (1,738)	第1段階	0.3 (0.5)	20,880 (1,740)
第2段階		市民税世帯非課税者（課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円を超えて120万円以下）	0.485 (0.685)	0.435 (0.635)	31,840 (2,653)	第3段階		
第3段階		市民税世帯非課税者（第1段階、第2段階以外）	0.685 (0.69)	0.685 (0.69)	50,140 (4,178)	第4段階	0.7 (0.75)	48,720 (4,060)
第4段階	世帯課税 本人課税	市民税課税世帯・本人非課税者（課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円以下）	0.9	0.85	62,220 (5,185)	第5段階	0.85	59,160 (4,930)
第5段階		市民税課税世帯・本人非課税者（第4段階以外）	1.0 (基準額)	1.0 (基準額)	73,200 (6,100)	第6段階	1.0 (基準額)	69,600 (5,800)
第6段階	世帯課税 本人課税	市民税本人課税者（合計所得金額が70万円未満）	1.2	1.1	80,520 (6,710)	第7段階	1.1	76,560 (6,380)
第7段階		市民税本人課税者（合計所得金額が70万円以上120万円未満）		1.2	87,840 (7,320)	第8段階	1.2	83,520 (6,960)
第8段階		市民税本人課税者（合計所得金額が120万円以上160万円未満）	1.3	1.3	95,160 (7,930)	第9段階	1.3	90,480 (7,540)
第9段階		市民税本人課税者（合計所得金額が160万円以上210万円未満）		1.35	98,820 (8,235)	第10段階	1.35	93,960 (7,830)
第10段階		市民税本人課税者（合計所得金額が210万円以上320万円未満）	1.5	1.5	109,800 (9,150)	第11段階	1.5	104,400 (8,700)
第11段階		市民税本人課税者（合計所得金額が320万円以上400万円未満）	1.7	1.7	124,440 (10,370)	第12段階	1.7	118,320 (9,860)
第12段階		市民税本人課税者（合計所得金額が400万円以上500万円未満）	1.9	1.9	139,080 (11,590)	第13段階	1.8	125,280 (10,440)
第13段階		市民税本人課税者（合計所得金額が500万円以上600万円未満）	2.1	2.1	153,720 (12,810)			
第14段階		市民税本人課税者（合計所得金額が600万円以上700万円未満）	2.3	2.3	168,360 (14,030)	第14段階	1.9	132,240 (11,020)
第15段階		市民税本人課税者（合計所得金額が700万円以上800万円未満）	2.4	2.4	175,680 (14,640)			
第16段階		市民税本人課税者（合計所得金額が800万円以上1,000万円未満）		2.5	183,000 (15,250)	第15段階	2.0	139,200 (11,600)
第17段階		市民税本人課税者（合計所得金額が1,000万円以上1,500万円未満）		2.6	190,320 (15,860)	第16段階	2.1	146,160 (12,180)
第18段階		市民税本人課税者（合計所得金額が1,500万円以上）		2.8	204,960 (17,080)	第17段階	2.2	153,120 (12,760)

※ 合計所得金額とは収入金額から必要経費に相当する金額を差し引いた金額で、扶養控除や医療費控除などの所得控除、繰越控除を差し引く前の金額のことです。

※ 第3段階までの料率の()内は公費投入による軽減を行う前の料率です。

※ 色付き部分は第9期から変更となる料率です。

資料編

- 1 計画の策定体制
- 2 索引

1 計画の策定体制

横須賀市高齢者保健福祉計画(第9期介護保険事業計画を含む)は、横須賀市社会福祉審議会条例に基づき、横須賀市社会福祉審議会に設置する高齢福祉専門分科会を9回開催し、審議いたしました。

(1) 横須賀市社会福祉審議会条例

(総則)

第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45号。以下「法」という。)第7条第1項の規定に基づく横須賀市社会福祉審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営については、法令に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。

(組織)

第2条 審議会は、委員40人以内をもって組織する。

2 審議会委員及び法第9条第1項に規定する臨時委員(以下「臨時委員」という。)の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員及び臨時委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 臨時委員は、前項の規定にかかわらず、担当する特別の事項の調査審議が終了したときは、その任期を終了するものとする。

(平17条例4・旧第3条繰上、平25条例74・平30条例5・一部改正)

(委員長の職務代理)

第3条 法第10条に規定する委員長(以下「委員長」という。)に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代理する。

(平17条例4・旧第4条繰上)

(会議)

第4条 審議会の会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、委員の4分の1以上が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、会議を招集しなければならない。

3 委員長は、会議の議長となる。

4 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

5 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

6 臨時委員は、当該特別の事項について会議を開き、議決を行う場合に限り、前2項の規定の適用については、委員とみなす。

(平17条例4・旧第5条繰上)

(専門分科会)

第5条 法第11条第1項及び第2項の規定に基づき、審議会に次に掲げる専門分科会を置き、それぞれ当該各号に掲げる事項を調査審議する。

(1) 福祉専門分科会 次号及び第3号並びに法第11条第1項に規定する事項以外の福祉に関すること。

(2) 障害福祉専門分科会 障害者の福祉に関すること。

(3) 高齢福祉専門分科会 高齢者の福祉に関すること。

2 審議会は、前項の専門分科会の決議(重要又は異例な事項を除く。)をもって、審議会の決議とする。

(平17条例4・旧第6条繰上・一部改正、平30条例5・一部改正)

(専門分科会の委員等)

第6条 前条第1項の専門分科会に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。

2 前条第1項の専門分科会及び法第11条第1項に規定する民生委員審査専門分科会に専門分科会会長を置き、当該専門分科会に属する委員及び臨時委員が互選する。

3 専門分科会会長は、当該専門分科会の事務を掌理する。

4 専門分科会会長に事故があるときは、あらかじめ専門分科会会長が指名した委員又は臨時委員がその職務を代理する。

5 第4条の規定は、専門分科会の会議について準用する。

(平17条例4・旧第7条繰上・一部改正)

(審査部会)

第7条 審議会は、次に掲げる事項について諮問を受けたときは、社会福祉法施行令(昭和33年政令第185号)第3条第1項に規定する審査部会の決議をもって審議会の決議とする。

(1) 身体障害者の障害程度

(2) 身体障害者手帳の交付に係る医師の指定又は指定の取消し

(3) 身体障害者の更生医療を担当する医療機関の指定又は指定の取消し

2 第4条及び第6条第2項から第4項までの規定は、審査部会の会議及び委員について準用する。

(平17条例4・旧第8条繰上・一部改正、平25条例74・一部改正)

(その他の事項)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会の同意を得て委員長が定める。

(平17条例4・旧第9条繰上)

附 則

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成17年3月31日条例第4号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成25年12月17日条例第74号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成30年3月29日条例第5号)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

2 改正後の社会福祉審議会条例第2条第2項の規定にかかわらず、この条例の施行の日から平成30年9月30日までの間に新たに委嘱された委員の任期は、平成31年3月31日までとする。

(2) 横須賀市社会福祉審議会 高齢福祉専門分科会委員名簿

五十音順、敬称略。

氏 名	役 職 等	
荒 木 稔	一般社団法人 横須賀市薬剤師会 会長	
伊 藤 佳 子	神奈川県看護協会 横須賀支部 副支部長	
鈴木 栄一郎	公益社団法人 横須賀市シルバー人材センター 常務理事 兼 事務局長	
◎ 西 村 淳	神奈川県立保健福祉大学 保健福祉学部 社会福祉学科 教授	
沼 田 裕 一	一般社団法人 横須賀市医師会 副会長	
○ 原 茂 良	特別養護老人ホーム興寿苑 施設長	
半 澤 栄 一	一般社団法人 横須賀市歯科医師会 会長	令和5年8月1日から
星 名 美 幸	公募市民	
松 尾 健 一	社会福祉法人 横須賀市社会福祉協議会 地域福祉課長	
松 本 好 史	一般社団法人 横須賀市歯科医師会 顧問	令和5年7月31日まで

◎は高齢福祉専門分科会会長、○は職務代理者を示します。

(3) 横須賀市社会福祉審議会 高齢福祉専門分科会 開催経過

① 第17回高齢福祉専門分科会

開催日時 令和5年5月18日(木) 13時30分から15時30分まで

開催場所 横須賀市役所すくすくかん 研修室

- 主な議事
1. 横須賀市高齢者保健福祉計画(第8期介護保険事業計画を含む)の進捗管理について
 2. 高齢者向けアンケート調査等の集計結果について
 3. 横須賀市高齢者保健福祉計画(第9期介護保険事業計画を含む)の策定スケジュールについて
 4. 横須賀市高齢者保健福祉計画(第9期介護保険事業計画を含む)について
第1章:計画策定の趣旨
第2章:高齢者を取り巻く状況
第3章:計画の基本目標
 5. 横須賀市高齢者保健福祉計画(第9期介護保険事業計画を含む)の骨子について

② 第18回高齢福祉専門分科会

開催日時 令和5年6月15日(木) 13時30分から15時30分まで

開催場所 横須賀市役所消防局庁舎 災害対策本部室

- 主な議事
1. 前回会議等関連事項
議事録について
前回審議内容にかかる補足について
 2. 介護保険運営状況について
 3. 第8期介護保険事業計画に基づく施設等の整備について
 4. 骨子案の変更について
 5. 横須賀市高齢者保健福祉計画(第9期介護保険事業計画を含む)について
第4章:施策の展開
方針2:地域における支え合いの基盤づくり
方針3:認知症との共生

③ 第19回高齢福祉専門分科会

開催日時 令和5年7月20日(木) 13時30分から15時30分まで
開催場所 横須賀市役所消防局庁舎 災害対策本部室
主な議事 1. 前回会議等関連事項
議事録について
2. 骨子案の変更について
3. 横須賀市高齢者保健福祉計画(第9期介護保険事業計画を含む)について
第4章:施策の展開
方針4:高齢者本人と家族を支えるネットワークの充実

④ 第20回高齢福祉専門分科会

開催日時 令和5年8月17日(木) 13時30分から15時30分まで
開催場所 横須賀市役所本庁舎 301会議室
主な議事 1. 前回会議等関連事項
議事録について
2. 骨子案の変更について
3. 横須賀市高齢者保健福祉計画(第9期介護保険事業計画を含む)について
第4章:施策の展開
方針5:介護保険制度の持続可能で安定的な運営

⑤ 第21回高齢福祉専門分科会

開催日時 令和5年8月24日(木) 13時30分から15時30分まで
開催場所 横須賀市役所本庁舎 301会議室
主な議事 1. 骨子案の変更について
2. 横須賀市高齢者保健福祉計画(第9期介護保険事業計画を含む)について
第1章:計画策定の趣旨
第2章:高齢者を取り巻く状況と本市の課題
第3章:計画の基本目標
第4章:施策の展開
方針3:認知症との共生
方針4:高齢者本人と家族を支えるネットワークの充実

⑥ 第22回高齢福祉専門分科会

開催日時 令和5年9月14日(木) 13時30分から15時30分まで

開催場所 横須賀市役所消防局庁舎 災害対策本部室

- 主な議事
1. 前回会議等関連事項
議事録について
 2. 骨子案の変更について
 3. 横須賀市高齢者保健福祉計画(第9期介護保険事業計画を含む)について
第4章:施策の展開
方針1:それぞれの状態に応じた健康づくり
方針2:地域における支え合いの基盤づくり
方針5:介護保険制度の持続可能で安定的な運営
特別給付の制度変更について

⑦ 第23回高齢福祉専門分科会

開催日時 令和5年10月12日(木) 13時30分から15時05分まで

開催場所 横須賀市役所消防局庁舎 災害対策本部室

- 主な議事
1. 前回会議等関連事項
議事録について
前回の審議内容にかかる修正について
 2. 横須賀市高齢者保健福祉計画(第9期介護保険事業計画を含む)案
にかかるパブリック・コメント手続の実施について
介護サービス量の推計
パブリック・コメント案について

⑧ 第24回高齢福祉専門分科会

開催日時 令和5年12月21日(木) 13時30分から15時30分まで

開催場所 横須賀市役所すくすくかん 研修室

- 主な議事
1. 前回会議等関連事項
議事録について
 2. 横須賀市高齢者保健福祉計画(第9期介護保険事業計画を含む)案について
パブリック・コメント手続の結果について
パブリック・コメント資料からの修正点について
介護サービス等費の推計について
資料編について
 3. 第9期介護保険事業計画期間(令和6年度から令和8年度まで)における介護保険料所得段階について

⑨ 第25回高齢福祉専門分科会

開催日時 令和6年1月18日(木) 13時30分から14時40分まで

開催場所 横須賀市役所消防局庁舎 災害対策本部室

- 主な議事
1. 前回会議等関連事項
議事録について
 2. 第9期介護保険事業計画に伴う介護保険料の改定について
 3. 国通知を踏まえた第9期介護保険事業計画期間(令和6年度から令和8年度まで)における介護保険料所得段階について
 4. 横須賀市高齢者保健福祉計画(第9期介護保険事業計画を含む)案について
答申案について
前回分科会からの変更点について

2. 索引

あ

アルツハイマー	57
EPA	138
移動確保支援	72
医療型ショートステイ	78
受け入れ職員研修	138
エンディングプラン・サポート事業 ...	98
オーラルフレイル	32

か

介護医療院	119
介護給付適正化	129
外国人介護人材	138
外国人技能実習生	138
介護サービス	77
介護サービス事業所の防災	113
介護職員出前講座	136
介護職の資格取得支援	137
介護人材確保支援	136, 137
介護人材定着・育成支援	137, 138
介護の日本語講座	138
介護報酬に係る Q&A	139
介護保険以外の高齢者向け施設 ...	120
介護保険制度	77
介護保険保険者努力支援交付金 ...	18
介護保険料の財源構成	156, 157
介護予防ケアマネジメント	84
介護予防サービス	77
介護予防サポーター	46
介護予防支援	78
介護予防・生活支援サービス事業 ...	36
介護老人福祉施設	119
介護老人保健施設	119
介護ロボット	139
かかりつけ薬剤師・薬局	83
かながわオレンジ大使	56
紙おむつ支給	76
通いの場	46
看護小規模多機能型居宅介護	79

基準緩和型訪問・通所サービス	37
基本チェックリスト	38
救急に関する取組	115
給付適正化パンフレット	135, 139
居宅介護支援	78
居宅療養管理指導	78
緊急通報システム	71, 74
グループホーム	119
ケアハウス	120
ケアプラン	132
ケアマネジャー支援	132
経済連携協定	138
軽費老人ホーム	120
敬老祝い	44
健康型有料老人ホーム	120
健康診査	35
権利擁護	84, 88, 91
権利擁護支援が必要な困難事例等の検討会議	86
権利擁護支援チーム	91, 92
後期高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施	34, 36
交通安全の取組	115
高齢者生きがいの家	43
高齢者・介護者のためのこころの相談	75, 100
高齢者学級	45
高齢者虐待	98
高齢者虐待関係機関向け研修会 ...	99
高齢者虐待防止講演会	99
高齢者虐待防止センター	81, 101
高齢者総合相談窓口	81
高齢者等ごみ出し支援	74
コミュニケーション研修	137

さ

サービス付き高齢者向け住宅.....	120
サービスの種類(居住系・施設サービス)	119
サービスの種類(在宅サービス) ..	78, 79
サービスの分類.....	118
サービスの利用状況(介護サービス)	126, 127
サービスの利用状況(介護予防サービス)	127
サービスの利用状況(介護予防・日常生活 支援サービス).....	128
サービスの利用状況(特別給付)....	128
サービス量の推計(介護サービス) ..	148
サービス量の推計(介護予防サービス)	149
サービス量の推計(介護予防・日常生活 支援サービス).....	149
サービス量の推計(施設・居住系サービス)	147
サービス量の推計(特別給付).....	150
在宅医同行研修	110
在宅医療・介護連携推進	84
在宅医療セミナー(介護職対象)....	111
在宅医療対応診療所	109
在宅医療出前セミナー.....	110
在宅療養ガイドブック.....	108
在宅療養センター連携拠点	107
在宅療養ブロック連携拠点	106
在宅療養・看取り啓発イベント.....	108
在宅療養連携体制	107
自主防災組織の活動支援	113
施設入浴サービス.....	79
市町村特別給付	72, 79
シニアリフレッシュ事業.....	39, 76
市民後見人	94
市民大学講座	45
社会福祉協議会	52
若年性認知症支援コーディネーター..	64
若年性認知症のつどい	64
住宅改修	39, 71, 78, 134

住宅型有料老人ホーム.....	120
終活	96
終活支援センター.....	81
重層的支援体制整備事業	82
縦覧点検・医療情報との突合	134
出張理容等サービス.....	77
住民主体による生活支援活動.....	50
障害者相談サポートセンター.....	91
小規模多機能型居宅介護	79
ショートステイ	78
処遇改善への働きかけ	136
所得段階別介護保険料	159
自立支援・介護予防のための地域ケア個 別会議	39, 47, 86
シルバー人材センター	42
寝具丸洗いサービス.....	76
ストレスマネジメント研修.....	138
住まい探しの支援.....	73
生活支援コーディネーター.....	48
生活支援体制整備	84
生活支援ハウス.....	120
生活習慣病重症化予防事業	35
成年後見制度	89
成年後見制度情報交換会(協議会) ..	94
成年後見制度パンフレット.....	93
成年後見制度普及啓発講演会	93
成年後見制度利用支援	93
成年後見制度利用の相談窓口	92
成年後見等の審判請求(市長申立て)	93
整備計画(在宅サービス事業所) 140, 141	
整備計画(施設・居住系サービス事業所)	142, 143, 144
整備計画(介護保険以外の高齢者向け施 設)	145
整備状況(在宅サービス事業所)....	122
整備状況(施設・居住系サービス事業所)	123, 124, 125
整備状況(介護保険以外の高齢者向け施 設)	125
総合事業	77, 154
総合相談支援	84

た

耐震工事	73
多職種連携	104
多職種連携セミナー	62, 111
短期入所生活介護	78
短期入所療養介護	78
地域ケア会議	84, 86
地域ケア会議及び在宅療養連携会議	86, 104
地域ケア個別会議	81, 86, 87
地域支え合い協議会	48
地域支援事業費の推計(総合事業の訪問・通所相当サービス)	154
地域資源情報	68
地域包括ケアシステム	25, 26
地域包括支援センター	61, 83, 84
地域密着型通所介護	79
地域密着型特定施設入居者生活介護	119
地域連携ネットワーク	91
チームオレンジ	63
通所介護(デイサービス)	78
通所リハビリテーション	78
定期巡回・随時対応型訪問介護・看護	79
特定施設入居者生活介護	119
特別養護老人ホーム	119
デジタル機器の活用支援	70
届出のあったケアプラン検討会議	87, 132

な

日常生活圏域	14
日常生活自立支援事業	88
入門的研修	136
任意後見制度	89
認知症お役立ち BOOK	56
認知症オレンジパートナー	63
認知症カフェ	64
認知症キャラバン・メイト	56
認知症ケアパス	63

認知症高齢者介護者の集い

.....	62, 75, 100
認知症サポーター	56
認知症疾患医療センター	62
認知症初期市集中支援チーム	58
認知症総合支援	84
認知症相談窓口	61
認知症対応型共同生活介護	119
認知症対応型通所介護	79
認定調査	129

は

ハイレスクアプローチ	36
はつらつシニアパス	44
搬送サービス	72, 79
ひとり暮らし高齢者入浴料等助成	44, 74
ひとり暮らし高齢者実態調査	74
福祉の相談窓口	80
福祉避難所	112
フレイル	32
フレイルサポーター	46
福祉ボランティア	52
福祉用具	39, 71, 72, 78, 134
ヘルスメイト	46
保険給付費等の推計(介護給付) ...	152
保険給付費等の推計(特別給付) ...	153
保険給付費等の推計(予防給付) ...	153
保険者機能強化推進交付金	18
保健福祉事業費の推計	155
包括的ケア会議	86
包括的・継続的ケアマネジメント支援	84
法人後見	95
法定後見制度	89
防火の取組	115
防犯の取組	114
ホームヘルプ	72, 78
訪問介護	72, 78
訪問型短期集中予防サービス	37
訪問看護	78
訪問入浴介護	78

訪問リハビリテーション	78
ほっとかん.....	61, 75, 80, 81
ポピュレーションアプローチ	34

ま

まちづくり出前トーク.....	69
民生委員児童委員	51
モニター研修.....	137
もの忘れ相談	62

や

要介護認定	129
養護老人ホーム.....	120
要支援者に対する訪問・通所相当サービス	37
よこすかエチケット集.....	106
よこすかオレンジドクター	62
よこすかオレンジ LINE.....	57, 60
横須賀市災害時要援護者支援プラン	112
よこすか成年後見センター	81, 91
横須賀にこっと SOS ネットワーク	60
横須賀にこっとチーム	58
横須賀にこっとパス	63
横須賀版リビング・ウィル	108

ら

リハビリテーション専門職派遣	47
リビング・ウィル	98
老人憩いの家	43
老人クラブ.....	42
老人福祉センター.....	43

わ

わたしの終活登録.....	96
---------------	----



横須賀市高齢者保健福祉計画 (第9期介護保険事業計画を含む)

〒238-8550 神奈川県横須賀市小川町11番地

横須賀市 民生局福祉こども部 介護保険課

TEL : 046-822-8308 FAX : 046-827-8845

E-mail : nci-hw@city.yokosuka.kanagawa.jp

リサイクル適性(A)

本冊子は、グリーン購入法に基づく令和5年度横須賀市グリーン購入調達方針の判断の基準を満たす紙を使用し、かつ、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料〔Aランク〕のみを用いて作製しています。
この冊子は、●●部作製し、1冊あたりの印刷経費は●●円です。

パブリック・コメント手続（意見募集）結果

横須賀市高齢者保健福祉計画

（第 9 期介護保険事業計画を含む）（案）

令和 6 年度（2024 年度）～令和 8 年度（2026 年度）

【公表日】

令和 6 年（2024 年）2 月 ■ 日

横須賀市社会福祉審議会

問合せ先：横須賀市民生局福祉こども部介護保険課

電話 046-822-8308（直通）

横須賀市高齢者保健福祉計画（第9期介護保険事業計画を含む）（案）に関するパブリック・コメント手続（意見募集）の結果について

1 意見募集期間

令和5年（2023年）11月17日（金）から12月6日（水）まで

2 意見提出者数及び意見件数

7人の方から18件の意見の提出がありました。

■ 提出状況

提出方法	人 数
直接提出	0人
郵 送	0人
ファクス	0人
E-mail	7人
そ の 他	0人
合 計	7人

■ 章別の件数

項 目 名	件 数
第1章 計画策定の趣旨	0件
第2章 高齢者を取り巻く状況と本市の課題	0件
第3章 計画の基本目標	0件
第4章 施策の展開	
方針1 それぞれの状態に応じた健康づくり	4件
方針2 地域における支え合いの基盤づくり	1件
方針3 認知症との共生	0件
方針4 高齢者本人と家族を支える ネットワークの充実	7件
方針5 介護保険制度の持続可能で安定的な 運営	4件
その他、意見や要望	2件
合 計	18件

3 提出された意見の概要及びそれに対する考え方

第1章～第3章 (P. 1～P. 28)

意見はありませんでした。

第4章 施策の展開 方針1 それぞれの状態に応じた健康づくり (P. 30～P. 39)

No	意見の概要	考え方
1	【(P. 36) 1 (3) ①介護予防・生活支援サービス事業の推進】 「短期集中的に専門的なサービスを受けることで自立に向けた機能向上が図れる人を対象に、デイサービス以外の多様な通いの場のひとつとして、民間のトレーニングジムの利用料を補助するというサービスの創設を検討」したとあるが、これについては良い方針であると考えます。 一方で、「検討の結果、既存のデイサービスにもトレーニング機能を備えた事業所があることや、高齢者のトレーニングジムへのニーズがどれくらいあるのか見込むのが難しく」実現には至らなかったとの記載があった。 これに対して、デイサービスではなくトレーニングジムを活用することで、回復し要支援の対象から外れても継続しやすくなるため、回復見込みのある高齢者にとって十分にニーズがあるのではないかと考えた。 よって、再度実現を検討するべきではないか。 また、一度回復した高齢者は再度要支援の対象となる可能性が高いと考えられるため、継続的にトレーニングジムに通えるように少額の利用料補助をしてはどうかということを提案する。	(健康部健康増進課確認) 短期集中サービスの利用対象者は、要支援者や事業対象者であるため、第9期計画期間においても、今までと同様にサービスの実施方法やデイサービス以外の通い場について一般介護予防事業と合わせながら検討してまいります。

No	意見の概要	考え方
2	【(P.37) 1 (3) ③基準緩和型訪問・通所サービス（訪問型・通所型サービスA）】 障がい者が介護保険に移行すると、使えなくなるサービスがあると聞いて不安になっています。	（介護保険課確認） 65歳以上となり障害サービスから介護サービスに移行した場合、基本的には介護サービスを優先して利用していくことになりますが、重複しないサービスについては引き続き障害サービスを利用することができます。自立した生活を継続していくうえで不安がないよう、ケースワーカーやケアマネジャーとよく相談していくことが重要です。
3	【(P.37) 1 (3) ④要支援者に対する訪問・通所相当サービス】 チェックリストで利用できるサービスがあることは知られていないので、周知が必要である。	（介護保険課確認） 総合事業の介護予防・生活支援サービス事業は、『基本チェックリスト』を受けて生活機能が低下していると判定され、事業対象者となった方が使えるサービスです。 介護予防訪問介護相当サービス（ホームヘルプ）や介護予防通所介護相当サービス（デイサービス）等を利用することができます。 上記のサービスは要支援1、2の方も利用することができますが、事業対象者の判定には有効期間がなく、窓口で受けてその場で判定が出るのが要介護認定との違いです。 介護予防・生活支援サービスは、生活機能を維持し、要支援（要介護）状態になることを予防するために重要なサービスです。 現在、介護認定申請に来られた方などに窓口でご案内をしておりますが、今後は市のホームページへの掲載やチラシの作成などにより周知に努めてまいります。

No	意見の概要	考え方
4	【(P. 39) 1 (3) ⑧シニアリフレッシュ事業の実施】 シニアリフレッシュ事業として、対象となる高齢介護者に対してマッサージ等の施術費の一部を助成すると記載されているが、介護者がマッサージを受けるための時間を工面できないのではないかと考える。 施術費の助成だけでなく、レスパイトの時間を確保するためにもショートステイの施設を増やすべきではないか。	(福祉施設課・介護保険課確認) レスパイトのためのショートステイについては利用希望も多いことは承知していますが、多くが介護施設併設となっており、介護施設が増えないとショートステイの増設は難しいと考えています。 介護施設については、施設へのヒアリングや居所変更実態調査の結果、入所待機者数が非常に多い状態ではないため、整備は行わない予定です。

第4章 施策の展開 方針2 地域における支え合いの基盤づくり (P. 40～P. 53)

No	意見の概要	考え方
5	【(P. 42～) 2 (1) 社会参加の支援】 住民主体による生活支援活動や生涯学習・まちづくりなど、社会参加につながるメニューを豊富化して参加を促し、生きがいをづくりと介護予防を積極的にすすめることが重要。	(福祉総務課確認) ご指摘のとおり、「社会参加」は生きがいをづくりや介護予防を進めるために大変重要な要素です。 社会参加につながる多様なメニューの中から、その人その人の生き方や興味関心に応じた選択ができる環境づくりを地域の皆様と一緒に進めてまいります。

第4章 施策の展開 方針3 認知症との共生

意見はありませんでした。

第4章 施策の展開 方針4 高齢者本人と家族を支えるネットワークの充実 (P. 66～P. 115)

No	意見の概要	考え方
6	【(P. 70) 6 (1) コラム デジタル機器を使った情報発信のための支援】 デジタル機器を使った情報発信のための支援としてパソコン・スマホ講座の実施などが挙げられているが、これらはデジタル機器の使用に積極性をもつ層にのみ有効な取り組みであって、そうでない層や外出が困難な高齢者との情報格差は埋まらないのではないだろうか。これに対して、学生ボランティアを活用し高齢者の自宅に訪問してデジタル機器の使用法や関連する困りごとなどについて説明する出張デジタル教室の実施を提案する。 これについては、安全性の担保のためほっとかんや地域包括支援センター等が主体となってボランティアを募集し、連携して実施する必要があると考える。また、高齢者向けに使いやすく大きなフォントや簡単なナビゲーション機能等を備えたバリアフリーなデバイスやアプリケーションの作成に取り組むとよいのではないか。	(地域福祉課確認) デジタル機器の使用に積極的でない方や外出が困難な方について、地域包括支援センターが関係性を構築しながら介護予防教室や自宅訪問の際に、医療や健康、介護などの情報の受信ニーズに基づいて市公式 LINE の登録方法を案内するなど支援しています。 また、地域包括支援センターは参加者のニーズに基づいて、携帯電話会社と連携して介護予防教室でスマホ講座を開催しています。対象者の支援ニーズと学生ボランティアとのマッチングができるか地域包括支援センターと意見交換をしていきたいと思います。

No	意見の概要	考え方
7	【(P. 72) 6 (2) (参考) 移動確保のための支援】 横須賀市の団地数は 35 団地、棟数は 220 棟、そのうちエレベーターの設置があるのは 13 団地、36 棟である。4 階建て以上は少なくとも 135 棟あるのに対し、エレベーターの設置は 36 棟に限られている。(横須賀市の市営住宅概要 (2023) より) 要支援・要介護者の搬送サービスとして、対象が「谷戸など高台」に自宅がある場合という地理的要因に限られているが、このようにエレベーターが設置されていない住宅の居住者も搬送サービスの対象範囲に含むべきではないか。	(介護保険課確認) 市町村特別給付は、谷戸という横須賀市独自の地形や、エレベーターの未設置が多い集合住宅が一定数存在する現状を踏まえた制度としております。 計画には詳細に記載しておりませんが、市町村特別給付の搬送サービスの対象には集合住宅も対象としており、具体的にはエレベーターが設置されていない建物で 3 階以上に居住する方としています。
8	【(P. 80) 7 (1) ①福祉の総合相談窓口「ほっとかん」における支援】 一人暮らしなどの方で、親族と疎遠であったり遠くにいて連絡が取れていないご近所のことで相談をしたことがあるが、ほっとかんや民生委員さんなどに連絡をしても、たらいまわしになるなどなかなかつないでもらえなかった事例がある。 心ある市民が善意で動こうとしても応えてもらえないとためらいが生じ、取りこぼしが起きてしまう。	(地域福祉課確認) 福祉の総合相談窓口ほっとかんは、高齢者総合相談のほか複合的な課題や制度の狭間の課題を抱える方の相談を受け付け、課題解決に向け関係機関と連携して相談支援を行っています。 ご本人がセルフネグレクトなどで支援や医療介護サービスを拒否されたり、家族間トラブルが要因であったりして、行政などによる支援が非常に困難な事例もあります。現状、こうしたケースへの対応に大変苦慮しており、ご近所にお住まいの皆さんが期待するような支援が直ちに行えず、ご心配ご負担をおかけすることになってしまい申し訳なく思っています。できるだけ速やかに適切に医療や介護、生活支援などのサービスにつなげることができるよう努めていきます。

No	意見の概要	考え方
9	【(P.81) 7 (1) ②高齢者総合相談窓口としての「ほっとかん」の周知】 ほっとかんが認知症相談窓口であること、高齢者の総合相談窓口であることが分かりにくく周知不足であるとのことだが、ほっとかんの機能を周知させるためにも名称を変更した方が良いのではないか。福祉の総合相談窓口という名称であるが、「福祉」という言葉の対象が分かりにくいため、主な相談対象を名称に含むべきではないかと考える。 また、横須賀市のホームページにおいて、ほっとかんに関するページに辿り着くことが難しいと感じた。具体的には、高齢分野の一次相談窓口の役割を担っているにも関わらず、高齢・介護・認知症等のキーワードを用いた検索結果に表示されないことや、横須賀市のホームページ内の「サービスをさがす」という機能で高齢・介護を対象とした相談窓口を探してもほっとかんの情報が取得できないことである。この点に関して改善すべきではないか。	(地域福祉課確認) 福祉の総合相談窓口「ほっとかん」は、それ以前にあった高齢者総合相談窓口及び認知症相談窓口を発展させる形で令和2年4月に設置しました。 その際、これまでの市の窓口では相談を受けることが難しかった 8050 問題、ダブルケア、そして子育て、障害、生活困窮、虐待、ひきこもりなどの様々な課題が絡み合った相談を受ける窓口であることを広報してきました。 このような様々な課題が絡み合った相談を受ける窓口であることが周知されつつありますが、その反面、市民の皆さまからいただく意見などを通じて、ほっとかん設置以前に存在していた高齢者総合相談窓口がわかりにくくなったという課題を認識して本計画に位置付けようとしているものです。 窓口名称を変更する考えはありませんが、ほっとかんが高齢者総合相談窓口や認知症相談窓口であることの周知に努めてまいります。 また、市ホームページの掲載については、ご意見を踏まえ改善いたします。

No	意見の概要	考え方
10	【(P. 83) 7 (2) ①地域包括支援センターの周知】 市には 12 の包括支援センターがある。中学校区に 1 つという国の方針からすると決して多くはない。遠くにあたりたり地形の特性から行きにくいところも多い。京急大津の駅前にある「シャロームひろば」のような出先を増やすとよい。 包括支援センターが身近な相談先とすることができるように、周知が必要である。 出先は市のホームページなどでも紹介がないので、直ぐにでも掲載してはどうか。	(地域福祉課確認) 地域包括支援センターは、三職種(主任ケアマネジャー、保健師、社会福祉士)がそれぞれの専門性を活かし、三職種がチームとなって訪問を中心とした支援活動を行っており、窓口で相談を受けるよりも訪問してお話をうかがうことに力を入れています。 このため、現時点では、地域包括支援センターの出先としての相談窓口を設置していく予定はありません。 地域包括支援センターについては、身近な相談窓口であることの周知に一層努めてまいります。 なお「シャロームひろば」については、大津地域包括支援センターの受託法人様が、地域住民の方々とのふれあい拠点を設置するにあたり、地域包括支援センターが担う相談機能も取り入れたものです。市のホームページ等での紹介については、受託法人様と相談しながら対応を検討いたします。

No	意見の概要	考え方
11	【(P.104) 9 (1) ①地域ケア会議及び在宅療養連携会議の開催】 「顔の見えるネットワークを構築」するための案として会議の開催が挙げられているが、多職種連携を推進するためにより踏み込んだ関係性の構築機会が必要なのではないか。 その案として、インターネット上でチャット形式で気軽に情報共有のできるシステムを整備することを提案する。 また、定期的な関係機関への訪問も重要であると考え。会議において、「基本的な方向性を打ち出し、様々な事業を企画、実施する」と記載されているが、関係を強化しより良い支援を提供するためにも、定期的なフィードバックと改善の機会が重要であると考え、実施しているのであれば記載するべきではないか。	(地域福祉課確認) 医療介護に従事する皆さんのコミュニケーションにおいて、現状よりも連絡の手間を小さくできる仕組みを取り入れたり、お互いをよく理解するために施設訪問をしたりすることは「顔の見えるネットワーク構築」に向けて大変重要でありご意見に共感します。 具体的な進め方については、地域ケア会議及び在宅療養連携会議で検討していきたいと考えます。 地域ケア会議及び在宅療養連携会議では、メンバー任期の2年間で1サイクルとして事業の企画、実施からその評価を行い、次期メンバーへ引き継いでいます。 ご意見を踏まえ、計画書の記載を修正します。
12	【(P.106) 9 (1) ②入退院時の多職種連携の推進】 状況に応じて、介護から医療に移行したり戻ったりすることがあるが、当事者や家族にはわかりにくい。理解した上でスムーズにサービスが使えるように支援していただきたい。	(地域福祉課確認) 自宅や施設で介護を受けながら暮らしている方が入退院したり、訪問看護を受けたりする場面で、医療保険と介護保険の併用や切り替えなど制度上、分かりにくい部分があると思います。 医療介護の専門職が本人及び家族の理解度に応じた丁寧な説明ができるよう、さらなる連携強化に向けた支援に市として努めてまいります。

第4章 方針5 介護保険制度の持続可能で安定的な運営（P116～P.158）

No	意見の概要	考え方
13	【(P.136)13(1)②処遇改善への働きかけ】 第9期中に、高齢化率が32%を超え、そのうち後期高齢者が20%に達する見込みであることを考えると、少子化による介護従事者の不足が大変懸念される。 報酬や処遇改善を図るよう国に申し入れるとともに、市内での雇用にインセンティブをつけるなどの工夫が必要ではないか。	(介護保険課確認) 今後も介護従事者の不足が見込まれておりますので、引き続き、国に対して報酬改定や処遇改善の働きかけを行っていきます。 また、介護従事者の雇用に対するインセンティブについては、他都市の取り組み事例を参考に、本市の支援策を検討します。
14	【(P.138)13(2)②外国人介護人材の育成支援】 外国人介護人材の育成支援について、横須賀市に多数ある日本語サロンなどと連携し、社会資源として活用していくべきではないかと提案する。	(介護保険課確認) 本市ではこれまで、日本語サロンとの連携は行っていませんでした。貴重なご提案をいただき、誠にありがとうございます。 今後、市内で展開する各サロンの活動内容を調査し、外国人介護人材育成支援事業との連携可否について検討してまいります。

No	意見の概要	考え方
15	【(P.142)14(1)②施設・居住系サービス事業所の整備計画】 介護老人福祉施設へのヒアリング結果から「入所申し込みをしている人のうち、すぐに入所が出要な人は1施設あたり実質0人から5人程度である」と記載されているが、「すぐに入所が必要な人」の定義について明文化するべきであると考えます。	(福祉施設課確認) 「すぐに入所が必要な人」については、国資料にもあるように、「将来の不安からとりあえず申し込む人」が一定数いると所管施設から聞いていたため、入所の見込みが高い実質的な入所申込者を把握するために、介護老人福祉施設にヒアリングを行いました。 ヒアリング時に、「すぐに入所が必要な人」の定義を明示しませんでした。ヒアリングの回答内容からこちらの趣旨と合致した結果となっています。 合致はしていますが、ヒアリング先に明示していないため、第9期計画書には定義を明文化せず、第10期計画書での記載を検討していきます。

No	意見の概要	考え方
16	【(P.143) 14 (1) ②施設・居住系サービス事業所の整備計画】 長期療養が必要な場合、国の方針で療養病床をなくし、医療保険で介護が受けられる「介護医療院」ができているようだが、県下に6か所のみで近くにはない。在宅のだけでは担えないニーズがあるので、市内にも誘致していただきたい。	(福祉施設課確認) 本市には、介護保険が適用される療養病床(介護療養病床)を持つ施設がなく、医療保険が適用される療養病床(医療療養病床)を持つ施設があります。 介護医療院を本市に設置する場合は、本市にある医療療養病床を介護療養病床に転用するか、新規に開設するかのいずれかです。 介護医療院は、人員・設備基準ともにハードルが高く、誘致を行う場合は、長期に渡る検討や交渉が必要となり、第9期計画においては、困難です。 転用が実現の可能性が高いと思いますが、県調査にて、対象施設に転用の意向を確認した結果、希望がありませんでした。 また、県保健医療計画との整合も必要となるため、同計画を確認しながら、第10期計画に向けて検討していきます。

その他、意見や要望

No	意見の概要	考え方
17	介護離職が取りざたされるようになってきた。きょうだいが少なくなり親の介護を担う子どもの負担が増している。 しかし、いったん仕事を止めてしまうと再就職は厳しい。働きながら介護等の手続きや介護休暇の取得がしやすいよう、市内企業の理解促進を図る工夫が必要である。	(介護保険課確認) 介護離職に関しては深刻な問題だと認識しています。ご指摘のとおり、従業員が取得することのできる介護休業や介護休暇について、経営者（雇用主）側の理解が必要不可欠です。 各企業へ介護休暇制度の趣旨を周知するとともに、市役所での介護申請手続きが負担にならないよう適宜見直しを行い、介護離職の防止へつなげてまいります。
18	国は、「ケアマネジャーの有料化」を導入しようとしています。自立支援のためケアプランを作成するケアマネジメントは重要です。有料になってしまうと、お互い相談しにくくなるのは必至です。 堅持するよう国に働きかけてください。また、今後の利用増に備え介護保険の維持のためにも、手続きを簡略化して医師やケアマネの負担を軽くして行くことが必要ではないでしょうか。	(介護保険課確認) 「有料化」については、今後も国の動向を注視しつつ、現状を堅持するよう積極的に働きかけを行っていきます。 また、市役所に対する各種届出も簡素化し、介護現場職員の負担軽減にも努めてまいります。

(案)

第 47 回横須賀市社会福祉審議会

(2024. 1. 31)

全 体 会 資 料 4

横社福審第 60 号

令和 6 年 (2024 年) 1 月 31 日

横須賀市長 上 地 克 明 様

横須賀市社会福祉審議会

委員長 松 谷 有 希 雄

横須賀市地域福祉計画、

よこすか障害者計画 (第 7 期横須賀市障害福祉計画及び

第 3 期横須賀市障害児福祉計画を含む) 及び

横須賀市高齢者保健福祉計画 (第 9 期介護保険事業計画を含む)

の策定について (答申)

令和 5 年 1 月 31 日付け横福総第 57 号で諮問のあった標記について、下記計画を取りまとめましたので答申します。

記

- 1 横須賀市地域福祉計画
- 2 よこすか障害者計画 (第 7 期横須賀市障害福祉計画及び第 3 期横須賀市障害児福祉計画を含む)
- 3 横須賀市高齢者保健福祉計画 (第 9 期介護保険事業計画を含む)